

プロジェクト研究報告書
2
〈事例編〉

特殊教育諸学校の地域における
センター的機能に関する開発的研究

(平成13年度～平成15年度)

平成16年 3 月

独立行政法人
国立特殊教育総合研究所

プロジェクト研究報告書

特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究

平成16年3月

国立特殊教育総合研究所

事例編 目次

まえがき—この〈事例集〉をお読みいただくにあたって

I. 盲学校の事例

- (1) 福井県立盲学校…………… 1
- (2) 神奈川県立平塚盲学校…………… 8

II. 聾学校事例

- (1) 福井県立ろう学校…………… 15
- (2) 北海道旭川聾学校…………… 21

III. 養護学校の事例

1. 知的障害養護学校

- (1) 福島県立大笹生養護学校…………… 31
- (2) 福井県立清水養護学校…………… 39
- (3) 福井県立嶺南東養護学校…………… 44
- (4) 福井県立嶺北養護学校…………… 51
- (5) 福井県立福井南養護学校…………… 57
- (6) 福井県立嶺南西養護学校…………… 64
- (7) 大阪府立高槻養護学校…………… 71
- (8) 福井大学教育地域科学部附属養護学校…………… 76

2. 肢体不自由養護学校

- (1) 福井県立福井養護学校…………… 81
- (2) 神奈川県立茅ヶ崎養護学校…………… 89
- (3) 長野県立稲荷山養護学校…………… 99
- (4) 熊本県立松橋養護学校…………… 113

3. 市立養護学校

- (1) 藤沢市立白浜養護学校…………… 119
- (2) 篠山市立篠山養護学校…………… 128

IV. 県をあげた取組みの事例

1. 神奈川県における養護学校等の支援機能の展開と支援資源の開発

—新たな支援資源・支援資源システムの創出の具体的プロセス—

- はじめに…………… 135
- 第Ⅰ期…………… 135
- 第Ⅱ期…………… 136
- 第Ⅲ期…………… 139
- 第Ⅳ期…………… 141

2. 福井県における県ぐるみで取り組む特殊教育諸学校のセンター的機能の開発	
1 はじめに	145
2 研究の概要	145
3 研究協力校の取り組み	148
4 センターを支える取り組み	149
5 研究のまとめと考察	159
6 これからに向けて	168
V. 訪問等による調査校の取り組み	171
VI. 資料：研究協力機関紹介	177
まとめ	193

この《事例集》をお読みいただくにあたって

この事例集は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が平成13～15年度の3年間に行ったプロジェクト「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」に関して公刊する報告書の一つで、盲・ろう・養護学校の「センター的機能」に関する開発や取り組みの事例を内容としています。

1 本事例集の目的と構成

この事例集は、各地の盲・聾・養護学校が、地域のニーズやそこに住む人々のニーズにそって「センター的な機能」をこれから開発・実施しようとする際に、また既に様々な展開を開始している場合に、触発されて様々なアイデアが浮かんだり、または振り返ったりする手がかりを提供するものになったらと考えました。決して、「こうすればよい」とか「こうしたらうまくいく」といったことを示すことを目的にした「手引き」ではありません。ですから、それぞれが新しいことに取り組んでいる「息吹」を文章からも感じられるように工夫しようとしました。

内容は、＜Ⅰ．研究協力機関等の事例＞、＜Ⅱ．聴き取りによる事例＞、＜Ⅲ．資料：研究協力機関の概要＞の3部で構成されています。

Ⅰ～Ⅳは《県立学校種別》《市立養護学校》《県全体としての取り組み》という構成になっています。神奈川県と福井県については、県全体としてこの研究に協力をいただきましたので、それぞれの県の学校を取り出すと、県の取り組みとして読むことができます。

Ⅴは、全国から幾つかの学校を取り上げ、訪問や電話、eメールなどで取り組みについてお尋ねし、その特徴をまとめたものです。

Ⅵは、Ⅰで事例を提供している各学校の概要についての資料です。

2 本研究の枠組み

この研究は次のような枠組みをもって研究を開始しました。

(研究の趣旨及び目的)

平成10年の中央教育審議会答申以来、特殊教育諸学校が単に校内において在籍する児童生徒の教育を行うだけでなく、これまで蓄積してきた特殊教育に関するノウハウを活かし、地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を担う機能を整備する必要性が指摘されてきた。そしてそれは、新学習指導要領に記述されることになった。

研究では、特殊教育諸学校が「センター的機能」としてどのような内容を構想し、それをどのように展開していったらよいのかについて、開発的な研究を行う。

(研究の概要)

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理する。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について整理する。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズを整理する。
- (4) センター的機能を果たすための学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいのかについて検討する。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件を検討・整理する。

以上の内容について、実際的な展開を行いながら研究を実施する。

(期待する成果)

特殊教育諸学校が地域において障害のある子どもの教育に関してセンター的な役割を果たす場合、どのような内容としてそれを構想し行うことができるか、またそのためには何をどのように整備することが必要なのかについて具体的な指針を提供する。

こうした枠組みの下に、私たちは本研究を開始した時点で、以下のようにゴールを想定して研究を進めてきました。(プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」の《ゴール》について。平成13年5月23日作成)

3年が終わる時点で次のようなものが産出されていることが当面考えるゴールである。

- (1) 特殊教育諸学校の「地域におけるセンター的機能」についての概念モデル及びいくつかの事例が提供できる。
 - (2) 報告した時に、各養護学校や県レベルが各地の実情に合わせて「これは使える」「こういう方向で行かないとだめだ」というもの、きちんと批判的な意見が出せるもの。関係者、関係機関が「こういうものがほしかったんだよ」というものを作る。
 - (3) 特殊教育諸学校と特殊教育センター、幼稚園、保育所、小中高等学校との関係、福祉・医療領域との関係が整理される。
 - (4) 子ども、保護者、関係者のニーズに関する実態がわかる。
 - (5) プロジェクトの副産物としてチームによる研究の進め方に関するノウハウ(課題を含め)の提供。
-

3 研究の全体と事例

この事例集は、各機関の開発した「センター的機能」の特徴を各事例のタイトルにしました。また、内容としては、どのような考え方や手続きで開発を行ったか、校内組織をどのように工夫したかなどを中心に記述しています。本プロジェクト研究では、研究の開始時に特殊教育諸学校のセンター的機能を次のようにとらえました。

1. 教育相談機能
2. コンサルテーション機能
3. 指導機能
4. 研修機能
5. 実践研究機能
6. 情報提供機能
7. 施設・設備開放

その上で、3年を通じ、協力機関において各学校の特色や地域特性にあわせて各機能の開発を行ってきました。神奈川県と福井県では、県全体としての開発の取り組みを進めてきました。県や学校のなかには、この研究プロジェクトが開始されるずっと以前から「センター的な機能」を計画的に開発してきたところもありますし、盲学校や聾学校のように在籍する幼児児童生徒以外の人々に対してサービスの提供を以前から実施してきた学校もあります。

しかし、多くは本プロジェクトに参加することを一つの契機に「センター的な機能」の開発に着手しました。

4 研究協力校の実践報告とセンター的機能の内容・特色

本編は、プロジェクト研究「特殊教育諸学校におけるセンター的機能に関する開発的研究」における研究協力機関による平成13年度から平成15年度までの実践事例をまとめたものです。各研究協力校におけるセンター的機能への取組の特徴を整理し、さらに研究協力校における実践事例について、センター的機能の各学校でのセンター的機能への取組について、その特徴、工夫点、課題についてまとめました。本事例編を読み進める際のインデックスとして利用して頂くこともできます。

(1) 各学校におけるセンター的機能への取組の特徴

各研究協力校におけるセンター的機能への取組の特徴については、以下のように整理できます。

1) 福井県立盲学校(P. 1)

- ・早期から学齢期にいたる継続的な支援。
- ・個別指導から在籍機関担当者に対するコンサルテーションへの展開。
- ・就学期の保護者支援。

- 2) 神奈川県立平塚盲学校 (P. 8)
 - ・相談支援委員会(特別委員会; 時々必要に応じて設置される)の設置と専任の担当による校外支援の開始。
 - ・小・高教員1名が週1日、相談支援活動に従事。
 - ・小中学校教職員を対象とした体験型研修会の開催。
- 3) 福井県立ろう学校 (P. 15)
 - ・通常学級に在籍する聴覚障害の児童・生徒の増加にともなう小中学校支援ニーズの増大。
- 4) 北海道立旭川聾学校 (P. 21)
 - ・早期教育、乳幼児相談室の実施
 - ・通級指導教室の実施
- 5) 福島県立大笹生養護学校 (P. 31)
 - ・保健センター等への教員派遣(「でかける相談」)。
 - ・乳幼児教室と教育相談(開かれた学校づくり)。
 - ・「教育相談部」から「地域支援センター」への名称変更。
 - ・専任2人と全校職員資源の活用。
 - ・専任の授業時数軽減。
 - ・校務分掌の見直し(学部と地域支援センターを同格にした)。
 - ・教育相談専用スペースの確保。
 - ・概念図の作成。
 - ・管理職の果たした役割(教員集団が主体的に機能を開発・実施するfacilitation)。
 - ・県の行う事業の積極活用。
 - ・教育相談と就学相談を分離。
- 6) 福井県立清水養護学校 (P. 39)
 - ・学校開放講座、関係機関との共同学習会、ボランティア養成講座を通じた地域への働きかけ。
 - ・地域の保育園、小学校での指導、コンサルテーション。
 - ・対象児に合わせた担当者の選出等全校的な対応の工夫。
 - ・相談や指導のポイントを記録にして相手先に手渡す。
- 7) 福井県立嶺南東養護学校 (P. 44)
 - ・自閉症に特化した支援(コンサルテーション)の開発・実施。
- 8) 福井県立嶺北養護学校 (P. 51)
 - ・地域に開かれた研修機会の企画・実施をもとに展開。
- 9) 福井県立福井南養護学校 (P. 57)
 - ・教育相談部の設置; 教育相談, 就学, 地域支援, 特別事業を扱う。
 - ・市の就学相談会への担当者参加。
 - ・地域交流会の実施。
- 10) 福井県立嶺南西養護学校 (P. 64)
 - ・教育相談体系化事業を活用して展開
 - ・教育相談部の設置; 教育相談, 就学, 地域支援, 特別事業を行う。
 - ・保健センターでの乳幼児相談会の実施。
 - ・校務分掌の整理と部署間の関係を明確化。
- 11) 大阪府立高槻養護学校 (P. 71)
 - ・学校評議員制度を活用して促進。
- 12) 福井大学教育地域科学部附属養護学校 (P. 76)
 - ・大学にある人・物の活用。
- 13) 福井県立福井養護学校 (P. 81)
 - ・HPに教育相談コーナーを設ける。
 - ・従来から行っている活動の「センター的機能」の視点からの整理。
 - ・教材・教具の貸し出し。

14) 神奈川県立茅ヶ崎養護学校 (P. 89)

- ・開設時から対象地域を狭く限定した (1市1町)。
- ・開設時から地域支援を体制に位置づけ教育相談専任を置いた。
- ・小学校の個々に応じた対応を行うスキルと体制づくりを支援した。
- ・校内全体に地域支援をもたせ、教育相談部を窓口にした。
- ・専任の事業時数軽減。
- ・地域ネットワークカーとしての役割。
- ・校内の教育活動に「センター的機能」を活かすという視点と工夫。
- ・教育相談専用スペースの確保。

15) 長野県立稲荷山養護学校 (P. 99)

- ・障害児 (者) 地域療育等支援事業、教育相談体系化事業
- ・特別支援教育相談専任を人、部員10名。
- ・教育相談のための部屋・電話を確保。
- ・教育相談の窓口を開いている曜日・時間を公表。
- ・関係者への情報提供；書籍貸し出し。

16) 熊本県立松橋養護学校 (P. 113)

- ・「開かれた学校づくり」の次への展開として「センター的機能」。
- ・「センター的機能」を果たすための校内体制再構築と活動の明確化。
- ・概念図の作成。
- ・夏期研修会をきっかけとした地域特殊学級、幼・保との連携；授業。
- ・県地域事業の受託実施。

17) 市立養護学校グループ (藤沢市立白浜養護学校、篠山市立篠山養護学校) (P. 119, 128)

- ・市立関係機関と市ネットワークの形成の試み。

(2) 障害種別の観点からみたセンター的機能への取組の特徴

センター的機能への取り組みは、学校種別で社会的状況や地域社会のニーズが異なっています。本研究の研究協力校においても、その傾向が認められました。以下にその主な特徴を記します。

1) 盲学校、聾学校

盲学校・聾学校では、早期および学齢期の指導機能を担っていることが研究協力校の実践から明らかになりました。(福井県立盲学校、神奈川県立平塚盲学校、福井県立ろう学校、北海道立旭川聾学校)。この背景には、地域の小・中学校や他の障害種別の学校にも当該の障害のある幼児児童生徒が在籍しており、近年さらにその傾向が高まってきている実態があること、また、早期からの感覚補償の重要性が認識されるようになり、学校内外での支援活動が重視されてきていることが考えられます。

盲学校・聾学校では、地域の専門機関の1つとして、その役割を積極的に果たしていこうとする意識がすでに浸透してきているといえるでしょう。

今後は、その体制の整備や内容の質的向上を図っていくことが課題になってきているといえます。

2) 養護学校

養護学校におけるセンター的機能への取り組みについては、その機能を展開するための構内体制の整備 (茅ヶ崎養護学校、稲荷山養護学校、嶺南西養護学校、福井養護学校、福井南養護学校、松橋養護学校)、地域の関連機関等との関係作り (茅ヶ崎養護学校、稲荷山養護学校、嶺南西養護学校、福井南養護学校、清水養護学校) が大きな課題となっており、具体的な実践活動の内容としては、相談活動への取組が中心であるところが多かったといえます (大笹生養護学校、茅ヶ崎養護学校、稲荷山養護学校、嶺南西養護学校、福井養護学校、福井南養護学校)。教育相談用のスペースの確保などの環境整備の課題をあげていた報告もありました (大笹生養護学校、茅ヶ崎養護学校、稲荷山養護学校)。

指導機能やコンサルテーション機能などに関する実践報告は多くはありませんでした (指導機能：清水養護学校、コンサルテーション機能：嶺南東養護学校、清水養護学校、茅ヶ崎養護学校)。

こうした傾向から、養護学校においては、就学相談と教育相談を明確に区分し、外部への支援体制を構築することが大きな課題となっていることもうかがわれました (大笹生養護学校)。その中で外部への支援を設立当初か

ら明確に打ち出している茅ヶ崎養護学校の取組みが他の養護学校から注目されているようです。

3) 市立養護学校

市立養護学校（藤沢市立白浜養護学校、篠山市立篠山養護学校）においては、市立の小・中学校などとの関係機関と市内のネットワーク形成を試みる事が本研究でも大きな課題でした。しかし、この課題解決は困難だったといえます。これは、行政の①横割り②縦割りの双方のマイナス面が大きな障壁となってしまったと考えられます。①は、県立と市立の関係であれば「県からの申し入れに対して、市立学校はやる方向で検討することになるだろうが、市の組織の中では一養護学校がイニシアチブが取りにくかったこと、②は、保健や福祉などの他部署との協働が難しかったということがありそうです。

(3)「センター的機能」の各機能別にみた研究協力校の取組みの状況

1) 教育相談機能

教育相談機能とは、保護者や本人からの要請によって、障害や発達に関し教育の観点から相談に応じる機能をしています。この機能へ取組について報告のあった学校についての詳細は表1に示しましたが、この機能については9校から報告がなされました。

盲学校・聾学校では、教育相談についてはすでに従前から取り組まれており、早期教育との関わりや、指導機能など実際の支援との関わり強化という観点から教育相談の充実発展に取り組んだ報告が中心でした。

これに対して養護学校では、教育相談活動への取組み方が学校間で異なっており、地域に開かれた学校としての教育相談の在り方を模索した事例から教育相談部を創設したというセンター的機能のための体制作りを開始した段階にある学校の報告まで内容に幅があるといえます。

表1 教育相談活動への取組事例

福井県立養護学校	早期から学齢期にいたる継続的な相談支援
平塚盲学校	相談支援委員会（特別委員会）の設置 小・高教員1名が週1日、相談支援活動に従事
旭川聾学校	早期教育、乳幼児相談室 保健センター等への教員派遣（「出向いての相談」）
大笹生養護学校	乳幼児教室と教育相談（開かれた学校づくり） 教育相談専用スペースの確保 教育相談と就学相談を分離
福井南養護学校	教育相談部の設置；教育相談、就学、地域支援、特別事業
嶺南西養護学校	教育相談体系化事業の活用 教育相談部の設置；教育相談、就学、地域支援、特別事業 保健センターでの乳幼児相談会の実施
福井養護学校	H Pに教育相談コーナーを設ける
茅ヶ崎養護学校	開設時から地域支援を体制に位置づけ教育相談専任を配置 校内全体で地域支援、その窓口が教育相談部 教育相談専用スペースの確保
稲荷山養護学校	障害児（者）地域療育等支援事業、教育相談体系化事業の活用 特別支援教育相談専任を1人、部員10名 教育相談のための部屋・電話を確保 教育相談の窓口を開いている曜日・時間を公表

2) 指導機能

指導機能とは、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校もしくは施設等の要請に応じて訪問・巡回によって子どもを直接に指導する機能をしています。

これは、既に述べましたように、盲学校・聾学校では積極的に展開されており、この機能における課題点なども絞り込まれてきているといえます。

一方、養護学校では、直接的な指導に関する報告例は限られていました。

表2 指導機能への取組事例

福井県立盲学校	早期から学齢期にいたる継続的な支援 個別指導から在籍機関担当者に対するコンサルテーションへの展開
平塚盲学校	小・高教員1名が週1日、専任で支援活動に従事
旭川聾学校	早期教育、通級指導教室の実施
大笹生養護学校	乳幼児教室の実施
清水養護学校	地域の保育園、小学校での指導。

3) 機関コンサルテーション機能

機関コンサルテーション機能とは、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校もしくは施設等の要請に応じて訪問し、障害のある子どもの指導や学級・学校経営等に関する相談に応じたりアドバイスをしたりする活動を意味しています。

指導機能を実践している学校では、このコンサルテーション機能の実施も必要になってくるものと思われます。

自閉症やLD、ADHDなどの軽度障害に関するコンサルテーションについては養護学校のセンター的機能として、今後ニーズが高まってくるものと思われますが、嶺南西養護学校からは、自閉症に特化した実践についての報告がなされました。

表3 コンサルテーション機能への取組事例

福井県立盲学校	子どもへの個別指導から在籍機関担当者に対するコンサルテーションへの展開
平塚盲学校	小中学校教職員を対象とした体験型研修会の開催
嶺南西養護学校	自閉症に特化した支援（コンサルテーション）の開発・実施
清水養護学校	地域の保育園、小学校での指導、コンサルテーション。
茅ヶ崎養護学校	地域の小学校におけるケース会議への参加。

4) 研修機能

研修機能とは、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校もしくは施設等の職員を対象に、研修の機会を提供する機能をさしています。

1盲学校、4養護学校からその実践が報告されています。この取組みは今後重要な意味を持ってくるものと思われますが、現段階では試行レベルの学校が多く、責任持った対応をしていくためには、実践の積み重ねとノウハウの蓄積が求められます。

表4 研修機能への取組事例

平塚盲学校	小中学校教職員を対象とした体験型研修会の開催
嶺北養護学校	地域に開かれた研修機会の企画・実施をもとに展開
福井県立清水養護学校	学校開放講座、関係機関との共同学習会、ボランティア養成講座
松橋養護学校	夏期研修会をきっかけとした地域特殊学級、幼・保との連携；授業
福井南養護学校	地域交流会の実施

5) 実践研究機能

実践研究機能とは、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校もしくは施設等の職員を対象に実践研究の機会を提供する機能のことですが、この機能への取組報告があったのは、1校のみでした。この機能については、センター的機能の実践が軌道にのって、盲・聾・養護学校と外部の機関等との安定した関係が築かれていくことによって、本格的に取り組まれていくようになっていくものと思われます。

表 5 実践研究機能への取組事例

松橋養護学校	夏期研修会をきっかけとした地域特殊学級、幼・保との連携；授業研究と公開講座
--------	---------------------------------------

6) 情報提供機能

情報提供機能とは、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校もしくは施設等の職員に対して、多様な教育的ニーズに応じるための情報を集積し、提供を行う機能をしています。このなかには、教育内容や教育方法に関するソフトウェア提供、教材・教具のデータベース化や実物の貸し出しや文献、福祉情報の提供も含まれます。

稲荷山養護学校から書籍の貸し出しについての実践の報告がありました。この機能についても、校内の情報提供体制の整備等が求められるため、今後の課題だといえます。

表 6 情報提供機能への取組事例

稲荷山養護学校	関係者への情報提供；書籍貸し出し
---------	------------------

7) 施設・設備提供機能

施設・設備提供機能とは、盲・聾・養護学校の施設や設備を地域に開放を通して、結果として地域の人々と障害がある幼児児童生徒の間の見えない壁を解消していく場や機会を提供していこうとする機能だといえます。また、障害のある人々の生涯学習に寄与する機能でもあります。

校庭やプールなどの地域の開放はすでに多くの学校でも実施されていますが、センター的機能の一環として、この機能を果たしていくためには、単なる施設・設備の提供にとどまらず、利用者への理解啓発や共同活動などを積極的に展開していくことが求められてきます。

表 7 施設・設備提供への取組事例

福井養護学校	教材・教具の貸し出し
福井大学附属養護学校	大学にある人材・施設設備等の活用

(4) 各校の実践における課題点

本実践を通じて、センター的機能を本格的に実践していくにあたって検討していかなければならない課題点も多く示されました。校内の意識、学校全体としての取組、校内体制としての位置づけ、担当者の力量の向上、通級指導との関係、ネットワークの形成の観点からそれらを整理すると以下ようになりました。

1) センター的機能への校内の反応

- 「在籍していない児童生徒の面倒を見るのか」という声。
- 在籍している児童生徒に対する指導が教員としての本務であり、外部の相談や支援活動などは附加的なサービスと捉えられる。
- 在籍児への教育活動がおろそかになってはいけないという不安の声が何回も話題にあがった。

2) 学校全体の対応の問題

- 必要に応じて教科担当者や学部等と教育相談部と一緒に活動し、学校全体で対応が可能になるよう校内の理解

を。

- 外部へのサービスの多くは組織的に対応するという姿勢が十分ではない。ニーズに応じてそれに関する専門的な知識を持った職員が分担する体制が必要。
- 教育相談部の得た内容を学校全体の資源にすることが課題。
- 分掌間のタイアップが課題。
- 制度としての通級指導教室が設置されスタッフが確保されることが必要（福井盲）

3) 校内体制の位置づけ

- 校内で位置づけ、地域に働きかけることをまだしていない。
- 校務分掌に位置づけていない。

4) 担当者の研修の必要性

- 相談支援にあたる職員の研修機会が必要。
- 教育相談を複数で担当することに拠る実践的な研修が必要。
- 専門的な内容に関する研修機会：コンサルテーションの方法、カウンセリング技法についての研修機会が必要。

5) 通級指導教室の位置づけ

- 通級指導教室；勤務体制、旅費・教材費、担当者の位置づけが不明確、指導者の研修機会、在籍校・市町村教委との連会。
- ネットワークの一員として気軽に相談できる存在として認識してもらう工夫。
- 市町村と県の垣根を低くする。
- 心の拠り所としての通級指導教室。

6) ネットワークの形成

- 個別あるいは個人的なネットワークからより確実なネットワークへ。
- 教員全体の意識の向上。
- 養護学校間の連携・交流。
- ネットワークの一員になること。
- センター的機能に関する活動評価。

(5) 各学校におけるセンター的機能実施における工夫点

各校の実践において、さまざまな工夫や配慮がなされていることの報告もありました。

これらは、今後センター的な機能を本格的に実践しようとする学校にとって参考になる面が多くあると思われます。特徴的な工夫点について整理すると以下ようになります。

1) 他の学校の実践やニーズの把握への努力

- 実践校視察等による情報収集（福井盲、嶺南西）
- 地域療育の実態調査実施によるニーズの把握（嶺南西）
- アンケートによるニーズ調査の実施（福井養護）
- 支援ニーズの聞き取り調査の実施（稲荷山）

2) 地域での支援

- 子どもや家族が地域で自分たちのペースで暮らす援助（福井盲）
- 集団の中において適切な支援があれば個別の丁寧な関わりが可能である。（福井盲）
- 「私たちはこの子にくっついて小学校に行くことはできません」（福井盲）

3) 特殊性の排除

- 聴覚障害教育の特別な配慮事項のみ強調した子育てをしてしまうことを避ける（旭川聾）

4) 教員の意識

- 学校教育に対する考え方を変える良い機会とする：ライフステージや地域という視点で考えなおすことの重要性（清水養護）
- 保護者からの居住地校交流の要望への対応、ボランティア活動への参加などを通して地域に出ていこうとする気持ちを育成（清水養護）

5) 全校研修

- センター的機能の共通理解を図るための校内研修会の実施（松橋、嶺南西）

I. 盲学校の事例

当事者や地域と共に歩む教育相談を目指して

福井県立盲学校

荒木 良子・寺脇 理香

1 本校の概要

本校は福井県下では唯一の視覚障害教育の専門機関である。幼稚部・小学部・中学部・高等部および寄宿舎が設置されており、高等部には普通科と職業課程として保健医療科および専攻科医療科がある。近年、幼児児童生徒数は減少傾向にあるが、幼稚部3歳児から成人の中途障害者まで幅広い年齢層が在籍している。また、視覚障害のみの単一障害児者だけでなく、他の障害を併せ持つ重複障害児者が在籍し、一人一人の実態に応じた多様な教育的対応を行っている。

本校は大正2年に創立され、今年度には創立90周年を迎えた。視覚障害に対応するのは盲学校であるという自負が伝統として受け継がれている。

2 研究の方向性

(1) センターの機能についての考え方

センター的機能について福井県立盲学校として具体的な構想と方向性を持って取り組んでいるわけではないが^{(*)1}、従来より県内唯一の視覚障害教育の専門機関として、あらゆる視覚障害児者に対応するのは本校であるという意識があり、各校務分掌や学校全体で様々な取り組みがなされている。

現在、本校の取り組みとしては次のようなものがあげられる。

- ① 視覚障害教育に関する教員の力量向上（職員研修の充実）
- ② 幅広い多様な教育相談活動（乳幼児期、学齢期、高校生以上～高齢者）
- ③ 卒業生のアフタケア（医療、一般就労、福祉就労、施設入所）
- ④ ボランティア養成への関与
- ⑤ 理解・啓発活動（学校見学会、小・中学校の総合学習などへの協力）

他府県の盲学校においては特殊教育を取り巻く社会的な意識・情勢の変化に対応し、センター的機能をより発揮しやすいように校内の機構改革を行ったり、そのためのビジョンを出しているところもある^{(*)2}。「盲学校はこれからセンター化に向けて離陸するのではなく、どこに着地するのか早急に検討し、実現しなければならない時期に差しかかっている」（大前 2001）²⁾。本校においてもビジョン委員会を再起動させて各校務部や学部でそれぞれになされてきた取り組みを、今後の特別支援教育の在り方を見据えて、視覚障害教育のセンターという観点から構築し直す作業が進められている。

(2) 研究の方向性

本研究では、センター的機能のうち、教育相談、特に早期教育相談と学齢期の相談について焦点化し、視覚に障害をもった子ども達が地域の小学校に就学していく場合、盲学校の専門性を生かしてどのような支援ができるかを実践的に研究した。以下、本報告書では教育相談（乳幼児期～学齢期）に関するものに絞って述べていくことにする。

これまで教育相談として対応してきた幼児が地域の小学校へ就学するようになってきた。その場合、適切な環境のもとで学習できるように盲学校として支援できる体制と力量を持ちたいと考えた。もちろん従来から学齢期の教育相談も行ってきたが、内容は障害児本人への個別の指導であったり、時折の学級参観が主であった。しかし、1999（平成11）年度から開始した保育園への継続的な訪問相談の実践から、在籍校へも定期的な訪問相談などを行い連携をより深める活動をすすめることが、視覚障害児の地域での学びを支えるには必要と感じた。具体的に在籍校と連携を取るとはどういうことか、訪問相談ではどのようなことが課題になるのか、校内での体制作りはどうしていけばいいのか、とくに担当者の力量向上はどうすればよいかなど、先進的に取り組んでいる他県の事例^{(*)3}も参考にしながら、福井県立盲学校の活動を作っていきたい。一歩進んでは見えてくる課題や求められる実践力について教育相談部で話し合い、疑問点や悩みを先進的な学校の事例に重ね合わせ、あるいは直接に訪問して解決し、また一

歩進むという方法をとった。

3 本校の教育相談活動

(1) 教育相談の役割

本校の教育相談活動を支える基本的な考え方について示したい。

本校は以前から乳幼児期からの教育相談に取り組んできた。こうした実践を積み重ねる中で、教育相談に対する考え方を次第に蓄積し、整理していった(荒木 2000)。¹⁾

- ① 視覚障害児およびその保護者にとって「盲学校は楽しい場所である。そこには自分をよく理解してくれる人がある。困っているときにはいつでも相談できる。役に立つ情報が得られる」場でありたい。
- ② 保育園や小中学校にとっては「視覚障害のある子どもが地域のなかで育つように、共に保育・教育に係わってくれる」機関でありたい。

この考えに立つことで様々な活動を一つのこととして捉えられる。つまり対象児に直接に係わる、保護者のよき相談相手になる、保育園や学校に対して具体的な係わりの実例を示したり教材・教具を提供するなどのすべてを教育相談活動と考えている。活動の場所も様々である。家庭訪問する、在籍園・校へ出向く、盲学校で個別に係わる。なぜ、出向くのか？対象児が育つ場所で主たる係わり手とともに係わり、考えることが何より大切だと考えるからである。なぜ、盲学校でも相談をするのか？対象児や保護者が自分のペースで伸び伸びと活動し、他の視覚障害児者の存在を知り、仲間ができるからである。それが教育相談の機能であり、センター的機能である。

(2) 教育相談体制

本校では従来、教育相談は進路指導部の中の一係として行われてきた。1985(昭和58)年進路指導部の重点目標として乳幼児期の相談を取り上げ、職員会議や研修などにおいて教育相談活動の内容を報告し、意義を説き続けた結果、それまであった「よその子の面倒を見るのか？」という意識に変化が見られるようになった。さらに2000(平成12)年4月1日実施の学習指導要領への記載、「21世紀の特殊教育の在り方について」、「今後の特別支援教育の在り方について」などの報告書が示す内容が一層、校内での共通理解を深めた。教育相談活動が行いやすいように時間割上の配慮や相談活動を授業時間としてカウントし、教育相談係の人数が増えるなど校内での体制づくりが進んだ。こうしたことを背景に2002(平成14)年度から校務分掌として独立し、教育相談部となった。分掌独立時、保育園への訪問相談、就学相談時の地教委や小学校などへの対応など対外的な活動が増えたこと、また独立した校務分掌として「看板」を掲げることで相談活動を校外に啓発していく必要性などを説明し理解を得た。

現在、教育相談部は3名で、主に乳幼児期から学齢期(中学生以下)までを担当する。高校生以上は普通科および理療科への入学に結びつくことが多いため、これまで通り進路指導部が担当している。定期的な来校相談の幼児・児童への直接の係わりや、中学生以上の教科学習に係わる相談は、教育相談部以外の教員が協力して当たっている。例えば、2003(平成15)年度は肢体不自由を合わせ持つ幼児に対する来校時の個別の係わりは理療科の教員が、中学校からの理科の授業への支援要請には中・高等部の理科の教員が当たっている。しかし、いずれの場合も、学校間の連絡調整や保護者との相談は教育相談部が行っている。

4 実践例に見る就学相談と学齢期の相談(取り組み事例から)

本研究の実施にあたり教育相談対象児からA, B, C, D, Eの5事例への継続的なかわりを取り上げた(図1)。

(1) 乳幼児期の教育相談

1) 定期的な訪問による教育相談

上記の5人はいずれも幼児期からの教育相談を行ってきた。Aは生後4ヶ月、開始時期が最も遅かったDも3歳からの継続的な相談である。Aが年少組になる時に本校相談担当者は言語や探索活動の成長の様子から個別の丁寧な係わりの必要性を感じ、月1～2回、1回当たり4～6時間の定期的な保育園訪問による教育相談を行うことになった。具体的には本児への直接の係わり、園長・保育士との情報交換、保護者との関係づくりを行った。係わり方の配慮、要点が保育士や保護者により伝わるようにAとの活動内容や保護者・保育士との話し合いの結

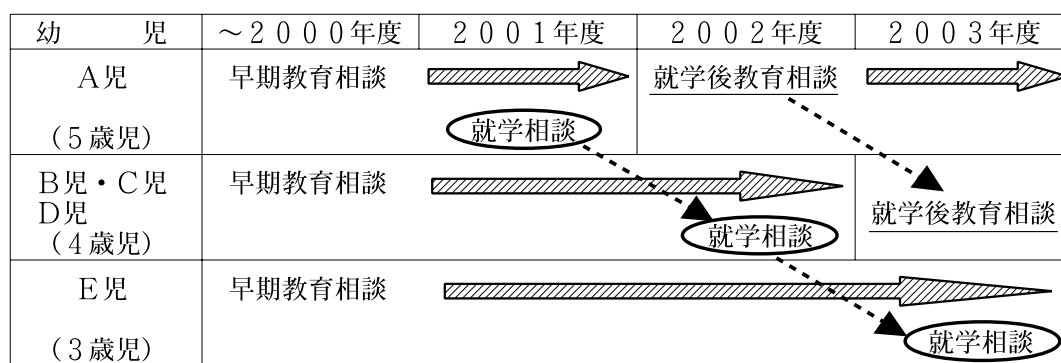
果は必ず報告書として文書にして提出した。これが本校として最初の定期的な訪問による相談の開始であり、以後、他の事例でも障害の状況や年齢、保育園や保護者の要望により訪問の回数・時間、訪問時の活動内容はそれぞれ異なるが、できるだけ在籍園を訪問する機会を持つようにした。

本校が保育園への訪問により学んだことは次のようなことである。

- ・保育園は地域の子育て支援の場である。
- ・主たる係わり手である保育園に対して、盲学校は「視覚障害の視点」をもって協働して保育にあたることができる。
- ・集団の中において、適切な支援があれば個別の丁寧な係わりが可能である。
- ・乳幼児期の適切な時期に適切な係わりを行うことが、後の成長に大きな意味をもつ。
- ・園長や保育士と頻繁に話をすることが相互の信頼関係を育てる。

訪問する盲学校教員にとって、健常児集団における視覚障害児を含んだ保育の難しさ（今井 2001）³⁾ にどう応えるかが大きな課題となっている。

図1 就学相談を中心とした教育相談事例



年齢は2001年度4月現在

2) 来校による教育相談

従来から来校による定期的な教育相談は行われていた。形態については、過去に集団での活動を行っていた時期もあるが、近年は個別の係わりが中心である。一人一人の実態がかなり違うことと、日頃、保育園や小学校の集団の中で懸命に頑張っている子どもが、自分の気持ちを発散させるように活発に、あるいは自分のペースでじっくりと活動するためには、個別の方が適していると考えたからである。従って基本的には訓練的な係わりはせず、子どもの思いに添って活動するようにした。その中で見え方を知り、探索力、認知力を高めるような活動を取り入れていき、どの幼児も年長児には設定的な課題学習に取り組めるようになっていった。AとDは毎週1～2回（1回4時間）、BとCは月1回（1回2時間）の来校である。自分のペースで活動する、思いっきり遊ぶ、日頃の頑張りによるストレスを発散するなど、それぞれの子どもが保育園とは違った姿を見せる。こうした活動の中で漸次設定した課題学習にも取り組むようになっていく幼児もいる。

Aの来校時には保護者懇談の時間を設けるようにした。これは保護者への係わりも期待した保育園の要望でもあった。「盲学校で（見方や係わり方を）しっかり習っておいで」と園長は母親を送り出している。これまでの子育てのこと、子どもへの思い、兄弟のこと、就学の問題など、保護者とは様々な話をした。保護者から対象児の情報を得、一緒に子どもの成長を語り合い、子どもの見方と係わり方について理解し合えるようにと願っている。懇談は週1回1時間とし、Aの成長をお互いに確認し合ったり、本校の教員の係わりの意味を時にはビデオを見ながら説明したり、家庭での様子を保護者から聞いたりした。Aの保護者懇談の経験から、Dの保護者とも懇談の時間を設けた。またBとCの保護者とも必要に応じて子どもの活動とは切り離して懇談の時間を設定した。

これまでの係わりを通して次のようなことを得たことも大きかった。

- ・訪問相談・来校相談ともに、それぞれの意味がある…盲学校は視覚障害児者の集まりとしての場を提供することができる。盲学校教育についての具体的情報提供ができる。
- ・保護者への積極的な係わりが重要である…子どもと保護者とそれぞれに別々に対応する時間が必要である。

- ・保護者との定期的な懇談を続けることが、相互の信頼関係を育てる。

(2) 就学相談

Aの保護者は就学先の選択についてとても悩んだ。地域の小学校と盲学校のそれぞれの良さと足りないものを考え、揺れに揺れ続けた。保護者の悩みや揺れに保育園とともに寄り添いながら、この時に本校は「就学」とは何か、「就学相談」とは何かについて以下のようなことを学んだ。

- ・就学先の選択は子どもの障害に向き合うことである^(※4)…地域に就学できないことは、子どもの障害だけが浮き彫りにされ、地域から拒絶される思いではないか。
- ・就学相談とは保護者が悩んだり、揺れる過程に寄り添うことである…結論を早急に出すのではなく、一緒に考えていくことが大切である。
- ・就学相談とは小学校入学後の環境整備に関わっていくことである…小学校の支援体制や本校の支援体制について、関係機関が話し合い、よりよい状態で新学期が始められるようにする。
- ・就学相談はこれまでの相談の集大成である…対象児についての理解・情報（見え方、係わりの配慮、教材の工夫など）および保護者や保育園との信頼関係が基礎になって就学相談が展開される。
- ・視覚障害教育の必要性について十分に理解をしてもらうことが大切である…保護者、地教委、小学校に対して、その子どもに応じた教育上の配慮や工夫の必要性を知ってもらい、本校が今後も係わっていくことを相互に認知する。

Aの就学時の経験により、本校はその後、積極的に就学相談に係わっていくことになった。

(3) 学齢期における教育相談^(※5)の実際

1) 小学校への訪問による相談

Aは地域の小学校に就学して特殊学級に在籍し、非常勤の支援教員が付くことになった。就学相談を通して地教委、小学校と盲学校の連携がすすみ、入学前には本校の支援体制もほぼできていた。小学校から「教育相談」について正式の派遣依頼を得て、本校からは毎週水曜日に教員が訪問することになった。1限目から昼食時までは担当者とともにAに係わり、放課後に話し合いの時間を持つようにした。Aは全盲で教科学習に取り組むことができないため、小学校から教育課程、学習（指導）計画、日課の作り方、学習内容などすべてにわたって本校の教育相談に支援の要請があった。本校の相談の果たした役割は以下にまとめられる。

- ・カリキュラム作成から、教室環境、さらに具体的な学習内容まで提案し実施する。
- ・全盲児への係わり方を実演的に示す（係わり方のモデル提示）。
- ・教材、教具のアドバイス、貸し出しを行う。
- ・担当者の相談（対象児についての情報提供、係わり方の説明など）を行う。
- ・保護者の相談を行う。

また月1回（最終水曜日）は交流学习としてAが担当者とともに本校に来校し、個別の係わりを行った。

Aの支援教員は視覚障害児にとって優れた担任となった。歩行時の介添え方法が的確で、Aの探索に丁寧に付き合い、音声言語に頼りすぎないようにしながらコミュニケーションを豊かにしていった。これは本校の教育相談担当者の係わりが、支援教員に対するモデルとして適切であったことを示すものである。Aは探索力、歩行力、コミュニケーションの力をぐんぐん伸ばすことができた。Aの在籍する小学校への支援が学齢期の定期的な教育相談のモデルとなり、B・C・Dについての教育相談が進められた。それぞれの児童の実態によりその形態・内容は様々である。Bは月1回（1回5時間）の訪問で授業参観（TT的参加もある）、担任との懇談および月1回（1回2時間）の放課後來校、Cは学期1回（1回2時間程度）の授業参観、DはほぼAの教育相談の同じような形をとっている。いずれも保護者との直接の懇談時間をとるようにしている。

2) スクーリング

2003年度には初めてスクーリング（サマースクール）を実施した。年長児と小学校在籍児を対象とし幼児・児童、その保護者、在籍校の担当者が集まった。地域に孤立して存在する視覚障害児、その保護者および家族、教師などが集まる機会を「スクーリング」として企画したのは、次のような理由からである。

- ・視覚障害児の数は少なく、それぞれの学校で孤立しがちである。仲間の存在を知ってほしい。
- ・小学校では十分にはできない活動をして、自信をもってもらいたい（球技、実験・実習など）。
- ・保護者同士の情報交換、連携を図りたい。

- ・障害児の兄弟姉妹がつどえる機会としても活用したい。
- ・教師同士の情報交換，学習の場としたい。
- ・本校の教育相談部以外の教員に，教育相談児を知ってもらいたい。

他県の事例からこうしたスクーリングの意義は十分に認識していたが，実際に実施してその重要性を体験的に知ることになった。保育園や小学校よりゆったりしたペースの中で子ども同士のコミュニケーションが活発になされた。保護者同士は悩みを共有し，相談し合った。保護者による体験からのアドバイスには説得力があった。兄弟姉妹達も伸びのびと活動し，「また来たい」と楽しんできたようだった。今後も発展的に継続していきたい。（中学生の事例では長期休業中に本校の部活や補習に参加して，自信を持ち，楽しむことができた。）

学齢期の教育相談を実施してきて，わたしたちは次のようなことを学んだ。

- ・視覚障害児が地域の学校で学ぶための条件，課題を知ることができた。例えば地教委，在籍校の理解のもと在籍校においては支援教員がついて個別の学習体制を取ることが出来る，また，本校からは手厚い教育相談を実施することができるなど，一定の条件が整えられれば全盲の重複障害児であっても地域の小学校で学習が可能な場合がある。
- ・同じ障害を持つ児童同士が接する機会を意識的に設定することが非常に大切である。

5 研究に取り組んで

本研究に取り組んで，乳幼児期の教育相談を学齢期につないでいくために必要なこと，および学齢期の教育相談の課題を考えることができた。前者については就学相談の重要性とその実際を学び，後者については新たな課題を見つけることができた。

（１）就学相談の考え方

乳幼児期の教育相談の成果を学齢期につないでいくには，就学相談が重要な役割を果たす。本研究を開始する時点では就学相談は本来の教育相談の役割ではなく，次のようなものであると考えていた。

- ・主たる目的は早期教育相談を通して，保護者・本人に対して本校の教育内容の理解を図ること。
- ・就学相談の主体は保護者と保育園など在地園である。
- ・就学相談の課題は早期教育相談を就学後の学習につなげること，および就学後の支援について検討していくこと。

上記の考え方の基本に変化はないが，本研究に取り組み，就学問題に保護者や保育園とともに関わったことで，次のように考えるようになり，積極的に就学相談に取り組むようになった。

就学相談は主たる係わり手が保育園から小学校へ，あるいは小学校から中学校へと変わる移行期を円滑につなぐための相談である。ある保育園で「わたしたちはこの子に就いて小学校に行くことはできませんから，お願いします」と言われた。保育園での成長とそれを支えた保育園の配慮を，小学校へと引き継いでいくことは教育相談が担える役割の一つである。そのためには本人・保護者を中心として，保育園，特殊教育センター，地教委，就学予定の小学校と連携することが大切である。よく連絡を取り合い，直接に会う機会を大事にしたい。そしてできるだけ多くの情報を共有し，保護者・保育園と共通理解のもと就学先の選択を応援したい。

就学にあたっては保護者が，地教委や小学校に対して自分の考えや要望を伝えられることが必要である。後日，AやDの保護者は「なぜ，地域の小学校へ行きたいのかについて自分の考えや，地域ではどんな教育を望んでいるかについてきちんと伝えることが大事だ」と話していた。また，本校の教育相談を小学校に継続するためには，「乳幼児期から盲学校の教育相談を受けてきた。今後も同様に教育相談を受けたい。」という保護者や保育園から地教委や小学校への要請が必要である。そのように保護者自身が自覚的に自分の声を出すことができるような後押しをすることも教育相談の役割の一つである。こうした相談活動は乳幼児期からの信頼関係がベースになる。就学先の選択は保護者・本人にとって大きな決断である。悩みを聞いたり具体的な相談に応じられるのは，日頃からの保護者・在籍園との信頼関係が基にある。

そして，盲学校という立場から，就学希望先がどこであっても視覚障害教育についての必要性は十分に伝えなければならない。

（２）学齢期の教育相談の課題

本研究で初めて小学校への定期的な訪問相談に取り組み、次のような課題に向き合うようになった。

１）体制についての課題（通級指導教室と教育相談の関係）

小学校への訪問による教育相談は、実質的には通級指導である場合も多い。制度としての通級指導教室が設置されスタッフが確保されることで、小・中学校は支援を受けやすくなり^{（＊６）}、本校内での活動への共通理解も得やすくなる。実績を積み、通級指導教室の制度化に向けて行政にアピールしたい。通級指導教室的な活動と教育相談活動についてどのように整理すればいいのか、今後の検討課題である。

２）求められる視覚障害教育の専門性への対応

第一に現職教育の重要性を再認識した。教育相談では点字、歩行、弱視レンズ、教材・教具、学習方法など実に多様で幅広い専門的な力量を問われる。こうした力量は日頃の教育実践で培われ蓄積されたものである。盲学校の在籍児生の少人数化、重度・重複化により「日頃の教育実践」が危惧されるが、だからこそ、現職教育が重要であることを強く実感するようになった。視覚障害教育の専門性の向上と継承は盲学校内の努力に負うという考えのもと、本校では近年、図書研究部を中心に現職教育に力を入れるようになった。一層の努力をしていきたい。

また、分掌として教育相談部だけでは担えない仕事であることも実感した。様々な専門性を持った複数の教員の必要性（杉岡 2000）^{４）}は学年が上がるにつれてより大きくなる。特に中学生以上になれば教科ごとの対応が必要になってくる。これまでの事例では校内で他の教員・学部から協力を得ることができ、また、視覚障害教育の専門家としての力量の高さや相談としての対応のよさを実感できた。こうしたことから、基本的に視覚障害教育の専門性の提供に関しては本校の教員の理解は深いと考えている。必要に応じて教科担当者や学部等と教育相談部と一緒に活動し、学校全体で対応が可能になるよう一層の理解を求めていきたい。

３）視覚障害児を含む学習集団を作るための支援

小学校での子どもの成長をみるうちに、視覚障害教育の専門性の提供だけではない教育相談の働きを考えるようになった。つまり、地域で学ぶときの視覚障害児自身の育ちと障害児を含む学習集団作りは、地域の小学校と本校双方にとって新たな課題状況である。障害児も他の子ども双方が障害を理解し、いい関係を育てていくための課題や、視覚障害児を含む学習集団の学びに起きてくる課題に対して、視覚障害教育という切り口を持ちつつ、地域とともに取り組むことが教育相談の仕事であると考えている。

例えば理科の教員は次のように言う。「視覚障害児が実験に参加できない。実験の質と内容を変えずに視覚障害児も参加できるように実験を組み替えてこの学級に提案できなければ、教育相談の意味はないのではないかな。しかし、それだけの立場に自分はいるのか、それだけのことができるのか」。また小学校への訪問相談担当者は次のような悩みを持った。「確かに対象児はしっかりと育てているが、地域の学校の子どもとして受け止められているのか。小学校内に一部の教員と盲学校からの支援に任せればよいという空気ができてしまったら、教育相談の意味はなくなる」。あるいは「子ども自身が普通学級で頑張りたいという気持ちから、非常なストレス状態になることにどう対応していこうか」。視覚障害に対する配慮は必要であるが、過剰な配慮は過保護となり、他児への一方的な障害理解の押しつけになったり、対等な関係を育てることを阻む。どうふるまえばよいのかを担当から問われることもある。

障害児を含む学習集団、その学びを作ることがこれからの教育の営みであり、そのためにこうした実践の中で一つ一つぶつかった課題に、地域校とともに立ち向かい解決していくことが本校の仕事であると考えている。

６ 歩いてみてわかる

目の前の出来事に対応するために歩きながら考え、歩きながら形を作り、さらに歩いてきたことでわたしたちは前へ進んできた。先行研究や事例に学んだことを自分たちの課題として捉えることができ、自分たちの実践力になった。例えば、健常児集団の中における障害児の「個」育ての意義と難しさ、スクーリング（サマースクールやウィンタースクール）の大切さなどを認識することができた。障害児やその保護者にとって「就学」とはどういう意味を持つかはAの就学問題にぶつかって初めて、深く考えることになった。専門性は「教材製作業、人材派遣業」^{５）}だけではない「人間性や心の琴線に触れるものを含んでいる」という言葉が身にしみてわかる。人の育ちを学び、障害についての深い理解と高い技量をもってこの仕事にあたりたい。特殊教育をとりまく情勢が変わっていくなかその変化の行く先を分析し見極めつつ、目の前の子どもや保護者・地域とともに確実に歩みたい。本校が歩いた後

を形に残し、そこから次の形を探っていきたい。

(注)

- * 1 1999年度には『福井県立盲学校のビジョン』を出して、今後の盲学校の在り方について方向性を示した。また2003年9月よりビジョン委員会を立ち上げて、今後の盲学校の構想について検討を始めた。
- * 2 例えば、滋賀県立盲学校は視覚障害児支援センターが2000年度設立され、山梨県立盲学校ではそれまでの弱視教育相談室が発展して2003年度から視覚障害教育相談・支援センターとなった。また岩手県立盲学校では2002年度に盲学校センター事業部を立ち上げた。
『視覚障害教育第94号』は《地域の視覚障害教育センターとしての盲学校役割》を特集し、全国から18本の報告を掲載した。
- * 3 具体的には奈良県立盲学校の視覚障害教育相談室、山梨県立盲学校の弱視教育相談室、大坂立盲学校の教育相談、京都市立新道小学校アイリス教室などの実践およびその報告書などである。
- * 4 当時のAの教育相談記録に次のような記述がある。
Aの場合母親は生後1年半は十分に係わってやれなかったと振り返っている。一中略一保育園がAを受け入れてくれたことは、母親が安心して子育てに向かう気持ちを大きく支えたのだと思う。保育園に通い、教育相談での支援も受けて、子どもを障害ごとと愛し育ててきた母親は就学時に社会的に障害を再認識させられることになる。小学校入学は「障害」を浮き上がらせる一中略一就学に向けて他の子どもとは違う経験をしなければならない。それは十分な説明の元に行われるのだろうか。一中略一母親は言う「(教育委員会は)話を聞きたいと言っても、何もしてくれない。」「早く、決めてほしいと言われているようで、追いつめられるような気がする」「保護者の決定で決まると言いながら、小学校はダメだという条件しか出さない」(荒木 2001年12月)
- * 5 大前は「全国の各盲学校が共通認識を持って、教育相談と通級指導を明確に区別して、通級指導として位置づけ、実践を公表していくことが重要である」(大前俊夫 「通級による指導」および「保育相談活動」の現状と課題 大阪市立盲学校研究紀要 第33集, 13-27 2001)と述べている。この考え方に立って教育相談としての係わりと実質的な通級指導としての係わりは区別しておきたいが、ここでは教育相談として記載する。
- * 6 視覚障害児が入学予定の小学校からは「通級のようなことをお願いできるのか?」という問い合わせを受けた。支援が必要なことは、支援を行う機関があることで逆に自覚できる場合もある。

参考文献

- 1) 荒木 良子 本校における乳幼児に対する教育相談について、福井県立盲学校研究集録, 34-41, 2000
- 2) 大前 俊夫 「通級による指導」および「保育相談活動」の現状と課題、大阪市立盲学校研究紀要第33集, 13-27, 2001
- 3) 今井理知子 本校における保育相談活動の現状と課題、大阪市立盲学校研究紀要第33集, 1-6, 2001
- 4) 杉岡 一子 小学校に在籍する盲児への援助Ⅱ、奈良県立盲学校研究集録27号, 86-92, 1999
- 5) 滋賀県立盲学校 滋賀盲の教育をすすめるために、滋賀盲の教育, 1-7, 2003

盲学校における「視覚障害教育相談支援」機能の開発

神奈川県立平塚盲学校

工藤 伸一

1 取り組みの背景

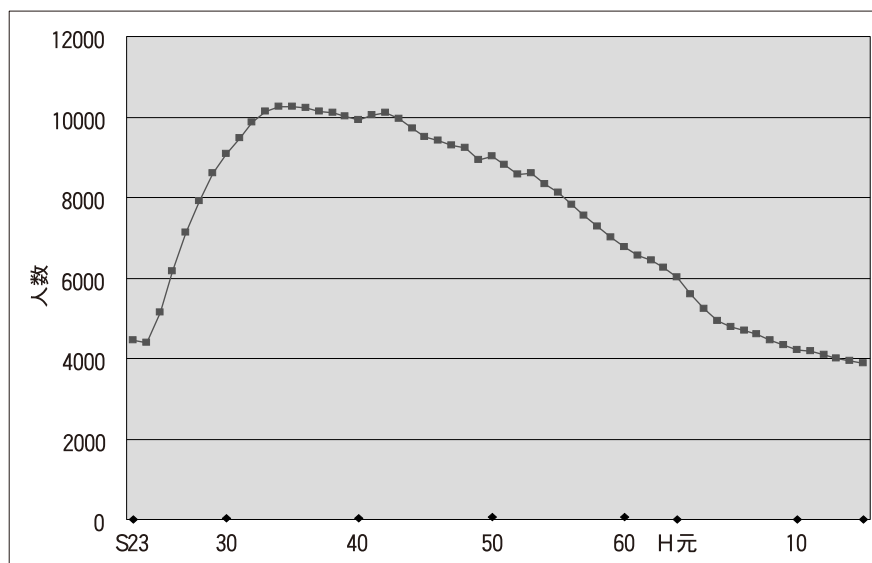
神奈川県内には、盲学校が3校（本校、横浜市立盲学校、横浜訓盲学院）あるが、県立盲学校は本校1校であり、学区は全県が対象となっている。

視覚障害児（者）は、他の障害と比べると数が少なく、視覚障害に関する専門的な機関も限られている。そのため、盲学校ではかなり以前から、視覚障害を持つ幼児、児童、生徒の相談に応じるとともに、一般の視覚障害者の相談にも可能な限り対応してきた。

視覚障害教育においては、視覚障害が情報障害であるという特性から、乳幼児期の系統的な指導の重要性も認識されており、眼科等を経て乳幼児が盲学校に相談に来るケースも以前から多くあった。さらに、盲学校は鍼・灸・あんまマッサージ指圧にかかわる理療教育を中心とした職業教育の課程を持っており、視覚障害者の職業の分野においても中心的役割を果たしてきている。卒業後の生徒に対する支援や、中途視覚障害者の相談などにも積極的に取り組み続けてきている。こうした傾向は本校だけに特有のものではなく、全国の盲学校に共通するものである。

このように見てくると、盲学校のセンター的機能は決して新しいものではなく、以前からその必要性が認識され実践されてきているものだといっていよいであろう。しかし、これまでの盲学校の外部へのサービスの多くは、組織的に対応するという姿勢は弱く、学校全体としての取り組みという点からは限界があったといえる。教育相談等への対応はそれぞれのケースごとに、一部の教員が時間的に可能な範囲内で対応したり、熱心な教員の献身的な努力に委ねていたりするのが一般的であった。また、在籍している児童生徒に対する指導が教員としての本務であり、外部の相談や支援活動などは付加的なサービスと捉えられるため、業務として認められにくい側面もあった。

しかし、盲学校の在籍者数は減少傾向にあり（図1）、とくに幼、小、中学部においては、在籍する幼児児童生徒の障害の重度化、重複化が進んでいる。その一方で、一般の幼稚園や保育園、小・中・高等学校で視覚障害児童生徒を受け入れる傾向が強まってきている。こうしたことから、近年盲学校では相対的に高等部の在籍者数の占める割合が高くなっている。職業教育課程だけをみると学齢以降の中途視覚障害者の比率も高くなってきている。こうした現状から、盲学校は従前のような学校組織としては成立しにくくなりつつあり、視覚障害にかかわる専門的教育機関として盲学校をどのように維持発展させていくからが今後の大きな課題となっている。今後、盲学校は、在籍している子どもたちに対する指導を充実させるとともに、盲学校の機能の重要な柱の一つとして、相談支援の機能を発展させていくことが求められている。



2 校内の組織作り

(1) 相談支援委員会の設置

本校では、前述したような状況に鑑み、平成13年度から「相談支援委員会」を設置し、この委員会が中心となって視覚障害教育支援センターとして外部への相談や支援についての組織的な活動を開始した。

本校の校務分掌は、部会、委員会、特別委員会で構成されている。相談支援委員会の位置づけについては、さまざまな意見があったが、特別委員会に位置づけられることになった。特別委員会は、その時々が必要に応じて設置される委員会という性格が強く、相談支援委員会のように継続的に重要な役割を果たす組織は特別委員会にはなじまない面もある。一方、相談支援という業務の性格上、さまざまな分野で専門性のある職員を中心にメンバーを構成する必要がある、他の校務分掌にとらわれず自由に参加、活動ができる点を重視した方がよいという面もある。本校では、どちらかというところ後者の点を重視して、特別委員会としての位置づけることとし、現在に至っている。

当初、この委員会は、原則として各学部から1名ずつ選出された委員で構成された。その後、学校内外を取り巻く状況の変化からニーズが高まってきたこともあり、平成15年度は各学部2名の委員の参加を得て活動を行うようになった。専任として位置づけられた担当者はいないが、小学部の教員1名と高等部普通科の教員1名が、週のうち1日を相談支援担当日として校内での授業を持たないように配慮され、その分、担当授業時数が少なくなっている。

相談支援委員会の位置づけや、専任を置くかどうか、授業時数の配慮をどのように扱うかなどについては、今後の活動の状況によって対応していくことになる。

3 盲学校におけるセンター的機能の概要

本校では、視覚障害教育支援センターとしての盲学校の役割を次の五つの側面から考えている。

- (1) 教育相談・支援
- (2) 視覚障害に関する情報提供
- (3) 教職員の研修の機能
- (4) 理解啓発に関するセンターとしての機能
- (5) 生涯学習のセンターとしての機能

以下にそれぞれの活動の概要を述べる。

(1) 教育相談・支援の機能

- ・早期教育相談支援
- ・一般の小・中・高等学校に在籍する視覚障害児に対する相談支援

(2) 視覚障害に関する情報提供の機能

- ・視覚障害に関する情報の提供
- ・用具の貸し出し
- ・指導事例や教材等の提供

(3) 教職員の研修の機能

- ・地域の特殊学級との連携
- ・小・中学校の教職員を対象とした視覚障害教育理解推進事業
- ・神奈川県弱視教育研究会を通しての弱視学級担当者との連携

(4) 理解啓発に関するセンターとしての機能

- ・小・中・高等学校の総合的な学習等の支援
盲学校の見学の受け入れ
- ・小・中・高等学校に盲学校職員を講師として派遣
作品や手紙等の受け入れ

- ・地域の商店街でマッサージのデモンストレーションを実施
- ・公民館に盲学校職員を講師として派遣（ツボ療法、母親教室）
- ・学校開放、学校見学、体験入学
- ・公開講座の実施
- ・地域のボランティアとの連携

（５）生涯学習のセンターとしての機能

- ・地域の視覚障害者を対象としたパソコン教室の実施
- ・地域の視覚障害者を対象とした進路や生活に関する相談
- ・施設の開放
- ・卒業生に対するフォローアップ指導

上記のような内容に関して視覚障害のある人々を支援するには、さまざまな機関や施設が相互に密接な連携を図りながら、取り組む必要がある。本校の実践においても、医療、教育、福祉などの関係諸機関との連携を重視している。

４ 相談支援活動の実践

ここでは相談支援委員会のいくつかの活動内容を取り上げ、具体的に紹介することにしたい。

（１）乳幼児教育相談

本校の幼稚部は、３歳児学級、４歳児学級、５歳児学級の３年保育体制をとっている。この他にも教育相談の形態をとっており、対象としているのは三歳未満児と一般の保育園や幼稚園に在籍する幼児である。本年度については概ね十数名の幼児がこの形態で指導を受けている。こうした教育相談対応については、場合によっては年度の途中から指導を開始するケースもある。指導の回数は、個々の幼児の発達段階や特別な指導のニーズによってさまざまだが、月に１回から数回というケースが多い。ちなみに平成14年度の実績を見ると、対象となった幼児は16名、年間の相談回数は272回であった。

指導内容は、対象児の発達段階や特別な支援に対するニーズを考慮して計画される。主な指導内容は、

- ・基本的な身体の運動や動作に関すること
- ・基本的な生活習慣に関すること
- ・さまざまな感覚を活用して周囲に対する関心を高め、探索行動を促すこと
- ・ことばや概念を豊かにすること
- ・見る力を高め、イメージを豊かにすること

などである。また、子どものニーズに応じて、弱視レンズの基礎的な指導や、点字導入期の基礎指導を行うこともある。

乳幼児の教育相談においては、保護者に対する発達相談、養育相談も重要である。また、子どもが関係している保育園や幼稚園、通園施設などとの連携も欠かせない。必要に応じて、盲学校の相談支援担当者が関係機関を訪問し、子どもの指導について協議する機会を持つようにしている。

（２）一般の小学校に在籍している視覚障害児童に対する支援

本校相談支援委員会が中心となって、定期的に小学校在籍児童へ相談支援を行っている事例を表1にまとめた。

平成15年12月現在、本校に来校して指導を受けている児童が2名、本校の教員が巡回して支援を行っている児童が5名である。巡回の対象となっている5名は、すべて点字を使用して学習を行っている児童である。これらの児童は、本人や保護者の希望が認められ、地域の教育委員会によって通常学級および弱視学級などへの在籍が認められたものである。

表1 支援をしている小学校に在籍する児童（平成15年度）

対象児	市町村	学年	在籍	使用文字	形態	回数
A	Z市	1	普通学級	墨字	来校	月1回程度
B	O市	6	普通学級	墨字	来校	学期に1回程度
C	I市	1	弱視学級	点字	巡回	週1～2回
D	S市	3	普通学級	点字	巡回	月1回程度
E	Y市	3	弱視学級	点字	巡回	学期に1～2回
F	S市	4	弱視学級	点字	巡回	月1回程度
G	F町	5	肢体不自由学級	点字	巡回	学期に1～2回

これらの小学校に在籍している児童に対して盲学校がかかわる相談支援の内容は、これまでの実践から大まかに次のようにまとめることができる。

1) 盲学校の教員が直接、子どもの指導に当たる内容としては次のようなものがある。

- ・弱視レンズの指導
- ・文字指導
- ・点字指導
- ・そろばんの指導
- ・歩行指導

これらの内容は、比較的視覚障害教育に関する専門性を必要とする指導内容であるが、弱視学級担任など、在籍する学校に対象児童を個別に担当する指導者がいる場合には、盲学校教員と担当者が協力して指導に当たるなどして、指導内容が日常の学校での活動に生かせるようにしている。また、こうした活動の中には日常生活での配慮が重要なものもあるため、指導内容が日常生活の中でも生かすことができるよう保護者の理解を得る努力もしている。

2) 在籍する学校内の施設設備や用具、教材に関する相談

- ・校舎内や校庭の危険箇所、障害物などのチェック
- ・教室内の照明や、学習に便利ないすや机の整備
- ・必要な教材や用具とその入手方法の確認

3) 盲学校にある教材や用具の貸し出し

- ・触覚や音声を活用した教材の貸し出し

4) 指導法に関する相談

- ・点字の読み書きの指導に関する相談
- ・歩行の指導に関する相談
- ・各教科の指導上の配慮事項

5) 個別の指導計画に関する相談

- ・長期目標や短期目標の設定について
- ・指導上の配慮事項について

(3) 事例

次に本校の相談支援活動として支援に取り組んできたいくつかの事例について、紹介する。

1) 事例B

本児は、小学校6年生で、地域の小学校に通っている。視力は0.08で、幼稚部は本校に在籍していたが、小学1年から地域の小学校に進学した。地域の小学校への進学にそなえ、幼稚部のころから遠用弱視レンズの訓練を受けていた。小学校に入学した1年生のころから、保護者の希望により本校が支援することになった。1年生か

ら3年生までは週1回、4年生と5年生の時は月1回盲学校に来校していた。来校時の指導としては、低学年時はゲームなどを通して文字のイメージをはっきりと形成することに重点をおいた支援を行い、遠用弱視レンズの効果的な使い方について継続的に取り組んできた。

盲学校へは母親と一緒に来校していたので、毎回母親との面談の時間をとり、通学している小学校や家庭での様子に関して相談を行ってきた。

また、在籍する小学校の学級担任が盲学校を訪問し、実際に弱視レンズの指導の場面を見てもらうとともに、学級の中での学習や生活の諸問題について話し合った。学級担任は、授業中における本児に対する配慮事項について多くの示唆を得たといっていた。

2) 事例C

本児は本校幼稚部を卒業し、保護者の強い希望で地域の小学校に入学した。本児は学習や日常活動においては視覚以外の感覚を主に活用している。小学校入学に際しては、在籍する小学校に弱視学級が設置された。しかし、弱視学級の担任は視覚障害教育の経験はなく、点字についてもほとんど知識がなかった。この小学校は本校と隣接する市にあり、距離的にも近いこともあって、週1～2回本校の相談支援担当教員が本児の在籍する小学校を訪問し、点字を中心とした個別の指導に当たるとともに、教材や指導法の相談に応じている。

本児は、本校幼稚部に在籍していたころから点字の指導を受けていた。小学校入学当初は、単語がやっと読める程度であった。その後、盲学校の継続的な支援が可能となったため、系統的な点字指導を進めてきた。その結果、現在本児は、点字による文章をほとんど読み誤ることなく、内容を理解しながら読み進めることができるようになっている。点字使用の1年生としては十分な速さで読書ができるようになっていいると思われる。

3) 事例D

本児は、小学3年生で、小学校の通常の学級に在籍している。学年相応の教科学習が十分可能である。本事例の場合、在籍する小学校には弱視学級は設置されていないが、介助員が1名配置されて本児に対応している。本校の相談支援を行うことになったきっかけは、本児の保護者から、歩行指導を受けたいという希望が寄せられたことによる。要請に応え、月1回程度、白杖歩行の指導を開始した。本児の自宅と小学校間の登下校路を中心に、学校周辺にいくつかの歩行コースを設定し、白杖歩行に取り組んできた。

こうした支援活動を通して相談支援担当と在籍小学校との関係が深まってきた。その結果、直接的な指導だけでなく、視覚障害教育用の教材教具の貸し出しも行うようになっていいる。具体的には小学校の本児の担任から感光器（明るさの変化を音の高低で示す器具）、液温計などの理科関係の器具を借りたいという要望があり、盲学校が所有する器具を貸し出している。また、点字図書の貸し出しも行っており、本児は本校の図書館の蔵書を、小学校の「読書タイム」という読書の時間などに利用している。

4) 事例E

本児は、本校幼稚部を卒業後、地域の小学校に入学した。現在3年生になっており、点字を使用して学習している。この小学校には以前弱視学級が設置され全盲児童が在籍していたことがあり、本児の入学とともに再び弱視学級が開級されることになった。

本児の小学校入学にあたって、視覚障害についての専門的な教育支援も受けたいという希望が保護者から示されたこともあって本校の相談支援部門が対応することになった。本児の入学直前の年度当初から本校相談支援担当者が小学校に赴いて「弱視学級」開設準備の打ち合わせをおこなうなど初期の段階から小学校側と協力関係を築くことができた。

1年生の4～5月の2ヶ月間は週1回の頻度で訪問しきめ細かく支援した。6月以降は月に1回相談支援担当が小学校を訪問し、弱視学級担任に協力して指導にあたった。点字の入門指導を中心に、各教科の中での配慮事項などについても、協議しながら支援を進めた。2年生時は月1回程度の頻度で訪問した。3年生になった今年度は学期に1～2回程度の訪問を行っている。支援の内容は、学習で使用する教材や指導法に関して弱視学級担任との協議が中心となっている。

（4）小・中学校の教職員を対象とした視覚障害教育理解推進事業

近年、小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動の時間に、福祉関係の題材を取り上げることが多くなっている。そのため盲学校にも見学等の問い合わせが多く寄せられるようになった。そこで、相談支援委員会では、平成13年度からそうしたニーズに応えるとともに小・中学校教員の視覚障害教育に対する理解を推進するために、小・中学校の先生方を対象とした「視覚障害教育を体験する研修会」を計画し、実施してきている。平成13年度は

全1日の日程だったが、14年度からは2日間の日程とし、その内容の充実を図った。この研修会は夏季休業中に実施している。

平成15年度は、本校周辺の5市2町のすべての小・中学校に案内を送付した。その結果、24名の参加を得て実施することができた。

今年度実施した研修会の主な内容は次のとおりである。

- 第1日目
 - ・盲学校の紹介
 - ・特色ある教材や教具
 - ・弱視教育、シミュレーション体験
 - ・視覚障害者が利用するパソコン
 - ・点字
- 第2日目
 - ・盲導犬について
 - ・進路と職業教育
 - ・歩行、アイマスク体験

本研修会の内容は、ほとんどが実際に手を動かし体を動かして体験することを中心としたものである。参加者からも体験的な内容が多かったので、わかりやすく興味深かったという感想をいただいている。

この研修会が、参加した先生がそれぞれの学校で指導するときの手がかりとなるとともに、広く一般の視覚障害児童生徒や視覚障害教育の理解啓発につながることを願っている。今後も、研修の内容をより充実させて継続していきたいと考えている。

5 今後の課題

(1) 学校内の組織づくり

前にも述べたように、相談支援を実践する学校内の組織については、その時々状況によって最も適切な態勢を工夫していく必要がある。地域のニーズに基づいて、あるいは地域のニーズを開拓しながら、実践を進めていく必要がある。

盲学校は今後、少人数化、障害の重複化がさらにすすむと考えられる。このような傾向の中で、盲学校全体の組織の中でセンター的機能をどのように位置づけていくかも大きな課題である。

(2) 相談支援に当たる職員の専門性の向上

現状では盲学校の教職員が、すべて視覚障害教育の専門的な知識や技能を持っているとは限らない。また、最近では盲学校に在籍する幼児児童生徒が減少しており、盲学校の日常の実践の中で自然に専門的な知識や技能が身につくという機会も限定されてきている。視覚障害教育は大変範囲が広いので、それぞれのニーズに応じて、それに関する専門的な知識や技能を持った職員が分担する必要があるだろう。また、校内での研修会や事例検討会を通して、専門性の向上に努める必要もあるだろう。

相談支援は、限られた時間や条件の中で支援したり、相談先のさまざまな条件も考慮に入れたりしなければならないなど、幅広い知識や技能が求められる。そのため、相談支援に当たる職員には、研修の機会が重要である。また、ひとつのケースを複数の職員で対応することにより、相談にあたる職員自身も実践を通して研修することができるようになる。

(3) 地域におけるネットワークの形成

学校もその他の機関も、さまざまな課題に直面している。それらの課題についてはその組織の中で解決を図ろうという傾向がまだまだ強いように思われる。視覚に障害のある子どもたちに一貫性のある支援を継続的に行うためには、医療、教育、福祉や、ボランティアなどさまざまな機関が連携して支援に当たる必要がある。そのようなネットワークの中で、盲学校もいつでも気軽に相談できるリソースとしての機能が求められている。

II. 聾学校事例

ろう学校のセンター的機能の一つとしての通級指導教室

福井県立ろう学校

島田 郁子

1 本校の概要

- ・県下に一校の聴覚障害児の教育機関である。
- ・福井市市街地の北に位置する。
- ・聴覚障害児の早期教育相談に早くから取り組んでいる。
- ・大正4年に創立し、昭和39年度に幼稚部を設置し、昭和46年度に2歳児の定例の乳幼児相談が開始された。幼稚部入学の準備段階として最早期教育としての教育相談が位置づけられた。
- ・平成4年度に教育相談係を設け、関係機関への啓発活動と聴覚障害児の実態把握を行った。
- ・平成6年度の夏休みに「きこえとことばの教育相談」を実施し、平成7年度には、教育相談部が設立され、啓発活動と援助活動（一般教育相談、乳幼児教育相談等）の2つを柱とした。
- ・平成13年度から小学校に在籍する聴覚障害児に対して通級指導を開始する。

2 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

県内の聴覚に障害がある乳幼児、幼児、児童、生徒と保護者および卒業生や地域に対しての教育相談や情報提供等の地域支援の充実を目指している。

新生児用のAABR（自動聴性脳幹反応）検査装置を用いた検査の導入により、聴覚の障害が早期に発見されるようになり、乳幼児教室の充実が望まれている。また、早期発見および早期教育の充実と補聴器の発達により、通常学級に在籍している聴覚障害の児童・生徒が増えている。そこで、小・中学校への通級指導教室や教育相談等の支援がますます必要になってきている。

今後、ますます乳幼児教室は、聴覚障害の早期教育の場として重要となるであろう。そして、通級指導教室や教育相談は、地域の幼稚園・保育園・小中学校のろう教育のセンター的な役割を担わなければならないだろう。また、卒業生や地域のニーズによる研修や相談等の機能の充実も望まれている。

本校は、以前より保護者や地域のニーズに応じて教育相談や研修、交流学习等を行っているので、センター的機能として考えられる活動は多岐にわたっている。しかし、本校が聴覚障害教育のセンターとして、それぞれの活動をセンター的機能として位置づけ、積極的に地域に働きかけるまでには至っていない。

そこで、平成13年度に開設された通級指導教室の在り方を振り返り、ろう教育のセンターとしての本校の在り方を考えていきたい。

3 本校が持ちうるセンター的機能

本校の持ちうるセンター的機能について、具体的な活動を事務長および各校務部長・学部長に聞き、表1にまとめた。☆印の評価については、筆者が「今後の特別支援教育の在り方について」最終報告をもとに考えた。

本校は、以前から保護者のニーズに応じた教育相談、医療とのコンサルテーション、乳幼児の指導が行われており、充実していると思われる。今後は地域の幼稚園・保育所、小・中学校等からのニーズに迅速に対応できるように、医療・教育・福祉との協働を考えた体制づくりが必要になると考えられる。

研修については、本校職員の専門性を活かしたり研修の場を共有したりして関係機関および保護者に対して広く提供していると思われる。

関係機関との実践研究については、交流学习を行っている段階である。以前から交流学习は盛んに行われており、事前に関係者の間で内容やコミュニケーションについての話し合いが持たれている。しかし、活動後に両者で話し合いがなされ、次の段階に進むことは難しく、単発の交流が多いようである。これらの交流学习を発展させて実践研究を実現する必要がある。

表1 本校が持ちうるセンター的機能

機 能	評価	内 容
教育相談機能	☆☆	・電話による教育相談 ・来校による教育相談
コンサルテーション機能	☆☆	・保育園、幼稚園、小・中学校の依頼で行う訪問相談 ・きこえとことばの教育相談（夏期休業中、本校と嶺南） ・教育機関、医療機関、保健所、特殊教育センター等との連携 ・インテグレート児補聴相談 ・卒業生補聴相談 ・卒業生の進路相談、労働関係機関との連携
指導機能	☆☆	・乳幼児教室 ・通級指導教室
研修機能	☆☆☆	・乳幼児教室学習会 ・通級指導教室学習会 ・講演会 ・手話講習会 ・教育研究所や特殊教育センター等主催の研修協力 ・医療、福祉、教育関係機関からの依頼による授業参観や研修
実践研究機能	☆	・交流学習（幼・小・中・高） ・居住地交流（幼・小） ・福祉施設や聴力障害者福祉協会青年部等との交流（高）
情報提供機能	☆☆	・医療、福祉、教育関係機関への学校概要説明 ・学校見学会 ・補聴器展示会 ・研究紀要送付
施設設備提供機能	☆☆	・グラウンド、体育館、会議室（聴力障害者福祉協会、卒業生、地域）

情報提供については、各々の部署で活動の様子や研修、研究に関する情報を様々な方法で提供しようと努力している。今後、さらに聴覚障害を巡るさまざまな分野からの正確な情報が提供できるようになるとよいと思われる。

施設設備の開放は以前から行われており、地域や卒業生などからのニーズに応じて提供している。今後は、聴覚障害教育のセンターとして聴覚障害者の生涯学習の場としての在り方を考えていく必要がある。

4 特色ある取り組みの事例『小学校・保護者・児童のニーズに応じた通級指導教室を目指して』

（1）ろう学校での位置づけの確立

通級指導教室は、ろう学校に在籍しない児童の指導や教育相談等を行っているが、ろう学校を構成する一つの機能として位置づけられることが望ましい。そうすると、地域に住んでいる聴覚に障害を持った子どもたちを支援する役割が明確になり、地域のニーズに応じた支援をすることができると考える。

平成13年度、通級指導教室を開始するときには、本校教育相談部を窓口とし、小学部が受け皿になる通級指導体制の大枠を決め、他校通級の形態で、小学部の担任や副担任の5名が放課後に指導に当たった。通級業務に関しては、教育相談部に所属している通級担当の小学部教員が主に行っていたが、通級担当者の位置づけは曖昧であった。

平成13年度内に通級指導について県内の関係諸機関と話し合う「県立ろう学校における通級による指導に係わる連絡会」が行われた。その席上で各在籍校校長らの巡回指導についての意見を聞いた。これを受けて、県との協議の上、平成14年度から県立ろう学校担当教員による巡回指導が行われるようになった。それに先立ち、教育相談部所属の専任が設けられ、手続き等の業務を行い、通級指導に当たることになった。通級担当は、小学部に属するが、担任、副担任はしないことになった。平成14年度は、通級担当者は2名で、指導や児童について意見交換をしながら進めた。また、各小学校や医療機関等との連絡や業務も直接指導している者が担当した。そして、通級指導教室の活動内容を職員会議で報告した。平成15年度には14年度に行った業務を振り返りながら、行事計画や業務をまとめ、職員会議で審議し、学校の行事予定として組み込まれることになった。

このように、通級指導教室の活動内容を理解してもらったり、学校の行事として認められたりして職員間の協力が今まで以上に得られるようになった。

- ・通級指導教室のお楽しみ会に小学部の児童も多数参加し、楽しい交流ができた。

平成15年7月22日に行ったお楽しみ会「プールで遊ぼう」には、小学部の児童9名中8名が参加し、通級指導教室の児童6名と合わせて13名で楽しく遊ぶことができた。子どもたちは自然とボールで遊んだり、石を入れて「宝探し」をしたりして身体全部で触れ合いながら遊んでいた。小学部の児童が多数参加した理由の一つとして、小学部の先生が参加を勧めてくれたこともあったようだった。当日は、小学部の先生が3名応援してくれて、とても心強かった。

- ・小学部の先生等の協力でさまざまな指導形態を工夫することができた。

他校通級（ろう学校に児童が来校する通級）において、授業時間中に来る場合と放課後に来る場合がある。授業時間中の場合において、集団で学習するとよいと思われるとき（音楽、体育、話し合い等）に小学部の先生の協力により合同で授業をしてもらっている。また、放課後の場合には、通級担当者が会議等に出られないので司会や記録を免除してもらったり、内容を後から教えてもらったりしている。

このような協力により児童のニーズに応じた支援ができると思われる。

（2）在籍小学校のニーズに応じた通級指導教室

平成14年度に各在籍校校長の意見を受けて、巡回指導を開始した。巡回指導を行って担任の先生との関係が密接になった。巡回指導の前後に担任の先生と会う機会が多くなり、児童や学校について話す機会が以前よりも増し、お互いの信頼関係につながった。

しかし、じっくり話を聞く時間がないので、記録ノートの活用や授業参観、懇談会の実施を年度始めに計画した。

- ・記録ノートの活用

＜Yさんの場合＞

年度始めの懇談会のときに、保護者からの希望により担任の先生からの課題を通級のときにすることになった。担任の先生は記録ノートで当該児童の学級の様子や学習の状況を伝え、それに応じて巡回指導の課題を考えた。指導の後、担任の先生と話し合い、授業参観をしたり、今後の課題の検討をしたりした。Yさんは、鍵盤ハーモニカが苦手担任の先生も指導方法がわからず、困っていた。それで、音楽の授業参観を行い、その場で一緒にYさんの指導を行った。その後、Yさんの聞こえ方や息の仕方などについて説明し、ろう学校で用いている指文字について話したところ指導に活かしてもらえた。その後、Yさんは数曲マスターして自信をつけて、友達と練習するようになった。

- ・授業参観、懇談会

＜Aさんの場合＞

担任の先生から音読の読み方がおかしいので指導してほしいと言われ、国語の授業を参観した。先生の範読を聞いているように見えたが、範読よりもページを早くめくる様子が見られ、範読が聞き取れていないことがわかった。そこで、担任の先生と話し合い、Aさんが聞き取れるように『○読み』を取り入れることにした。すると、どこを読んでいるかわかるようになり、先生の範読にも集中するようになった。

『○読み』・・・一文ずつ順番に読む

（3）保護者のニーズに応じた通級指導教室

聴覚障害教育の相談活動は、聴覚活用（補聴器、聴力等に関すること）やきこえとことばの学習等が主な内容となりやすく、指導者も指導中心に偏りやすいので、通級指導教室では、保護者の声に耳を傾けることを大切にしながら、進めることにした。

<Yさんの場合>

通級指導を始めるに当たり、三者（保護者、担任、通級担当者）懇談会を開き、保護者の要望を聞きながら方針や形態を検討した「ろう学校に毎週行って聴力測定をする必要はあるのか？もっと授業に活きるような聴力測定や指導をしてほしい。」と要望が出され、聴力測定は月1回にして検査内容を検討することにした。指導内容については、担任の先生と通級担当の先生で決めてほしいという要望に応じて担任の先生と連絡を取り合うことにした。

毎回、通級指導の後母親と10分ぐらい話をするようになった。母親から質問があったときは、情報をなるべく正確に伝えるようにした。

5月、ろう学校で聴力測定をした後に「よく補聴器を使いこなしているね。」と誉め、ボリュームの値について質問をすると母親は、幼稚部からのいきさつを詳しく話してくれた。

6月のろう学校での聴力測定の際にも本児がしっかり検査音を聞き、対応していることのすばらしさを誉めると、「聴力測定はしっかりできるのに、なぜ授業中に聞くことは難しいのか。」と質問してきた。さらに、本児の友達関係や日常の様子、学習などについてのさまざまな悩みや考えを話し、今までの自分の子育てについての不安についても付け加えた。母親の言葉を丁寧に聞きながら、質問に対してはわかる範囲で情報を伝えていった。その後、母親が悩んでいることを担任の先生に話し、今後の対応について話し合った。2学期になり、本児の自立を目指してグループ分けや座席等を工夫した。母親は、身の回りのことができていないことやわからないままに帰ってくることなどが気になると連絡帳に書いてきたり、話したりするようになった。その都度、母親の思いや考えを聞き、一緒にどうするといいか話し合った。必要なときには担任の先生と担当者で話し合い対応した。

11月の発表会の後には、発表会でがんばっていた本児の様子を詳しく話してくれた。連絡帳には、「1年1年このように成長していってくれるとうれしいです。」と書かれてあり、2学期の終わりには、楽しく学校生活を送っている子どもに対して満足している様子が見られた。

（４）児童のニーズに応じた通級指導教室

通級指導では、きこえとことばの学習や補聴器の管理・調整、聴力測定などをすることは多いが、それだけではなく、子どもの話をしっかり受けとめるようにした。通常の学級に在籍している児童は、自分だけが補聴器を掛けていることに気づき、さびしく思うときもあるようで、通級指導教室でほっとするようだ。

<Mさんの場合>

学級では、全体指導での先生の指示がわからず、グループでの話し合いにも参加できないため、支援員さんが週2回ついてくれるときはうれしいそうである。

巡回指導や他校通級では意欲的に取り組み、学習の効果が上がっていった。ところが、2年生の3学期頃から行儀が悪くなり、次第に学習や聴力測定に対する意欲が少なくなってきた。

3年生の1学期には、週2時間の巡回指導、週1回2時間の他校指導を行っていたが、椅子の上に寝ころぶことが多くなり、課題をすることが難しくなった。学級では、まじめに取り組んでいるようだったが、ときどきづらくなり、保健室で寝るようにもなった。

4月下旬の巡回指導のときに、「小学校に友達いない。一人でバスケットするのがさびしい。ろう学校の友達と遊びたい。」と言い始めた。5月の巡回指導のときにも「先生、お母さんに言って」と再度転校の話を持ち出すので、お母さんに話すことを約束して学習を始めた。そして、他校通級のときに本人のいる前で母親に転校したいと言っていることを話した。しかし、母親は「Mの言うことは今だけです。」と言って聞いてくれなかった。

その後、「通級お楽しみ会に出たい。ろう学校の友達にも来てほしい。」と要求してきた。そこで、母親や友達に話をする約束をして、本児の好きな課題をした。このころ、小学校の方でも懇談会を開き、今後について話し合った。

6月上旬、沈んだ様子で通級の教室に来て、「いつ、ろう学校で遊ぶの?」と聞いてきてろう学校の話聞きながら。ろう学校の話をしていると、本人から「今のぼくの気持ちは、悲しい。」と言い、「なぜ」と尋ねると「いつ、ろう学校へ行けるのかな。お母さんに言ったのに忘れたのかな。」と自分の思いを話し出した。その後、保護者に本人の気持ちを大切に今後のことを考えてもらうように話すとわかってくれ、2学期からは週1回始業から下校まで一日ろう学校で過ごす他校通級を考えることになった。

6月7日の通級指導教室お楽しみ会では、ろう学校の友達も入れて13名で遊ぶことができて楽しかったようだ。その後の通級の指導では、「今度はいつ、ろう学校で遊ぶの。」と本児が尋ねてきて「7月22日よ。来てね。」と言うのが合い言葉になった。そして、本児は、自分の気持ちをこらえることなく、ろう学校へ来たい気持ちを話して、満足がいくと課題に向かうようになった。

(5) 取り組みを通して

- ・通級指導教室が学校の一つの機能として位置づけられ、行事や業務の内容が整理され、システム化に近づいたが、コンサルテーションの方法や指導についてはまだまだ研修を重ね、検討していく必要がある。
- ・小学校との関わりでは、巡回指導を通して担任の先生との関係は密になってきたが、学校全体から考えたコンサルテーションはできなかった。しかし、授業参観や担任の先生との懇談会、記録ノート等を通して通常学級の様子がわかり、それに合わせた支援はできたようだ。
- ・通級指導を通して保護者と会うことも多く、保護者の気持ちや意見を大事にし、母親からの聞こえや補聴器等に関する質問に対して丁寧にわかる範囲で情報を伝えた。このことで、信頼関係ができてきたようだ。
- ・通級の指導を行っているとき、児童は課題をしながらでもいつでもおしゃべりをしたがるようである。その児童の何気ないおしゃべりの中にいろいろな情報があるようである。通級指導教室が通常学級にいる聴覚障害児の心の拠り所として児童の思いや考えが素直に言える場となり、その思いを受けて次なる支援に結びつけていくことが大事である。

5 実践を通しての感想

(1) 通級指導教室の中にさまざまなセンター的機能がある。

小学校・保護者・児童のニーズに応じた通級指導教室を目指して取り組んでいく中で、まず、小学校の担任の先生、保護者、そして子どもたちのニーズを把握することの大変さを感じた。専門家として、ろう教育（聴覚障害児教育）はこうあるべきという姿勢を持って臨んでも、通級指導を望んでいる方々の思いと一致するものではない。そこで、先生や保護者、子どもの声に耳を傾けながら、学校生活が円滑にいくように、親子関係がうまくいくように相談したり、子どもたちの可能性についての正確な情報や聴覚障害に関する専門的な情報を提供したりする必要がある。これは、教育相談機能であろう。

そして、通級指導は個別にきこえやことばの学習をしながら学校生活を支援していくことになる。さらに、学級担任との話し合いを通して学級における対応について相談に応じたり、保護者からの要請で、学級での様子を観察し、相談に応じたりすることもある。また、学校としてどのように支援していくかを管理職の先生方と話し合うこともある。これらの仕事は、まさにコンサルテーション機能であると思われる。

このように振り返ってみると、ろう学校に在籍していない通級指導教室の児童のためにこれだけの活動ができたのは、ろう学校の先生方の理解と協力があってこそだと実感した。また、ろう学校という専門的な学校だからこそできたと思う。これからも周りの理解と協力により、ろう教育のセンターとしてもっともっと幅広い活動ができれば素晴らしいと思う。

(2) 人と人とがつながる場を大切にしたい。

通級指導教室・教育相談を行う中でさまざまな人とかわり合うことができた。小・中学校の通級指導教室の担当者研修会で知り合った先生からきこえとことばの相談があり、軽・中等度難聴や軽度発達障害についてお互いの情報を交換でき、よい研修の場になり、さらに中等度難聴の発見につながった。また、聴覚障害と知的な障害を併せもつ児童の教育相談を通して養護学校の先生と係わりながら指導を進める中で、お互いの学校について知らない

ことの多さに気がつき、違いを理解しながら支援ができた。言語聴覚士の先生とのかかわりでは、子どもの自立に向けてお互いの立場を尊重しながら連携する場の保障の大切さを感じた。巡回指導を行う学校では、管理職の先生をはじめ保健室の先生や同じ学年の先生など多くの先生たちに関心を持っていただき、子どもについて話をしたり、聞こえや手話について話したりすることができた。本当に多くの方たちと子どもについて真剣に語り、共通の時間を持つことができた。この人と人とのつながりが障害を持った子どもたちへの支援になっていると思われる。この支援の輪を広げ、医療・福祉・教育の協働へと進む1歩につなげたい。

6 センターの機能開発に向けて今後取り組みたいこと

- ・地域や保護者のニーズに応えるためには、ニーズを的確に把握し支援することが必要である。そのために相手の気持ちに寄り添いながら問題を解決するカウンセリングの技法を研修することで、よりの確にニーズを把握することができると思われる。
- ・現在、聴覚障害を取り巻く環境は、日々変容している。補聴器の発展や人工内耳の進歩、手話言語の研究等さまざまな情報が次々と出されている。そんな中で、ろう教育のセンターとして教育に関することだけでなく、あらゆる分野の情報を収集する必要があると思われる。
- ・聴覚障害児を支援する人々は、ろう学校の関係者、言語聴覚士、医者、そして小学校の先生方とさまざまな人たちが関わっている。その人たちが点と点で結ばれるのではなく、円のようにネットワークを結び、支援していく方がより適切な支援ができるように思われる。
- ・ろう教育のセンターとして、ろう学校の教員がさまざまなニーズに応えられるように系統だった 専門的な研修が大切であると思われる。

北海道における聾学校の地域支援 —早期教育と通級指導に視点をあてて—

北海道旭川聾学校

原田 公人

1 聴覚障害教育における早期教育の意義

(1) 早期教育相談

我が国の聾学校においては早くから「早期教育相談」を実施し、両親支援によって、子供の障害の克服と養育について、母親自らが意欲と熱意をもち、好ましい母子関係が形成されるよう努力してきた。

乳幼児期は、生涯にわたる心身の発達の基礎となる感覚、運動、情緒、ことば等の発達がなされる極めて重要な時期である。特に、聴覚機能の発達については、脳の働きと形成過程が次第に明らかになり、神経学的にみた場合でも、聴神経の髄鞘化は2歳児までには、ほぼ完成する。

一方、ことばの形成については、対人関係や他の心身の成熟・発達とかかわり合って営まれる1歳前後までに前言語が習得されていくことが明らかになっているし、3歳までが言語の臨界期で、5、6歳までにその後の言語発達の基礎になる第1次言語が形成されるといわれている。

また、AABR等、医学面で聴覚検査法が進み、新生児や乳幼児の聴覚検査が可能になるとともに目覚ましい電子工学の発達により、補聴器や測定装置が改善されて高度難聴乳幼児の補聴が充実してきた。更に、「教育相談」が行う両親支援によって、子供の障害の克服と養育について学び、母親自らが熱意をもって当たるようになり、好ましい母子関係が形成されるようになってきている。

このように、乳幼児期は、聴覚補償、ことばの獲得、調和のとれた心身の発達、好ましい母子関係など聴覚障害の克服にとって欠かすことができない重要な時期であり、「教育相談」によってその成果が着々と実証されてきている。

(2) 早期教育相談体制の現状

聾学校では、ある時期から様々な聴覚障害教育についての課題解決に対して、より早い年齢の乳幼児の発達の過程の中に見い出そうとするようになり、全国のほとんどの学校が「教育相談」を行っている。この「教育相談」に対して、多くの聾学校では校内運営によって実施してきたのが実情であった。

一方、3歳未満児の保育や障害児の療育を所管する「厚生省」では、「難聴幼児通園施設」を設けて、難聴乳幼児の療育事業に道を開いた。また、昭和54年には、心身障害児の早期発見、早期療育体制の整備を図ることを目的として「心身障害児総合通園センター」を設け、相談、指導、診断、検査、療育訓練を行うこととした。その他、小児保健センターなどの機関が、診断と母子の相談指導を行ったり、民間や個人なども加えると様々な様態でなされているのが現状であった。

北海道においては、より充実した相談指導体制の在り方について、他県の実施方法の長短を踏まえながら、本道の実態に立った整備の在り方を検討し、昭和63年度からは「聴覚障害乳幼児療育事業」として制度化して実施してきた。

(3) 北海道の相談体制の整備

北海道では望ましい相談指導体制を生み出すために特別な幾つかの方法が講じられた。第1に、国際障害者年の行動計画を3年に1回ずつ見直すに当たり、聴覚障害乳幼児の療育が主で、各界の専門家や関係団体で対策委員会を設けること。第2に従来、教育、民生、衛生、労働等の機関—縦割り行政組織が連携して一体となった事業を行うための連絡協議会が設けられたことである。また、保健所の機能を生かし0歳台を目標に聴覚障害の発見を早め、指定地域基幹病院や大学病院での診断、聾学校への紹介と、発見から相談指導を受ける期間の短縮を試みた。

相談指導は、聾学校が民生部の補助執行をする形をとるが北海道教育委員会が所管し、専任教員は教諭身分で、対象児の人数に応じて加配、その学校に所属し処遇も同じで校長が一切の監督、運営に当たった。また設備費、運営費、研修旅費等も道教委負担で措置された。

また、北海道医師会は本事業を全面的にバックアップし、「聴覚障害児早期発見スクリーニング」技術書を作成し、保健所の健診、相談業務の研修と強化を図った。重複障害がある聴覚障害乳幼児は、「肢体不自由児総合療育センター」に耳鼻科医師、言語訓練士（言語聴覚士）、看護師を専任で配置し、診断と相談・指導を行った。このように北海道では教育、医療、福祉の3者の連携により、聴覚障害早期教育相談の実現を図ってきた。

これら相談体制の整備には、保護者の努力がなければ実現しえなかった。行政に対する陳情、乳幼児相談事業の設立趣意書の作成について、中心的役割を果たした。

また、所謂、「潜り」で教育相談を行ってきた現場の教員は、放課後、乳幼児が活動しやすい教室に環境を整え、子どもや保護者を迎えた。学校教育の枠では、0歳～2歳の子どもは教育の対象とならないということが設立を阻んできた主たる理由であったが、障害に年齢はない。発見されたその時から直ちに、保護者と手を携えて教育を開始することが子どもの確かな成長・発達に繋がることを確信しての実践であった。そして、こうした努力の積み重ねが昭和63年の北海道聴覚障害乳幼児療育事業の実現に繋がったと考える。

（４）北海道の聾学校における早期教育相談の課題

教育相談部門は、北海道の7校の聾学校（義務校）全てに専任教員をそれぞれの地域に配置する必要がある。しかし、予算面の問題で、全ての聾学校に配置されていない（現在は3聾学校で4名の配置）。従って、各校では校内体制を駆使し、独自に相談体制を組織している。独自の相談体制を組織する際、早期教育相談の意義を校内に浸透させ、人的配置について全校的なコンセンサスを得るための努力を続けている。

また、教育相談を担当する職員には医療や福祉、カウンセリング等の知識、技量、経験が求められる。しかし、このための研修体制（予算、研修内容等）が十分確立されていない現状があり大きな課題となっている。特に、早期教育相談担当者には、両親支援についての高い専門性が求められる。

今後、聾学校が地域のセンター的役割を果たしていくとき、継続した他機関連携が求められ、聾学校としての力量がますます問われるものと予想される。これに对应していくためにも、所謂、早期教育相談担当者の後継者養成が課題となる。後継者養成は一朝一夕にできるものではなく、全道を挙げての組織的な取り組みが必要となる。

更に、北海道の広域性を考えるとき、担当者のフットワーク、ネットワークが課題となる。人事面でも待遇面でも、担当者が実践し易い環境を整備されることが求められる。

＜＜資料＞＞

聴覚障害乳幼児療育事業（療育指導、訓練）実施要項

（昭和63年2月15日道教育長決定）

聴覚障害児の早期発見、早期療育を行い、もって、これらの乳幼児の正常な発達の促進を図るため、北海道は、関係機関の連携のもとに、下記事業を実施することとした。

事業名	事業内容	所管
聴覚障害乳幼児療育事業	予防治療、早期発見	衛生部
	療育指導、訓練	民生部

北海道教育委員会は、地方自治法第180条の2の規定により、知事からの協議を受け、下記事業のうち、民生部の所管する療育指導、訓練に係る業務（重複障害児を対象とするものを除く。）を当分の間、道立聾学校長において補助執行するものである。

1 目的

聴覚に障害のある乳幼児に対し、可能な限り早期に指導、訓練を行い、個々の乳幼児のもっている潜在的な可能性を引き出し、障害に起因することばの遅れやコミュニケーションの障害、社会的発達の遅れなどを未然に防ぎ、又は最小限にとどめるなど、乳幼児期の正常な発達の促進を図ることを目的とする。

2 対象

3歳未満の聴覚障害児とする。

3 内容等

(1) 療育のねらい

- ① よりよい親子関係を育てる。
- ② 子どもらしい円満な発達を促す。
- ③ 残された聴力を活かす。
- ④ ことばの発達の基礎をつくる。

(2) 療育の内容

療育の内容については、「保育所保育指針」(昭和40年8月6日付児発第622号各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)を基本に、各実施機関が定めるものとする。

(3) 療育の形態

- ① グループ指導
- ② 個別指導
- ③ 母親講座、父親講座
- ④ 家庭訪問指導
- ⑤ 保育所、医療機関等訪問指導

(4) 療育の回数

療育の回数及び1回当たりの療育時間は、個々の障害の程度等により、事業実施機関の長が定めるものとする。

4 事業主体

北海道

5 実施機関

道立の各聾学校（北海道高等聾学校を除く）

6 事業の開始

昭和63年4月

7 療育の場所

道立の各聾学校（北海道高等聾学校を除く）

8 療育の施設

使用する施設は、各聾学校の余剰教室を充て、併せて、学校教育に支障のない範囲内において、学校設備の一部を共有するものとする。

9 療育の設備

各聾学校においては、療育に必要な設備を整備するものとし、併せて、学校教育に支障ない範囲内において、学校設備の一部を共有するものとする。

10 運営費

事業の運営に必要な経費は、別途、予算措置する。

11 職員の配置等

(1) 職員の配置

療育対象乳幼児数を勘案し、当面、札幌聾学校、旭川聾学校に職員を増配することとし、他の聾学校につい

ては、今後の療育対象乳幼児数の推移をみながら、10名を越える状況となった場合には、職員の配置を検討するものとする。

(2) 職員の身分、発令形態等

ア 実施機関の長は、当該聾学校の教諭をもって、療育指導の担当者に指定するものとする。

イ 各聾学校長は、療育指導担当者を、毎学年当初に、道教委に報告するものとする。

(3) 職員の勤務態様

学校の日課に準じ、校長が定める。

12 職員の研修

担当職員の資質及び指導技術の向上を図るための研修を計画的に実施するものとする。

13 保護者の負担

通学費、教材費等は、保護者の負担とする。

14 事業計画計画書、実施報告書の提出

各聾学校長は、毎学年当初に、別記様式1により、事業計画計画書を、また当該学年が終了した後、速やかに、事業報告書を道教委に提出するものとする。

15 事業開始の準備

事業開始に必要な、建物改修、備品整備等は、63年3月までに行うこととする。

2 札幌聾学校乳幼児相談室における早期教育

(1) 乳幼児相談室の指導方針

聴覚に障害があっても、発達の道筋はきこえる子どもと変わりなく、その目指すところは、個々の人間として全人的な発達を支援していくことである。早期に教育を開始することによって、個々の子どものもっている潜在的な可能性を引き出し、障害に起因する言語の遅れやコミュニケーション、知的、社会性の発達等の遅れを未然に防ぐこと、または最小限にとどめることが重要となってくる。

聴覚に障害があるなしに関わらず、心身ともに健やかに育つ基盤は家庭にある。特に重要な意味をもってくるのは、子供をとりまく人々と子供との人間関係のあり方にある。この人間関係、つまり、まわりの人の接し方が、子供の育ち方の上に大きな影響を及ぼしてくる。家庭で愛情豊かに当り前に扱われていると当り前の子供に育ち、甘やかし過ぎたり、放っておいたり、冷たく扱われたりすると、子供はそれなりに人間としてのゆがみをもって育ってしまう。子育ての主体者である母親に対して、子供の聴覚補償、言語獲得への素地作り等を含めた全人的発達を促すような子育てを自信と希望をもってできるような教育的支援を行う必要がある。

子どもに聴覚の障害があることを医師より宣告され、初めて来校するほとんどの両親は、目の前が真っ暗な状態にある。医学的治療の道を断たれ、きこえないと分かった瞬間から、精神的な動揺は大きく、それまで行っていた子育てに対する自信を失い、失意と困惑の底にいる。このような両親に対し、「教育」がきこえの障害を克服できる唯一の道であることを知らせる。そして、両親が子供の障害を受け入れ精神的に安定すると共に、主体的に子育てにあたれるようになることを目指して支援を行う。

聴覚に障害があると、きこえやことば等の面にどうしても意識が向いてしまい、聴覚障害教育の特別な配慮事項（呼吸訓練、感覚訓練、読話、発語、聴能訓練等）のみ強調した子育てをしてしまうことは避けなければならない。この配慮事項を含めた適正な子育てこそが、聴覚障害を克服する唯一の手だてであるということを、指導者と親の人間的なふれ合いを通して、わかりやすく、納得できるようにアドバイスしていくことが大切である。そのためにも、親の悩みや思いを十分きいてあげ、一日も早く主体的に子育てに専念できるようにする必要がある。

乳幼児相談室は、幼稚部入学のための準備段階としてではなく、3歳未満の聴覚障害乳幼児が、個々の全人的発達を遂げるための支援機関であると考えている。

聴覚に障害をもった子供達にとっては、補聴器を装用して初めて音の世界を知ることにより、人間としての第一

歩を踏み出していく。子供達は、来校時の年齢、補聴器装用の時期、聴力、発達のペース等一様ではないので、個々の親子にあった支援内容・方法をとる必要があると考えている。

乳幼児期の子育ての中心は母親であるので、母親が自信をもって主体的に子育てができるようにしていくことを大きなねらいとしている。このねらいを達成するために、指導者が母親に子供の関わり方をデモンストレーションしてみせたり、子育てについての具体的な相談にのったり、子育てに必要な配慮を母親とともに考えたりして必要な支援を行っている。

（２）他機関との連携

札幌市では平成４年から健診時の問診票の中にきこえに関するスクリーニング項目が加わり、早期発見に対する意識が高まり、成果をあげ、健診時で聴覚障害の疑いがある場合、両親に対する情報提供、大学病院との連絡が早まってきた。また、聾学校の教育相談担当者は、大学病院耳鼻科の医師と紹介幼児の情報交換、定期的な医学的聴力検査や治療など日常的に連携を図ってきた。

聴覚障害と肢体不自由などの障害を併せもつ乳幼児に対しては、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターと、連携を図ってきた。そこで、聾学校と療育センターの両方に関わり、それぞれのケースの情報交換を行ってきた。

乳幼児相談室に通っている子どもの幼稚園や保育園に対しては、他にもきこえやことばの発達に疑わしい子どもがいた場合は専門医に診てもらうことを勧めてもらったり、幼児の障害について理解を図り、適切な係わりや働きかけをしてもらうよう相互に機関訪問してきた。

乳幼児相談室の事業内容の理解啓発として、リーフレットやVTRを制作し、近隣の「ことばの教室」など、各関係機関に配布してきた。

（３）早期教育相談の成果と課題

１）成果

他機関訪問や乳幼児相談室に通う事例が増加するに伴い、以下のような成果が見られるようになった。

- ・ ２歳までに相談を開始しているのは、相談乳幼児の54%となった。
- ・ 早期発見システム（AABR等）の普及により、健診（４ヶ月、10ヶ月、1才半）時発見され、速やかに聾学校に紹介されるようになってきた。
- ・ 療育事業が開始された当初は、高度難聴が多い傾向にあったが、近年は高度難聴だけでなく中等度難聴も多くなってきた。中等度難聴が早期に発見される要因として、医療の進歩、最先端の医療技術の導入、健診時の各保健センターのスクリーニング技術の向上や保健センターの保健婦と乳幼児健診担当医、基幹病院の耳鼻科医への療育事業の啓発の成果と推測される。
- ・ 他機関との連携については40dB未満の軽度難聴で、他の障害も併せもっている場合があり、他の機関を紹介したケースもある。障害に応じた適切な教育機関を紹介できるような連携がとれつつある。
- ・ 乳幼児相談室在籍児の進路については、68%の幼児が幼稚部に入学し指導の一貫性が図られるようになった。

２）課題

- ・ 早期発見システム（AABR等）を更に普及させ、2歳未満に教育を開始できるように、より一層のスクリーニング技術の向上、機関連携が必要とされる。
- ・ 難聴の程度や障害に応じて聾学校、難聴学級、クリニック、通園施設、幼稚園、各特殊学校、補聴器販売店などと連携を図り、適切な教育の場を補償できるようにはなっているが、まだ不十分な面も多く見られる。
- ・ 個々の子供の障害の状態、程度、親の状況を配慮した個別の指導計画の作成と子供の教育に対する両親の十分な理解を図るような手だてを考えていく必要がある
- ・ 年齢が低いほど個別指導が重視される。また障害の重複化に伴い個別指導の必要性のある幼児が増えてきていることなどに対応して、担当者を確認できる制度上の補償が必要とされる。

3 旭川聾学校乳幼児相談室における早期教育

旭川聾学校では聴覚障害児の健やかな心身の発達を促すことを目的に、昭和42年度に「母子教室*¹」が開設され、3歳未満の聴覚障害乳幼児の親子支援に取り組んできた。北海道においては昭和63年度より、聴覚障害児の早期発見、早期教育を行い、聴覚障害乳幼児の健やかな発達の促進を図ることを目的として「北海道聴覚障害乳幼児療育事業*²」を実施している。それを受けて本校でも「乳幼児相談室」が正式に開設され、聴覚障害乳幼児の教育相談及び親子支援を行ってきた。

(1) 乳幼児相談室の目標と方針

聴覚に障害を持つ乳幼児は、聴覚に障害があることで、聴覚を介して音声言語を獲得することに困難性が生じ、そのことでことばの発達や知能、情意、社会性など様々な発達にも遅れや歪みが出るものと考えられる。

また、ことばを用いたコミュニケーションに制約があることで、幼児の生活の基盤となる親子(母子)関係に様々な課題が表れたり、人間関係が不安定になると考えられる。

本校乳幼児相談室では、親子関係の安定を図り、聴覚障害乳幼児の調和のとれた心身の発達を促すために、相談室における全ての活動を通して親子支援に取り組んでいる。支援の要素としては、①保護者に対する育児支援と、②聴覚障害乳幼児に対する発達支援の二つの側面が考えられる。

① 保護者に対する育児支援

保護者が子どもとのコミュニケーションを回復し、安定した親子関係の確立を図り、自信と主体性を持って育児を行う。

② 聴覚障害乳幼児に対する発達支援

愛着と信頼のあるコミュニケーションを通して、聴覚やことばの発達、知能、情意、社会性などの調和のとれた発達を促す。

1) 目標

聴覚に障害を持つ乳幼児とその保護者を対象とし、個々の乳幼児の持っている可能性を引き出すための支援を行い、聴覚障害乳幼児の望ましい心身の発達を促進する。

2) 方針

- ① 聴覚障害乳幼児一人ひとりの実態を把握し、全体的な発達を促すよう支援する。
- ② 望ましい親子関係を成立させるため、子どもとのかかわり方や生活習慣の育成など、育児全般について支援する。
- ③ 子ども一人ひとりの聴覚管理に努め、聴覚を最大限に活用するための支援をする。
- ④ 他の障害を有すると思われる乳幼児について、より良い発達を促すために、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
- ⑤ 家庭や関係機関と連携を取り、より良い環境のもとで育児や通学ができるように支援する。
- ⑥ 聴覚障害乳幼児の早期発見及び支援を行うために、保健所・児童相談所・旭川肢体不自由児総合療育センター・母子通園センター・特殊教育センター・特殊教育諸学校など、関係機関との連携を深める。

(2) 乳幼児相談室の対象

本校の教育相談の体制は、教育相談を受ける子どもの発達段階(年齢)に応じて、対応する学部が主に担当している。そのため、現在、乳幼児相談室には0歳児から2歳児までの聴覚障害乳幼児が通級してきている。3歳児から5歳児までの幼児については幼稚部の教育相談が担当している。幼稚部教育相談に通級している幼児は他の障害を併せ持っているか、軽度から中等度の難聴であるケースが多い。

*1 制度化された事業ではなく、教員の定数配置や教室配置等、学校教育の枠外で独自に行われていた。

*2 昭和63年2月、当時の衛生部、民生部、北海道教育委員会等の連携によって実施が決定される。

(3) 乳幼児相談室の支援

1) 初回相談

初回相談では、聴覚障害児のライフステージに基づいた支援を行うための基礎的な情報の収集と、効果的な教育（療育）の方策を保護者に知らせることが主な目的になる。具体的には、子どもの出生から障害発見に至った経緯、療育歴や発達の状況、育児に対する思い等を保護者から聞きとりを行う。さらに、保護者が気持ちの安定を図りつつ主体的に養育（育児）ができるようにするために、聴覚障害についての理解と、適切な教育を行うことで子どもの持つ可能性を引き出し、全体的な発達を促すことができることを伝えることも重要である。ここで留意すべきことは、子どもが聴覚障害と診断された後に本校を訪れる両親は、障害と診断されたことにより精神的にショックを受けていたり、育児の悩みを抱えていることが多い。そこで、初回相談では保護者がリラックスして相談に臨むことができるように様々な配慮をしたり、受容的・共感的な姿勢で相談を進める必要がある。

2) 継続相談

本校乳幼児相談室では、子どもの発達段階やきこえの程度、保護者の希望等を考慮に入れた上で、継続相談として定期相談（月2回～週2回）及び不定期相談（学期数回～年数回）を行ってきた。定期相談では発達段階別に小グループを編成して0歳児は月2回、1歳児は週1回、2歳児は週2回の活動を行っている。聴覚に障害がある乳幼児も遊びについては年齢相応の発達をしていくと考えられる。

乳幼児相談室では、母親や友達との様々な遊びや身近な生活の経験を通して、運動機能や認知面、言語・コミュニケーション、社会性などについて発達を促すことを目的にして活動している。また、聴覚に障害のある乳幼児とのかかわり方や生活習慣の育成など育児全般について、個々の親子のニーズに応じた保護者支援を行ってきた。

3) 勉強会、講座の実施

2歳児は保護者との勉強会（毎週）を実施し、親同士が育児の悩みや子どもの持つ課題について意見交換したり、親子の抱える課題について生活の記録やVTRなどを使って具体的な支援を行っている。また、聴覚障害についてより理解してもらい、聴覚障害乳幼児を育てる上で家族の理解と協力を得ることを目的に、父親講座（幼稚園部担当）や祖父母講座を行っている。

4) 関係機関とのネットワーク

初回相談に訪れる保護者は、地域の医療機関や療育機関で診断や相談^{*1}を受けた後に来校することが多い。従って、地域の病院（耳鼻科、小児科）、保健所、北海道旭川肢体不自由児総合療育センター、児童相談所、北海道立特殊教育センター、通園センターなどの関係機関とのネットワークの確立は、聴覚障害乳幼児の教育相談の円滑な推進にとって重要な役割を担うものである。旭川聾学校ではより密なる地域ネットワークの構築を目指し様々な支援を行っている。そして、子どもや家庭への直接的な支援と共に、子どもの障害や発達の状態に応じた適切な教育及び療育を受けることができるように、関係機関と連携を図りながら支援を行っている。

障害の重度重複化と多様化に対応するために、旭川地区でも特殊教育諸学校が教育相談ネットワークを確立し、各校が連携を取りながら教育相談を行うことの必要性が叫ばれてきた。そこで、平成11年4月に旭川地区の特殊教育諸学校が「5校教育相談連絡協議会^{*2}」を設立し、各校が連携を取りながら教育相談を行っている。主な活動としては、①各校が連携しての教育相談活動、②教育相談の質的向上を図るための研修会の実施、③教育相談マップの作成と配布、④事例検討会などがある。

また、旭川市を中心として療育に関わる機関のネットワーク化を図ることを目的に、旭川市周辺の療育、教育、医療、福祉、保育、行政の各機関が参加して「旭川市早期療育連絡会議^{*3}」を設置している。ここでの主な活動と

*1 医療機関では総合病院の小児科や耳鼻科、療育機関では北海道旭川肢体不自由児総合療育センターや地域の通園センター等がある。また、診断及び相談の他に、継続的に療育（親子支援や訓練）を受けているケースもある。

*2 旭川養護学校（肢体不自由教育）、旭川盲学校（視覚障害教育）、旭川聾学校（聴覚障害教育）、鷹栖養護学校（知的障害教育）、東川養護学校（知的障害教育）

*3 北海道旭川児童相談所、北海道旭川肢体不自由児総合療育センター、旭川養護学校、旭川盲学校、旭川聾学校、鷹栖養護学校、東川養護学校、旭川医大、北海道教育大学旭川校、北海道療育園、旭川大学付属幼稚園、鷹栖町保健福祉課、旭川手をつなぐ育成会、旭川教育委員会学務課、旭川市特殊教育センター、旭川市幼児こたばの教室、旭川市日章小学校わかば教室、旭川市保健福祉課母子保健係、旭川市愛育センターみどり学園、わかくさ学園、旭川市児童家庭課北星保育所、児童家庭課保育係、児童家庭課こども療育係

しては、①関係各機関との情報交換と連携、②旭川市における早期療育の質的向上を図ることを目的に事例検討会及び研修会の実施、③障害児の発達支援と育児支援を行うためのサポート会議の開催などがある。

（４）今後の課題

近年、関係機関とのネットワークが確立され、連携が強化されてきたことで、聴覚障害乳幼児の早期発見及び早期からの支援開始に結びついてきている。道北地域でも新生児聴覚スクリーニング*¹を導入する医療機関が増えてきたことに伴い、聴覚障害乳幼児の発見年齢が一層低年齢化してきている。乳幼児相談室でも早期及び最早期の教育相談を開始する親子への支援体制の確立が急務となっている。また、関係機関とのネットワークが確立されてきたことで、他の療育機関でも聴覚障害教育に対する関心が高くなってきている。そのことで、他の障害を併せ持った乳幼児の相談も増えてきているため、今後は関係機関と密に連携をとりながら、乳幼児の全体的な発達を促すための親子支援を適切に行っていく必要がある。

４ 聾学校における通級による指導

（１）通級指導教室について

ノーマライゼーションの考えが進む中、また、子どもの居住地域で教育を受けさせたいという保護者の意識の高まりを背景として、聴覚障害児を対象とした「通級指導教室」は全国的に年々増加傾向にある。

文部科学省では、聾学校の通級指導について定数配置を行い、今後の特別支援教育の展開を踏まえるとき、聾学校における通級指導教室が果たす役割がますます重要になると予想される。

これまで聾学校ではインテグレーションした子どもについて、地域の小・中学校との不十分ながら連携を試みてきた。しかし、聾学校において通級指導は、新たな今日的な課題であり、専門性を地域に還元していくという点においても、センター的役割の機能の一つとして重要な役割をになえる可能性がある。

（２）通級指導教室の指導目標・方法

現在、全国各聾学校で実施している通級指導教室は、各地域の教育委員会が主体となり支援体制を整えている場合もあれば、聾学校独自で体制を整えて積極的に実施している場合と地域差や温度差がある。

しかし、何れの場合であっても、聾学校が地域の保護者や子どものニーズに応えるため、主に、「学校生活・社会生活への適応を高めること」、「自分の障害について理解し、適切な支援や配慮を求めることができること」を主たる目標として指導がなされている。

こうした目標のもとに、一人ひとりの子どもの実態とニーズに応じるため、個別指導を基本的な指導形態としている。また、在籍校担任と協力して、情報交換をしたり、保護者との面談等を行い、効率的な指導を目指している。

（３）通級指導教室の指導内容

通級指導教室での指導、週に１～２回（１回の指導時間は４５～１００分）程度行い、指導内容は、聴覚学習（主体的に聴覚を活用する態度や能力を育てる）、発音指導・言語指導（表現能力を育て、人とのやり取りの中から言語情報を獲得したり、自分の意思を正確に伝達したりする態度と能力を育てる）、各教科の補充指導（書記言語を中心とした指導）、カウンセリング（コミュニケーションの意欲や能力を育成し、人との関わりの中で個性や持っている力を発揮するための心のケア）等、多岐にわたる。

指導内容は、主に教科学習のレディネスとなるものから学年相応の教科学習まで子ども一人一人の生活年齢や発達に応じて設定しているが、子どもの年齢が増すに従い、コミュニケーションが課題となることが多く、教科学習と併せてカウンセリングが主要な指導内容になっている実態がある。このため、保護者・在籍学級担任との連携（情報交換）が欠かせない。

* 1 厚生労働省が1998年よりパイロットスタディを実施。本道では道のモデル事業として11月より帯広市で実施。聴覚障害児を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするため、新生児に対して聴覚検査を行う。AABRやOAEなどの新生児用の聴力検査機器を用いて、出生後入院中に産科にて実施する。

（４）通級指導教室における個別の指導計画

通級指導教室においては、個別の指導計画を作成し、実践している学校が多い。その内容としては、概ね、①補聴器等の聴覚活用、②コミュニケーション能力（言語の受容、表出、社会適応）③学習（理解・進度）といった領域を設定し、作成されている。

今後の特別支援教育を踏まえるとき、個別の指導計画から将来的には個別の教育支援計画へ移行していくことが期待される。しかし、通級指導教室という実態から、聾学校が、通常学級との連携のもとに、協働で作成することが望ましい。特に、子どもが通常学級での適応状況を明確にし、改善のための適切な方法を保護者共々、共通認識し、定期的な評価を実施することが大切である。また、通常学級に在籍する聴覚障害児には、「学校での孤立」を訴える場合が少なくない。このため、通級指導教室においては、必ずしも個別指導の形態だけではなく、聴覚障害児同士の小グループを設定し、小集団の指導も個別指導計画の中に取り入れられるべきである。

（５）通級指導教室実施上の課題

地域のニーズの高まりと聾学校としての社会的使命のもとに、全国各地で通級指導を実施しているが、聾学校での通級指導はまだ始まったばかりであり、以下のような課題を抱えつつ実施されている。

１）学校組織

- ・勤務体制（勤務時間）が不確定なこと。（来校する子どもが放課後である場合が多いため）
- ・予算（旅費、教材費）が未確定なこと。（巡回指導や家庭訪問の必要性が生じた場合など、臨機応変な予算措置が難しい。）
- ・学校組織として担当者の位置づけが不明確なこと。（学部業務であったり、分掌業務であったりして、校内の指導体制が不確定になること。また、年度途中で在籍数が増えたとき、十分な指導体制を組みにくい）

２）担当者の研修

- ・指導内容を充実させ、相談に的確に答える等、担当者の資質向上のための研修の機会や場が少ないこと。

３）子どもの指導時間、回数の確保

- ・子どもにあわせた教育課程を作成し、効果的な指導を考えた場合、指導時間・指導回数の最低限の確保が必要となるが、これが十分保障されない場合があること。

４）在籍学校や保護者の連携

- ・在籍校の学校事情等により、在籍学級の担任との情報交換がしにくいこと。
- ・保護者を交えてのケース会議の機会が設けにくいこと。

５）市町村教育委員会との連携

- ・通級方式か、巡回方式か、サテライト方式か等、子どもに最も合った教育形態を整備するための協議の場が必要であり、市町村教育委員会への協議する場が必要である。

（６）通級指導教室の今後の展望

聾学校のセンター的役割を考えると、上記の課題の解決が急がれる。

また、全国各地の聾学校においては、その設立の経過や地域事情が異なる。例えば、一県に一校の聾学校という場合、聴覚障害教育の専門機関としてのセンターとしての役割は、地域のニーズとそのまま合致するものであり、これまでの方法や内容を更に充実していくことが求められる。

聾学校が複数校存在する地域にあっては、それぞれの学校事情を把握し、業務の分化や協働を図り、ユーザー（子どもや保護者）のニーズにより合致したプログラムを構築する必要がある。

聾学校において通級指導を効果的に推進するには、「地域とのネットワークづくり」が重要なキーワードとなる。このためには、聾学校がこれまで早期教育で取り組んできた手法を参考にすることが大切である。聾学校の早期教育では、まず、保護者や関係者との直接的・間接的な結びつきを深め、具体的な支援によって、保護者や関係者の信頼関係を築き、成果をあげてきた。

通級指導も同様に、「できるところから進める」ことを第１義とし、とりわけ、保護者や関係者と協議する中で、通級指導の意義と意味を理解し合うことが大切である。このことが、将来、地域の中に聾学校における通級指導を根付かせていくと考える。

Ⅲ. 養護学校の事例

1. 知的障害養護学校の事例

就学前教室「ささっこ」教室を中心とした地域支援センター —開かれた学校作りと家庭や地域への支援を目指して—

福島県立大笹生養護学校
高屋 隆男

はじめに

本県は、全国第3位の広大な面積を有しており、盲・聾・養護学校の数は一県で23校である。大笹生養護学校は、中通り地方の北部（福島市）にある県立の知的障害養護学校である。

本校では、県教育委員会で進めている「うつくしま教育改革」を受けて、開かれた学校作りの一環として、地域とともに歩む学校づくりをめざして、地域支援センターを開設や高校生ボランティア養成講座を実施するなど、種々の取り組みを行っている。（資料1）

1 本校の取り組み（「センター的機能」への取り組み）

本校では、地域のセンター的役割を担うため、平成13年度から「出かける相談」として、福島県の「身体障害児療育交流会（注1）」、伊達郡7町合同の乳幼児母子支援事業「のびのび教室（注2）」の2か所に、本校教員を派遣している。

また、平成14年度には、校内に就学前教室「ささっこ教室」を開設した。本教室は、1歳半健診や3歳児健診等で、障害があるまたはあるかもしれないと指摘されながら、その後のケアが十分でない乳幼児とその保護者の心を支えたり、子どもとのかかわり方を学びたい等の様々なニーズに応えることを目指して設けたものである。

さらに、平成15年度から校内に「地域支援センター」を設け、「出かける相談」「ささっこ教室」「来校相談」等を含めて、本校の人的資源・施設を地域のために役立てていくことにした。

以下、「ささっこ教室」の取り組みを中心に、年度を追って本校の実践について述べる。

2 平成14年度の実践

ここでは、校長のリーダーシップのもと、担当スタッフが自らの相違工夫により、乳幼児とその保護者たちの憩いの場となることを目指して、立ち上げた「ささっこ教室」について述べる。

なお、「ささっこ教室」の名称は、大笹生の「笹」からイメージした「ささっこ」と、保健センター等で実施している「〇〇教室」の「教室」を組み合わせたもので、保護者にとって親しみやすいのではないかと担当スタッフの発案によるものである。

（1）コンセプトの明確化～パンフレット作成を通して～

校務分掌で任命された担当スタッフは、4月当初、「ささっこ教室」の開設趣旨について、十分な理解をもっていた訳ではなかった。そこで、担当スタッフは、自発的にスタッフ同士の意見交換を何度も行うと共に、本校で行う教育相談の在り方についての研修会・学習会を重ねていった。

なかでも、6月中旬までかかったパンフレット作成を通して、担当スタッフが考えるコンセプトと管理職が考えるコンセプトに大きな違いがあることが明らかになってきた。管理職は、いわゆる学校教育の一端として行う早期教育（幼稚部教育）ではないものをイメージしていたのに対し、担当スタッフは、「教育相談とは、行動観察や検査等を行い、障害名など子どもの実態を明らかにすることから始まる相談」というイメージを強く持ったパンフレット（案）を作成してきたのである。

これらの認識の違いは、校長、教頭、担当スタッフが一同に会し、お互いの考えをフランクに交換し合うことを数回重ねることで、「本教室が、だれのために、何をするのか」といったコンセプト、つまり「ささっこ教室」が担当スタッフの一方的な指導・教育の場ではなく、主体を子どもや保護者において実施するものであることが明確になっていった。

これらの過程は、担当スタッフがこれまで教師として行ってきた教育相談、すなわち「就学相談」「早期教育」をベースにした相談からの脱却を図ることでもあった。

これらを通じて「ささっこ教室」の実施・運営が、管理職からのトップダウンで行われるものではなく、担当スタッフの主体性、自主性によって進められるものであることを理解し、あわせて、望ましいカウンセリングマインドをも自分達で身に付けていこうとする姿勢ができていった。

（２）「ささっこ教室」の実際

１）ねらい

- ① 障害のある乳幼児及びその保護者を対象に、情報交換や交流の場を提供する。
- ② 乳幼児にとっては、同世代の友だちや教師たちとのふれあいを通して、心身の安定が図られる場となるようにする。
- ③ 保護者にとっては、養育についての課題に自ら気づき、自らが主体的に子育てにかかわることのできる機会にする。
- ④ 保護者同士の交流を深め、互いに情報交換をしながら、相互に子育てへの意欲を高めることができるようにする。

２）実施回数等 週１回（年２２回） １４：００～１５：３０

３）参加者の声

参加者からは、「当初は、戸惑いや緊張感があったが何回か通ううちに、今では、ここに来ると本当にホッとする。」「まわりのだれにも気兼ねすることなく、子どもを伸び伸びと遊ばせることができる。」等の声が多く聞かれている。

（３）「ささっこ教室」の課題等

限られた空間スペースと少人数の担当スタッフが放課後に行うという制約の中で、「ささっこ教室」が果たすことのできることは何かを考え、また、実際に乳幼児やその保護者とかがかわっていく中で、いくつかの課題が明らかになってきた。

１）「相談」の時間をどう確保するか

相談は、利用者が「話したい」「相談したい」と思った時、機を逃さずにそれを受けられる体制が必要であることは言うまでもない。そして、本教室はまさにそのような場であることを願っている。しかし、担当スタッフは、専任ではなく、本校児童生徒を下校させてからの任務であるため、利用者のニーズのあったその時にすぐに応じるという訳にはいかないのも事実である。まして、乳幼児にとって午後の２時からという時間は、午睡の時間でもあり、本教室に参加することで、日常生活のリズムを大幅に崩してしまう危険性もある。

２）兄弟姉妹の参加をどうとらえるか

少ないスタッフで密度の濃い活動をするには、かかわりをもつ対象を該当児だけに絞ったほうが良いという意見もあったが、参加者全てが主役であるという考えから、該当児と思われる子どもと一緒に来室する兄弟姉妹も本教室の対象者とした。

このことは、障害のある子どもとその兄弟姉妹との関係性や、障害の有無にかかわらず同世代の子どもたち、また、その保護者とのかかわり合い中で育ち合う大切な要素も見逃せないと考えたからである。これらのことは、事前に保護者に趣旨を説明してから行った。

準備した教室から溢れるほどの参加希望者に、より密度の濃いかかわりがもてるようにするための理想の人数と、希望者全員に参加の機会を提供できるようにするための方法を工夫する必要がある。

３）本校への就学相談と他の相談の分離をどう明確にするか

この二つについては、明確に分ける必要があると考えている。これを一緒にしていると、場合によっては、『ささっこ教室』に行くと、大笹生養護学校入学を勧められる。」と誤解されてしまうことが懸念される。一旦、このような風評が立つと、これを変えることは非常に難しくなると思われる。

このようなことから、担当スタッフを別に任命することが大切である。

４）保護者同士の出会いを大切にするためには

保護者同士の出会いの場として、本教室は重要な役割を担っている。保護者は、今まで自分一人だけのことと思っていたことがそうではなく、ともに悩み苦しみを共有できる仲間がいると感じられることは、今後、子育て

をして行く中で大きなエネルギーとなっていくと考えられる。また、ピアカウンセリングの観点からも重要であると考えられる。

これらを側面からサポートしていけるように十分な配慮と更なる工夫をしていきたい。そして、私たち担当スタッフにとっても、より一層保護者の思いや願いに気付かせてもらえる大切な場としたい。

5) 他の社会資源との協働をどうするか

本教室への参加希望者が多いということは、障害乳幼児やその保護者たちをサポートする場が、この地域には非常に少ないことを示している。しかしながら、本校だけで、本教室に来た子どもたち全てを抱え込むのではなく、他の関係機関へも広く啓蒙・啓発をし、それぞれの地域・機関で担えるような工夫をしていくことが必要である。そのためには、近隣の関係諸機関がどのようにをしているかをもっと知ると同時に、関係諸機関の職員とのヒューマンネットワークを構築していくことが重要である。

3 平成15年度の実践

平成14年度の課題を踏まえ、同時に「開かれた学校作り」を目指して、「ささっこ教室」を担当している「教育相談部」を「地域支援センター」に名称変更し、小・中学部、高等部と同列に位置づけるなど校務分掌の見直し(図1)を図った。

また、保護者のニーズにあった「相談」の時間を確保したり、増えゆく相談希望者に対応したりするため、担当スタッフの配置方法や増員などの改善を図った。

(1)「開かれた学校づくり」を目指して

はじめにのところで述べたように、本校では、「開かれた学校作り」を進め、地域支援センターを含め多くのことに取り組んでいる。

本校が、地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を果たすためには、誰でもが気軽に来校、相談できるような学校でなければならない。このような学校にするには、本校で学ぶ子どもたちに対する地域の人々の理解が深まってくことになるばかりでなく、地域の人々が本校を「私たちの学校」と捉えるようになることを意味している。少しずつでも着実にこれを実現していこうと取り組んでいることが、以下の広報誌の配布やボランティア養成講座の実施である。

1) 広報誌の作成・配付

地域の人々に学校をより理解してもらうため、下記のような広報誌の作成・配付を行っている。配付するに当たっては、地域の町内会長の御厚意により、回覧板を利用している。

- 学校案内「ひとりひとりがかがやいて」
- 学校経営方針「地域と共に歩む学校」
- ささっこ教室案内「子どもの輝く未来のために」

2)「高校生のためのボランティア養成講座」の実施

① 目 的

知的障害は、他の障害と比べて、支援の仕方が分りにくい障害といわれている。そこで、高校生が知的障害に対する理解と認識を深め、地域及び知的障害養護学校等でボランティアとして活躍できるよう、知的障害児(者)に対する基礎的知識と支援の仕方を習得するための養成講座を開催する。

② 主 催 福島県立大笹生養護学校父母と教師の会 福島県立大笹生養護学校

③ 参 加 者 17名(福島県立福島北高等学校4名、学校法人福島成蹊女子高等学校13名)

④ 実 施 日 平成15年7月31日(木)、8月8日(金)

⑤ 参加者の感想(一部抜粋)

- 学校でも、障害児のことの勉強を少ししたりしていたけれど、今回の養成講座で、もっとこの子どもたちと関われるような仕事をしてみたいという思いが強まった。
- 勉強ができるできないではなく、みんなの存在自体が大切だとこのボランティアを通して学びました。
- このボランティア養成講座に参加して、一番、心に残ったのは、「障害のある子どもをもって失ったものは何もない。逆に、大切なものが増えていった。」というお母さんの言葉でした。

- ダウン症や自閉症とか、いろいろ診断名があるけど、子ども一人一人は違うということもわかりました。
- 障害というハンディを持っているけれども、子どもたちは、とても明るく元気で、目が合ったときに微笑むと微笑み返してくれるなど、とてもかわいい子ばかりでした。

（２）「地域支援センター」の位置付けと工夫

相談に来校する子どもの生活リズムを考慮し、午前中にも対応できるように、学級担任ではない教員２名を「地域支援センター」担当として配置している。これによって、障害乳幼児もまた、「ミニささっこ（注３）」で、午前中の受け入れも可能になったと同時に、担当スタッフ一人が比較的自由に外出できるようになったため、関係諸機関の職員とのヒューマンネットワークづくりの構築もしやすい体制となっている。

また、地域に住む人々、小・中学校、高校、盲・聾・養護学校の教員、本校の保護者、「地域支援センター」利用者が共に学び合う機会となるような研修会、小・中学校、高等学校との交流教育、ボランティア養成等の事業も本センターの用務としている。

なお、平成14年度の課題③に述べたような内容を考慮し、「本校への就学（転学）に関する」相談と他の相談を明確に分離するため、「本校への就学（転学）に関する」相談は、地域支援センター担当スタッフではなく、該当学部（教務主任を中心に）で行うことにしている。

（３）本校職員の意識の高まり～学校全体で行う重要性～

１）「ささっこ教室」担当スタッフ全員が再任希望

平成15年度の校務分掌作成にあたり、全職員から「係希望」ととったところ、平成14年度「ささっこ教室」担当スタッフ８人全員から、平成15年度も是非担当したいとの強い希望を出された。

この「ささっこ教室」は、担当スタッフが授業を終えてからの任務となり、担当スタッフにとって、「ささっこ教室」のある水曜日は、大変な激務となっていたにもかかわらずの申し出であった。これは、担当者スタッフ自身が、乳幼児とその保護者とかかわりを楽しむことができただけでなく、乳幼児や保護者たちから自分たちは必要とされているという実感を持つことができたなど、実践を通して、本教室の存在意義を理解していったものと思われる。

２）新たな展開「サマーささっこ」の実施

当初の計画にはなかった「サマーささっこ」を、夏休みを利用して３回実施した。

これは、本校にある簡易プールを利用して、「ささっこ教室」参加幼児に、水遊びを経験させたいという担当スタッフの願いから、急ぎょ企画・実施されたものである。「サマーささっこ」を実施するに当たり、担当スタッフ以外の教員への理解啓発を兼ねて、サポーターを募集したところ、多数の教員から参加希望があった。そこで、利用者の理解をいただいた上で、本来の担当スタッフ数名とサポーターで実施した。応募者多数のサポーター希望者のため、実際に協力してもらう教師は、人数制限せざるを得なかった。このことから、本事業への本校職員の関心が高まっていることが裏付けられた。

表1 平成14年度と15年度の活動内容等の比較

項 目	平成14年度	平成15年度
地域支援センター担当者数	8名	15名
ささっこ教室担当者数	8名	11名
対応部署の名称	教育相談部	地域支援センター
教育相談担当数	1名（小学部主事が兼務）	2名
主な活動内容	○ 就学前教室 ・ささっこ教室（週1回，集団活動） ○ 母子支援教室等への支援 ・身体障害児療育交流会（福島県県北保健福祉事務所主催） 年10回 ・のびのび教室（伊達郡7町合同主催） 年8回 ・たまごっこ教室（福島市保健センター主催） 年12回 ○ 出かける相談 ○ 来校教育相談	○ 就学前教室 ・ささっこ教室（週1回，集団活動） ・ミニささっこ（毎日，個別活動） ・サマーささっこ（夏季休業中3回） ○ 母子支援教室等への支援 ・身体障害児療育交流会（福島県県北保健福祉事務所主催） 年10回 ・のびのび教室（伊達郡7町合同主催） 年8回 ・たまごっこ教室（福島市保健センター主催） 年12回 ・オリーブサークル（三育保育園子育て支援センター主催） 年 回 ○ 出かける相談 ○ 来校教育相談 ○ 教材・教具の貸し出し ○ 講演会等の実施 ・本校教育講演会及び研修会 ○ 交流活動 ・市内小学校・高等学校との交流 ○ ボランティア活動 ・中・高等部生徒による学校周辺の清掃 ・高校生ボランティア養成講座の交流 ・本校行事への高校生ボランティアの参加
その他	○ 教育相談部全員で、「ささっこ教室」を担当している。	○ 「ささっこ教室」に来室することと、本校への就学・転学することは、別なものであることを明確にするため、「ささっこ教室」担当スタッフ以外の者が、就学等の相談を行っている。 ○ センター主任は、校外での活動がしやすいように、「ささっこ教室」担当からはずれている。

5 管理職として配慮したこと

平成14年度「ささっこ教室」や平成15年度「地域支援センター」を立ち上げるにあたって、管理職として配慮したことを次に述べる。

（1）平成14年度「ささっこ教室」を立ち上げるにあたって

管理職は、「ささっこ教室」担当スタッフに本教室のおおまかな理念（①対象者は、就学前の障害があるまたはあるかもしれない乳幼児と保護者である。②障害の種類は、問わない。等）を説明し、実際の企画・運営は、担当スタッフにまかせるようにした。これは、「ささっこ教室」は、担当スタッフ自身が、本教室の必要性を感じ、自分達で作り上げていく意識を持つか否かは、今後の円滑な運営にあたって、重要な意味を持つと考えたからである。

（２）関係諸機関との連携・協働を目指して

基本的に、センターの仕事内容は、担当スタッフにまかせることにしているが、対外的なものに関しては、センターの機能が地域に定着していくまでできるだけ管理職が同行したり、電話連絡したりするようにし、本事業が、一部の係活動として行っているのではなく、学校全体として取り組んでいる事業であるという姿勢を示すようにしている。

本校担当スタッフと他機関職員とのヒューマンネットワークづくりを円滑に進めるには、まず、学校と関係機関間の良好な関係が必要不可欠であると考えている。

また、本校で実施する外部講師等を招いての講演会等にも、関係機関の担当者には、必ず声をかけると同時に、関係機関の担当者が参加しやすいように、関係機関長へ参加案内を出すようにしている。

（３）学校の教育活動の充実を図る

「地域支援センター」が、充実した活動をしていくためには、本校在籍児童生徒の保護者の信頼を得ることが必要不可欠である。それは、広報の充実だけでなく、授業の更なる充実があってこそ、「地域支援センター」への理解と応援を得ることができると考えるからである。そのため、実践研修会や授業研究会等を行うなどして、教員の資質の向上や授業の充実を図っている。

（４）校務分掌上で「地域センター」の重要性を明らかにした

校務分掌に位置づける時、3学部と同じような扱いをすることを明確にするために、図1のような変更を行った。

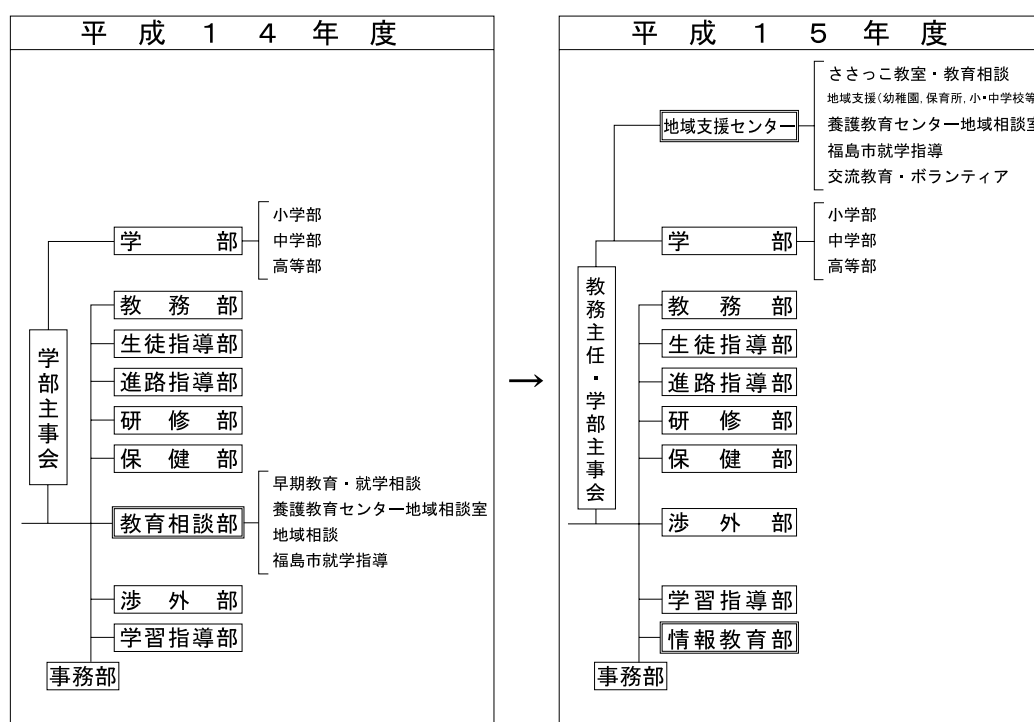


図1 平成14年度と15年度の校務分掌の比較図

また、地域支援センターの主任と副主任には、前年度まで小学部の学部主事と副学部主事で、教育相談等の研修や実務を行っていた者2名を充てた。「担当者」の評価が「地域支援センター」の評価となり、ひいては、「大笹生養護学校」の評価になることを考えての配置であった。このことは、対外的な評価だけでなく、校内の保護者・教職員に対しても、本地域支援センターの重要性を理解してもらう意味もあった。

なお、地域支援センターの主任は、他学部の教務主任と同様に校務運営委員会に参加し、校内の動きを理解して地域支援センターの仕事を進めるとともに、地域支援センターの活動状況を校務運営委員を通して全職員に知らせることができるようにした。

(5)「ささっこ教室」担当スタッフを大幅に入れ替えた

先に述べたように、平成14年度「ささっこ教室」担当スタッフ全員が、平成15年度も「ささっこ教室」を担当したいとの希望があったが、下記のような理由で大幅な担当スタッフの入れ替えを行った。

- 1) 本事業は、一部の教師の熱意だけで行うのではなく、学校全体として取り組まなければ持続していかないものなので、他の教師にも、本事業の重要性を認識し、今、求められている教員として必要な資質の向上を図る必要がある。
- 2) これまでの担当者は、次年度以降、本事業のよき理解者となって、「ささっこ教室」等を支えていく必要がある。

6 担当スタッフの声

担当スタッフは、今回の実践を通して多くのことを考え、学ぶことができたと述べている。以下、主なものを次に述べる。

- ① 「障害名を聞かない」「住所や家族構成も聞かない」「成育歴も聞かない」ささっこ教室では、今、目の前にいる子どもさんを丸ごと理解し、よいところをたくさん見つけることができた。その結果、保護者の方とも先入観のないつき合いができた。
- ② ささっこ教室の一番のねらいは、教育や指導ではなく、親子共にホッとできる場所の提供です。「何かをしてあげなくては」という教師の気持ちを捨て、保護者が何を求めて来校しているのかが分るまでの時間はかかるが、それが重要だとわかった。
- ③ 本教室に来室される保護者の方の中には、廻りの不用意な一言や子育ての悩み等でたくさん傷ついている方がいます。自分一人で解決することは難しくても、他の人に話すことで傷が癒されたり、自分で解決策を見いだす方が多いようです。私たちは保護者の方にかわって解決策を考えていくことより、真剣になって一緒に考えていく方が重要だと分かりました。
- ④ 保護者は、他の子どもとのかかわりを求める時は「ささっこ教室」へ、担当スタッフと話しをしたい時には、「ミニささっこ」へ、と使い分けているようである。
- ⑤ 持ち授業数の軽減等、多くの校内配慮をしてもらい担当しているが、まれに他の教師の目を意識している自分がいる。空き時間ができた時は、自分から補欠授業に出る等、校内の一員として支援していこうと努力している。

7 おわりに

地域支援センターとして何をなすべきかではなく、現在の大笹生養護学校の持っている人的資材や施設を活用して、何ができるかを探りながらの実践報告である。今後とも多くの方の御支援やアドバイスを得ながら、更なる充実を図っていくつもりである。

担当スタッフから次のような話があった。

私たち担当者は、特別な指導はしなかったのだが、「ささっこ教室」に来ている〇〇さんは、自分で障害の受容ができ、前向きに、生きようとして、いろいろ考えるようになっていく。このように、本センターに来ることによって、新しい出会いがあり、希望の道が見つかるきっかけをつかむ人が一人でもいたら、それだけでも、本センターの意義があるんですね。

この担当スタッフのことはこそ、まさに、本地域支援センターの目指しているものである。

注1) 身体障害児療育交流会

「のびゆく子ども支援事業（福島県保健所主催）」のひとつで、就学前の身体障害児またはその心配のある幼児と保護者に対して、日常生活に対する指導や保護者間の交流と情報交換を主なねらいとして実施している

注2) のびのび教室

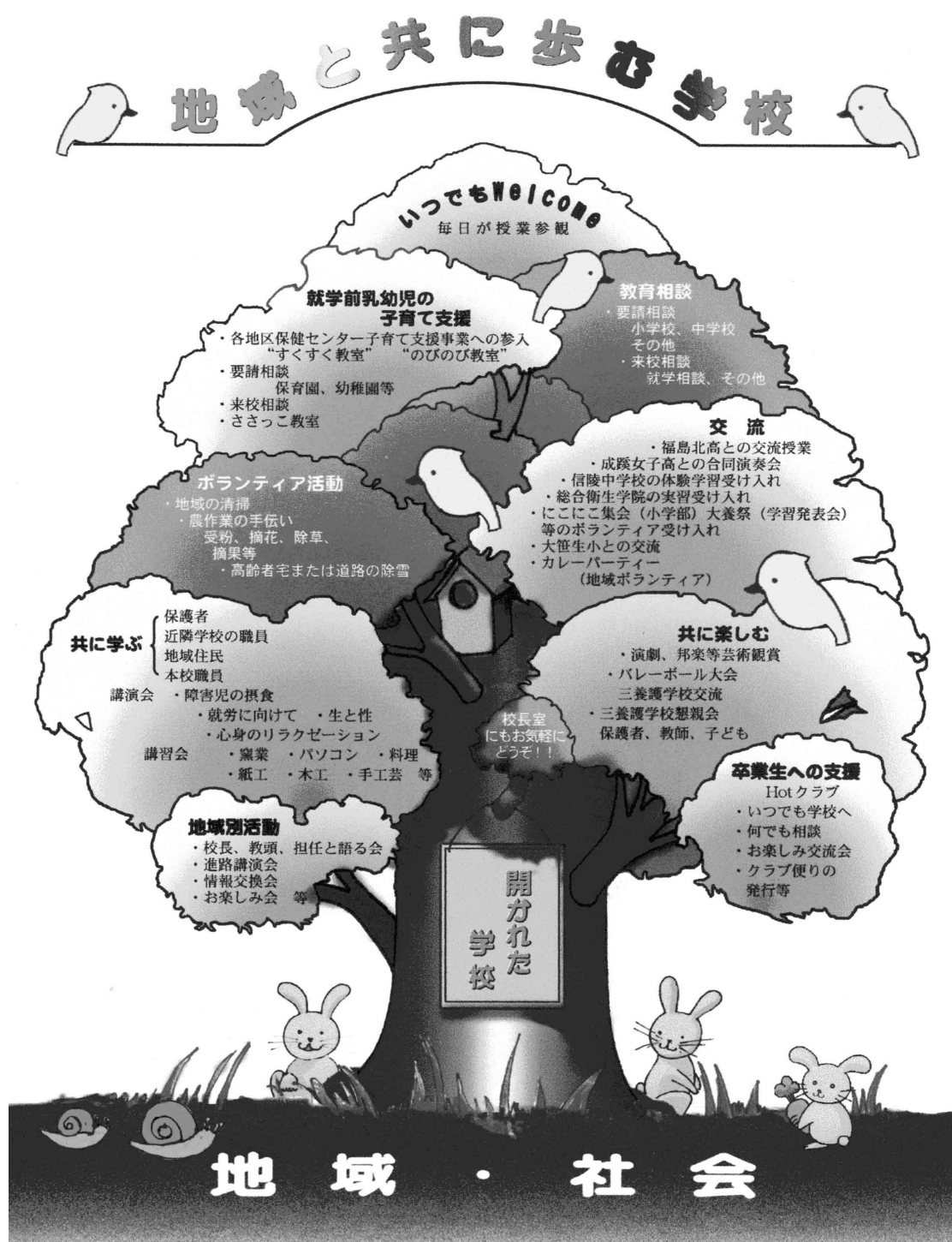
伊達郡7町（桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町）が合同で実施している乳幼児育成指

導事業で、乳幼児健康審査等の結果、言葉の遅れあったり集団にうまく適応できなかったりする乳幼児に対して健やかな発達を促すとともに、保護者（養育者）が子どもの成長発達を理解し、安定した状態で育児ができるよう支援することを目的として実施している。

注3）ミニささっこ

水曜日の午後に開いている「ささっこ教室」に来ることができなかったり、担当スタッフと個別的な話を希望した場合を想定して、毎火曜日の午前に設けたものである。担当スタッフ数の関係から、1回につき1～2名の参加者に限定している。希望者が多いため現在は、ほぼ毎回実施するようになっている

資料1



『障害児のライフステージを支える地域ネットワークづくり』 からセンター的機能開発への取組

福井県立清水養護学校
笠島真須美

本校の概要

本校は在籍児童生徒数22名の知的障害養護学校で、肢体不自由、聴覚障害等との重複障害児が9割を占める。小・中学部の他に、福井南養護学校高等部清水分教室が併設されており、6名の生徒が在籍している。本校は、昭和52年「福井県心身障害者コロニー若越ひかりの村」入所者の学齢児を教育することを目的として開校した学校である。しかし、現在は通学生が全体の7割を占めている。

1 本校におけるセンター的機能とその取組の方向性

本校は、開校当初より「一人一人を見つめ、個々を大切にした教育」を教育方針にして教育実践を進めてきた。ところが近年、教育界の新たな動きもあって、学校での教育だけでなく、家庭や卒業後という広い視野で教育を考えていく必要性が生まれてきた。そうした考え方が、学校内の教育にとどまらず、地域へ積極的に働き掛け、地域と結びついた教育活動へとつながっていった。(図1のステージⅠ)

しかし、活動を始めていくと、地元の人であっても本校の場所すら知らない、ましてやどんな子がいて、日々どんなことをしているのか気にしたことさえないという状況に遭遇した。そして、養護学校一般に対する知識・理解となるとさらに低く、同じ教員でありながら、授業風景など目にしたことがないという教員がほとんどという状態である。一方、本校の立場から言えば、地域における教育・福祉等に関する情報が少なく、どういう部分から連携を取ればよいか分からないという課題も生じてきた。こうしたことから、在籍する児童生徒の教育に直接的なかわりはないが、本校を知ってもらい、できる部分から連携し共に活動を始めることが在籍する児童生徒に有益なことではないかと考えた。その活動がPR活動、学校開放講座、各種学校・行政・福祉機関との学習会である。(ステージⅡ、表1の③④⑤)

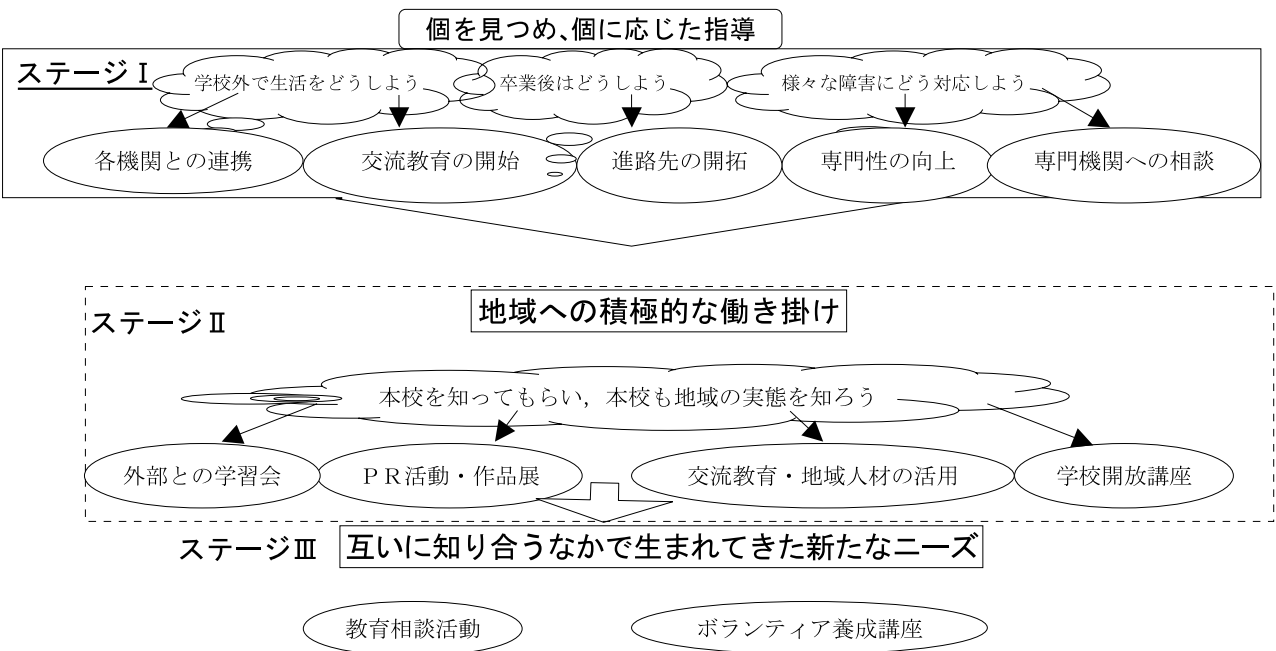


図1 本校におけるセンター的機能開発への道のり

このような活動を進めるうちに、地域の中にいて支援を必要としている子どもへの対応や、保育園や小学校の教職員に対して本校が持つ人的・物的な資源を提供できないかという考えも生じてきた。それが、教育相談活動や、ボランティア養成講座である。（ステージⅢ，表１の①⑥⑦）

そして現在は、「障害児のライフステージを支える地域ネットワークづくり」を目指し、ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲの活動を再構成し、活動を進めている。

このように地域ネットワークづくりに取り組んでいくことで、校内では、児童生徒を支える地域という視点も念頭に置いた教育活動を進める姿勢が育ってきている。例えば、地域でその子を支えるネットワークづくりのために、小学校低学年の段階からヘルパー制度、デイサービス制度等の紹介・利用を保護者に勧めている。

またさらに、地域を視野に入れた教育活動を進めることで生じてきた新たな課題、要望も出てきている。例えば、学童保育の場ではボランティアへのかかわり方の指導要請、卒業後の豊かな社会生活を送るためのサポート体制作り等である。今後は、こうしたことに積極的に応えていくことで、本校が地域に認められ少しずつ地域の中に位置付けられていくのではないかと考えている。

そして、このような、個を大切にした教育の中から生まれてくる地道な活動が本校らしさであり、おのずとセンター的機能も生まれてくるのではないかと考えている。

２ 本校が持ちうるセンター的機能

本校が持つセンター的機能を表１で７つの機能別に表し、その強弱を☆印で表してみる。なお、本校は７つの機能のどれにも積極的に取り組んでいるが、あえてその中でも特に力を入れている、または、全職員がかかわっていると思う物を☆３つにし、始めたばかりである活動や反対に継続しているがもう少し工夫が必要と思われる活動を☆１つとした。

表１ 本校が持ちうるセンター的機能

各機能	強弱	活動名
①教育相談機能	☆☆	電話による教育相談
②コンサルテーション機能	☆☆	来校による教育相談
③指導機能	☆☆	地域の保育園・幼稚園・小学校からの依頼で行う訪問教育相談
④研修機能	☆☆☆	福祉施設との研修会、福祉施設職員・行政・教員が共に考える研修会、スイッチ遊び制作講座、性教育研修会、地域支援に関する研修会
⑤実践研究機能	☆	居住地校交流、地域の専門家を招いた授業実践、福祉施設職員の本校での実習、サマースクールボランティア講座
⑥情報提供機能	☆☆	PR活動、交流だより等各便りの配布、外部施設を使用した作品展、地域資源情報ブック作成と配布
⑦施設設備提供機能	☆	学校開放講座、サマースクールボランティア講座、プール開放、福祉施設職員の本校での実習

３ 特色ある取組事例

（１）タイトル

気掛かりな子が在籍する園や学校を訪問して行う教育相談

（２）具体的な活動とその展開、工夫したこと

本校が園や学校を訪問して教育相談を実施するためには、教職員の共通理解を図りその基盤の上に校内体制を作っていく必要があった。（図２参照）

そのために、平成13年度は体制整備、地域の実態把握、先進校視察、学習会を実施した。まず、教務部内に４名の教育相談係を置き、日々の授業や教務の仕事と平行して、ポスターや相談用紙作成、PRの進め方、学習会の計

画などを話し合いながら進めていった。そして、教育相談窓口を開設し、校内の対象児への教育相談と、電話・来校による本校以外の子への教育相談を実施してきた。

平成13年度はスタートの年だったので、PR活動と、先進校視察や学習会に力を入れた。PRでは、近隣の教育委員会、地元の小・中学校、地元の保育園・幼稚園すべてに、直接校長と相談係が出向き、趣旨を説明して回った。学習会では、地元の小・中学校へアンケートを取り、その結果をもとに地元の先生方と膝を交えながら話し合う会も実施した。この会は、毎年形を変え、「特別支援に関する情報交換会」として、地元の園、小・中学校の先生方と共に考え合う会として継続している。

こうした結果、平成13年度には来校による相談を10件、電話での相談を2件実施した。(表2参照)

表2 教育相談件数

年度	電話相談	来校相談	訪問相談
H13年度	2件	10件	0件
H14年度	3件	4件	4件
H15年度	0件	4件	6件

平成13年度に相談を実施してみると、園や学校から「対象児の普段の様子を観察してほしい」という要請があり、平成14年度は訪問して行う教育相談を実施することになった。そこで、教育相談係4名のうち2名が保育園に月に1回、2時間程度訪問するようになった。また、居住地校交流の中から相談依頼が生じると、居住地校交流を担当する教員が、相談対象児の本校来校による相談と当該校への訪問による相談という形で教育相談を行った。こうした結果、平成14年度は、表2の来校による相談のうち1件と、訪問による相談4件は月1回の継続相談となった。

こうした経緯を経て、現在は、表2のように、合計10件の継続相談を行い、そのうち8件は月1回の継続相談である。

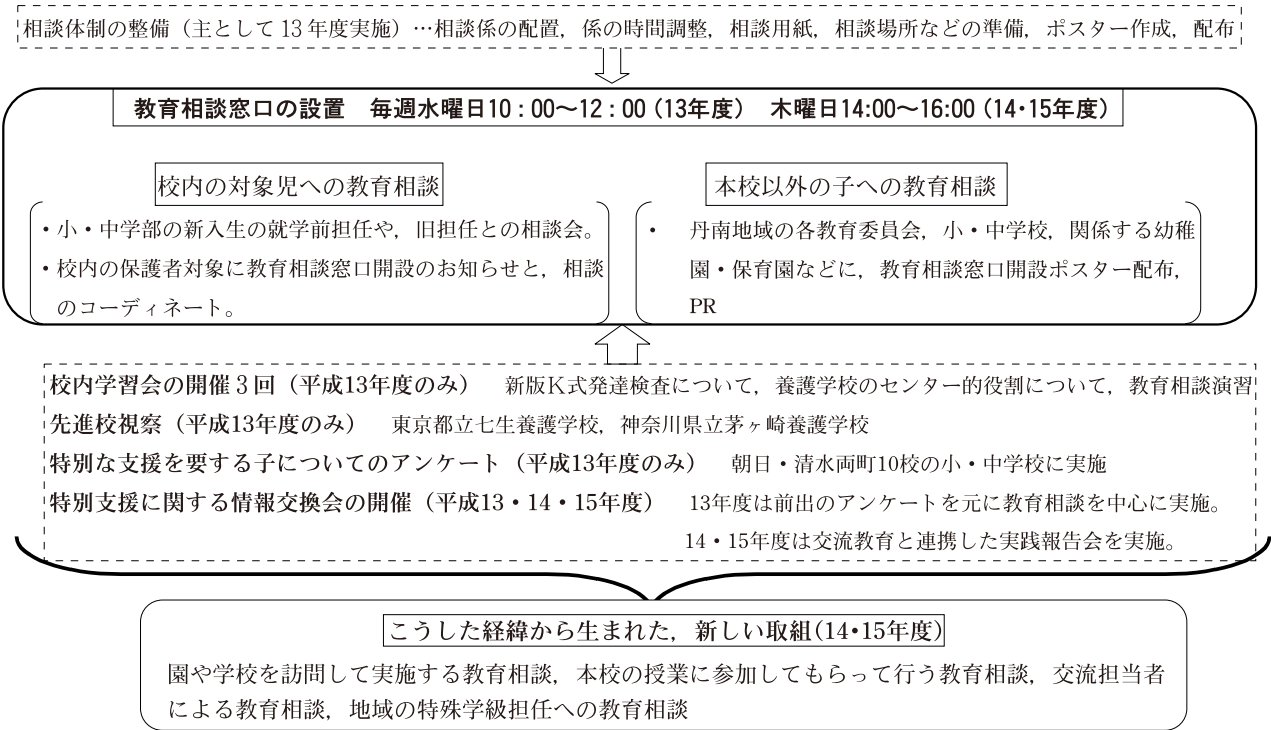


図2 教育相談の活動と展開

それでは、具体的に園や学校を訪問して教育相談を実施する際に工夫したことについて述べたい。

1) 専門的な対応をするために

本校は校内研修が盛んで、教員は外部の研修会や研究発表会へも積極的に参加している。また、各分野で専門性に優れる教員が何人かいるので、その点を生かしより専門的に対応するように心掛けている。また、相談担当者は校外では地域支援に関する研修等に参加し、校内では日々の実践を積み重ねて指導力を磨くように心掛けている。

例1 対象児にあわせた相談担当者の選出

A 保育園の肢体不自由児（4歳）の場合には、肢体不自由児の担当歴が長い教員が担当することにした。相談内容は、身体マッサージの方法、排痰のための胸部マッサージの方法、姿勢保持いすの使い方、活動に応じた姿勢の取らせ方、食事介助の仕方など、日ごろ肢体不自由児を指導してきた経験を生かして相談を行った。

例2 他教員の協力を得て相談を行う

B 小学校の特殊学級担任との相談では、相談担当者は特殊学級での指導経験がないので、県の特殊教育センター出身で巡回指導に長年携わっていた教員に同席してもらった。相談担当者の方からは養護学校で行われている授業の中から、特殊学級の授業でも使えそうな内容を紹介した。もう一人の教員からは、特殊学級の時間割の組み方、全校活動や学年活動への参加の仕方、校内での理解や連携の取り方など、特殊学級ならではの具体的なアドバイスをした。

2) 相談内容を事後の指導に生かしてもらうために

本校における日々の授業を大切にしながら、教育相談を実施するという前提に立つので、教育相談に行ける時間は月1回、4時間までである。限られた時間で行う教育相談であることから、今後の指導に生かされる相談結果となるように、次のことを心掛けて記録にまとめできるだけ早く返却している。

より分かりやすく、使いやすい提示をする。

C 小学校ダウン症男児（1年生）の場合、養護学校でよく使われている写真カードや絵カードを使用した予定表を朝の会で利用できないかとアドバイスした。例えば、毎朝、カレンダーカードをはることを彼の仕事にし、皆の前で「6月12日木曜日天気は曇りです、おはようございます」と、指さしと身振りで司会をする仕事をさせてはどうかと提案した。また、本校で使用しているいろいろな予定表の写真も同封し彼に合った予定表を作ることとを提案した。こうしたアドバイスの際には、養護学校の持つノウハウを、できるだけ本人、担任、そしてクラスメートの負担にならない形で提示するように気をつけている。

保育士・先生方の実践の良い部分を探し、次への意欲に結びつける。

D 保育園高機能自閉症男児（5歳児）の場合、彼の教室は、子供の動線に沿って机などの備品、紙などの教材が視覚的・機能的に配置されていて、作業スペース、食事スペース、リラクセススペースなども作られており、まさに、TEACCHプログラムの提案する環境の構造化そのものだと感じた。そのため、彼が型を利用したなぞり絵を描いて遊ぶときも、型のある棚、色鉛筆が色別にある棚、各自の自由帳がある棚が一目で見渡せ、整然と配置されているので、彼は困惑せず一人で取り組んでいた。そこで、TEACCHプログラムの教室の構造化や、教材の構造化などの資料とその説明を付けながら、保育士の実践を賞賛した。こうした日々の実践から生まれた様々な取組が、理論的な裏付けによって意味づけられることで、保育士たちは自分たちの実践の意味を確認し、次の活動の工夫へとつながっているようである。

(3) 得られた成果と今後の展開に向けて

平成14年度に2件の訪問による教育相談を実施したことは、養護学校と地域の園や学校の距離感を縮める大きな契機となった。それは、平成15年度は訪問による教育相談件数が6件に増えたこと、地元の特殊学級教員との定期的な教育相談が実施されるようになったことにも現れている。

また、相談担当教員にとっては次のような成果があった。

- 1) 軽度発達障害についての学習会に参加したり、書物を読んだり、ダウン症児についての情報を収集したりと、相談事例に関する専門的な情報を得た。
- 2) 保育園との教育相談を通して、教育相談は問題を抱えている人の話を一生懸命に聞くことで、当事者が物事を整理し次への方向を見つけることを手助けするという部分を改めて実感した。
- 3) 集団の中で普通に暮らし、育っていく子供の姿に触れることで、手をかけすぎるのでなく、必要なときに必要な支援をすることの大切さを知った。また、集団の中での子育てを手助けするための視点で、子供の状態を見ることの大切さを知った。

しかし、今後さらに教育相談活動を展開していくには、次のような課題を解決していくことが必要と考えている。

- 1) 様々な事例に対処できる教員の配置…現在、園や学校で支援を必要とする子供たちの障害は様々で、養護学校で培ったノウハウだけでは対応できない部分が必ず生じてくるだろう。また、集団での育ちの中でどう支援していくかという部分は、個の指導を迫及してきた養護学校教員には難しい部分であろう。そうした場合、教員の資質向上に向けた不断の努力が必要であり、より専門的な教職員の確保も必要となってくる。
- 2) 日々の授業と教育相談の両立…本校で行う教育相談は、日々の授業の中で培った具体的なノウハウを支援に当てようという考えでスタートしている。この考えに立つと、相談担当教員が本校の教育から離れてしまうことは、より実践的な具体的な支援ができなくなることに繋がりがかねない。しかし、今後相談依頼が増加してくるとますます授業と教育相談に掛ける時間の調整が難しくなるので、状況に合わせた人員の確保に工夫がいる。

4 地域ネットワークづくりに取り組んでみて

近年の地域ネットワークづくりの取組は、なによりも本校教職員にとって学校教育に対する考え方を変えるよい機会となった。児童生徒の教育を、その子のライフステージや地域という視点で考えることが必要だということを全教職員は理解し、その考えから生まれる活動は、先の1でも述べたように、徐々に児童生徒の卒業後や、居住地域を視野に入れた活動へと展開しつつある。

こうした先進的な教員の姿勢は、保護者にも反映されつつあり、保護者から居住地校交流の要望が出る、保護者自身がボランティア活動に参加するなど、積極的に地域へ出て行こうとする姿勢が生まれつつある。

また、この取組でいろいろな施設・機関と関係ができ、新たな情報を得ることもできた。このような関係性は本校にとって大きな財産であり、本校の児童生徒にも返すことのできる大切な情報源となっている。

5 センターの機能開発に向けて今後の課題

「障害児のライフステージづくりを支える地域ネットワークづくり」というテーマで様々な活動を進めてきたことで、前述のように地域とさまざまな形でつながりができてきた。また、学校側からの一方向の発信ではなく、例えば、「今度新しく重度の子をデイサービスに受け入れるのだけど、養護学校で実習をさせてもらえないか」というように地域から学校に向けた発信も生まれつつある。このように本校が徐々に地域の中でセンター的な役割を果たし始めてきていることを実感する。

そこで、さらにセンター的な機能を開発し地域の中に認められていくには、次のようなことを解決していくことが必要であると考えます。

- 1) 活動の方向…現在作られている地域との関係性は、例えば1教員を介しての地元の学校との関係だったり、1つの部署と組織との関係だったりするので、ようやくつながった細いネットワークをより太くしていくための活動内容・方法の検討が必要となる。
- 2) 教員の意識の向上…現在、各部、各学部が活発に活動しいろいろなネットワークが築かれているが、その基盤には先にも述べたように本校における個々の教育にある。しかし、今後より積極的に活動していくためには、地域の養護学校として何ができるかという考え方も必要となってくる。そのためには、今行われている地域への働き掛けについて全員が良く理解し合い十分に意見交換できることや、教育界の新しい情報を常に仕入れる姿勢が必要である。
- 3) 養護学校間の連携…今回、このプロジェクト研究に参加することで、研究協力校同士いろいろな情報交換や協力を得ることができた。センター的機能開発に向けた各校の取組は各校独自の部分もあるけれども、よく似たような学習会を計画していたり、同じような資源情報冊子を作ったりと、より連携がうまくいけば効率的だと感じる部分もある。そこで、今後各養護学校同士がどのような体制で連携して取組を行うと効果的か考えることが必要であると考えます。

センター的機能を持った学校として歩き始めた本校であるが、先の1でも述べたように、個を大切にしたい教育の中から生まれた、地道な活動を大切に、なおかつ一歩でも前進できるように、今後も積極的に取り組んでいきたい。

自閉症の特性理解を広め協力体制を築くために

福井県立嶺南東養護学校

高木 薫・長谷川直子

本校の概要

敦賀市から南西約20kmに位置し、二州地区（敦賀市・美浜町・三方町）の子どもたちが在籍する総合養護学校（病弱・肢体・知的障害）である。幼稚部・小学部・中学部・高等部があり、状況に応じて自主通学やスクールバスで登校したり、訪問教育を受けたりしている。寄宿舎も設置されている。在籍幼児・児童・生徒数は89名、教員数78名（休職者含む）である。子どもたちの障害は多様だが、知的障害・自閉症（または自閉的傾向）の子ども割合が多い。続いて脳性麻痺、ダウン症候群があげられる。知的障害との診断があるがその行動特徴から自閉症の疑いのある子どもが多数いる。

1 本校におけるセンター的役割とその機能

「自分たちにできることは何か」を改めて考え実践につなげる形で進める。教員一人一人が全ての障害についての専門性を持つのは困難であり、自分の得意とする分野をそれぞれが学べるような体制作りをめざし、学校全体として様々な障害のニーズに応えられればと考える。本校には校外に出向いて教育相談等を請け負う部署はまだない。また、ボランティア養成研修・交流学习などはどこが担うと適切かが明確ではない活動も増えた。仕事の関連性を持たせ、校務分掌の再編を検討中（平成15年度）である。

2 本校が持ちうるセンター的機能

各学部や部の活動の中でのセンター的機能の意識度を調査するため、校務分掌・各学部の部長に以下の機能について聞き取りを行った（表1）。☆印はその結果より導かれたものである。

表1 本校が持ちうるセンター的機能

教育相談機能	☆	電話による相談,
コンサルテーション機能	☆☆	療育支援連絡会参加 保育園, 小中学校連絡会
指導機能	——	
研修機能	☆☆☆	外部講師を招いての学習会, 職業準備講座 高校生へのボランティア研修 地域のボランティア養成講座での講師派遣
実践機能	☆	本校児童の校区小学校との交流授業 病院との夏季休業中の活動計画実施
情報提供機能	☆	地域のショッピングセンターで本校の教育活動のPR
施設設備提供機能	☆☆	の会, 施設などへの遊具, 心理検査貸出し

3 特色ある取り組み

(1) 取り組みタイトル「養護学校の持つ自閉症についての専門性の具体的な生かし方」

本校は自閉症を併せ有する（またはその行動特徴をもつ）子どもの数が多い。一方教員には、初任者や特殊教育免許を持たない人もいて、自閉症の子どもたちへの対応を「学びたい」と思っている。本校にあるこの状況は他の学校や関連施設なども同じではないかと感じたことや、また保護者自身も悩んでおり、具体的な対応について支援を必要としていることなどから、この内容でセンター的機能開発研究に取り組むことにした。研究は図書研究部に所属する二人の者が担当した。

(2) 具体的な活動

3年間に行ってきた主な活動の内容は表2の通りである。

表2 3年間の主な活動

平成13年度	本校教職員対象に自閉症に関する研修会の参加、伝達講習会、書籍販売 自閉症に関しての発達検査の研修会参加・本校への導入
平成14年度	嶺南地域で就学前に自閉症児が関わる環境の実態把握。自閉症児の保護者が講師の講演会、情報交換会の実施、特別支援教育の流れの啓蒙（資料2）
平成15年度	就学前の自閉症児に関わる人へのコンサルテーション（資料3）

(3) 活動の展開、工夫

1) 平成13年度

〔研修会について〕

本校教員の悩んでいた、学びたかったりする内容が含まれた研修会（自閉症の特性、支援の在り方など）でとりあげる内容を講師の紹介とともに知らせ、教員対象に参加者を募った。県外で行われた研修は資料を整えて全教員での伝達講習会を行った。県内の場合は配車の手続き（できる限り相乗りをする）も担当者が行い、一回の研修に多くの人が行けるようにした。こういったことで、1度に同じ情報を多くの人が得、共有することができた。研修の内容をより深められるように研修の内容に関係ある書籍を販売した。それらで通じて「自分のクラスの子どもにもやってみよう」と実践につなげようとする人が増えてきた。また、この研修の中で自閉症に関しての発達検査に関する物も多く取り入れて、「田中ビネー」等では見えにくい自閉症の特性を踏まえた検査（PEP-Rなど）を図書研究部の協力を得て実施した。

2) 平成14年度

〔自閉症児が関わる環境の実態把握・特別支援教育の流れの啓蒙について〕

就学前に自閉症児が関わる関連諸機関（嶺南教育事務所、児童相談所、役所、健康管理センター、保育園等）に出向きその環境について情報を得た。その訪問の際に「今後の特別支援教育のあり方」の答申の抜粋を資料を持参して説明をしながら回った。また、自閉症を理解するのにわかりやすく支援に役立つと校内で好評だった『光とともに』（著者：戸部けい子 秋田書店）を進呈した。経費は研究費よりまかなった。保護者（及び関係者）が一番はじめに自閉症の事を知るためにとてもわかりやすい本であり、この本を通じて子どもの事を正しく知る保護者（及び関係者）が増えることを願ってのことだった。次回伺ったときに読んだ感想や、保健センターの本棚の一面に置いて、自閉症児の保護者や自閉症児に関わる者などが来られた時に勧めたという話を聞くことができた。

保育園については園長会議への参加をさせていただくことで、一度の機会でたくさんの方と話すことができた。現場での具体的な悩み・苦労話等を伺うことができた。いずれの場所でも基本的に「自閉症児との関わりについて現場の実情を伺う」事を大切にしたい。

二州地区の保育者・保護者・施設職員を対象にした講演会は「具体的な実践を見れる、終わってから相談できる講演会」にポイントを絞って行った。テーマは「誰かうちの子なんとかして！困ってるのは子どもたち…」講師は「NPO法人滋賀自閉症研究会たんぽぽの会理事 永井峰子さん」であった。講師やその方の仲間である自閉

症児の保護者が実際に使用している、支援グッズ（スケジュール表、コミュニケーションボード等）を見せてもらったり、ビデオで子どもの生活している様子を見せてもらったりした。自閉症の特性を理解して生活していることに『見る』『触れる』機会の提供ができた。また、この場で「特別支援教育の流れ」の話を担当者が行った。本校の保護者はこの流れのあることを知らない人もいたので話す機会が得られ両者にとってよかった。

研究で行っている事の経過や「特別支援教育に関する情報」などは職員会議のあとに時間をもらって定期的に報告していった。

3) 平成15年度

〔就学前、自閉症児に関わる関係諸機関との連携〕

研究担当者2名の授業の空き時間を、週1回だけ午後の共通した曜日に揃えてもらい、その日を活動日とした。前年度からの経過報告もあり、時間割の設定には他の教師は協力的であった。取り組み事例として、①～④をあげる。

① 地域の保育園からの相談・・・コンサルテーション機能

園長会議で話をする機会をいただいて、その後保育園から要請があった。その内容は「4月から入園したある幼児の実態を的確に把握したいから自閉症児の発達段階に関する手がかりになる物が欲しい。」というものであった。1回目の訪問では、要望に沿った内容が分かりやすく具体的に書かれた本（発達に遅れがある子どもの日常生活指導 学研）と資料（CARS、TEACCHに関する京都自閉症講演会資料）を準備した。園の方との話の中で気になる点（「子どもはわかっているのにしない」という考えで保育していると述べていたこと）はあったが「園の話聞く」ことを中心に行った。6月末に本校の教務部が主催で行った保育園との連絡協議会にこの園が参加されたことで「子供のわかる環境作り」を実際に養護学校の中で見てもらった。この後、連絡があり「子どもがわかって動ける場面を作ることを大切にしていきたい」という話があった。2回目の訪問では実際に自閉症児の担当をしている保育士とも顔を合わせて悩んでいることを聞いた。本校の教師が実際に使ってうまくいった「視覚的な手がかり（集団遊び・交通ルールの写真カードなど）」を渡すことができた。

② 嶺南教育事務所からの相談・・・コンサルテーション機能

「保育士に具体的なアドバイスをしたい」ということで、嶺南教育事務所から依頼を受けた相談である。相談内容、具体的な手だての提案については表3の通りである〈対象児4歳男子〉

表3 相談内容と提案された具体的手だて

◎登園から一人で朝の活動をさせたいが、どうすればよいか。 (提案) ・流れ(動線)がバラバラになっているので、本児がわかりやすいようにする。 ・動線の一番交わる所にスケジュール表を置く。 ・お楽しみの選択ボードは朝の片付けの活動が終わった後になるようにする。
◎昼寝の時間は布団の中で静かに過ごさせたいが、どうすればよいか。 (提案) ・昼寝が本児に、本当に必要かどうかも念頭に置いて考える。 ・保育士の足が安心するのなら空間を狭く区切る。柵だけでなくカーテンで囲んだり、段ボールをおいたりすると良い。
◎トーマスの本にこだわって、それをどこにでも持ち込んでしまう。寝る時は離させたい。 (提案) ・いつなら持っていてもいいかを伝えた上で、置く場所を決めて別の活動の時は、そこに置く。 ・寝る時、トーマスに変わる感触的な物を見つけてあげるとよい(ふわふわ・ざらざら・ぶるぶる・ぺったり)。
◎家庭での風呂場での着替えについて、一人でできるようにしたい。 (提案) ・上から下に流れていくようにする。カラーボックスを段ボールなどを利用して6段にしてはどう ・着替えが終わったら、おいしい物(ヤクルト・氷)等を用意してあることを伝える。
◎トイレで脱ぐことをわからせたいが。 (提案) ・脱いだ物を入れるかごを用意する。 ・脱いでいる写真を提示する。写真は下半身だけで良い。

(次ページに続く)

◎トイレで便器に向かっておしっこできるようにしたい。今は水を多めに流すようにすると、便器に立って時々できる。家では、砂時計が流れている間はトイレにいれる。おもしろはある(2時間おきぐらい)。

(提案) ・感覚的に私たちと違うことを理解する。膀胱のたまった感じ、排泄される感じが違うこともある

・水は動機付けとして有効だと思うが、できれば、排尿したら水を流すようにステップアップしていけると良い。

ブルーレットなど視覚的に強く見せる方法もある。

・できた時におおいにほめる(排泄だけでなく、それに関わる活動すべて)。

・今は、脱ぐことに重点を置けばよいと思う。排泄の間隔が2時間程度なので、無理せず、トラウマにならないように、ぼちぼち行う。

◎図書館でトーマスの本のシリーズを18冊借りた。この本に強くこだわっている。この後どうすればよいのか。

(提案) ・①本が入っている棚と、入っていない棚の写真を撮る。 ②写真を見せて18冊返しに行く。

③10冊と8冊に分けて借りる。ケースを作る。

↓繰り返し

・様子を見て、状況によって家庭で同じ本を購入してもらい、名前を書いて、借りることを止める。

・図書館の人に(第三者が有効)おしまいカードを提示してもらう。以後は、5冊ずつ区切りのついたかごなどを使う。

・自他の区別を本児がつけるチャンスと考える。

◎母が「言葉が出て、普通に話せるようになるのか」と聞いてくるが。

(提案) ・基本的にコミュニケーションに障害があるから、それを補うもの(本人のわかるもの)を用意してあげる。言葉に頼ると本児の負担になることを伝える。

・わかりやすい言葉で話しかける。(例) 名詞だけ。動詞だけ。名詞+動詞(助詞は入れない)。

主に園内環境の構造化、保育士が気になっている質問について具体的に答えた。次回伺ったときは、朝の活動などできるところから具体的に進めておられ、幼児が1人でできるようになっていた。また、図書の貸し出しについてもスムーズにできるようになったということだった

③ 本校幼稚部保護者からの相談(本校幼稚部の夏期休業中保育について・・・実践機能)

本校幼稚部幼児たちが夏休み中、春まで在園していた保育園に再び登園することになった。園にあった変化に対して子どもたちに不安が見られた。春まで所属していた部屋やものの場所が変わったり、担当していた保育士が部屋にいなかったりという変化によるものであった。そのために、押入に閉じこもったり、昨年度の教室にこだわってしまったりする様子が見られた。一方、保育士の方も夏期休業期間で子どものことが把握できるか不安であるとのことだった。そこで、週に1～2度この保育園を訪問する中で子どもが安心して過ごせるように以下のような手だてを提案し、実施した。まず、部屋の入り口に子どもの目線で子どもの写真を貼った。子どもが幼稚部で気に入っている遊び道具を保育園に持っていき、子どもが分かる場所に置いてもらい、これで1人で安心して遊べる場所を確保してもらった。さらには、スケジュールを取り入れてもらったり、園外での活動の時は視覚的な手がかりとなる地図を作ったりして、私たちが実際にそれらを使うところを見てもらった。このように実際の活動を通して、自閉症の特性を伝えていった。園の方も、積極的に取り組み、スケジュールの絵などを保育士の方が描かれるようになった。この園の保育方針(自然のものを使って遊ぶ、自由保育)の中でできることを行ってくれた。このように、「見せて」伝えること、「本人が選ぶのを待つ」ことを実際の場面で伝えることができた。

④ 本校幼稚部保護者及び地域の小学校からの相談(本校幼稚部の就学に関して・・・相談機能)

就学に関して、保護者は幼稚部入学当時から「地域の小学校」を希望していた。小学校に就学した時に役立つためのわかる環境作りを目的とした幼稚部入学であった。保護者、本校、嶺南教育事務所、地域の小学校と連絡を取り合いながら就学相談を進めた。大まかな流れについては表4の通りである。

表4 就学までの大まかな流れ

4月	保護者と就学についての懇談 ・現在の就学についての心境を伺い、就学についての流れを説明する。 ・各機関と連携を持つことについて了承をいただく。 医療機関（舞鶴子ども療育センター）訪問 ・PEP-R検査結果についての指導をいただく。
6月	嶺南教育事務所との連携 ・幼稚部における行動観察、情報提供。 地域の小学校との連携 ・保護者とともに出向き、小学校の様子を見せてもらいながら障害児学級についての情報をいただく。 ・お互いの情報交換のために体験入学を行うことを了承していただく。
7月	前保育園との連携 ・本校主催の保育園連絡会に参加されたことから、昨年までの子どもの様子や保護者の様子を伺い、夏期休業中の登園についての情報交換。
8月	地域の小学校の連携 ・体験入学についての打ち合わせ。『光とともに』をはじめ、自閉症に関する情報提供。
9月	教育委員会との連携 ・子どもたちの情報提供（特学に入った場合の配慮）、物理的、人的環境を整えることの必要性。 地域小学校・保護者との連携 ・第一回体験入学、その報告、今後の進め方についての相談。 ・自閉症の特性を理解しながら教育することの必要性。
10月～	教育委員会との連携 ・子どもたちが地域の小学校に就学した場合に本校のできることを提案。 親の会との連携 ・保護者（両親）とともに「親の会連絡協議会」に参加し自閉症児を持つ保護者や大学教授の意見を伺う
12月	地域の小学校との連携 ・第2回体験入学、その結果報告、今後の進め方についての相談。
2月～	地域の小学校との連携（予定） ・子どもたちの具体的な教育環境作りについての研修会を小学校が開催する。 本校より2名が参加し、「対象児2名の自閉症の特性について」を中心に今後の支援体制について協議する。 保護者との連携 ・保護者との懇談会。

保護者の強い「地域の小学校に通わせたい」という願いを受け、就学についての流れから、小学校に行った場合のメリット・デメリットなどまで細かく相談を進めていった。また、保護者了承のもと、地域の小学校とも情報交換を行い、小学校のほうでも、夏期休業中に保育園の方に子どもの様子を見に来られたり、自閉症についての学習会を行ったりと「初めて入学する自閉症のこども」のことを知る努力をされた。幼稚部2名のうち、1名の保護者は「必ず地域の小学校に」という思いであったが、もう1人の保護者は大変悩んでいた。私たちは養護学校、小学校に入学した場合のメリット・デメリットを具体的に伝えながら、どこにいても本人を理解してもらう環境作りの必要性を話し合った。その結果、くしくも同じ地域の小学校にこの2名の就学が決まった。一年間本校で生活し、就学に取り組んできた仲間が就学してから近くにいると言うことで保護者同士の連携も深まったようである。それぞれが作った家庭での視覚的な手がかりを送迎の時間にお互いが見せ合うようなことが増えた。

（４）得られた成果と今後の展開に向けて

1) 本校教員の専門性について

「自閉症児が困っているのは周りの支援が適切でない場合がほとんどである。」ということを再認識できた教員が多くいた。本人がわかるための手立てはどうすればいいのか。こういった形なら理解してくれるのかを考え、子どもがわかって動ける場所作りを作ろうとする人が増え、自閉症の子どもがいるクラスでは時間的、空間的な構造化を行うことが当たり前になった。それらは日々の授業の手だてや行事などについての指導の仕方にもあらわれた。特別な行事の時には特別なスケジュールを作ったり、日々の授業にもホワイトボードやカードでながれをみてわかるようにしたり、ソーシャルスキルの指導を取り入れたりするようになった。このように、校内での実践を行うことで、子どもが安心して過ごせ、自信を持って活動できる。教師はその様子を見ることで子どもから学ぶことが多かった。さらには、自閉症についての知識や技術とともに、その子どもの生活年齢を丁寧に見ていくことが、発達に偏りがある自閉症の子どもたちの教育には特に必要である。また、校内で行われている様々な実践を校外の人々が見る機会を更に増やすなどして、専門性を外部に生かしていく必要がある。

2) 保護者について

保護者はいろいろな悩みを持っている。この研究の一環として行った講演会をきっかけに、子どもに対して「特性を理解した支援の必要性」を認識して家庭で実践する保護者が増えたが、その数は教師の実践と比べると少ない。時間や場所を定期的に設定して、家庭で実践を始めようとしている保護者たちの具体的な相談に、日頃の懇談や相談とはまた違う形（グループや、研修という形で）応じていきたい。また、学校で行っているいろいろな方法を具体的に提案できる機会を作ることが必要である。

3) 就学前の自閉症児が関わる機関との連携について

「養護学校が外に向けて発信するという発想がなかった。」と保育園や役所からは一番多くいわれた。中核になっているような機関に伺ったときは文部科学省と厚生労働省という管轄の壁があるように言われた。しかし実際に動いてみると、そのような壁は感じなかった。「人同士のつながりを作りたい」という立場で本校が動いたからであろう。更に、3年目になり嶺南教育事務所がコーディネイターとして間に入るようになると今までよりスムーズに繋がるが増えた。ネットワークがしくみとして整ったわけではないが、お互い必要としている者同士は、つながる方法をつかみ始めた。

4 この研究を通して

〔専門性とは〕

自閉症児に関わる保護者や保育士、保健センターの関係者などは「この子どもにどうすれば楽しい時間が作れるか、この子の笑顔が見られるか。」それを一番に考えようとしている。「教師はどうか？自らの立てた授業に子どもを合わすことから始めていないか？」と反省した。専門性とは正しい知識と技術からなるものである。しかしそこには必ず、子どもの人権を大切に「はじめに子どもありき」の姿勢での実践が必要である事を改めて痛感した。

〔教員の反応〕

本校には教育相談に関しての校務分掌がないため研究部が持つことになった。そのために「専門性の研修」にポイントをおいて進めていくことができた。研究を始めた頃は「センター的機能といっても養護学校には関係のないこと」「まだまだ先のこと」のような様子だったが、「これからどうなるのか」を知りたいと思っている教員が増えてきたのを職員会議での反応などから感じる。

〔別の立場〕

偶然だが、この研究に携わった担当者2人は教師の仕事以外の場所で親の会と関わる機会を持っている。そのために研究を進める時に教師としてはもちろんだが「本人はどうか、保護者はどう思うか」を考えることができ、この研究を進める上で別の立場からのヒントを得ることができた。

〔養護学校の壁〕

外部の人々は「養護学校の壁は高い」と感じていたようだが、実際に動き始めて本校の姿勢がわかると、指導機能ではなくコンサルテーション機能を果たす分には（指導者同士のため）受け入れてくれやすいと感じた。指導機能は保護者が子どもをどう捉えているか、障害を受け入れているかなどの状況によって介入できない事がある。

〔早期対応〕

校外のいろいろな人と話す中で「自閉症の診断はされていないのだが自閉症でしょうか」と言う質問もかなりあっ

た。本研究の場合は「自閉症の診断がされている子ども」の支援について進めたが、就学の時ではなく少しでも早く「自閉症」と伝えられ、それと同時に、その特性と対応の仕方を教えてもらえれば、一番不安な時期を少しでも子どもたちが安心して過ごせることができるのではないかと比較的毎日の活動に見通しがつけやすい「あそび」中心の幼児期に環境を整えることで、安心した人間関係が築かれる。そして、それは「教育」と視点が変わった場所でもその中身が生かされると思われる。

5 これからの課題

〔専門性について〕

本校のもつ専門性を生かし、「自閉症」の特性を理解した環境を子どもの生活の場に作りたいということで研究を行ってきた。本校教員の専門性という部分では、さらに実践を重ね「自閉症に適切な教育課程」を探りたいと思う。自閉症児はどのような活動が得意か、どのような時間の設定だといいいのか。今本校では（たぶん県内の他校もそうだと思うが）知的障害の子どもたちと同じ時間割の事が多い。どうしてもそれでは無理がでてくる。特性を生かした教育課程、学習内容を再考するべきだと思う。これは、本校のみならず、発達段階や年齢を考慮すれば普通学校でもニーズがあると考ええる。

〔窓口とネットワーク作りについて〕

本校には教育相談部のような部署がない。今回この研究を行ったことで今まで各部署で対応していた相談が研究の担当者に任されることがあった。まだまだ、直接相談に来るケースは少ないので、まずは相談を直接受けられる部署を作ることが必要である。そしてさらには、他機関と連携して連絡ネットワーク作りに取り組まねばならない。

〔外部とのつながりについて〕

自閉症児の特別支援教育についての啓蒙という部分では、引き続き『光とともに』の漫画から外部とつながっていきたい。自閉症の理解が不十分なので、もっと理解を広げていく必要がある。そして自閉症が「脳の気質的な障害であり、心の病ではない」ということが当たり前のように理解される施設や保育園が増え、子どもたちたちが過ごしやすい空間が増えればと思う。本校の環境の設定をもっとPRしていき自閉症にあった教材や教具の提供とともに、学校参観などを通して具体的な手だてを示す機会を定期的に持つことが出来ればと考える。

〔保護者との連携について〕

今後特別支援教育に変わっていくということについて、嶺南地域の保護者は状況を把握していない。知る機会が少ないのである。まずは教員が保護者に向けて、今まで以上に「特別支援教育への流れ」を定期的な配布物というような形でわかりやすく伝え、積極的に子どものことを話し合えるきっかけ作りを進める必要がある。

『地域からの求めに応える学校づくりをめざして』

福井県立嶺北養護学校
山田 摂雄・高橋 敏恵

本校の概要

- ・知的障害の大規模校で、小学部・中学部・高等部があり、寄宿舎も設置されている。
- ・知的障害児施設「足羽学園」に入所している児童生徒が、スクールバスで本校に登校している。
- ・在籍児童生徒189名、教職員数152名（平成15年4月現在）
- ・学校は、坂井郡丸岡町にあり、校区が県北部の3市9町2村と広範囲にわたっている。
- ・近くには、コンピューター関連の会社や専門学校、県立大学などの大きな施設などがある一方、九頭竜川が近くにあり、自然環境にも恵まれている。

1 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

（1）相談部設置への経緯

本校への校外からの様々な要請が近年増えてきており、それまでの枠組みでは対応しきれない状況から、H14年度に相談部が設置された。平成10年度からの相談件数（校外）は、以下のとおりである。

表1 校外からの相談件数

〈校外からの相談件数（体験入学を含む）〉		
H10年度	3件	保育園保護者1件、小学校保護者2件
H11年度	6件	保育園保護者5件、小学校保護者1件
H12年度	9件	保育園保護者5件、小学校保護者1件、中学校保護者2件、小学校校長1件
H13年度	14件	保育園保護者2件、小学校保護者7件、中学校保護者1件、小学校特殊学級担任1件、 県立高校1件、保育園訪問相談1件、市町村教育相談会への参加1件
H14年度	22件	保育園保護者10件、小学校保護者7件、中学校保護者1件、保育園訪問相談2件、 市町村教育相談会への参加2件
H15年度	16件	保育園保護者5件、小学校保護者3件、中学校保護者1件、小学校特殊学級担任1件、 保育園訪問相談2件、小学校訪問相談1件、 (12月現在) 地域療育相談会への参加2件
※平成13年度までは、教務部が校外からの教育相談の窓口を担っていた。（教育相談担当者2名）		
※平成14年度より相談部が対応（H14年度5名、平成15年度8名、いずれも相談担当3名）		

相談部は、校内の教育相談を担当や学部主任と協力して行うこと、また、校外からの要請への対応を主として、相談活動を開始した。さらに並行して、他の校務部と業務内容について検討をすすめてきた。その結果、平成15年度は、「教育相談」、「理解推進」に関すること、「連携」に関することを相談部の主な業務内容とすることになった。

「教育相談」に関しては、本校は校区が広く、すべての地域との密接な関係は持ちにくいことから、教育相談の広報を広く行うと共に、求めがあったところに出向く相談を行っていくこと。「理解推進」に関しては、学校見学会・体験入学と、広報誌の発行、学校紹介ビデオの改訂などを行い、理解推進の充実を図ること。「連携」については、校外からの様々な依頼に応える他、学校全体で応えていくための窓口としての機能の向上を目指していった。

（２）本校におけるセンター的機能の開発

一つには、「教育相談機能」の開発があげられる。人的加配がない状況であるが、教育相談担当者２名が週１回午後、校外に出向いて相談ができるようになった。（相談担当者は専任ではなく、授業時数19時間および22時間）現在のところ継続しての訪問相談の件数が１カ所と少ないため対応できているが、今後件数が増えた場合どう対応していくかが課題である。

もう一つは、「研修機能」の開発である。平成13年度より、本校教職員だけでなく校区内の教育関係者（市町村教育委員会、保育園幼稚園職員、小中学校教員、療育機関）にも参加を呼びかけ、合同研修会を行ってきた。県外から講師を招いての講演では、教師の専門性の向上を目的にテーマを設けて研修した。また、午後の研究会では、直接参加者同士が顔を合わせてお互いの悩み等を意見交換をしあうことで、地域の保育士や教師とのつながりを深め、ネットワーク作りにつなげたいと考えた。

養護学校のセンター的機能の開発は、特別支援教育へ向かう時代の流れ自体が推進力となっており、今後も本校に対し、様々な要請が来ることと思われる。それらに応えていくための体制も整いつつあり、検討を加えながら、「出来るところから」、そして「地域からの求めに応える」、という姿勢でセンター的機能開発に取り組みたい。

２ 本校が持ちうるセンター的機能

表２ 本校が持ちうるセンター的機能

各 機 能	取り組みの強弱	取 り 組 み 内 容
教育相談機能	☆☆	・電話による教育相談 ・来校による教育相談（学校見学会時の個別相談等）
コンサルテーション機能	☆	・地域の保育園、幼稚園、小学校等の依頼で行う訪問相談 ・地域療育相談会への参加 ・市町村教育委員会主催の相談会への参加
指導機能	—	
研修機能	☆☆☆	・校区の保育士、教師等との合同研修会（外部講師による講演、体験講座、悩み相談会など）
実践研究機能	☆☆	・福井県特別支援教育研究連盟研究会への参加 ・坂井郡特殊学級との合同研究（H12・13）、事例研究会への参加（H15） ・交流活動 ・地域の専門家を招いた学習活動や部活動
情報提供機能	☆☆	・広報誌「スマイル」の発行と配付 ・学校見学会週間の案内（教育相談の案内含む）配付と実施、体験入学の受け入れ ・各種作品展、障害者雇用促進展への出品やポスター等展示 ・本校教育資源の公開と貸し出し（合同研修会時） ・支援情報ハンドブックの作成 ・支援情報Q&Aの作成と貸し出し ・奥越地区在宅障害児・者サービス支援会議での情報交換 ・サポートブックの作成促進
施設設備提供機能	☆☆	・ボランティア体験講座 ・ウィングカップ（知的障害者のスポーツ大会）へ会場提供 ・のびのびカルチャー講座（サッカー）会場提供 ・地域の知的障害者ソフトボールチームへ会場提供

3 特色ある取り組み事例『地域の保育士・教員と共に学ぶ研修センターとしての取り組み』

(1) 本校の特色ある取り組みとして取り上げた理由

センター的機能の開発に向けての取り組みを進める上で、当初担当者が一番必要だと感じたことは、相談センターとしての養護学校のあり方について、校内教職員の共通理解を得るということである。校内理解が得られないまま、校外への相談や支援を行うことは困難という判断であった。もう一つは、教師の専門性の向上の必要性である。専門性があるからセンターとして期待され相談されるのであり、まずは自分たち自身が要請に対応できるような専門性を身につけるために研修を重ねなければならないと考えた。同時に、研修会を広く公開し、研修センターとしての養護学校の在り方についての研究も必要と考えた。以下、研修機能の開発として取り組んだ内容について報告する。

(2) 活動内容

- ・県外から講師を招き、地域の保育士・教員等と共に学ぶ「合同研修会」を行った。内容は、教育相談、教師の専門性、自閉症児への指導、個別移行支援計画などのテーマでの講演会や体験講座、研究会を行った。
- ・合同研修会の案内は、地域の全保育園・幼稚園・小中学校・関係機関に配付し、共に専門性を高める研修会、意見交換ができる研究会になるよう企画した。

(3) 実施体制・組織

- ・相談部が企画運営、図書研究部が協力

(4) 具体的な活動と展開、工夫点

- ・夏季休業中に合同研修会を行った。校区の保育園、幼稚園、小・中学校、関係機関に研修会の案内を送付し、参加を募った。校外からの参加者は、H13年度は24名、H14年度は61名、H15年度は38名であった。
- ・午前中は講義、午後は事前のアンケートにより、参加者のニーズに応える形でテーマを設け研究会を行った。

平成13年度

※資料1

- ・講演 演題 「障害のある子どもの教育相談を受ける」ということ
講師 国立特殊教育総合研究所 滝坂 信一 氏
- ・講師とのフリートーキング
- ・体験講座 さおり織り、木工花台作り、牛乳パックを利用した紙漉き、陶芸
- ・教材教具、本校教育資源（※注1）の展示
- ◇ H13年度は特殊学級担当者の参加が多く、講師とのフリートーキングの時間には、特殊学級担当者が抱える悩みや、養護学校の役割などを聞くことができた。また、本校高等部教員が講師を務めて実施した職業教科の作業種目の体験講座も大変好評であった。
- ◇ 本校教育資源について公開したところ、貸し出しをして欲しいという要望が寄せられた。

平成14年度

※資料2

- ・講演 演題 「求めに応える ―養護学校・教師の働き―」
講師 千葉大学教授・附属養護学校校長 太田 俊己 氏
- ・悩み相談会および講師の助言
- ・相談部研究会
- ・教材教具の展示、本校教育資源の展示・貸し出し
- ◇ H14年度は保育士の参加者が多く、参加者の悩みを中心に研究会を行った。進め方として、保育士の悩みに対して養護学校教員が自分の経験から答え、その後講師の助言を頂くという形で行い、研究会そのものが教育相談の実践の形をとったものとなった。しかし、全体で意見交換したことからもっとざくばらんに小さなグループで話す機会が欲しいという意見が多く寄せられた。
- ◇ 本校教育資源について公開するとともに貸し出しも行い、参加者に10件の貸し出しを行った。

第1回

- ・講演 演題 「自閉症児の障害特性をふまえた指導について」
講師 全国療育相談センター 武藤 直子 氏
- ・小グループでの悩み相談会および講師の助言
- ・教材教具の展示、本校教育資源の展示・貸し出し

第2回

- ・講演 演題 「学校から職場等への個別移行支援計画」
講師 筑波大学 助教授 八重田 淳 氏
- ・進路指導についての意見交換会
- ・教材教具の展示、本校教育資源の展示・貸し出し

- ◇ H15年度の第1回合同研修会は、前年度の意見を生かし、各自が担当する自閉症児に関する悩みを小グループで話し合う時間を設けた。各グループはいろいろな立場の参加者で構成し、同じ悩みを抱えている他の保育士や教師と意見交換し、さらに講師の具体的な助言をもらった。校外の参加者からは、日々の保育等に生かしたいという意見が多く寄せられた。前年度同様保育士の参加が多く、日々の自閉症児への対応に苦慮していることが分かった。また、専門性を高める研修の機会を保育士が求めていることが分かった。
- ◇ 第2回合同研修会は、講演を聞き、その後に講演内容についてグループごとに分かれて話し合い、個別移行支援計画についての理解を深めた。グループから出された質問に対して、講師から助言をもらった。
- ◇ 本校教育資源について公開するとともに貸し出しも行い、6件の貸し出しを行った。また、事前に参加者から問い合わせのあった書籍の紹介を1件行った。

(5) 得られた成果と今後の展開に向けて

1) 成果と思われること

- ・県特殊教育センターがH13年度に実施した「障害のある子をもつ保護者の教育的ニーズの調査」の中に、「盲・ろう・養護学校の地域における特殊教育のセンター的役割として望むこと」として、“教師の専門性を高めて欲しい”という要望がもっとも高いという結果が出ている。学校全体の教職員が受講できるという点や、第一線の講師から話を聞ける点を含め、専門性向上に向けた企画として意義があったと思われる。特に、実践的な内容の講演では、その後の指導に生かしたいという参加者からの意見が多く寄せられていた。(資料1-②③, 2-②③, 3-②③)
- ・校外の教員や保育士が研修に来たり、意見交換をしたりすることで、校内の教職員が養護学校のセンター的機能について身近に考える機会になった。事後のアンケートでは、「地域との連携や本校教員がもっと積極的に地域に出て行くことが必要。」といった意見が多く出ており、本校教員の意識変化が感じられるようになった。(資料2-②, 資料3-②)
- ・校区の保育士や小・中学校教職員に養護学校を知ってもらい、本校の教育資源を利用してもらう機会となった。

2) 今後の展開に向けて課題と思われること

- ・事前に寄せられた悩みをもとに、研修会後に電話による教育相談の案内を行ったが、本当に困っているところはすでに他機関の支援を受けており、その後の相談につながるケースは今のところない。研修会で単に悩みを話しあうだけでなく、この機会を利用して直接相談部が相談を受け、訪問相談につなげるなどのニーズの掘り起こしが必要であろう。養護学校が地域の相談センターとして今後認知されていくには、地道な理解啓発活動や相談活動の積み重ねが必要である。
- ・参加した小・中学校の教員からは、今後特別支援教育の対象となるADHDやLDへの支援に関する研修会を実施して欲しいという要望が出されていたが、本校教員にとっては、接することの少ない障害でもあり、本校教職員からのニーズは少ないと思われる。校内の教職員と校外の参加者の両方にとって意義のある研修会を、今後どのように企画していけば良いかが課題である。
- ・本研究が終了後も継続して校区の保育士や教師と共に学べる研修会を行っていきたいと考えているが、来年

度以降の研修会の持ち方やそれにかかる経費などについて校内で検討しているところである。

4 教育相談活動を通して嬉しかったこと、気づいたこと、ひらめいたこと

本校が本研究でセンター的機能の開発として取り組んだことの一つに教育相談機能の開発があげられる。教育相談担当者2名が週1回午後、校外に出向いて相談ができるようになった。保育園への訪問相談をやってみて感じたことは、子供が普段過ごしている場で子供の様子を見たり聞いたりすることで得る情報は、相談を行う上でとても役に立つということである。例えば、他の職員の応援を得られる時間を知ったり、友達の中でどう過ごしているのか、複数の補助具をどう使い分けるのかなど日々の生活の流れに沿って一緒に考えることができた。本校には、子どもを観察しながら相談が出来る場所がないために、必然的に訪問相談にならざるを得ないのであるが、相手の子どもや保育士にとって、訪問相談は負担が少ないことが利点である。問題点としては、今後訪問相談の求めが増えた場合、それに対応する本校担当者の時間の確保をどうするかということである。

また、これまで行った訪問相談4件は、いずれのケースも最初は直接の相談があったのではなく、紹介によるものであった。このことから、地域の他機関との連携は、人と人とのつながりの中で1つ1つ積み上げていくものだというのを改めて感じた。合同研修会に参加してくる保育士の発言や、相談に出向いている保育士の話の聞くと、抱えている気がかりな子どものことで、誰かに聞いて欲しいことや相談したい小さな疑問が次々にあふれてくる様子が見えてくる。例えば、今は落ち着きがないがいずれは落ち着くのか、障害の可能性を認めたくない保護者にどう感じたことを伝えたらよいのか、集団の中でどうその子に対応していったらよいのか、兄弟との関係など、1つ1つ全く違うことが話題になる。例え根本的な解決につながらなくても、一緒に話す中で「それでいいのでは」と相手の取り組みを認めたり養護学校でやっているちょっとしたアイディアや接し方、行動のとらえ方を伝えることで、肩の力を抜いて子どもに接することが出来たという話を聞くと、出向いたことが少しは役に立っているのかと嬉しく感じる。また、自分たち自身も普段とは違った観点で、子ども達への支援の仕方を考える機会になり、とても勉強になった。

今後も合同研修会や学校見学会、交流学习などの機会を通して本校に足を運んでもらい、本校のことを知ってもらうこと、直接本校の教員や相談担当者と話をすることで、立場は違っても悩みを共有できる人間がいると感じてもらうことが連携や相談につながる第一歩であると感じた。

5 センター的機能開発に向けて今後取り組みたいこと、必要なこと、大切なこと

養護学校がセンター的機能を果たすということは、特定の部署ではなく学校全体で担い取り組むべきことである。そのためには、校内の教職員の意識を変えていくことも大切である。前述の合同研修会は今年度で3年目になるが、事後のアンケート（資料1-②, 2-②, 3-②,）を見ると、校区から保育士や小中学校の教師が来校すること自体が、教職員の意識の変化につながってきている。本校は大規模校であるために、一つの校務部の人数が多く、校内での役割分担がはっきりしている。そのためセンター的機能を果たすことに関して、特定の部署が担当するものと考えてしまう傾向があるように感じる。従来それぞれの校務部で地域と連携して行った取り組みについても、職員同士が把握していないことも多い。今回それらを見直してみると、それぞれの立場で地域と連携していることが分かり、いろいろな教員がそれに関わっていることが分かった。そこで、これら本校が現在持っているセンター的機能や取り組んでいることを整理し、教職員に改めてセンター化の一役を担っていることを再認識してもらう作業を今後行いたいと考えている。

校外に対しては、広報を充実させ、その上で、地道につながりを大切にしながら相談や連携をすすめていきたい。そのためには、今すでに行われている地区単位の相談会や特殊学級との研究会、交流学习などに今後も積極的に参加し、すでに築かれつつある地域のネットワークの輪の中に参加していくこと、それらの企画担当者となつなかりを太くし、それが人から人へとつながっていくことが現実的であると感じている。

注1) 本校教育資源

- 展示・貸し出し物…………「指導過程（指導内容表）」
「くまんどろ（年報，実践の記録）」
「進路指導チェック表」
「生き生きと生きるために－知っておきたい支援情報Q&A－」
- 展示のみ…………「児童生徒記録簿（個人ファイル原本，各種記録表原本）」
「年間指導計画」，「個別の指導計画（各学部見本）」
各学部教材教具

地域とのネットワークづくりをめざして

福井県立福井南養護学校
原口 典子・上田 康彦

本校の概要

(1) 学校種別と規模

児童生徒数は小学部46名，中学部38名，高等部86名（本校80名・分教室6名），訪問学級3名，合計173名（内67名は寄宿舎生），教職員数は146名の知的障害養護学校である。

(2) 校内の体制

1) センターの機能を果たすための校内体制の変遷

プロジェクト研究が始まった平成13年度までは，校外の関係者への働きかけは主に次の二つであった。教務部の教育相談係が学校参観や体験入学を担当し，校外の障害を持つ児童生徒の保護者や担当者への理解啓発を行った。また進路指導部が現場実習や卒業後の進路先を随時訪問し，生徒の対応について情報や意見を交換して連携をとっていた。

研究開始2年目の平成14年度に，主に地域支援を推進する部署として教育相談部を新たに設置して校務分掌に位置づけ，図1のような組織で学校運営を行うことになった。

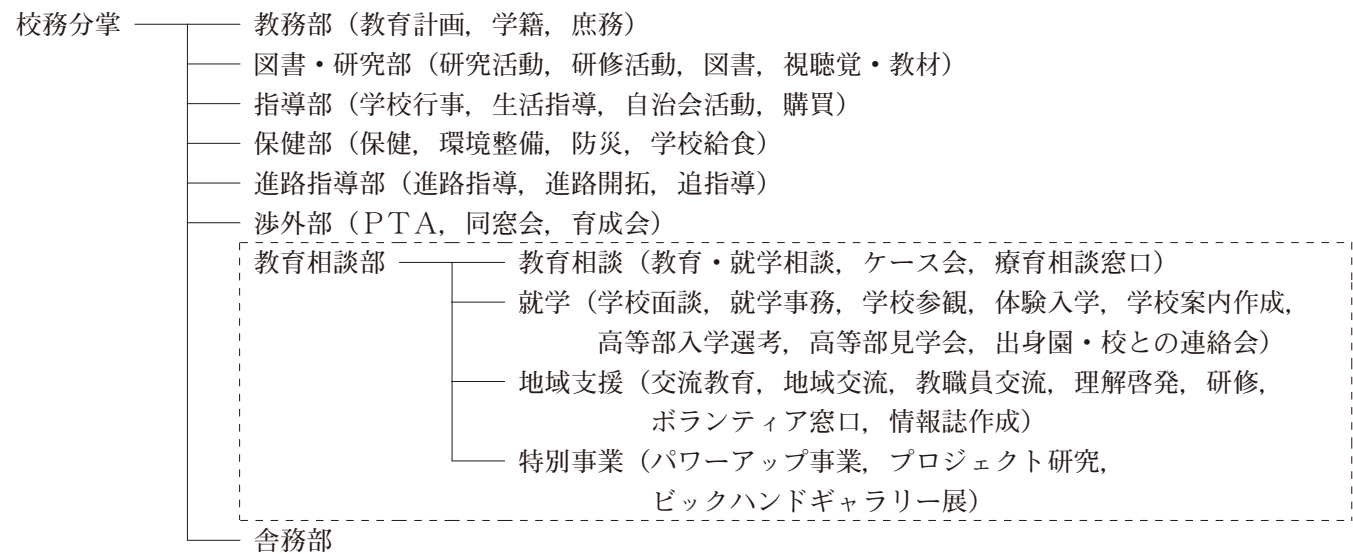


図1 学校運営組織

2) 校内体制を作るための工夫

<校内研修会による理解推進>

教職員に，今後求められる養護学校の在り方について「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）などをもとに説明を行ったり，神奈川県立茅ヶ崎養護学校など県外の取り組みを紹介したりして理解を図った。

<管理職の理解と後押し>

プロジェクト研究の担当者は管理職に本研究の「センター的機能の開発研究部会」^{註1)}で協議されたことを報告して，指導助言を受けながら本校の研究を進めた。研究を進めるに当たって，本校のセンター的機能を推進することができる組織を作る必要性も述べてきた。

これらの担当者からのアプローチに対して，校長は今まで本県の特別支援教育を先導してきたこともあり，理解を示し，校長自ら校内の研修会で講義を行うなど積極的にバックアップをした。校長が新しい校務部設置を前向きに検討し最終的に判断したことは大きい。

＜教育相談部の活動を通しての理解推進＞

校務部として活動するに当たって、今まで実施してきた校外の保護者や関係者への理解啓発に関する活動のほかに、今までの活動を広げた新たな活動にも取り組むようにした。また地域の関係機関との協議会への参加やボランティア窓口など、今までの校務部に位置付けしにくい業務や校外から対応が求められる業務を担うことで、教職員から教育相談部の活動を認知してもらうようにした。

3) 平成15年度の教育相談部の体制

15年度も＜図1 学校運営組織＞の体制で行い、教育相談部は小学部5名、中学部4名、高等部3名計12名で構成されている。特別支援教育の経験年数は20年以上が3名、5年～20年が6名、5年以下が3名で、内養護学校教員免許保持者は9名である。授業担当時間数は部長と学部主任を兼任している1名は16時間、他10名は約20時間である。14年度は部長も20時間ほど授業を担当していたが、15年度は所属学部で担当授業時間数を減らす方向で検討して時間を確保した。しかし校外への出張などやむを得ないときは、授業の入れ替えや補欠で対応している。

定例の校務部会は月1回行い、校務部会に向けて各担当者で随時係会を行って原案を作成する。

（3）学校の特徴 知的障害養護学校の大規模校である

1) 生かしていきたい点

本校は、養護学校教員免許を50名以上が持っており、特別支援教育に関する校外の講座や研究会にも毎年多数参加して、障害や行動の理解と対応の仕方などについて知識を得ており、体育・美術などの専門教科担当者もいる。さらに小学部から高等部までの子どもの指導に携わっているので、発達段階を踏まえた実践経験があり、校内の研究会を通して指導内容や手だて、教材教具について協議している。訪問教育や寄宿舎での実践もある。その他に進路に関する情報も収集しており、関係機関との連携もとりやすくなっている。教職員がそれぞれの知識や技能を生かした役割分担をすることで、このような本校の教育資源を活用した幅広い活動ができる。

施設面では本校の遊具、窯業や木工関係の設備を地域の人たちに利用してもらうこともできる。

2) 難しい点

校内の役割分担がはっきりしており各学部や各校務部で企画・検討して学校を運営している。校務部や学部で検討されたことを運営委員会や職員会議で共通理解を図るが、学校全体で様々な情報や意見を交換する時間が取りにくく、企画して実施するまでに時間がかかる。さらに児童生徒数が多いため担当授業時間も多く、在籍している子どもの教育活動についての会議や対応に多くの時間を要する。

（4）地域の特徴

本校は福井市の南部に位置し、市街地から離れているため交通は不便である。校区は福井市・鯖江市・武生市・丹生郡（3町2村）・南条郡（2町）今立郡（2町）と嶺北地区の広範囲に渡り、小中学校合わせて約100校、幼稚園保育所合わせて約130か所ある。

1 本校におけるセンター的機能の方向性

地域とのかかわりは、校区が広く児童生徒の居住地から離れているため、主に学校間交流や学校周辺の地区との交流だけで、今まで地域の人たちに本校のことについて知ってもらう機会は少なかった。校内では、養護学校が地域のセンター的な機能を果たしていくことについて教職員の関心は薄く、話題になることが少ない状況であった。

このような状況から、校外に向けては、まず本校の教育活動について理解してもらうことことから始める必要があった。校内に向けては、センター的機能について教職員の理解を図りながら、本校が実践してきたことをもとに進めていくことがよいと考えられた。

そこで、本校の教育活動を地域の人たちに広く知ってもらうための理解啓発活動に努め、地域のニーズや課題を見つめながら、本校の資源を生かした教育相談機能、研修機能、情報提供機能、実践研究機能などを進めていきたい。

現在教育相談部では、校内と校外から寄せられる相談に対応している。校内の相談では子どもへの対応ではなく、主に保護者への対応と医療や福祉機関との連携に取り組んでいる。校外からは子どもの担当者から指導やかかわり方についての相談があり、相談者先を訪問して担当者と一緒に考えるようにしている。

今後は、子どもの養育に関する相談を保護者や担当者から相談を受け、子どもへの指導やかかわりを支援する役

割と必要に応じて関係機関につなげる役割を担いたいと考えている。

2 現在の本校が持ちうるセンター的機能

平成14・15年度本校が取り組んできた活動について表1にまとめ、次の観点で☆印を付けた。

☆☆☆…取り組んだ結果、担当者が手応えを感じ、今後も継続して取り組みたい活動

☆☆ …取り組んで、結果についてまだわからないが、今後も継続して取り組みたい活動

☆ …今後も要請があれば、取り組んでいきたい活動

表1 平成14・15年度本校が取り組んできた活動

教育相談機能	☆☆☆	○校外からの相談（養育・進路・情報などに関する事）に対応する。 ○学校参観週間を設け、参観や体験入学を受け入れる。 ○地域（鯖江市・武生市）の就学指導委員会・相談会に参加し、就学相談に応じる。 ○校内の保護者や担当者からの相談に対応する。（ケース会）
研修機能	☆☆☆	○年に3回の公開講座を開催し、地域の小中学校・幼稚園・保育所・福祉等の関係機関に広報して参加を呼びかける。
情報提供機能	☆☆	○地域で学校紹介のパネル展や児童生徒の作品展を行う。 ○地域の支援体制・サービスなどの情報を収集して、校内の保護者や必要に応じて地域の保護者に提供する。
実践研究機能	☆☆☆	○児童生徒の居住地の社会資源を利用し、地域の人たちとの交流活動を行う。（地域交流会） ○在籍している子どものケースについて医療や福祉の関係者と連携して支援方法を考える。
コンサルテーション機能	☆☆	○本校へ就学を希望している子どもの保育所での様子を観察し、一緒にかかわり方を考える。 ○小学校に在籍している子どもへのかかわり方や進路について一緒に考える。
施設・設備提供機能	☆	○学校近隣の福祉施設等から施設利用の依頼に対応する。

3 本校の特色ある取り組み事例

(1) 取り組みのタイトル

『教育相談部の活動を通したセンター的機能の開発と課題』

(2) 具体的な取り組みの展開・工夫・留意点

表2 具体的な取り組みの展開・工夫・留意点

平成13年度	センター的機能の基礎づくりと教育相談部設置に向けての準備をする。 センター的機能について教職員の関心を深めることに重点を置いた。 ○プロジェクト研究の担当者が中心となって、神奈川県立茅ヶ崎養護学校などの実践校を視察したり特別支援教育の関係誌等で情報の収集を行ったりした。 ○校内の教職員を対象に「本校の就学相談」「情報収集の報告」「これからの養護学校の役割などについて」について校内研修会を行った。 ○学校参観などの機会に、校外の保護者や関係者に本校の教育活動の理解を促すための学校紹介ビデオを見直し再編成した。 ○収集した情報と本校の実情を踏まえ、14年度より教育相談部を設置して校務分掌に位置づけることになった。センター的機能を有するために、各校務部の活動の中で主に就学に関する業務と新たな業務を行う活動計画を立案した。
平成14年度	教育相談部の活動を始める。 教育相談部の活動を通して、地域の関係機関への理解啓発を進め、本校のセンター的機能を探った。校内では養護学校に求められていることなどについて、具体的に話題提供することで教職員の理解を図った。 ○教育相談部が設置され、業務担当者は11名で、内7名は養護学校教員免許をもっている。プロジェクト研究担当者2名は教育相談部に所属し中心となって企画を進めた。 ○校区の教育委員会に校長が学校案内（学校紹介の冊子）を持参して、本校が教育相談を始めたことを説明した。小中学校、幼稚園・保育所、福祉・労働等の関係機関には相談窓口の開設・学校参観週間・公開講座の案内を配付した。 ○公開講座を3回、教育相談に関する校内研修会を3回行った。公開講座には校外から計70名ほどの参加があった。 公開講座の内容：「軽度発達障害について」「信頼関係に基づいた支援の在り方」「ボランティア講座」 校内研修会の内容：「教育相談とは」「制度を学ぶ」「これからの養護学校の役割」 ○福井市役所等で児童生徒の作品展や学校紹介のパネル展を行い、高等部生が市役所の人と話す機会を設けた。 ○校外の関係者から電話での相談が15件あったが、内容は本校の教育活動についての問い合わせが多く、1回の相談で終わった。 ○学校参観週間は、今までよりは多く60名ほどの参観があった。 ○二つの市からの依頼に応じて就学指導委員会・相談会に参加した。

平成15年度	教育相談部の活動を進め、今後の展開を考える。 活動の見直しと地域とのネットワークづくりを図る。 ○校内の教育相談として月1回程度ケース会を行い、ケースを通して関係機関との連携を模索した。 (ケース会には校長・教頭・学校と寄宿舎の担当者・所属学部主任・教務部長・舎務部長・舎務主任・教育相談部長などが参加) 福祉関係の地域コーディネーターや児童相談所とケースについて随時意見交換をして、保護者に対応する協力体制がとれた。 ○児童生徒の居住地域3カ所で地域の子ども達も参加する交流活動を試みた。 ・地域の施設を利用して小学部の児童とその地域の小学生が水遊び交流会を行った。 ・地域の公民館行事(さとうきび作り)に中学部の生徒と保護者が参加した。 ・地域の祭り(福井市フェニックス祭り)で高等部の生徒が実演や説明をして参加者に作業を体験してもらった。 ○教育相談に関する研修を月1回程度行い、今後の特別支援教育の在り方や本校の子どもや保護者への対応などについて情報や意見を交換した。(全教職員対象、教育相談部対象) ○地域のギャラリーで学校紹介のパネル展と作品展を行った。(ビックハンドギャラリー展) ○公開講座は3回行い、今年度は幼稚園などから計30名ほど参加があった。 公開講座の内容:「軽度発達障害」「これからの障害福祉の在り方」 「テーマ別情報交換会(コミュニケーション、進路指導等について)」 ○学校参観週間の参加者は昨年より増えて約100名になり、今回参観後に行った体験入学には8名の申し込みがあった。 ○福祉施設やサービス情報をファイル形式の情報誌にまとめ、情報提供ができるようにした。 ○電話による相談件数は減ったが、小学校の特殊学級からの相談は継続して小学校を訪問して、子どもへのかかわり方や進路について担当者と考えていくことになった。 ○二つの市の就学指導委員会・相談会に年数回参加し、主に養護学校への就学を希望している、迷っている保護者に養護学校の情報を提供したり、検査を行ったりして相談に応じた。 ○市の就学相談会での相談をきっかけに、保護者の希望で保育所を訪問して子どもへのかかわり方について担当者と考えていくことになった。 ○2年間の活動を振り返り、今後の活動を検討した。
--------	---

(3) 得られた成果と今後の展開に向けて

まず成果としてあげられることは、本校の特色から校内に組織を作らないと活動が進めにくいと考えていたので、管理職の理解とバックアップを得て、センター的機能を推進する教育相談部が設置されたことは大きな成果である。そして具体的な活動を始めることができた。

本校の教職員にボランティア登録をしてもらいショートスティなど地域の関係機関の活動を支援していくことは早速すぎて理解を得られなかったが、教育相談部が企画した活動は教職員の協力を得ながら進めることができた。

それぞれの活動について振り返ると、公開講座では本校と小中学校や幼稚園での課題を取り上げたことで、校外の関係者と本校の教職員が共に学ぶことができ、関係者に活用してもらうことができた。

市の就学相談会に参加することで個人的な相談に対応するだけでなく、それぞれの市の特殊学級や幼稚園に対する就学指導の状況を知ることができ、本校ができる支援内容を見つけることができる。今年度本校が保育所を訪問して、子どもへの対応について一緒に考えるコンサルテーション機能を始めるきっかけになった。

学校紹介のパネル展と子どもの作品展による啓発活動と地域交流会は、特別支援教育にかかわっていない人にも本校の教育活動を知ってもらう機会になった。地域交流会は地域の行事や施設などを活用して今後の交流活動の在り方の一つとして継続していきたい。

ケース会で関係者が意見交換することで、子どもと保護者への対応について共通理解することができた。さらに子どもとその家庭が将来にわたって、地域の支援を活用できるようなネットワークづくりが必要であることが共通理解され、主治医や地域の福祉関係者とも連携がとれるようになった。校内の教育相談は地域支援には直接関係ないが、在籍している子どもと保護者を支援することで教育相談部の活動を理解してもらう一助になった。

養護学校のセンター的機能について、研究を始めてから全教職員の意識がどのように変わったかは客観的にはつ

かんでいないが、運営委員会で「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」を受けて学校の運営組織を見直したほうがよいのではないか、対外的な業務を進めていくために担当者の時間数をもっと確保できないか、などについて意見交換をすることができたことは前進である。

4 センターの機能を開発する中で得たこと、気が付いたこと、苦労したこと、ひらめいたこと

（１）校内の体制について

教育相談部が幅広い業務を担うことで、校務分掌での位置づけを行い、教職員に活動への関心や理解を図ろうとしたが、校内での研修や協議が充分でないため、方向性や内容については検討されずに活動を開始した感がある。

（２）教職員の理解については

平成14年度は教育相談部担当者からは、センター的機能を有するための業務が加わったことで、多忙になった、何をすればよいかわからないという意見が聞かれ、他の教職員からも同様の意見があった。

平成15年度は校務部会で14・15年度の活動を見直す中で、今後の進め方について担当者から建設的な意見が出るようになった。また特殊教育センターの相談に関する研修を受講するようになってきている。教育相談部以外の教員からはセンター的機能について具体的にイメージできるようになった、センター的機能を果たしていくには専門性が必要でかつ教員の資質向上につながるなどの感想が聞かれるようになった。しかし積極的に取り組もうと思うまでには至っていないようである。

業務を担当することで養護学校の役割などについて考えるようになり、理解と関心が進むことが伺える。

教育相談部の活動が始まってまだ2年足らずで試行錯誤の状態である。校務部会では意見や情報を交換して共通理解を図っているが、他の教職員にはわかりにくいようで、活動状況や地域のサービス情報などを提供する努力をすべきであった。

（３）時間の確保については

学校参観や体験入学、就学相談会への参加などに伴う担当者の時間を確保するために、関係の教職員の協力を得ることができた。平成14年度は補欠でカバーしていたが、15年度は各授業への教員配置数などを吟味し、教育相談部長の授業時間数を減らして時間の確保に努力した。

（４）他の校務部・学部との連携については

教育相談部が取り組んでいる活動に、学部や他の校務部の協力を得て企画運営をすることができた。（公開講座・地域交流会）一緒に企画することで意見交換ができ、次の企画につながり、校務部間でセンター的機能に関連した情報や意見を交換することもできた。

5 センターの機能を開発していく上で大切なこと・必要なこと・課題

（１）校内の体制について

教育相談部内の課題としては、授業担当時間数の関係で校外への相談や協議会への参加は部長が行っている。教育相談部は12名いるが有機的に働いていない面もあり、部内の役割分担について検討し、一人一人が責任を持って役割を担えるようにしなければならない。

教育相談部が地域とかかわりのある業務を幅広く担当していることで、それぞれの活動での課題やニーズが見えてきたことはよかった。教育相談部の活動は他の校務部と協力した方がよいことや他の校務部の業務にまたがっていることや今までの校務部に属さない業務などがあり多様である。他の校務部でもすでにセンター的な役割を担っている活動があり、新たな課題に取り組もうとしていることもある。本校の保護者も居住地での活動や卒業後の支援体制について動き始めている。

このように各校務部が把握しているニーズや情報、取り組みたいことなどを出し合ってタイアップするとよい。教育相談部や進路指導部、図書研究部などで取り組んでいる活動や今後取り組む活動の全体を把握し、各係に役割分担して運営できる校内の体制を考えてもよいのではないか。教育相談部の活動を含めて各校務部や学部の活動を見直して、本校の方向性と校内体制について検討できるよい。

（２）教職員の理解について

現在学校で取り組んでいることや今後取り組もうとしていることを明示し、教育相談部だけの活動ではなく、学校全体で担っていることを認識してもらうことが必要である。

また、教育相談部で推進している地域支援や関係機関との連携について教職員に伝え、担当者だけでなく教職員の共有の資源にすることが重要である。

（３）本校の教育活動について

校内の教職員や保護者の中には、センター的役割に担うことによって校内の子どもへの対応が手薄になるのではないかと、地域の学校や保護者などからの要望に本校がどのように応えていくのかなど不安を感じている面もある。教育相談や地域とのネットワークづくりを進めていくには時間の確保も必要であり、校外からは専門性が求められている。校外に対する教育相談（地域支援）を始めたことで、子どもへの個別的な対応のほかに集団での対応の仕方や教材の開発、家庭生活や卒業後の生活を踏まえた指導計画など本校がもっと研究した方がよいことに気が付くことができ、地域支援を行うことで本校の教育力も高めることができる。授業内容、教師の支援の仕方など現状の見直しと個別の教育支援計画の作成など新たな取り組みを行い、本校の教育活動のを充実を図ることが大切である。

（４）地域とのネットワークづくりについて

在学中に地域での支援体制ができていると、卒業後の生活への移行がスムーズになり支援体制も取りやすい。子どもや保護者を支援するための関係機関との連携は、校外の子どもにも生かすことができる。積極的に地域の関係機関の活動や支援情報等をキャッチし、相談に応じて適切な連携先と対応の仕方を見つけられるようにネットワークづくりを進め、本校がネットワークの一員になれるように努力したい。

註）福井県が県全体として本プロジェクト研究に取り組むために福井県特殊教育センターが事務局となって設置した会。定期的な集まりをもち、研究開発の推進を行った。

地域の関係機関とのネットワークの中で進める センター的機能の開発 ～教育相談体系化事業を活用して～

福井県立嶺南西養護学校
大橋 導子

本校の概要

平成10年に新設された知的障害・肢体不自由・病弱の総合養護学校（規模については資料編1参照）である。幼稚部・小学部・中学部・高等部があり、幼・児童生徒はスクールバスで通学している。

本校は福井県の最南端（福井市中心部から120km）に位置し、小浜市を中心に上中町・大飯町・高浜町・名田庄村の1市3町1村からなる若狭地方（人口6万6千人）の中心部に立地している。校下には小学校31校（特殊学級17）・中学校8校（特殊学級3・通級1）・県立高校3校・福井県立大学小浜キャンパスがある。また、社会福祉施設は、身体障害者福祉施設2・知的障害者福祉施設7・児童福祉施設2ある。

1 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

（1）他機関との連携の経緯について

本校は開校以来5年、嶺南地区の総合的養護学校として地域に根ざした養護学校をめざし、設備環境を整え教育実践に取り組んできた。その後、卒業後の進路先の開拓や就職後の支援について様々な問題が持ち上がり、福祉機関や労働機関とのネットワークづくりが必要となり平成13年度に若狭地区障害者連絡協議会発足にむけて嶺南振興局若狭福祉センター次長と本校進路部長が準備をすすめ、労働機関を含め、若狭地区障害者連絡協議会が発足した。その後、平成14年度から本校進路部が主催し連携を密にし機能している。

一方、平成13年文部科学省から今後の特別支援教育についての考えが出され、嶺南教育事務所が「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」^{註1)}への取り組みを始めると、本校は養護学校としてその協力校となった。この事業の取り組みは、障害のある子どもに対する支援を行うために乳幼児期から学校卒業後にわたり、教育・労働・福祉・保健・医療等が一体となって障害のある子ども及び保護者に対する相談及び支援の在り方についての実践的研究をすることであった。本校のセンター的機能を考える上でも、養護学校に求められているニーズを知り、それに応えようとする取り組みは絶好の機会でもあり、障害児の乳幼児期から卒業後までの支援がネットワークにより機能すればその支援は多角的で効果が期待される。

本校が真の意味で地域に根ざした養護学校となるためには、特別支援教育の専門性を地域に提供するコンサルテーション機能を高め、この地域の関係機関とともに障害児のライフステージにあった支援の輪を広げていく必要があると考えている。

（2）校内体制について

1) 校内体制の変遷

センター的機能を果たす取り組みをする平成13年度までは、就学相談など教務部が管理職と相談をしながら外部からの相談要請への対応を行っていた。平成13年度には、特殊学級を設置する学校から指導相談があり、外からの相談窓口としての部署が必要であったこと、また、福井県下の養護学校長会で年度内に各養護学校に相談部を新設する申し合わせがなされたこともあり、平成14年度に相談部が設置された。相談部の業務内容は、校内の教育相談活動と校外からの要請への対応と、交流活動、余暇活動を主として開始した。しかし、相談活動が組織的に行われるような具体的な体制が確立しておらず、位置づけが明確となることが必要となった。相談内容により他の部署との連携が必要とされることから15年度後半は、今まで取り組んできたことを部署別に整理し、センター的機能を果たすための校内の体制づくりを検討することとなった。

2) 平成15年度の校内体制

① 校務分掌について

職員会	運営委員会	教 務 部…教育計画, 学籍, 庶務, 就学
		指 導 部…学校行事, 生活指導, 通学指導, 特別活動
		図書研究部…研究・研修活動, 研究会・調査, 図書, 視聴覚・教材
		保 健 部…保健・衛生, 安全美化, 学校給食
		進路指導部…進路指導, 進路開拓, 進指導, パワーアップ事業
		教育相談部
		教育相談 (教育・就学相談)
		就 学 (学校見学会, 学校体験)
		交流教育 (地域交流, 学校交流)
		特別事業 (教育相談体系化推進事業, プロジェクト研究)
		庶 務 部…環境整備, 施設管理, 施設利用, 渉外 (PTA, 同窓会)
		事 務 部…事務総括, 財務管理, 予算執行計画, 出納, 会計事務, 監査・検査, 文書収受・ 発送, 給与・職員手当, 学校共済, 就学奨励費, 校務一般, スクールバス, 校舎・ 校地整備

図1 校務分掌について

② 教育相談部の体制について

表1 教育相談部の体制

学 部	小学部	中学部	高等部
構 成	2 名	1 名	3 名
経 験 年 数	26年	20年	6 年
資格(養護免許)	有り	取得中	有り
研 修 歴	※地支研		※地支研
授業持ち時間*	19	24	21
部会・センター的機能	教育相談部会は行事等ない限り, 毎週金曜日 3:30~5:15開く。		
センター的機能を果たすための時間捻出方法	センター的機能を果たすための時間は授業の空き時間, 放課後, 及び夏期休業中, 勤務時間の時間捻出方法		

※福井県特殊教育センターが行っている「地域支援教員研修基礎・専門研修」

*授業時間のみ (教育相談時間としてのカウントはなし)

2 本校が持ちうるセンター的機能

表2 本校が持ちうるセンター的機能

各機能	強弱	活動名
教育相談機能	☆☆	- 電話による教育相談 - 来校による教育相談 - 地域の保育園, 幼稚園, 小学校からの依頼で行う訪問教育相談
		- 就学相談・学校見学・体験入学 - 地域療育相談会での相談・障害のある子どもの養育, 教育に関する相談・不登校や集団不適応等の教育相談・卒業後の進路就労に関する相談

(次ページに続く)

(表2の続き)

コンサルテーション機能	☆☆☆	・地域の保健センターでの乳幼児相談会 ・保健、福祉、医療、労働、教育機関との連携による支援 ・教育機関の教職員または、福祉機関での指導相談と支援 ・就学指導委員会への参加 ・担任への指導
指導機能		・学校巡回指導
研修機能	☆☆☆	・講演会・研修会・講習会・事例研究会
実践研究機能	☆	・地区特殊学級との授業研究会・各種作品展への出品・福井県特別支援教育研究連盟研究会への参加
情報提供機能	☆	・PR活動・社会資源マップ
施設提供機能	☆	・夏休みのプール開放・校庭開放・体育館開放・教材教具の貸し出し

☆ 特に力を入れ取り組み、実績の比重で担当者が評価したものを示す。

相談内容や相談の進展によって教育相談機能と同時にコンサルテーション機能を有する。

3 特色ある取り組み事例：地域の関係機関とのネットワークで進める地域支援

(1) 研究の背景及び目的

障害のある子ども及びその保護者に対する支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後にわたり、教育・労働・福祉・保健・医療等の関係機関が一体となって障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのための一貫した体制を整備することが必要である。

そこで、教育相談のマスタープラン作成も含め特別支援教育のセンター的役割を果たすための在り方について「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を活用しながら、嶺南教育事務所と連携して「地域の関係機関とのネットワークで進めるセンター的機能の開発」を研究することとした。

(2) 研究の取り組み

<平成13年度>

1) 実態調査Ⅰ 嶺南教育事務所が中心に実施する(資料2 気がかりな子どもについてのアンケート参照)

目的 地域の小中学校における支援のニーズを把握する

対象 嶺南地域全小中学校(80校)の学級担任(625人)

方法 質問紙法

手続き 質問紙を各学校に配布し回答後学校で一括して返信用封筒により郵送してもらう

調査期間 平成13年12月～平成14年1月

回収率 98%(小学校担任99%・中学校担任95%)

結果 個別の関わりを必要とする対象児童生徒は、小学校で82%・中学校で89%いる。

気がかりな面では、

小学校では 学習(74%)・生活(63%)・情緒(45%)・言語(20%)・認知(18%)・健康(10%)

中学校では 生活(75%)・学習(74%)・情緒(42%)・健康(17%)・言語(12%)・認知(9%)

専門機関との連携については

小学校 (強く思う45%・少し思う37%・あまり思わない11%・思わない7%)

中学校 (強く思う50%・少し思う38%・あまり思わない9%・思わない3%)

専門機関に必要と思われる工夫

- ・専門機関の紹介や手続き等の情報提供
- ・対象児の相談経過等がわかるシステム
- ・対象児の継続したフォロー
- ・担任のニーズにあった研修

- ・学級担任の悩みを気軽に相談できる場づくり
- ・事例研究などの場の設定
- ・専門書の紹介や最新情報の提供
- ・母親の居場所づくり

<平成14年度>

2) 実態調査Ⅱ 嶺南振興局若狭健康福祉センターが中心になり実施（資料3参照）

目 的	嶺南地域に常設の療育施設がない中で地域の療育の実態を把握する
対 象	嶺南地域心身障害児・障害の疑いがあり療育を必要とする児童の保護者 嶺南東・西養護学校在籍児童の保護者，特殊学級在籍児童の保護者，小児慢性特定疾患医療 給付受給者の保護者，乳幼児発達相談受診児の保護者，各市町村で把握している心身障害児 を持った保護者，母と子の通所児の保護者
方 法	質問紙法
手 続 き	各市町村長，嶺南教育事務所長，嶺南東・西養護学校長，母と子の家所長宛に対象児の保護者 に対するアンケート用紙の配布を依頼する。健康福祉センターが把握している対象児の保護者 には郵送で依頼してもらう
調査期間	平成14年6月15日～6月30日
回 収 率	調査票配布数391通 回収数271通（二州134・若狭135） 回収率69.3%
結 果	

表3 結果の概要

回答者の住所

敦賀市	三方町	美浜町	小浜市	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	無回答
37.6%	7.4%	4.4%	27.7%	5.1%	3.7%	9.6%	3.7%	0.7%

障害の種類

知的障害	運動障害	精神障害	聴覚障害	視覚障害	言語障害	その他	なし
58.9%	29.1%	12.0%	3.1%	5.0%	32.6%	11.6%	12.4%

療育手帳等の所持状況

療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	なし	無回答
42.4%	18.1%	0%	39.3%	0.2%

保護者の悩み

病気	発達発達	医療機関	学校教育	生活	就労	将来	家族関係	その他
21.0%	55.6%	19.8%	28.2%	37.7%	28.6%	36.1%	4.8%	5.6%

小児療育センター移動相談利用希望回数

年12～23	年1～2	年48以上	年3～6	無回答	必要に応じて	年24～47回
45.9%	16.4%	15.8%	14.4%	5.5%	1.4%	0.6%

療育機関（常設）設置の希望状況

希望する	希望しない	わからない	無回答
70.5%	5.2%	18.8%	5.5%

その他

嶺南に常設の療育施設（医療機関・訓練施設）を設置して欲しい（62人）
親同士が集う場や親のフォローをして欲しい（6人）
余暇活動の場をつくって欲しい（4人）

病気や施設の情報が欲しい（3人）

嶺南地域に装具を作ってくれるところをつくって欲しい。

保護者がわが子の障害を受容できず教育相談の機会を必要としていること、保護者は距離的なことから、県外の舞鶴こども療育センターを利用しており、近くに小児療育センター等の医療施設の設置を強く求めていることがわかった。

3) ネットワークづくり（資料4 マスタープラン①参照）

支援内容は、ライフステージにより変わっていく。乳幼児期は、医療保健が中心であり、学齢期は教育、成人期は労働や生活の支援が求められる。障害児者及びその家族が地域で安心して生活できる支援のために、生涯にわたって関係する機関が連携することによって、本人やその家族が支援を受けやすくなる。このようなサポートする側の体制作りを行っていくことを目的にネットワークづくりに取り組んだ。

生涯にわたって関係する機関がネットワークで結ばれることによって、障害児者やその家族は支援を受けやすく、支援する側からは見通しのある支援や効率的な支援ができる。関係機関が連携することによって障害児者の問題を広く理解でき、社会全体として広い視野から障害児者が暮らしやすい地域社会を実現していくには、養護学校としてネットワークの中で何ができるかを考えた。

ネットワークの組織（資料5 組織参照）は、運営会議と行動連携会議を持っている。

運営会議（年2回開催）は学識経験者・厚生福祉関係者・労働関係者・学校関係者・教育委員会関係者のそれぞれの長で構成される。この会議は、年度始めと年度の終わりに開催され、前年度の取り組みと本年度の計画ならびに取り組みの報告会がなされ、各機関の実務者が実際に連携をとりやすくなっている。

行動連携会議（月1回開催）は、それぞれの機関の実務者で構成される。ここでは、関係機関の実務者が業務内容を互いに知り、支援の内容や相談のコーディネイトの方法について話し合うことを目的としている。

（事例）T児の相談事例とネットワークによる関係機関の関わり（平成14年～平成16年1月）

家族構成：母（30才）、T児（小5）弟（小2）の3人家族

障 害 名：高機能広汎性発達障害

成 育 歴：弟が生まれる3才の頃、父母から離され父方の祖父母と3ヶ月暮らす。保育園当時夫婦喧嘩が絶えず、虐待をうける。小学校1年授業に参加せず。小学校2年4月～6月県外転校。9月県内転入。小学校3年両親離婚。

主 訴：気に入らないことや主張が通らないと粗暴になり、感情をコントロールできない。限られた教師と関われるようになったが、同級生と関わろうとしない。生活行動面が幼く、児童相談所の人に3～4才と言われどうしたらよいか悩んでいる。

対 応：小学校内の体制作り（担任や管理職による個別対応）→学校・教育委員会（専属講師の加配→国立大学助教授との事例研究会→関係機関の連絡会議（教育長・児童相談所・教育委員会・民生委員・嶺南教育事務所・学校）→校長・担任家族療法研修会受講→学校医による診断→養護学校訪問→関係機関連絡会議（児童相談所・教育委員会・民生委員・嶺南教育事務所・学校）→児童相談所からメンタルフレンド派遣→嶺南教育事務所による巡回指導開始→児童相談所による2回目の一時保護→スクールカウンセラー週1回2時間関わる→T児の非常勤講師加配→県立大学助教授との相談→精神科医師による診断・相談→養護学校による母親・T児との継続的な面談→担任との継続的な連絡会

結 果：T児に様々な角度から個別に関わる支援ができたことで精神的に安定してきた。母親が周囲から支えられることによってT児を受け入れようと努力し始めた。

4) 先進校視察

神奈川県立茅ヶ崎養護学校（相談部員2名）

5) 教育相談のための研修受講

教育相談担当者が福井県特殊教育センターが実施する地域支援教員（基礎定員10名・専門定員5名）研修を受講し、コンサルテーション・カウンセリング実習を年間20日実施し報告会を行い研究協議を行う。（2年間連続して講座を受講して修了する。平成15年度も2名受講）

<平成15年度>

6) ネットワークの拡大（資料6 マスタープラン②③参照）

平成14年度の小浜市と上中町に加え、名田庄村・大飯町・高浜町の若狭圏域全部（校下全て）にネットワーク

を拡大する。

7) リーフレットづくり

どこでも同質の相談が受けられるシステムをめざして、教育相談体系化事業を通してリーフレットづくりに取り組む。また、関係機関職員の異動もあるのでシステムが引き継がれるように、「気がかりな子の相談」活用の手引き（関係機関職員用）の作成に取り組む。（資料6 マスタープランと各機関の相談 参照）

8) 研修会の開催

養護学校のセンター的機能についての共通理解をはかるために3回研修会を開催した。

- ・校内研修会（平成15年7月7日）講師 福井大学人間科学部助教授 松木健一先生
- ・関係機関合同研修会（平成15年8月5日）講師 国立特殊教育総合研究所 滝坂信一先生
- ・関係機関合同研修会（平成15年12月17日）講師 福井県立大学学術教養センター助教授 清水聡先生

9) 校内体制づくり

ニーズに応えられる教育相談システムが校内に確立できるように、これまで各部署で取り組んできた支援をセンター的機能により整理した。また、教育相談活動の流れを全職員が共通理解できるように部署毎の関わりを明確にした。（資料8 教育相談の相談体制 参照）

4 得られた研究の成果と今後の展開に向けて

（1）得られた成果

- 1) 実態調査から支援のニーズを知り、関係機関の働きかけで小浜病院内に療育機関を設置する計画となった。
- 2) 運営会議を通して各関係機関との連携が拡大された。その結果実務者レベルでの情報交換や行動の連携が大変スムーズに行われるようになり、単一の相談から相互の相談（点から線の相談）となり相互の相談から連携会議や事例研究会（線から面の相談）が開かれるようになった。
- 3) こちらから出向くことによって、それぞれの機関の組織や相談の形態や内容等を具体的に知ることができた。
- 4) 相談の受け入れや事例研究を通して、養護学校と小中学校の関係がではじめてきた。
- 5) 小浜市・上中町・高浜町の就学指導委員会に就学指導委員・オブザーバーとして参加し、継続的な就学指導の在り方が論議されるようになった。
- 6) 相談支援チームを組むことにより関係機関との連携が密接になり、機関毎の支援内容が充実し、機関が異なっても共通の支援方針で、子どもや保護者に対し支援が行えるようになった。
- 7) センター的機能について教職員の共通理解が深まった。

（2）今後の課題

- 1) 教育・労働・福祉・保健・医療等の関係機関との連携による支援を行うには連絡調整を行うコーディネーターの存在が必要となる。平成13年・14年度におけるコーディネーターは嶺南教育事務所がその役割担ってきたが、養護学校のセンター的機能開発が進むにつれてそのコーディネーターは徐々に本校が担っていかなければならないだろう。そのための基盤整備として、嶺南教育事務所の支援を受けながら、今後校内体制を整備していかなければならない。
- 2) 相談者のニーズがどのようなものであっても受付窓口がどこであっても、あらゆる機関からの支援が受けられるようなネットワークが作られていく必要がある。
- 3) 気がかりな子どもについての支援の場の設定とその方法を工夫する必要がある。（例えば各市町村の幼稚園長・保育所長会議に定期的に出席させてもらうとか定期的に保育園訪問するなど）
- 4) 教育相談ニーズに応えられる人材の確保と育成が求められる。
- 5) 教育相談担当者の相談時間が確保されなければならない。
- 6) 学校としての支援活動をどのように行うか、全教職員の意志が共通のものになっていることが必要である。

5 「地域の関係機関とのネットワークで進める地域支援」に取り組んで

相談体系化事業を活用することにより、地域の養護学校として関係機関に本校を知ってもらえるよい機会となった。本校としては就学前の気がかりな子どもへの教育相談から、卒業後の教育相談がネットワークによりできる体

制が整えられた。

教育・労働・福祉・保健・医療機関等のネットワークにより、機関ごとの役割を果たすことによって、相談者のニーズに多角的に応えることができ、支援の成果があげられることを実感した。また、それぞれの機関がその業務の中で障害児やその保護者についてより関心を深め、子どものライフステージを考えながら社会自立に向けて支援することが、障害児が地域の中で生活する上で大切であると感じた。

地域の関係機関の実務者が定期的に集まることで、支援の糸口が広がりすぐ対応できるようになり会議に参加するスタッフが常に支援を受ける立場から、考えるようになった。

6 センターの機能開発に向けての今後の課題

本校の特別支援活動をすすめるには、できあがった関係機関とのネットワークが今後ますます活用され継続されるようにしていかなければならない。そのために、関係機関の人事異動も含めて、常にネットワークが活用されるように、現在リーフレット作りとその活用の手引き(関係機関職員用)を関係機関の行動連携会議で検討中であり、今年度中には完成予定である。その手引きを使いながら養護学校の立場からできる支援内容について毎年検討を重ねていかなければならない。

また、校内では今年度末に整理された、支援についての部署同士の関わりと教育相談活動の流れを毎年確認しあいながら共通理解を図っていかなければならない。教員一人一人が特別支援についての最新情報に関心を寄せ、教育実践を重ねることが大切であり、学校独自に実践を積みながら養護学校同士の情報交換を今後も続けたい。センター的機能開発への取り組みにおける情報交換が養護学校同士の連携を生み出し、更なる支援効果が期待される。この意味において本県の特設教育センターが養護学校間の連絡調整役として担う役割はたいへん大きい。今後もできるところから地道な実践を積みながら、センター的機能開発に向けて積極的に取り組んでいきたい。

註)「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」：文部科学省が平成13・14年度に各都道府県に委嘱して実施した事業。各都道府県は地域指定を行ない、これにとりくんだ。

学校協議会が果す養護学校の地域におけるセンター的機能の促進

大阪府立高槻養護学校
吉田 巽

1 はじめに

本校は大阪府立で初の知的障害養護学校として、昭和41年4月に大阪府北東部の高槻市内に開校された。平成15年5月現在の在籍児童生徒数は、小学部69名、中学部68名、高等部103名、計240名であり、学級数は全56学級の規模である。児童生徒の通学区域は高槻市、茨木市、摂津市（一部）、島本町の3市1町である。

本校では、平成12年度から学校協議会を設置している。大阪府教育委員会では、学校評議員制度を「学校協議会」と称して、平成12年度にはその設置・運営の在り方について、府立高等学校5校、府立養護学校1校においてモデル的に設置し、実証的な研究を行い、平成15年度からは全府立学校で設置されている。

本校の学校協議会は、

- ・本校の教育活動を広く地域社会に説明し、養護学校教育に対する地域社会・家庭・学校それぞれの役割を明らかにし、相互の連携・協力の在り方を探求・促進する場として、
- ・共に生きる社会をめざすノーマライゼーションを促進する場として、
- ・地域における養護教育のセンター的な役割を促進する場として、

その役割を担っているものと考えている。特に、学校協議会を通じて、学校の教育活動を説明し理解を深めるなかで、地域や保護者の求めていることに対して本校が支援できるものが明らかとなり、センター的役割を果たしていくことを促進することに寄与すると考えられる。

本稿では、学校協議会が本校のセンター的機能の促進に果たした役割についてまとめ、盲・聾・養護学校がセンター的機能を促進させていくための学校協議会の在り方について考察する。

2 学校協議会がセンター的機能の促進に果たした役割

(1) これまでの開催回数と委員の構成

表1

年 度	回数	開 催 月	委 員 の 構 成
平成12年度	3回	11月 2月 3月	地域の商店主 近隣自治会 地域の民間企業
平成13年度	3回	7月 11月 2月	弁護士 地域の民生児童委員 知的障害者親の会（A市） 本校PTA役員
平成14年度	4回	7月 9月 11月 2月	地域の商店主 近隣自治会 A市商工会議所 弁護士 地域の小・中学校長 保健師
平成15年度	3回	7月 10月 2月	知的障害者親の会（B市） 本校PTA役員

(2) 委員選任に際して留意したこと

学校協議会の成否は委員選任にかかっていると言われている。そのため選任に当たっては学校の課題と学校協議会の役割について十分説明しておくことが大切である。本校の場合、どのような点に留意したのか、以下にその留意点を述べる。

1) 学校の課題解決に当たって中期的な展望を持っていること

その学校がどのような課題を持っているか、多岐にわたると考えられるがそのなかで何から取り組むのか、課題解決の優先順位と、2、3年先を見通した課題解決への展望を持つておくことが大切である。本校では、養護学校教育の理解促進、地域における養護教育のセンター的な役割推進、進路指導の充実等がそれに当たる。

その中期的な展望と併せて、養護教育が学校協議会を通じて何を目指そうとしているのかを常に意識している

ことである。本校の場合は、地域との連携、地域・保護者の養護教育における役割の明確化がそれに当たる。

2) 課題によって委員を選任する

委員の選任については、その年度のテーマを決め、それにふさわしい委員を選任するのも一方法である。例えば進路指導の充実がテーマの年は民間企業や労働関係者を中心に専任し、性教育の充実がテーマの年は保健所や医師、カウンセラー等から専任するというような専任の仕方も考えられよう。

3) 事前に十分な説明をする

養護教育の課題と学校の課題、その課題解決に当たって何を考えているか、また、学校協議会の趣旨等を事前に委員に十分説明しておくといよい。できれば直接に面談しておくで運営がスムーズに進行する。

4) 当事者の視点に配慮する

P T Aはどちらかといえば学校の立場に立っている側面があるので、P T A以外の当事者の視点を協議会に反映するよう配慮することが大切である。

5) 通学区域を考慮する

盲・聾・養護学校は児童生徒の通学区域が広いので、たとえば今年度はA市から、次年度はB町からというように、できるだけ児童生徒の通学区域からバランスよく選任することも大切な視点である。

6) 幅広い分野から選任する

その年度のテーマや各学校の課題によって、できるだけ幅広い分野から選任する。たとえば、地域の学校関係者から選任する場合、校長だけでなく地域コミュニティ協議会とか、校種の異なる学校のP T A役員、青少年育成担当者などが考えられる。本校の場合、結果的にいろいろな分野から委員が集まり、協議の場ではそれぞれの分野から話が互いに刺激し合って、協議の内容が発展的になり、たいへん参考になっている。

(3) これまでの主な協議主題と委員からの主な意見・提言

これまでに協議した主な主題を、本校の教育活動を説明し意見を求めたもの、本校の課題を説明し意見を求めたもの、養護教育の動向を紹介し理解を図ったものの3点に分類すると次のようになる。

表 2

本校の教育活動	本校の課題	養護教育の動向
・当該年度の学校教育計画 ・各学部の現状 ・進路指導の現状 ・個別の指導計画 ・交流教育の現状 ・自立活動部の活動 ・学校保健の現状 ・土曜日の活動の現状	・センター的役割 ・進路指導の充実 ・個別の指導計画の活用 ・交流教育の在り方 ・学校週5日制の課題	・21世紀の特殊教育 ・今後の特別支援教育

委員からの主な意見を、「地域における養護教育のセンター的な役割を果たしていくために」について見ると、次のようなものが出された。

- ・養護学校のことをまだ十分に理解できていないが、町のお祭り（8月）にバザーなどで参加するのもよいのではと思います。養護学校が地域に出てきてほしい。理解を進めるには裾野を広げることも大事だと思う。自治会にも出てきてもらったらよい。
- ・地域社会に理解してもらうために、また子どもの成長のためにも早い段階（中学部）から体験実習を考えてもよいのではないのでしょうか。
- ・中学生が職業体験実習をしているが、同年代の子どもが養護学校に来て体験するのもよいのではと思う。
- ・親がいなくなったときのことを考えると、共生できる社会をつくらなければならない。そのためにも地域のイベントなどに積極的に参加したらよいと思う。近隣の図書館での作品展はいいですね。地域の方たちに知っていただくよう養護学校のPRをしていただけたらと思います。

- ・知的障害のある人にどんな支援が必要なのかわかりにくいので、そんな意味でも養護学校からの地域への発信は大事だと思います。また、障害について相談にいける場所がないので、そういう点でも地域支援ができる養護学校であってほしいと思います。
- ・保健所では知的障害者とかかわることが少なくなっており、結婚して子育てをする障害者を支援する体制を、自立支援センターや障害福祉課などと連携してつくっている。本校を卒業した人たちと交流してアドバイスする機会があればよいと思う。

このような意見のなかから、提言を抽出すると、つぎのようにまとめられる。

- 1) 養護学校が地域に出てきてほしい。町の祭りなどに参加してもらったりなど。理解を深めるには裾野を広げることが大切である。
- 2) 地域社会の理解を図るためにも子どもの成長のためにも中学部くらいから体験実習を考えてもよいのではないかな。
- 3) 養護学校から地域への発信が大事である。地域支援ができる養護学校に。

(4) 本校のセンター的機能の現状（平成14年度）

本校が地域において養護教育のセンター的な役割を果たしている実績を、その内容別に示すと次のようになる。

表 3

① 相談	・就学に関する相談 58件 ・その他の相談 15件 ※そのほかに学校見学会実施 (定期的に2回、随時に見学・相談11回)
② 研修 (本校が会場で、本校の教員が講師となり開催されたもの)	・教育センター主催の研修 4回 ・民生児童委員の研修 1回 ・府養護教育研究会主催の実践交流等 3回 ・弁護士会の研修 1回
③ 地域の研修会の講師 (要請により教員が講師となったもの)	・小・中学校 5回 ・教育センター等 2回 ・幼稚園 1回
④ 児童生徒作品展	・地域の図書館で開催(2月に約3週間) ・地域のコミュニティセンターで開催 (11月に2カ所、各2日間実施)

※ゴシック体は学校協議会により実現したものである。

これらの実績のうち、学校協議会が機縁となって実施できたものは、次のようなものである。

- 1) 委員の紹介により地域の幼稚園から、本校小学部の教育について職員の研修をしてほしいとの依頼があり、小学部主事が講師となって幼稚園職員の研修に寄与できた。
- 2) 平成12年度以降、これまでになかった弁護士会の研修が本校を会場にこれまで3回、民生児童委員の研修が2回実施できた。
- 3) 地域のコミュニティセンター2カ所からの要請で、コミュニティセンターの秋祭りに本校児童生徒の作品を展示し、地域の人たちに見てもらう機会を設けることができた。
- 4) 15年度には、運動会に地域のコミュニティセンターから防犯委員として臨席してもらい、児童生徒の安全確保にも寄与してもらった。
- 5) 地域の自治会や商店主さん、民間企業などが学校を訪問される機会が増えた。

これらに見るように、地域のコミュニティセンターでの児童生徒作品展など、障害者への理解・啓発と養護学校教育への理解を深めてもらうことから始まって、民生児童委員や弁護士などこれまで関係の薄かった専門分野との連携が生まれてくるようになり、学校協議会は着実に地域における養護教育のセンター的な役割を果たしていく推

進力になると考えられる。

3 センターの機能を促進する視点から見た学校協議会の成果と課題

盲・聾・養護学校の学習指導要領で、盲・聾・養護学校は、「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある幼児児童生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を活かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と規定されている。

これは従来から盲・聾・養護学校が担っている役割であるが（昭和44年の特殊教育総合研究調査協力者会議の報告、昭和49年の学習指導要領解説等のなかに現在のセンター的役割に相当する報告がある）、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について」の報告により、盲・聾・養護学校の役割として一層強化されたものである。

本校では、開かれた学校づくりの一環として学校協議会を設置したが、これまで述べたようにセンター的機能を促進するうえで、学校協議会が果たす役割は大きいものがあると考えている。

なによりも、地域の人々とのネットワークをつくれたことが大きな成果である。このネットワークをさらに広げるとともにその奥行きを深めていくことが、センター的機能を推進するものとなる。特に、児童民生委員の研修や弁護士会の研修を実施してもらったことや、委員を介して地域の幼稚園との連携を作るきっかけができたことは、本校にとっても有意義なことである。

学校協議会によって結実した、センター的機能を推進するためのネットワークを図示すると次のようになる。

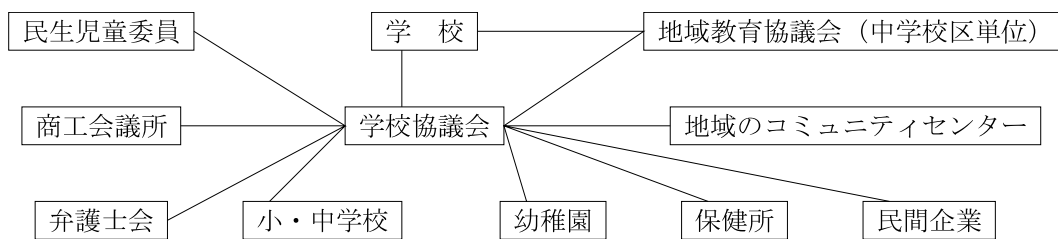


図1

このネットワークのなかに児童相談所や医療機関、労働機関などが入っていないのは、本校では、これらの機関とは従来からかなりの連携が図れているためである。また今後、高等学校や保育所、療育機関などとも、必要に応じて参画してもらい、ネットワークの幅を広げていきたいと考えている。

なお、上述のネットワークにある地域教育協議会というのは、地域が主体となって子どもたちの育成に参画する組織で、各中学校区単位につくられているものであり、本校は平成14年度から学校所在地の中学校区地域教育協議会の理事校の一つとなっているものである。

ところで、なぜこのようなネットワークができてきたのか、その要因は何よりも学校協議会をどのように活用するかという課題認識にかかっているように考えられる。上述したように、そのための委員はいかに選任すべきにかかっているのではないだろうか。つまり、学校協議会はもともと、開かれた学校づくりや地域社会に対する学校の説明責任を果たすために寄与するために設けられたシステムである。この開かれた学校づくりという意義の中に、センター的機能の推進が密接に関連しているのである。

中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」答申の中に、「学校・家庭・地域社会が連携協力し、相互補完しつつ一体となって子どもの健やかな成長を図るため、各学校においては、PTA活動の活性化や学校区内の各地域における教育懇談会の開催などにより家庭や地域との連携が図られている。今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するためには学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要であり、…」という文言がある。

これを見ると、学校・家庭・地域社会が連携協力し、相互補完しつつ一体となって子どもの健やかな成長を図ることがより一層求められていることがわかる。この連携協力の中にこそ、センター的な役割を果たすことも含まれているものと考えられる。周知のとおり、これからの盲・聾・養護学校には従来からの教育・指導機能のほかに、新たに支援機能を付加されるのである。

連携協力を具体的な形にしたのが学校協議会によって形成されたネットワークなのである。

このネットワークこそが、センター的な役割を果たしていく原動力になるものとするのであろう。学校協議会がなければ、民生児童委員さんとの関係もできなかったし、弁護士さんの研修を本校で行うこともなかったであろうし、コミュニティセンターでの児童生徒の作品展開催もできなかったであろう。

つぎに、学校協議会がセンター的役割を果たす推進力になるための条件を考えると、

- 1) 協議会委員の選任を、センター的機能の拡充に焦点を当てて行うこと。
- 2) センター的機能に関する学校の実績について委員の評価を得ること。
- 3) 学校がどのようなセンター的役割を果たしていくのか、学校や地域の実情に即してどのような支援ができるのか、具体的な支援機能を確立すること。

等が考えられる。

これらは、今後の課題とも言えることだが、特にセンター的役割を果たした後の評価についても、学校協議会を十分に活用できるものと思われる。場合によっては、協議会委員にセンター的役割の実際を視察してもらうことも有効ではないかと考える。

このようにセンター的機能の評価を実施することが協議会をととして築きつつあるネットワークの幅を広げ奥行きを作っていくことに貢献するであろう。併せて、学校協議会そのものを充実させることにもなり、学校における教育活動の充実・発展に寄与するものと確信している。

地域との連携を深め情報の収集・提供を中心に展開する センター的機能の開発をめざして

福井大学教育地域科学部附属養護学校

松田 啓子

1 本校の概要

本校は福井大学教育地域科学部の附属学校で、小学部・中学部・高等部がある知的障害養護学校である。福井市中心部に近く、福井県嶺北地区（主に福井市、坂井郡）の児童生徒55名が在籍している。教職員数は子どもの人数、障害の軽重に関わらず36名（臨時講師も含む）と定められているが、近い将来、削減の可能性もある。福井市小中学校との交流人事が盛んで、前任校で通常学級を担当していた教員が多く本校教員の過半数を超える。

2 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

（1）校内体制について

これまでも校内向けの教育相談が行われてきたが、本校への入学希望者数が減り、その現象の要因の一つとして広報活動の不十分さが挙げられ、また、養護学校への地域でのセンター的役割の充実が望まれ、そこで平成12年度、校務分掌の大きな見直しが行われ、教務部に教育相談係が設けられることになった。小学部、高等部教諭から各1名、養護教諭1名の3名で、その内小学部教諭は常時外回りが可能な体制が取れるようにし、外部からの相談に対しても積極的に出向いて相談に応じることができた。しかし、平成13年度以降、校内の指導体制が苦しくなり、教育相談担当者の授業時間中の外回りが不可能になった。そのため、授業に差し支えない時間を利用し、本校教員全員で動いてセンター的機能に向けて取り組むような体制を作らざるを得なかった。

平成15年度は教務部の教育相談係として3名配置されているが、3名とも毎日空き時間はなく、センター的機能を果たすための時間は授業時間中には取れないのが実情である。また、校務分掌会も放課後、3人の都合を合わせて時間を取るようになっている。

（2）取り組みについて

校内体制上の問題から、できるだけ授業に差し支えない時間にセンター的機能を果たすためにどんなことが取り組めるかを考えてきた。主に放課後や長期休業中を利用して、必要な情報を交換できる体制を作ることをめざし、子どもを軸にして障害のある子どもを取り巻く教育・医療・福祉などに関わる様々な機関とのパイプを強化していくことや、福井大学を活用し連携して専門的な情報を地域に提供していくことをめざした取り組みを行ってきた。これらは本校教員全員を巻き込んだ形で取り組み、教員一人ひとりがセンター的機能に対する意識や専門性を高めることを目指している。

3 本校が持ちうるセンター的機能

表1 本校が持ちうるセンター的機能

教育相談機能	☆	・就学相談（学校見学时，体験入学時など） ・地域療育相談会での相談	<教務部・教育相談係> <教育相談係>
コンサルテーション機能	☆☆	・福井・高志ブロック特殊教育研究会での助言 ・福井市就学指導委員会への参加	<研 究 部> <教育相談係>
指導機能	☆	・光陽中学校焼き物指導	<焼 き 物 班>
研修機能	☆☆☆	・教育相談学習会 ・外部講師を招いての研修会 ・福祉制度の学習会・職業準備講座	<教育相談係> <研 究 部> <進路指導部>
実践研究機能	☆☆	・事例研究会 ・教材研究	<研 究 部> <教育実習部>
情報提供機能	☆☆	・社会資源マップ作成 ・社会資源マップのホームページ掲載 ・社会資源調査作成 ・教材，検査器具の貸し出し	<教育相談係> <コンピュータ係> <各 担 任> <教育資料係>
施設設備提供機能	☆☆☆	・夏休みのプール開放 ・はぐくみ療育教室（スポーツ教室，サマースクール，総合クラブ） ・福井大学探求ネットワークふれあいフレンドクラブ ・福井大学公開講座（絵画） ・福井アスぺの会 ・ボーイスカウト第81分団 ・あじさい青年のつどい運動会 ・福井・高志ブロック特殊教育研究会	

<☆への思い>

個別に外部からの教育相談に応じることは体制上難しく，充分には機能できていない。その分，地域のニーズに応じた「気がかりな子どもの教育相談学習会」など力を入れて取り組んできた。研修機能で挙げられているようにセンター的機能は教育相談係に限らず，以前から研究部や進路指導部なども積極的に行っている。また，施設設備に関しては思いの外，多くの団体に提供し活用されており，改めて自分たちの学校がセンター的機能を果たしていることに気づかされた。

4 特色ある取り組み事例（本校のとおきの取り組みから：附属学校として大学と連携して取り組む通常学級での気がかりな子どもの教育相談学習会）

近年，通常学級におけるLD，ADHD，PDDといった軽度の発達障害をもつ児童生徒に対する理解や対応についての相談が増加しており，本校では福井大学教育地域科学部でLDや自閉症などの研究を専門にされている先生に協力をいただき，「気がかりな子どもの教育相談学習会」を平成13年度より本校「のぞみの家」で以下のように行ってきた。

表2 気がかりな子どもの教育相談学習会について

年度	回	実施日	内容	講師 助言者	外部からの 参加人数
平成13	1	11/29 放課後	LD, ADHD, PDDの理解に関する講義	三橋先生 (福井大学)	15名
	2	1/24 放課後	参加者による気がかりな子についての情報交換	三橋先生 (福井大学)	17名
	3	2/15 放課後	教員としての立場から、気がかりな子の対応についての講義	中村先生 (大阪府中学校 教員)	25名
14	1	8/6 午前	子どもの理解と対応に関する講義 気がかりな子ども全般、高機能自閉症	三橋、熊谷先生 (福井大学)	25名
		午後	パネルディスカッション 教育相談担当(小杉先生)、担任(平泉先生)、保護者(三輪さん)の立場から	三橋、熊谷、 氏家先生 (福井大学)	32名
	2	2/5 放課後	気がかりな子に対する学校内外の支援体制についての紹介、 情報交換	三橋先生 小杉先生 (木田小)	16名
15	1	8/4 午前	気がかりな子どもの理解に関する講義	三橋先生	14名
		午後	参加者によるADHD, PDDの症例別グループ討議、助 言者によるアドバイス	三橋先生 小杉先生	19名
	2	2/18	発達アセスメントによる事例研究会	三橋先生	

学習会の案内を福井市内の全小・中学校に送付したところ、気がかりな子どもを担当している教諭だけでなく、教育相談担当教諭や養護教諭、さらに校長、教頭といった管理職の参加もあった。本校教員も現職教育として一緒に参加してきた。また、平成14年度の1回目の学習会では、気がかりな子どもをもつ保護者にも呼びかけたところ、5名の参加があった。その他、特殊教育センター、福井市教育委員会、県立高校、ろう学校からも参加があり、「気がかりな子」への関心の高さとともに、日頃「気がかりな子」のことで大変な苦勞をしていることがうかがえる。

この学習会に何度も参加する先生方もおり、マンネリ化しないよう講義、座談会、パネルディスカッションなどの形式を取るようになってきた。また、気がかりな子どもの問題は幅広く深いものであるために、各回でいろいろなテーマを決めて実施してきた。

毎回、参加者に学習会の内容についての意見・感想や今後の希望などをアンケートに書いてもらうことにした。次のような感想や意見をいただき、以後の学習会のあり方について参考にさせてもらっている。

(平成14年度 1回目参加者)

- ・初めてこのような話を聞いて、大変頭の中が整理できた。もやもやした思いに明るさが見えた気になった。
- ・現場での理解はうろ覚えであったり、独学だったりして正確には認識されていないのではないかなと思う。このような機会がもっと数多く開かれ、全般的な理解から個々の症例等について踏み込んだ詳細な内容を取り入れられるといいのではないかな。
- ・通常学級にいるLD, ADHD, PDD等の子どもについての理解はまだよくわからないという先生が多いと思う。また、逆に流行になったときだけ関心をもつというようなこともあるように思う。できたら、校内研修などで全職員が話を聞く機会があるといい。
- ・立場の違う先生や保護者の生の声が聞けてとても参考になった。保護者の方の話には興味深いものがあった。

(平成15年度 1回目参加者)

- いろいろな事例や対応の仕方をお聞きし、充実した時間だった。同じ悩みをもつ者同士、ざっくばらんに話すことが出来てよかった。一人で考えていると一人よがりになる心配もあるがいろいろな先生方のお話が聞けてよかった。
- いろいろな事例は自分のこれまでの経験の中でも思い当たることがあった。解決策がなくとも事例として知ること、誰のせいでもなくこういう障害があるのだということを知るだけでも第一段階を上ったことになるように思う。自分の学校の中でも落ち着いて話をする時間が取りにくいが今回のような時間がもてて本当によかったと思う。このような学習会の必要性を多くの先生が感じているはず。これからも続けてほしい。

この学習会は、通常学級にいる子どもが対象であるが、本校には以前通常学級に勤務していた教員も多くおり、すんなり話を聞き入れたり、本校にも在籍する該当の子どもを思い浮かべて聞いたりすることができたようだ。三橋先生の講義では、子どもの認知面での問題を整理して話されており、本校の障害の重い子どもの理解や指導にも役立つ内容であった。また、参加者の事例を聞かせてもらうことで、通常学級での大変さを知ることができ、養護学校がどのような支援ができるかを考えさせられる場でもあった。ただ、毎回話題として上がってくる問題として、大きな集団の中での気がかりな子の対応、保護者との関係のもち方、学校内での支援体制などについては、手厚い人的サポートがある養護学校と通常の学校では大きな違いがあり、養護学校の教員としては、通常の学校の先生方に適切な助言ができるかという疑問である。養護学校の教員は、障害のある子どもと日常的に接しているので障害のある子どもについての理解があり、学習会で様々な実情を聞いたり、対応についての方法を聞いたりして知識があるとしても、やはり実際に現場に出向いて「気がかりな子」の「気がかりな行動」を目にしなければ、通常学級の先生方が望むような適切な支援はできないと感じる。一步踏み込んだ支援ができるようになるために、養護学校の教員が週に数時間、通常学級に出向いていけるような学校内の体制が取れないものかと思う。

現在、通常学級の現場でもLD、ADHD、PDDという言葉が浸透し始めており、そういった子どもたちに対して、正しく理解し向き合おうとする教師が増えてきたように思う。このニーズを受けて、今後もこの学習会を継続していく必要性を感じる。幸い、福井大学の三橋先生の専門分野であるために、専門的で最新の情報を得ることができ、大変勉強になる。本校が附属学校であることから、大学の教官とは連絡も取りやすく、企画のための準備も簡略にできる。大学側も地域支援に関して積極的でこのような学習会に快く協力していただけるのありがたい。

今後も、年1回は三橋先生による「気がかりな子」の理解のための専門的な内容の講義を行い、その他は参加者が事例を出して実際の問題について話し合う場を設けたいと思う。参加者が事例を話していくことで気持ちが楽になること、他の人の取り組みを聞いて参考になることがあるといいと思う。事例の中からこれからの対応の糸口が見つかるような会にしていきたい。事例を出し合うことで、講師の先生方にとっても一緒に考えて参考になることがあると思う。通常学級の現場のニーズに応じたものとして、今後も細く長く続けたいと思う。

5 うれしかったこと、苦労したこと、気付いたこと、ひらめいたこと

本校の教職員数は、児童生徒の人数や障害の程度にかかわらず一定であるため、入学希望者に対して選考会を行い選抜しているものの、現在は障害の重い子どもが多く在籍しており、定員を下回っているにもかかわらず指導体制が大変苦しい。子どもが学校にいる時間に、要望を受けて地域に出向く相談をしていくのはかなり難しく、校内の教員から理解が得られにくいのも事実である。

そこで、本校ではセンター的機能として、本校の授業に差し支えない時間にできることを模索し、センター的機能が果たせるのではと思われることを思いつくまゝいろいろ取り組んできた。本校保護者に普段利用している社会資源の情報についてのアンケートを取って情報をまとめた社会資源マップ作り、通常学級での教員を対象にした「気がかりな子どもの教育相談学習会」、地域の小中学校や幼稚園・保育園との連絡会などやってみたいと思うことを自由にさせてもらうことができ大変ありがたかったが、その分、やるべきことが数多くなりすぎ、他の校務分掌も抱えている3人の教育相談係で仕事をやりくりしなければならかなり無理がかかった。そこで今年度は内容を精選し、係だけが担うことだけでなく、周りを巻き込んだ形で取り組むようにした。

本校がセンター的機能を担っていると思われる活動を振り返ってみると、教育相談係だけでなく他のいろいろな校務分掌でもかなり取り組んでいることに気が付いた。「センター的機能」という言葉が表に出るずっと以前から素

晴らしい取り組みをしているものもある。しかし、同じ学校にしながら他の教員がどういう取り組みをしているかわかっていない場合も多くある。そこで、それらをまとめて整理し、全職員に提示して自分たちの学校の取り組みを振り返ることも必要だと感じた。このことは「センター的機能」への新たな意識へもつながると思う。

今年度は本校教員全員に自分が担当する子どもが利用している社会資源に出向き、社会資源の概要や子どもたちの様子をレポートしてくるようお願いしたところ、前向きに取り組む教員が多く、夏休み期間に積極的に障害児学童などでボランティアとして参加する教員もいて大変うれしく感じた。利用する社会資源に実際に足を運び、障害のある子どもたちのニーズを体験してみることは教師自身「センター的機能」への意識を高めていくことにつながっていくと思われる。学校外の機関とつながることは新たな知識を得ることができ、教員の専門性を高めることにもなる。同時に学校での子どもの様子や関わり方などの情報を学校外の社会資源に伝えていくことも意義がある。障害のある子どもを軸に教員が地域に出向き、地域とつながり、地域のニーズを知ることから「センター的機能」が始まるのではないだろうか。

これまで3年間の取り組みを振り返ってみると、障害のある子どもを軸に地域とつながって情報を集め、それを整理して必要な人に提供できるようにする活動だったと思う。情報が不足していて足踏みしている人たちに前進するきっかけを作ることは大事な教育相談の仕事である。

6 センター的機能開発に向けて今後取り組みたいこと、必要なこと、大切なこと

「センター的機能」は一部の係だけが取り組むものではなく、学校全体で取り組むべきことであり、そのための体制作り、校務分掌の見直しが必要になってくる。外部からの様々なニーズに応じていくのに誰が窓口となるか、学校内のどの校務分掌が引き受けて支援するのかなどをはっきりさせておきたい。教育相談係は全体の意識を高めたり、地域とのつながりを推進するための役割を果たせるのではないかと考えている。そのため地域の実情やニーズを知るために児童生徒が学校にいる時間帯に外に出向くことができる体制が組めるとありがたい。

教育相談をするにあたり、教師の専門性ということがよく話題としてあがってきた。日々、自分たちが担当している子どもたちへの教育実践を充実させてこそ専門性が高まることを改めて意識するようになった。まずは日々の教育活動を大切にしていかななくてはならない。そして、自分がよく分からない分野に関しては広くネットワークをもち、どこの誰に聞けばそのことについての適切な情報を得られるかということを知っておくことも大切である。相談活動をしながら分からないことを調べ、専門性を高めていくという気持ちで取り組んでいきたい。

現在、養護学校の存在そのものが問われるようになってきている。福井大学でも統合、法人化に向けて動いている。「センター的機能」を十分に意識し、附属学校として何ができるか、本校の「売り」は何かということを明確に打ち出していかなければならない時期に来ている。自分はこのプロジェクトで取り組んできた「通常学級への支援」がキーワードになるのではないかと考えている。

2. 肢体不自由養護学校の事例

肢体に不自由のある人たちを支援する学校をめざして ～教育相談の取り組みから始めて～

福井県立福井養護学校
田辺みちよ

はじめに

教育相談の仕事に携わるようになり、校外の人たちと話をする機会が増えた。そこで実感したことは、「養護学校ではどのような教育活動を行っているのか知らない。学校を見学に行くと入学させられるのではないか。」というように「養護学校への理解が少ない」ことや、「地域での障害児者施策における情報や人材の不足、支援については、福祉や労働、行政に対する期待等は寄せられていても、養護学校に対する期待が少ない」ということだった。一因としては、今までの養護学校の在り方は、地域の中で身近な存在ではなかったことが考えられるだろう。

しかし、養護学校には、今まで培ってきた障害児教育に関するノウハウや人材といったたくさんの資源がある。「それらをもっと校外の人たちに知ってもらい、有効に活用してもらえるとよい」と単純に思った。

今、地域に開かれ、センター的な機能を兼ね備えた学校作りを考える上で、これから先の大きな理想を言えば、「障害のある人たちが、地域の中で地域の人たちと共に生活していく上で必要としている支援を行うために」、「福祉、労働、医療、行政、教育など諸機関との連携とともに」、「肢体不自由教育の専門校という本校の特色を活かして」できることを考えていきたい。

また、この報告書の中では、本校の特色を活かして取り組みはじめた一つの事例として、教育相談について紹介したい。

1 本校の概要

福井県立福井養護学校（以下、本校）は、昭和42年に、現在地に設置された肢体不自由養護学校である。平成15年度の在籍児童生徒数は、5月現在で、小学部28名、中学部18名、高等部19名 合計65名である。また、教職員数は96名である。

遠方からの通学児のため、また将来に向けた自立生活訓練の場として寄宿舎が設置されている。

本校は、福井市の中心に位置し、学校周辺には福井県総合福祉相談所、身体障害者相談所・更正指導所、社会福祉センター、保育園・小学校・中学校・高校・大学といった公共機関や商店が隣接している。少し足をのばすと、ショッピングセンターがあり一方で山や川といった自然にも恵まれた環境にある。

2 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

平成14年度の4月より、教務部内に教育相談係が設けられたことを機に、「校外の肢体不自由児への相談・支援を行う」という方向で取り組みを始めた。その頃は、D療育機関の閉鎖にともない保育園在籍肢体不自由児の増加が予想されたので、まずは相談・支援の対象を就学以前の肢体不自由児とした。これまで就学以前の子どもたちとの繋がりがほとんどなかった本校として、新1年生の出身園との繋がりを糸口に、就学以前の相談・支援を行う上での保育園の現状把握やニーズ収集を行った。「関心はあっても、養護学校のことはほとんど知らない。」という現状や、「障害のある子の保育の様子を入学前に見てもらいたい。入学後の養護学校での様子も見てみたい。」というニーズがあった。平成15年度より実施することになった学校参観週間では、目的の一つとして広く本校の教育活動を知ってもらうことを挙げ、参観者を就学対象親子のみならず関係者にも広げた。また、出身園との連絡会を入学前（訪園）と入学後（来校）の2回設け、保育園と本校の交流を進めるようにした。

平成14年度の取り組みを通して、相談・支援を行っていくためには、まずは本校の存在を校外に伝えていく必要性を感じた。そこで、平成15年度は、保育園（出身園）との連絡会、学校参観週間、園長会や関係機関訪問、小・中学校へのアンケート調査を通してニーズ収集を行うと共に、本校の教育・教育相談活動について校外へ伝えることも行った。

今後は、収集したニーズをもとに具体的な教育相談活動の検討と共に、校内での教育相談業務の位置づけなど体制を整えていくことが課題になってきている。

一方、校内には教育相談機能以外にも、センター的機能に繋がる取り組みがたくさんあるので挙げてみた。専門研修会参加者の外部への拡大、進路指導に伴う福祉・労働機関との繋がり、個別の移行支援計画の作成、長期休業中の教員によるボランティア活動、医療的ケア、教材教具・施設設備の貸し出し、地域への学校祭案内、PTA役員会でのボランティアの活用、校内・校外向けホームページ（以下、HP）の作成などが挙げられる。

また、近年交流教育が充実してきているが、交流を通して小・中学校における気掛かりな子どもたちの問題を知ったり、小・中学校の特殊学級担当教員との交流も少しずつ深められたりしている。一方、進路指導部では、重度重複障害児に対する生活支援を含めた進路指導に福祉機関と連携しながら取り組んできたが、そこからさらに、支援費や地域支援コーディネーターに関する情報を保護者や教員に向けて提供するなど、在籍児の生活支援へも目が向けられるようになってきている。

今後は、今ある校内での取り組みを活かし、センター的機能を兼ね備えた学校作りをめざすために、校内組織の見直しが必要な時期に来ている。

まずは見直しにおける方向性として、管理職と教育相談係とで次の3点を確認した。

3つの方向性

- ① 外に向けては、校内の児童生徒のために取り組んできたことを、校外の子どもたちのためにも活かし、教育相談活動も充実させる。
- ② 内に向けては、肢体不自由教育専門校としての専門性の充実を図り、授業作りや校務分掌の見直しを通して校内体制を整理していく。
- ③ 福祉・労働・医療・行政・教育など諸機関との連携、協働と共に、校内においても横の繋がりを活かしていく。

平成16年度中に「校務体制見直し委員会」による校内組織の再編成を行い、平成17年度からの新体制による学校運営をめざして、現在準備中である。

3 本校が持ちうるセンター的機能

教育相談機能	☆☆☆	・電話による教育相談・来校による教育相談
指導機能	☆	・地域の保育園、幼稚園、小・中学校、高校からの依頼で行う訪問相談や現職教育への参加
コンサルテーション機能	☆	・地域で行われている各種相談会との連携 ・本校での定期的な相談会の開催・巡回相談の実施
研修機能	☆☆	・本校研修会の一般開放
実践研究機能	☆☆	・保育園、幼稚園、小・中学校、高校での授業研究会への参加
情報提供機能	☆☆	・HPの活用
施設・設備提供機能	☆	・プール、体育館開放
教材・教具提供機能	☆☆	・教材教具の貸し出し ・補助具の貸し出しや紹介

<観点>

- ☆☆☆ 積極的に取り組んでいる機能
- ☆☆ ニーズに応じてすでに取り組んでいることまたは取り組みかけている機能
- ☆ わずかに行っていることもあるが、更にこれからの取り組みが期待される機能

4 本校の取り組み

(1) 本校の歩み（教育相談の取り組みを中心に、他のセンター的機能もあわせて記載）

	内に向けた取り組み	外に向けた取り組み	その他
H14年 4月 6月 8月	「出身園との連絡会」提案	鯖江市就学指導委員会への参加 A, B小学校訪問相談 出身園との連絡会（4保育園） 教材教具, プールの貸し出し	教務部内教育相談係設置 ・教務部長と部員1名が担当 ・配慮事項なし
9月 11月 12月	「出身園との連絡会」報告と、「保育園（出身園）との連絡会（入学前）（入学後）」の提案 校内向けHP作成（センター的機能に関する情報の提供） 有志学習会①「養護学校のセンター的機能について」（参加者10名）	出身園との連絡会（E療育機関） 出身園への体育大会・学校祭案内状, PTAだよりの配布 A小学校訪問相談 特殊学級研究会への参加	
	進路指導部研修「学校生活から社会生活への移行支援」		
H15年 1月 2月～3月	「学校参観週間」設置の提案 有志学習会②「特別支援教育について」（参加者14名） 「保育園との連絡会」報告	保育園との連絡会（入学前）	
4月 5月 6月 7月～8月	自立活動部研修「小学校『特殊学級』における教育相談活動の実情と地域のセンター的役割について」 「保育園との連絡会」「学校参観週間」報告	教材教具の貸し出し 鯖江市就学指導委員会への参加 学校参観週間案内の配布 園長会での学校紹介 保育園との連絡会（入学後） 学校参観週間の実施 福井市小・中学校へのアンケート調査の実施 A小学校訪問相談	教育相談係 ・教務部長と部員3名が担当, 内1名の空き時間を火曜日にかためてもらい, 相談に出やすくした。
	進路指導部研修「地域支援コーディネーターについて」 保健部研修「障害児の病理などに関する基礎知識」 福井県健康福祉センター訪問（4カ所） 保育園参観（4カ所） B保育園訪問相談（～3月 7回） 他機関職員との情報交換会（参加者4名） E療育機関での母親研修への参加 教材教具, プールの貸し出し 養護学校研究大会での「教育相談」発表・校内での報告会		

9月		C幼稚園訪問相談 出身園，学校参観週間参加者への体育大会・学校祭案内状，PTAだよりの配布	
10月	有志学習会③「小・中学校へのアンケート結果より」（参加者12名） センター化に関する各校務部長との個別意見交換会①		
11月	教務部研修「養護学校のセンター的機能について」 センター化に関する各校務部長との個別意見交換会② 「平成16年度 教育相談体制と校務分掌見直し委員会設置」の提案		
12月	公式HPの更新に関する提案 (情報提供の場として活用していくために)	特殊学級研究会への参加 他機関職員との情報交換会①（参加者6名） A小学校電話相談	
H16年1月	センター化に関する管理職との意見交換会 有志学習会④「これからの福井養護学校について」（参加者23名） 各校務部会において来年度に向け業務内容の見直しを検討 「平成16年度 校務分掌見直し委員会」年間計画作成 「保育園との連絡会」報告	特殊学級研究会への参加 保育園との連絡会（入学前） 他機関職員との情報交換会②（予定）	
2月～3月			
4月	「校内体制見直し委員会」（構成メンバー：教頭・各校務部長・教育相談係1名 回数：年5・6回予定）		教育相談係 ・部員4名が担当（各部1名） ・授業時数，専任1名15時間 副専任1名18時間

(2) センターの機能への取り組みを推進する上で行ったこと

1) 外のニーズを知る（参考資料1 小・中学校へのアンケート調査）

	ニーズ等	取り組んだこと・これからの取り組み
保育園	- 卒園前と卒園後の連絡会を実施してほしい。 - 養護学校のことをよくは知らないが、関心はある。機会があれば学校を見学させてほしい。 - 養護学校の敷居は高く、出掛けにくい。まず園訪問により保育園の現状を知ってほしい。 - 気軽に相談できる養護学校になってほしい。 - 気がかりな子がいても保護者の理解が得られずにできない相談があり、困っている。	- 保育園との連絡会実施（2月，6月） - 学校参観週間の設置と案内状の送付 - 行事の案内状送付など，学校に来てもらう機会の設定 - 肢体不自由児が通う保育園の参観（夏期休業中） - 定期的に園に出向く巡回相談会の実施 - 出掛ける相談を行う上での時間確保（授業持ち時間への配慮）
小・中学校	- 学校間交流 - 教員の交流 - 保護者，指導者，対象児への指導と相談 - 情報（指導法，個別の指導計画，教材教具，障害について，進路指導）の提供とHPの活用 - 授業公開 - 養護学校の教育に関する保護者への啓発	- 放課後や夏期休業中を利用した教員間交流 - 小・中学校に出向いての支援 - 出掛ける相談を行う上での時間確保（授業持ち時間への配慮） - 提供できる情報の整理（進路指導部・自立活動部・渉外部・保健部・各委員会，教育相談など）と公式学校HP上での情報公開 - いろいろな機会を捉えた学校紹介 - 関係機関での学校案内の設置依頼
福井県健康福祉センター	- 気がかりな子に関する相談会を継続していきたいが，予算がないので難しい。 - 各地区に訓練や育児相談の場を設けてほしい。 - 休業中の本校児童生徒の生活へのフォローを考えてもらいたい。 - 施設では夏期休業中はデイサービスを多く受け入れるため人手が不足している。 - 学校生活においても就学前，卒業後のつながりや地域での生活を念頭においた指導を行ってほしい。 - 教員が福祉制度について知り，保護者へ伝達して欲しい。 - 地域のイベントへ教員も参加してほしい。 - 養護学校教員が家庭相談員連絡会へ参加することで，相談機関として身近に感じ利用していくきっかけになるのではないかな。	- 担当児が休業中に利用する施設の訪問やボランティアとしての参加 - 学校生活を地域とのつながりという視点で捉えなおすことを，校内の教員に伝えていくこと - 進路指導部作成「進路と福祉の情報Book」の活用を教員や保護者に推進 - 家庭相談員連絡会への参加

＊ は特に次年度取り組んでいきたいこと

＜考察＞保育園（出身園），福井県健康福祉センターに対しては訪問による聞き取り調査からニーズを収集した。また，福井市内全小・中学校の管理職と教員を対象に「特別支援教育」に関する意識を知るためのアンケートを実施し，ニーズの収集を行った。いずれの機関ともお互いを知らない故，どのような相談・支援，連携ができるのか具体的にはわかりにくい。まずはお互いの仕事内容を知りニーズに応じた取り組みから始め，そこから子どもたちにとって必要な相談・支援，連携の在り方を検討していきたい。また，福井市内全小・中学校に対するアンケート結果から，小・中学校における特別支援教育に関する意識の高まりに学校間の温度差を感じるのので，特別支援教育担当教員との研究会などの教員間交流を通して，「特別支援教育について」一緒に考えていける存在になっていきたい。

2) 校内での関心や理解を高めていく… (3 本校の取り組み (1) 本校の歩み参照)

◇学習会 (全職員対象)

- 1回目 木田小学校 小杉先生より「小学校の特別支援教育における現状について」
- 2回目 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 滝坂先生より「養護学校のセンター的機能について」

◇有志の会

- 1回目 「養護学校のセンター的機能について」(10名参加)
- 2回目 「特別支援教育について」(14名参加)
- 3回目 「アンケート結果から見た小・中学校の特別支援教育に対する意識について」(12名参加)
- 4回目 「これからの福井養護学校について」(23名参加)

◇校務部長との意見交換会

- 1回目 「センター的機能の捉え方について」
- 2回目 「センター的機能を兼ね備えた学校をめざす上で校務部からできそうなこと、学校として大切にすべきこと」

◇広報

- ・かわらばんの発行 (参考資料2 かわらばん)

保育園や小学校での相談活動の報告や有志の会で話し合われたことや学習会後の感想などその時々在校内に伝えたい情報を全員回覧の「かわらばん」を作成して伝えていった。作成にあたっては、グループ別研究会のメンバーが研究の一環として取り組んだ。

- ・HPの利用

校内HP上に教育相談のコーナーを設け、研修等で知った情報や教育相談の活動の報告の場とした(平成14年11月)。しかし、これの作成を私が担当したが、時間や気持ちに余裕がなくその後更新できないまま今に至っていることは問題であろう。「かわらばん」は、HP上での報告にかわるものとして活躍した。

◇組織の利用

- ・小学部低学年学部研究会にて保育園との関係の在り方を検討する(平成14・15年度)。
- ・養護学校教育研究大会の発表に向け、担当者会を設け本校の教育相談活動や発表の持ち方について検討する(平成15年度)
- ・校内グループ別研究テーマとして「教育相談」グループを設け(平成14・15年度)年間を通して事例検討や学習などを行う。

＜考察＞平成14年度当初「センター的機能」「特別支援教育」という言葉自体聞き慣れなく、「何のこと?」「わからない」という意識から、学習会や雑誌等の情報の増加に伴い「必要性」に対する意識は高まってきたと思う。1回目の学習会後の感想の中で「具体的に本校ができそうなこと」として、「経験を活かした相談、教材教具の貸し出し、研修の開放、交流を通して本校児童生徒への理解を深める、情報交換の場作り」等外に目を向けた積極的な意見が多くあった。しかし、実際に「自分の取り組みとして」は身近なこととして考えにくいようであった。2回目の学習会後には、「センター的役割同様養護学校の教育力の維持・向上も必要」とか「校内体制を整え教員の意識や資質を高めることが、外部へのよりよい情報提供に繋がる」というように、実際に取り組んでいくために大切にすべきことや必要なことへも意識が向けられるようになってきた。

3) 校内体制への位置づけ

教育相談係を校内体制へ位置づけていく上で、教務部内にあるほうがよいのか、他の部と一緒にした方がよいのか、それとも新たに部を設ける方がよいのかいろいろな意見はあるが、いずれにしても、他のセンター的機能への取り組みと共に、校務分掌全体の見直しを図ることになった。業務内容の精選、他の部との連携などにより効率化できることはないか、センター的機能に繋がる取り組みはないか、といった視点で来年度に向け見直し中である。具体的な見直しと校内組織の再編成は、平成16年度4月より校内体制見直し委員会にて行っていく。

5 教育相談の取り組み～早期からの教育相談の充実に向けて～

(1) 他機関とのつながり

保育園との連絡会の中で、「園長会で養護学校のことを伝えていくとよい」というヒントを得た。福井市保育児童課を通して、福井市内の公私立各園長会で学校紹介を行う機会を得た。さらに、保育児童課の保育専門員の方と、

保育園への相談活動に関する意見交換を行う中で「まずは、養護学校の教員の方から保育園に出掛け、保育の現場を知って欲しい」という話があった。そこで、夏季休業を利用して保育園参観を行った。参観を通して、「肢体に不自由のある子の受け入れは初めてである」とか「どのように対応したらよいかわからない」とか「気軽に相談にのってもらえる所があるとよい」等といった保育士の声を聞いた。そこで、気軽に利用してもらえる相談の場として、保育園への定期的な巡回相談を本校が行えないかと考え、来年度からの取り組みに向け福井市児童保育課と検討中である。

また、園長会を通して知り合った福井県労働衛生センターの保育園巡回担当者から、「一人で仕事を担当しており障害児に関する専門的な知識もなく、いろいろと教えて欲しい。」という申し出があり、福井市児童保育課の障害児保育担当者とともに、保育園での障害児保育の支援の在り方に関する情報交換会の場を設けた。そこでは、肢体に不自由のある子どもたち以外の障害のある子に関する相談にも対応していくために、次の情報交換会では他の養護学校にも参加を呼びかける方向に話が広がっている。

（２）保育園への訪問相談

出身園との連絡会や園長会での学校紹介を通して顔を合わす機会が多くあったE保育園から相談の依頼があった。肢体に不自由のある子どもに関する相談ということで訪問したが、実際には他にも発達の遅れ、問題行動のある子どもといった複数の園児に関する相談があった。現在、月に一回、肢体に不自由のある子に関する相談を継続中である。４回訪園したが、これを通して子どもの様子に変化が見られてきたわけではなく、「私が訪園することを保育士はどのように感じているのだろう」と不安があった。しかし、保育士から「日頃の保育に対して『大丈夫』と言ってもらえホッとした」、という感想を聞き、私も少しだけ安心していているところである。保育園への相談をどのようにすすめていくとよいのか、始めたばかりでわからないことの方が多いが、今は保育園での生活は新鮮であり、自分も保育園における障害児保育を考える機会として継続していきたい。そこで、まずは、聞かれたことに応えていくというスタイルで、気軽に話ができる存在になっていきたい。

（３）本校の教育相談の役割

まだ、時間的や人的な体制も十分でない状況でもあるが、肢体不自由児に関する保護者や関係者からの相談に応じ、一つずつ相談事例を積み上げていく段階として捉えている。

６ これからの養護学校作りの一步を踏み出してみよう

センター的機能としての取り組みを進めていく上で、「在籍児への教育活動がおろそかになってはいけない」という不安の声が何回も話題に上った。まずは、在籍児への取り組みの中からセンター的機能に繋がる取り組みへと広げていくのが、本校では受け入れやすいように思っている。

２年間の取り組みを振り返ると、新しい部ができたわけでもなく、画期的な取り組みが企画されたわけでもない。今一番前進したと実感できることは、「これからの養護学校の在り方」について教職員の関心が高まってきているということだ。昨年12月から現在まで行った４回の有志学習会を見てみると、参加者が増えてきたこと。メンバーが広がってきたこと。そして、「センター的機能って何？なんでやらなあかんのか？」という疑問や消極的な声が、今では「外に向けた取り組みを頑張る先生とそれを支える学校内での取り組みを頑張る先生という役割分担のもと、学校組織作りができるとよい」とか「夏季休業中の学童に取り組みたい」「養護学校の教育活動を校外の人に伝えたい」「居住地校交流を通して、担当児の地域生活も含めて考えていきたい」等、養護学校の教員として「自分はこれをしていきたい」という積極的な思いが多く聞かれるようになってきた。これは、滝坂先生による学習会の中にあった「組織力が大切」「自分はなにをしたいのか」という言葉がみんなの心の中に大きく残っていたのだと思う。

教育相談においては、先日、本校が教育相談を行う上で繋がりたいと考え働きかけていた園から、「保育士、親子参加による学校見学がしたい」との申し出があった。学校との繋がりに目を向けてくれるようになったことへの喜びと共に、一方で受け入れをお願いする各学部や職員が、突然の申し出にもかかわらず前向きに承知してくれたこともありがたい。教育相談系の「したい」という思いは、外部のニーズと校内での理解、双方の歩調があってこそよりよい形で実現していけることだろう。

7 今後の課題

校内体制の再編成において、新しく位置づけられていく機能として、教育相談とそれ以外の機能に分けて考えられる。双方をどのような内容で、どのように整理して位置づけを図っていくとよいのだろうか。現在進路指導部が目を向け取り組み始めている、在籍児および卒業生への地域生活支援へのアプローチから取り組みを広げていくことも考えられる。さらに、組織への位置づけとしては、効率的な運用を図れるような双方の役割分担を考えていきたい。

また、教育相談としては、他機関との連携のもと教育相談体制を整え、早期からの肢体不自由児やその保護者、関係者への相談・支援を担えるようにしていきたい。

最後に、特別支援教育を推進していくにあたり、県と市町村といった行政機関同士の壁を低くしていくことも是非具体化していったほしいことである。市町村が把握した特別支援教育対象者に対して必要な支援がスムーズに各養護学校に要請されるようなシステムができることで、少なくとも本校は独自で行動している市町村への働きかけという労力を減らすことができるのではないかと。各養護学校においても独自で行動するのみならず、必要に応じて養護学校間が横のつながりでもって行動していけるようになるとよい。本校も必要に応じて他校への声掛けを行っていきたい。

地域教育資源のネットワークとしての教育相談活動

茅ヶ崎養護学校，茅ヶ崎市での取り組み

神奈川県立茅ヶ崎養護学校

瀬戸ひとみ

はじめに

(1) 地域との「ネットワーク」や「協働」でめざすこと

茅ヶ崎養護学校は、「一人ひとりが輝く教育」をテーマに、個別教育計画に基づく教育活動の実践と、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいる。

一人ひとりのQOLの向上に確実に反映する教育は、保護者との充実した話し合いから始まる。この話し合いから、私たちは、多様な教育ニーズと共に、子どもたちが生活する地域を知り、養護学校の地域における役割を認識することができる。

(2) 個々のニーズ，地域のニーズ

茅ヶ崎養護学校には、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門があり、それぞれに小・中・高等部が設置されている。児童生徒は茅ヶ崎市を中心にした比較的近隣の市町から通学してきているが、障害やライフステージによって、あるいは生活の場の違いによって生じるニーズは実に多様である。ニーズには、養護学校が提供できるものや、他機関の協力を求めたり紹介したりすることで対応できるものも多いが、地域でこれから生み出していかなければならないものもある。例えば、障害児を受け入れる学童保育、教育・医療・福祉等のサービスに関する情報収集のしやすさ（どこに相談したらよいかも含めて）、障害者の就労先等は、地域の関係機関と協力して開拓していかなければならない。自閉症を理解し適切な配慮ができる通常学級の先生、学校（学年）を替わる毎の指導の引き継ぎシステム、あるいは、店や電車の中でパニックになっている子どもを見ても、ぶしつけな視線を送ったり親のしつげが悪いと思わない人等も地域に足りないものに数えられるかもしれない。障害児の学びを支援する人や障害児者に理解のある人を地域にできるだけ増やしていく取り組みは、在校生に対する直接的な教育活動と共に、養護学校が中心になって各機関と連携しながら積極的に展開していかなければならないことだと思う。

(3) ニーズに応える学校づくり

本校では、平成11年の開校時から、地域の資源を教育活動に活用し、養護学校のもつ資源も地域に積極的に提供し、利用してもらうこと等を通して、養護学校を訪れたことがある人、障害のある子どもと接したことのある人、障害児教育の方法を知っている人等を地域に増やし、ニーズに応えるために様々な機関（教育、福祉、医療、労働、地域など）と連携する機会を数多く持ってきた。これらの取り組みは、開かれた学校づくりを担う支援推進部が中心になって展開してきた。この組織には全職員の約半数（50名）が所属し、8つのパートで活動をしている（研究推進部、福祉医療推進部、IT開発推進部、進路推進部、教育相談部、情報資料部、交流推進部、余暇支援推進部）。8つのパートは地域のニーズを受ける窓口であり、パートどうしの連携・協力によって事業を創造的に展開し、地域の人々と様々な関係を結んできた。教育相談部もこの窓口の一つである。本稿では、教育にかかわる地域の人々や関係機関とのネットワークを拡大しながら地域の教育課題に取り組んできた教育相談活動の経過を報告し、地域の教育ニーズに対し、養護学校の教育相談活動はどのような機能を求められてきたか、また、どのように活動が支えられてきたかを検証したい。

1 教育相談部の活動ー5年間の取り組みー

(1)「養護学校にある教育相談室」をPRする

学校開校の年、通常教育活動、進路指導、交流など、地域とのつながりを求めた学校全体の取り組みが進む中、校務組織の一つである支援推進部も活動を開始した。支援推進部の活動は、校内・校外のニーズに幅広く対応することを目標にしており、「やってみる やりながら考える 修正・変更を恐れない」といった柔軟な取り組みを心がけるようにしてきた。教育相談部も、利用してもらってニーズを把握することから始めよう、ニーズに合わせて機能を整備していこうという方針で、まずは、障害児教育に係る人や機関を対象にしたPR活動に力を入れた(図1)。

1) 地域の教育事情を知るー挨拶回りー

まず、地域(本校児童生徒の大半が住んでいる茅ヶ崎市、寒川町)の教育委員会へ、筆者は校長と一緒に相談室開設の挨拶に出かけ、教育長や参事、障害児教育担当の指導主事に話を聞いてもらうことができた。この時に、教育相談活動の主旨や方法を市・町の教育委員会に理解してもらったことが、今に至るまで大変重要なことだったと考える。教育委員会は、教育相談室利用のチラシを含め、養護学校からの様々な発信を地域の全学校に配布することはもとより、交流や研修会・研究会で小中学校の教職員が養護学校を訪問する機会を設け、市役所ロビーでの養護学校作品展の開催を誘ってくれるなど、養護学校を地域に紹介するたくさんの取り組みや協力をしていただいた。また、相談者(保護者や担任)が、学校長や市教委の許可や公式的な文書のやり取りなどを経なくても自由に利用できる相談室になれたことや、各学校でのコンサルテーション活動が容易に受け入れられた背景には、教育委員会の当初からの理解が大きかった。

また、教育委員会の仲介で、1年をかけて教育相談部員が全ての特殊学級を訪問し、各校で午後の授業参観と放課後の話し合いの機会を作ってもらうことができた。茅ヶ崎市には特殊学級設置校が少なく(小学校18校中4校、中学校15校中2校)子どもたちは居住地からかなり離れた学校へ通っていること、障害の程度が比較的重い子が多く校内での交流はあまり活発ではないこと、通常級に障害のある子の在籍が多く、ことばの教室がこれらの児童の個別指導の場として幅広く活用されていること等、この特殊学級訪問の際に地域の障害児教育の状況や資源を知ることができた。

2) 担任のニーズを掘り起こすー研修会でのPRー

筆者は、茅ヶ崎養護学校へ赴任する前(旧)県立第二教育センターで教育相談を担当していたこともあり、開校1年目から、市教委主催の「通常級に在籍する配慮の必要な子どもの理解」「LD児及びADHD児の理解と指導」等の研修会に講師として招かれる機会が多かった。このような講義の際には、できるだけ具体的な事例と対処方法を述べると共に、担任が困って当然であること、担任の取り組みを校内の他の職員が理解し、何らかのシステムによって支えようとしなければならないことを強調するようにしている。これは、LDやADHDが疑われる子どもの場合、担任の理解を進めると共に、保護者と担任の良好な関係を調整するためにも、担任自身の相談に対する抵抗感を低くすることが教育相談担当者の大切な取り組みだと考えるからである。たいてい、講義の後で何人かの参加者から「困っているんだけど・・・」と相

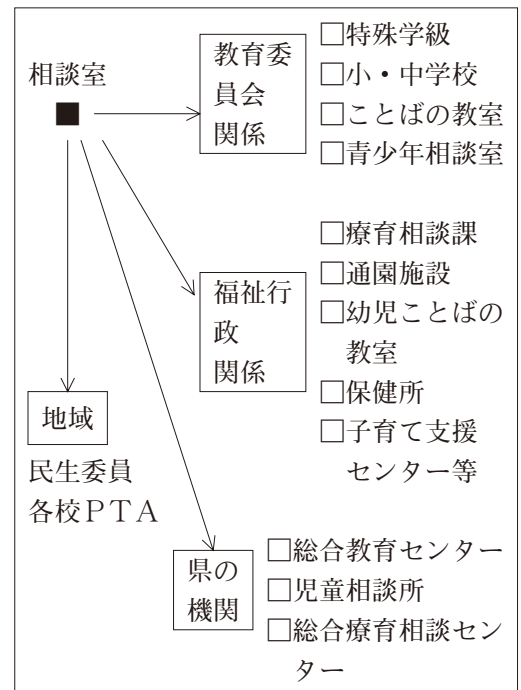


図1 PR活動

茅ヶ崎養護学校内「教育相談室」利用について

【相談できる内容は・・・？】
 就学や進学に関すること
 社会的な適応行動に関すること
 その他教育に関すること全般
 障害のある人の余暇活動、福祉サービス、就労、等、地域での生活に関すること全般
 言葉や運動面の発達に関すること
 学習援助の方法について

【相談できる人は・・・？】
 寒川町・茅ヶ崎市にお住まいの方
 寒川町や茅ヶ崎市の学校などに在籍している方
 保護者 学校の担任 本人 その他どなたでも

【相談の方法は・・・？】
 電話相談・・・電話でお話を伺います。匿名でもかまいません。
 0467-57-5379(代表)教育相談室とお伝えください。
 来校相談・・・あらかじめ電話などで予約をとっていただきます。
 学校訪問相談・・・学校に伺い、先生や保護者へ交えた相談をします。

【相談の時間は・・・？】
 電話相談は、9:00～4:30まで、いつでも受け付けています。
 来校相談は、次の時間帯でお受けしています。
 ① 9:00～10:15
 ② 10:30～11:45
 ③ 13:15～14:30
 ④ 14:45～16:00
 ※夏休み中の相談も可能です。
 お問い合わせください。



【茅ヶ崎養護学校のあるところは・・・？】
 茅ヶ崎市西久保29-1 新湘南バイパス茅ヶ崎中央インターのそば
 新湘南バイパスをさんで茅ヶ崎市立浜之郷小学校のはす向かい

※「気楽に相談のできる相談室」を目指しています。
 ・電話相談は匿名でもかまいません。保護者や本人から、直接申し込むことができます。
 ・相談経過の中で、担任等との連携が必要になった場合には、保護者の了解を得て担任等にご連絡いたします。できるだけ、学校と連携しながら相談活動を進めていく方針ですが、相談者(保護者等)の意向を優先したいと思います。
 ・教育に関すること以外の相談の中で他機関等との連携が必要になった場合にも、相談者の了解を得た上で連絡を取ります。

談され、その場で話し込むことになるので、「とにかく一度電話してみてください」とその場でPRできるように、チラシは必ず持参し配布する。教室での毎日の指導に追われている担任は、切実に相談したいと思っても、保護者の了解を取ったり、校長に話を通すことなどを思うとその負担感に腰が引けてしまうのは、同じ教員として共感できる。「匿名でいいから、とりあえず電話をしてみてください。保護者や校内の先生たちとどのように協力するかも含めて、まず電話で話すことから始めましょう。」という気軽さが役に立つのではないかと思い、通常級の教員へは、相談の方法や手順を含めたPRに力を入れている。

3)「養護学校の教育相談室・・・？」―来校者へのPR―

地域にできた新しい学校なので最初の頃は多くの人々が見学に来校した。この機会をとらえ、民生委員の児童・障害部や各校のPTAなどには、教育相談室があり、どのような相談ができるかを積極的にPRした。通常級の担任も含め、民生委員など地域の多くの人へは、相談ニーズのある人に養護学校での相談を勧めると、養護学校への入学や転学をほのめかしているように受け取られるのではないかと恐れ、二の足を踏んでしまう。「そうではなく、在籍校での学びを支えるための相談で、学校の先生との協力も応援します」と、繰り返し説明する必要があった。

4) 相談担当者と知り合う―相談機関へのPR―

チラシは、市役所の福祉部療育相談の窓口、教育委員会の相談窓口、教育研究所の相談窓口などにも置いてもらった。市内には、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなど子育てを支援する機関もあったので、PRのために地域のこれらの機関も訪問した。直接に担当者と会って話したことにより、各機関の活動の様子や得意分野、担当者の人柄を知り合うことができ、相談者のニーズに応じて、他機関の情報を提供したり、あるいは紹介したりするなどの相談活動が進めやすくなったように思う。これは相談機関のネットワークといえるものであり、相談ニーズのある人にやさしく便利な地域づくりの一步として重要なことだと思う。

(2) 教育相談室の整備

本校は、神奈川県養護学校の地域支援機能モデル校として指定を受けており、開校準備段階から教育相談室や検査用具(WISC-Ⅲ, K-ABC)が整備されていた。開校1年目より、地域との教育資源の共有化の実現を目指し、教育相談活動を重視し、専任として2名配置し、学部所属2名と合わせて4名の体制で教育相談部が活動を始めた。

1) 相談時間の確保

現在も専任2名を配置し、学校行事や会議等がない限りいつでも相談に対応できる体制をとっている。相談ケース数の年々の増加には、学部所属相談部員の増員で対応してきた。当初より、学部所属の相談部員は、相談活動のために児童生徒下校後に週1回程度、校内の了解を得ながら時間を確保してきたが、平成15年度は、学部所属相談部員は6名となり、月1回程度の1日出張業務(巡回相談、市療育事業親子教室参加、小学校のケース会参加等)にも携わることができるようになった。

2) 教育相談部員の研修

神奈川県の総合教育センター(旧第二教育センター)は、平成5年から、養護学校の教員を対象にしたスクールサイコロジスト養成研修(以後、SP研)に力を入れてきた。本校の教育相談部はこのSP研修了者を中心に構成されているが、教育相談部に所属してから学び始める場合もある。SP研は、アセスメント、カウンセリング及びコンサルテーションの3つの柱で構成されているが、教育相談部員には、これらの基礎研修と共に、実際の教育相談活動を通した学びが必須である。学部所属の相談部員が、実際の相談活動を通してできるだけ多くを学べるよう、担当ケースの配分や担当者どうしの打ち合わせなどに配慮している。

3) 教育相談活動の経費

検査用紙、教材教具などの購入は、支援推進部全体の割り当てられた需用費の中から賄うことができる。相談件数の統計作業や教具として活用するパソコンのリースとその消耗品に関する費用は、平成15年度から県で予算化された。また、巡回相談等にかかる旅費の予算化が県で検討され始めているが、現在は、通常教育活動における旅費枠から捻出してもらっている。

(3) 相談方法の拡大

1) 保護者を支える来校相談 (図2)

保護者からの電話で相談が開始されるが、子どもの様子を観察する必要がある場合は、初回の相談日に子どもにも来校してもらう。相談室では、子どもに対しては、遊び、心理検査、学習課題などを通して、発達をチェックしたり療育や学習支援等に関する手がかりを求める。保護者からの情報と子ども担当から得た情報をつき合わせながら、保護者と家庭での関わりの道筋を探す。子どもに対する保護者の理解が深まり、子どもへのかかわり方に保護者なりの納得ができるように支援することを基本としている。保護者への援助に力点を置いているので、学齢期の児童に対しては通級指導教室のように指導プログラムを立てて定期的に指導をすることはしない。相談室に来ることを学校での生活を頑張ったご褒美として活用する場合、相談室からの宿題が家庭学習の動機付けになる場合、保護者に学習援助の方法を教えるために短時間の学習場面を設定する必要がある等の場合には、子どもにも定期的に来てもらっている。

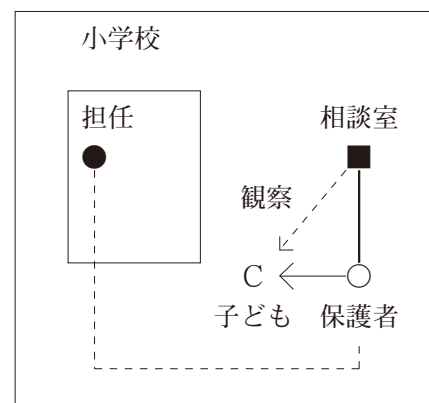


図2 来校相談

2) 担任との連携関係を作るー学校訪問相談ー

「授業中立ち歩きが多く、教室から飛び出すこともある」「友だちとのトラブルが多い」「泣きわめく、暴れるパニックがある」といったクラスでの不適応を担任から知らされ、養護学校の相談室を紹介されたという通常級在籍児の保護者からの相談が大変多い(表1, 図3参照)。

表1 H14年度 相談内容別・相談方法別件数

内容 方法	指導 援助	進路	研究 研修	情報 提供	その他	合計
電話	18	5	0	3	0	26
来校	269	109	55	5	1	439
学校訪問	138	0	0	0	0	138
合計	425	114	55	8	1	603

＊「指導援助」には、学習、行動、不登校、言語、運動、身辺自立等が含まれ、通常級在籍児の学習、行動に関する相談は、全相談件数の60%以上を占めている。

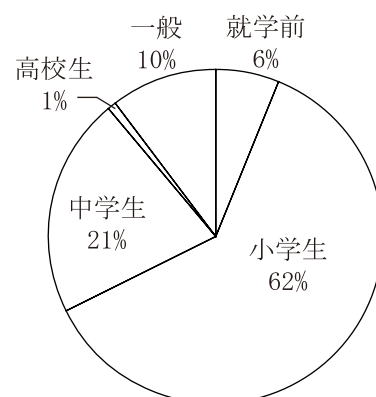


図3 H14年度 相談対象者内訳

<担任も困っている>

保護者の了解を得て学校での様子を聞くために担任に連絡を取ると、多くの場合、担任も対応に苦慮しており、たいていは「では、授業を見た後で一緒に考えましょう」という展開になる。教室では、課題、人、物、教室環境など子どもの学びに影響する要素が多様なので、電話などで話を聞いただけでは学校での実際の様子をイメージしにくく、担任からのこのような申し出は大変ありがたい。

<担任を支える人の輪づくり>

学校訪問を実施する際に、特段、文書のやり取りを必要としていないが、初めて学校に訪問する場合には、学校長からの派遣依頼を出してもらうようにしている。これは、校長先生に養護学校の教育相談活動をPRする意味もあるが、クラスの状況や対象児の情報が校長先生に伝わるきっかけになればという意図もある。また、授業参観後にケース会が開かれる場合には、

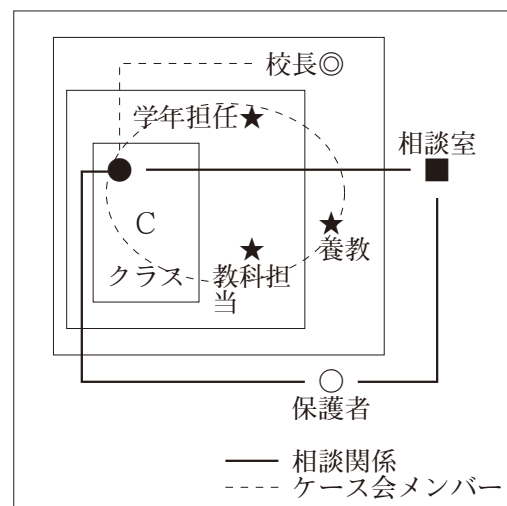


図4 学校訪問・ケース会

できるだけ対象児にかかわる人々（学年の先生、教科担任、養護教諭、教頭先生など）に集まってもらえるようお願いをしておく。これには、対象児に関する情報や理解をより多くの人で共有する、学年がかわっても配慮事項が継続しやすくなる、担任を支える校内の仲間作りをする等の意図がある。

<ケース会の盛り上げ方>

学校を訪問して放課後に行うケース会では、参加者が主体的に意見を出し合い、対象児に関する理解を深め、そこから「やれそう」と思える具体的な取り組みを見いだす援助を心がける。それには、指導助言的（まとめの）な発言より、その日の授業参観で、担任の効果的な関わり、対象児の人や物への関心、他の子どもの様子など、授業者である担任とは違う視点から観察した情報をエピソードとして報告すること、あるいは、担任に様々な観点から質問をすることが効果的だと思う。実際、相談員が授業参観でのエピソードを報告すると、それが呼び水となって担任や参加者からも「そういえば・・・」と情報が集まりだし、取り組みの方向性や手がかりが見えてくることが多い。すっかり困惑していた担任も、実はたくさんのヒントを持っていたことに気づき、子どもを支援するためのヒントは日常の様々な場面からキャッチできることを実感してもらえる。

<養護学校の教員が相談を受ける意義>

この観察力、つまり子どものSOSを受信する感度とかかわりのヒントを見いだす力を高める教師の学びあいが、ケース会の意義ではないかと考える。このようなケース会を、学校の研究活動に積極的に取り入れているのが後述するA校・B校・C校だが、対応に苦慮しているケースに関して、担任から学校訪問を依頼されることも大変多くなってきている

表2 出張相談（学校訪問）の回数と件数の年度推移

	H11年	H12年	H13年	H14年
回数	3	2 4	6 4	6 1
件数	3	2 9	1 3 1	1 3 8

件数：相談対象児のべ人数

（表2）。『養護学校の教員に、通常級在籍児の教育

相談ができるのだろうか』という心配が聞かれるが、障害児教育の専門性を通常級での指導にそのまま輸出することはできず、実状に合わせて加工する必要があるので、このようなケース会で一緒に学びながら、教育相談員としての力をつけていけばよいのではないかと、ケース会を開くきっかけを提供できることや、ケース会の展開を支えることも教育相談員の大きな役割であると考えればよいのではないと思う。

3) 支援のネットワークをコーディネートする

相談の申し込み時（あるいは初回面接時）に、相談内容によってはその分野をもっと得意とする相談機関（例えば、県の相談センター、市の青少年相談室、子育て支援センター、ことばのクリニック、市役所の療育相談担当者、医療機関、各種親の会等）を紹介することがある。相談者のニーズを確認した上で「〇〇機関の××さんが、・・・のような相談活動をしているが、そちらの方が、△△のサービスにつながって良いのではないと思う」と伝え、相談者からの依頼があれば、電話で利用可能かどうかを先方に問い合わせたり紹介しておく。PRの項でも述べたが、予めこれらの機関の情報を持ち、担当者を知り合っておくことが前提である。

通常学級に在籍し、常に何らかの配慮を必要としてきた子どもは、本校の相談室以外に、ことばの教室や青少年相談室など、地域にある他の機関も利用していることが多い。それぞれの機関は、保護者からの相談申し込みを受けてそれぞれに相談を展開してきているが、クラス、相談機関、及び家庭での取り組みを結ぶ役割は保護者が担っており、子どもに対する支援は、保護者の意欲や力量に大きく左右されてしまう。相談機関が互いに疑心暗鬼になったり保護者の混乱を避けるためにも、保護者の理解を得て、各機関と連絡を取り合い、取り組みを知り合っておくことが必要である。

現在、いくつかのケースでは、教育相談室からことばの教室担当と担任に呼びかけて、三者でケース会を持っている。ここでは、子どもの生活（学び）の全体像の把握と、支援方針や保護者の意向の確認をし、これに基づいて支援計画（役割分担も）を作成し、取り組みの評価と次の計画を立てることができる（図5）。

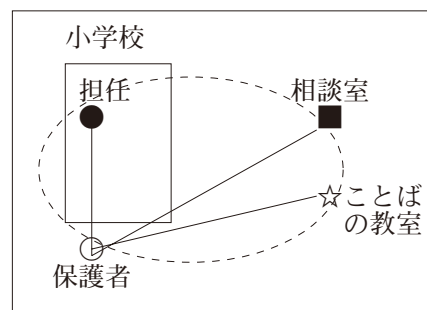


図5 関係機関のケース会

（4）小学校の研究活動に協力する

教育相談活動や研修会を通じて、＜担任まかせ、担任次第ではなく、子どもたちのSOSに学校としてきちんと

対応できるようにすること>を模索し始めた学校や先生と出会うことがある。本校のコンサルテーション活動を知ると、たいいてい校内研修会や学年ケース会に呼んでくれる。そのような経過で、いくつかの学校に定期的に出かけて、学校のシステム作りと関わるようになった。

1) 教師の学びあいを推進するA校の学年ケース会（図6）

この小学校では、一人ひとりの学びや育ちを支える授業づくり・学校づくりに取り組んでいる。〈学び＝育ち〉と広く捉えた上で、一人ひとりの学びを見つめる教師の目の確かさを高めるために、研究部が全校一斉の学年ケース会を毎月1回設定して、教師の学びあいを推進している。学年ケース会では、各学年ごとに取り上げたい児童を挙げ、同学年の担任全員がその日の授業を見合った上で放課後のケース会に臨む。本校教育相談部員は、学びの質を高めるケース会の運営についてA校の研究部の担当（図6のC○）に協力し、毎月のケース会に参加してきた。運営にあたって大事にしてきたことは、他のク

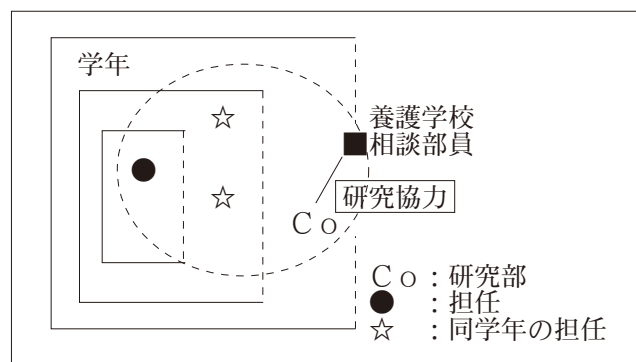


図6 A校の学年ケース会

ラスの気になる児童のことを話題にしあえる雰囲気、担任一人ひとりの小さな気づき、子どもに対する具体的な支援の方法を検討すること等である。最近の小学校では、激しい行動でSOSを発信する児童への対応に追われがちで、学習に遅れがあっても大人しい子は見逃され、学習の積み重ねを支援されずに高学年になってしまうケースが目立つ。A校でもケース会で取り上げられるのは、担任が困っている前者のケースが多かったが、少しずつ「気になる子」の範囲が広がり、後者の学習支援の内容、方法及び継続が課題としてクローズアップされてきた。

2) 担任の取り組みを支えるB校の教育相談日（図7）

この小学校では、配慮を必要とする子どもたちへの対応を充実させるため、児童指導部が毎月1回教育相談日を設け、相談希望者の募集、養護学校の教育相談部員による授業参観と放課後のケース会の段取りなどの運営をしている。相談部員は1日で10件近いケースの授業を見、担任から相談を受ける。放課後のケース会は、基本的には担任と相談員の話し合いだが、同学年の担当教員や関心のある先生は同席することも可能である。現在、ケース会の記録を、個人の指導記録として蓄積し引き継げる方法を検討している。

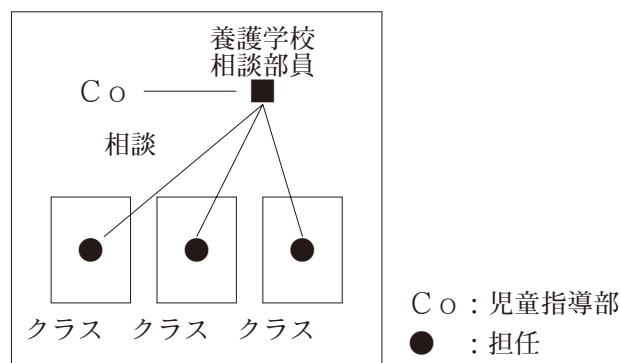


図7 B校の教育相談日

3) 協力し合う体制作りを目指すC校の全校ケース会（図8）

C校は、児童指導部が、従来の児童指導部と、配慮が必要な子への支援体制を検討する教育相談部に業務を分担し、教育相談部が、クラスや児童を支援する教員の配置を調整したり、ケース会の企画・運営を行うようになった。平成13年度に県の研究事業の一環で、毎週1回研修生を派遣し、教育相談員として校内支援体制作りに活用する取り組みをしてもらったところ、相談員の存在が日常的になると、「細々したことを気楽に相談しあう雰囲気が生まれた」「具体的なアドバイスや資料の提供があり児童理解に役立った」「空き時間などを活用して支援しあう協力関係ができた」等の成果が報告された。その後、毎学期末の全校ケース会（2名程度の児童をケース

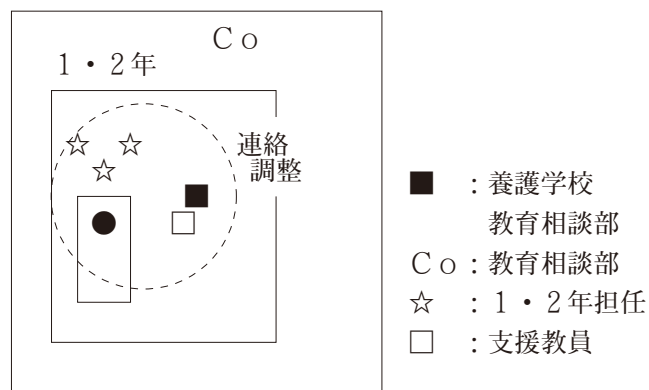


図8 C校の全校ケース会

として挙げ、担任が取り組みを報告する）に本校教育相談部員も参加しているが、平成15年度からは、1・2年、3・4年、5・6年の3グループに分かれて、より身近なケースを通して学びあう企画に変更された。

（５）相談機関をつなぐ試み

茅ヶ崎市内には、障害児者とその家族のための様々な相談機関（支援機関）があるが、「どこに相談したらいいのかわからない」という保護者の声は多く、年齢が上がり、相談機関の管轄が替わるたびに、相談者がニーズに応じて訪ね歩かなければならなかったり、相談し直さなければならぬ状況にある。相談者に便利で質の高いサービスが提供できる地域づくりもまた、いくつかのライフステージにわたるニーズが集まる養護学校にできる取り組みの一つではないだろうか。

１）保護者を支え続ける体制 ―就学前と就学後を結ぶ―（図9）

＜地域のニーズ＞

茅ヶ崎市は療育相談事業として、障害児の早期発見（市役所療育相談課、保健所、子育て支援センター、幼稚園・保育園、児童相談所等による）、早期療育（親子教室、通園施設、幼児ことばの教室、幼稚園・保育園への巡回相談）及び、関係機関の連絡会を運営している。療育相談担当者との会話や小学校入学後の相談を受けていく中で、教育上必要なサービスや情報が、就学を境に途切れてしまう問題が浮かび上がってきた。地域の取り組みが充実しているので本校が早期教育相談を業務とする必要はないが、就学前と就学後を円滑に結ぶ役割を、療育相談機関や市教委から期待されていることも分かってきた。療育機関と教育機関をつなぐのは保護者なので、保護者をサポートする機関として本校相談室が機能するために、療育相談課が主催する連絡会や親子教室に参加し、保護者へのPRを積極的にさせてもらっている。

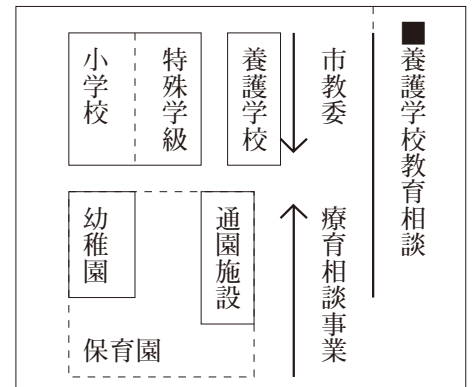


図9 教育相談の対象範囲

＜就学前の保護者のニーズ＞

就学前の相談は、ことばの発達にやや遅れがあり（ADHD、自閉症などの診断があるケースも多い）、市の親子教室を経て、現在幼稚園に通っている子の母親から主に寄せられている。幼稚園生活でトラブルの多さ、幼稚園の先生や周囲の保護者との関係、生活の困難さ、小学校のこと、将来のこと等、不安とストレスでいっぱいになって、相談機関を訪ね歩いている人が多い。従って、ここでの相談は、適切な情報を提供して不安なことを一つ一つ解決していくことが中心になる。小学校生活への不安に関しては、「特別な配慮を必要とする子」に対する小学校での支援の取り組みの例を示し、学校を訪問して担任とも連携する教育相談活動を知らせると安心してもらえるようである。その上で、子どもの日々の頑張りを認め、子どもの学びを支える保護者として必要な取り組みを考えていかれるよう援助している。

＜市教委、療育相談課、教育相談室の連携＞

茅ヶ崎市の療育相談課は、就学を控えた通常級か特殊学級か悩んでいる保護者に、本校相談室を紹介してくれる。また、就学先に悩んで通常級を選択した時、「困ったことがあったら養護学校の教育相談室に相談されるといいですよ」と市教委の指導主事に教えてもらったと、就学後、小学校の担任と一緒に相談に来られる保護者もいる。教育相談室からは、特別な発達援助が必要な子には市の療育相談事業を紹介したり、ことばの教室利用の情報を提供するなど、この就学前後の時期を、市教委、療育相談課、教育相談室が連携して支える体制ができてきたように思う。

２）課題の共有・情報の流通―市内の小学校、中学校を結ぶ―（図10）

＜茅小研・茅中研での取り組み＞

教育相談活動で多くの学校に出入りしていると、各校で

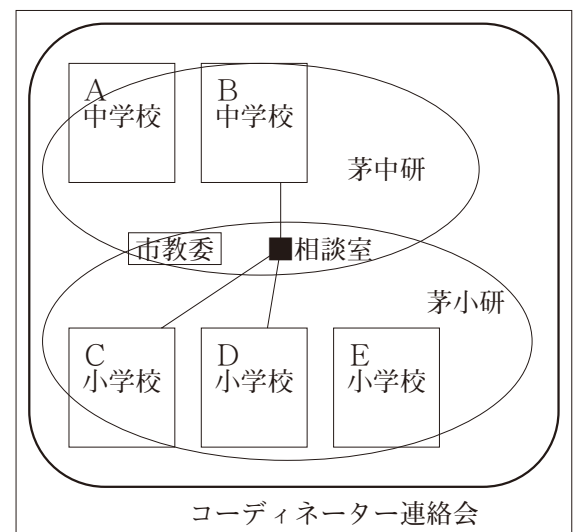


図10 小・中学校とのネットワーク

経験した様々な取り組み（個々の子どもへの支援方法，児童指導部の取り組み等）を，市内の学校に知らせて歩く役割を果たしていることに気づく。養護教諭や児童指導部など学校訪問相談の窓口になってくれる先生たちとの立ち話は，各校の取り組みや地域のニーズなどの貴重な情報交換の場であり，ケース会の充実やコーディネーターの存在など，校内支援体制の必要性を共有する機会になる。この窓口的な役割の先生たちの多くは，小学校の先生たちの研究会（茅小研）では，支援教育部会（障害児教育を研究・研修する会）と養護教諭部会に参加しており，それぞれの研究会で「校内支援体制構築」に向けた各校の取り組みを知り合い自校での取り組みに反映させようとしている。この研究会には本校の教員も参加しているので，市内の教員のニーズや部会の活動に関する情報も得やすい。

<コーディネーター連絡会（仮）での取り組み>

神奈川県立総合教育センターでは、「インクルージョンの展開のための地域資源ネットワークのあり方研究委員会」を開催している。この研究の一環として，平成15年9月に，茅ヶ崎市教育委員会の協力を得て，市内の全ての小・中学校から「特別な配慮を必要とする子どもへの支援に関して校内でコーディネーターとしての役割をする人」を集めた会を開き，市内の各校の意識や取り組みに関する調査をした。会には，教務主任，児童・生徒指導部，特殊学級担当，クラスで障害児を担当している通常級の担任等，各校の判断で様々な立場の先生が集まったが，本校の教育相談を通して顔見知りの先生が全学校の半数以上に達していたのが嬉しかった。会では，特別支援教育に対する国，県の方針と，地域のセンター的機能の開発を進める養護学校の取り組み等を紹介し，その後，近隣の小学校と中学校で構成したグループごとの情報交換を行った。参加者からは，「小学校の取り組みが参考になった」「校内に情報を流すことから始めたい」「養護学校の相談活動で助かっている」「自分は特学担任だが，学校全体を見渡す立場の人がコーディネーターとしてふさわしい」「もっと各校の取り組みを知りたい」等，前向きな意見が多く寄せられた。この感触を得て，次年度以降，市教育委員会が独自にコーディネーター連絡会を設置することを検討している。

3) 得意分野を活かすー各養護学校の教育相談機能を結ぶー

神奈川県立盲・ろう・養護学校は，全ての学校に地域からの教育相談を受ける機能を整備しているが，特に，盲学校，聾学校では，以前から早期教育相談を含め，地域を対象とした教育相談を展開させている。本校に在籍する感覚障害をあわせもつ子の指導について，盲学校やろう学校の教育相談を利用する場合も多い。本校が受けた地域からの相談の中に，視覚障害や聴覚障害にかかわる相談があれば，盲学校・ろう学校の教育相談部にぜひ協力を求めていると思う。また，本校には，様々な専門家や得意分野を持つ教師がいるので，これらの人々の力を借りながら相談活動を進めることができる。

4) 学校卒業後の支援機関を結ぶ（図11）

高等学校生徒からの教育相談内容は，学業不振で単位が修得できない，あるいは不登校が続いており養護学校を視野に入れた進路変更に関するものが殆どであり，教頭，教務主任あるいは高等部主任と連携しながら相談を進めることが多い。

学校卒業後に関しては，本校卒業生の進路先で不適応や生活支援に関する相談が寄せられるが，こちらはアフターフォローとして進路推進部が中心となって担当し，相談者が所属する事業所や作業所，福祉事務所，ハローワーク，就労援助センター，社会福祉協議会などとのネットワークを活用しながら相談に応じている。これらの機関とは，毎年2回の進路連絡協議会（本校開催）で相互の情報交換や共通の課題への取り組みを行っており，担当者が替わってもネットワークが続くようにしている。

いずれにしても，幼児期からの高校卒業後を相談対象とする相談活動には養護学校に集まってくるあらゆる情報が役立つので，教育相談部員は校内の取り組みに幅広く目や耳を向けておく必要がある。

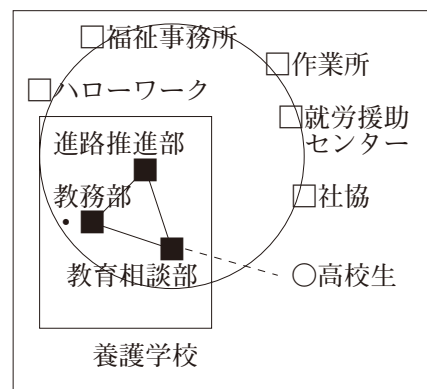


図11 校内のネットワーク
支援機関のネットワーク

2 まとめと考察

(1) 養護学校の教育相談活動が地域の教育環境に及ぼす効果

本校の相談活動は、子どもを直接指導する担任と協働する形の相談に重点を置いてきた。特に、子どもの「特別な教育ニーズ」を明らかにし、ニーズに応える具体的な方法を検討する話し合いは、本校の教育相談部員と担任が、子どものニーズをキャッチする感度を上げ、多様なニーズに応える方法を学びあう機会であった。「障害児の理解と指導法」といった講義で学ぶ以上に、個々のケース会を通して教師は多くを学ぶことができ、力量は向上する。地域に高い資質を持った教師が増え、「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもたちが適切な配慮を受けながら学ぶ姿に、クラスメートとして日常的に接する子が多いほど、インクルーシブな教育環境や地域の精神的なバリアフリーに近づきやすいのではないだろうか。相談活動によって、地域づくりに漢方薬的な効果が期待できるのではないだろうか。

茅ヶ崎市内の小・中学校に、本校の教育相談活動が知られるようになり、学校訪問相談（ケース会）の依頼が大変多くなってきた（表2、表3）。このことは、担任が抱え込んで個々の子どもに必要な支援を提供できていないという課題を顕在化させ、SOSを発信しやすい開かれた校風作りに、本校の教育相談部を積極的に利用しようとする学校が増えてきたことを表す。このような学校には本校との連絡調整担当者が決められており、本校からも連絡しやすく助かっている。当然、ケース会も多くの関係者を集め充実したものになっている。

これらの連絡調整担当者とは、個々のニーズに応える学校のシステムづくり（個別の対応を支援する体制、配慮事項の引き継ぎ、学級運営の工夫、保護者の理解、指導方法の蓄積、コーディネーターの存在等）の必要性が話題になることも多い。本校の教育相談部は、多くの学校に出入りすることによって、ケース会の持ち方や校内システムの工夫に取り組んでいる学校の情報を流通させ、各校の校内支援体制作り促進させる、触媒としての役割も果たしてきたように思う。この触媒的な取り組みには、インクルージョンの展開をめざし、養護学校の地域センター化を目指す県の取り組みとのタイアップも、効果的に影響した（中田レポート参照）。

(2) 開かれた学校づくりのための学校運営の工夫

茅ヶ崎養護学校は、地域に開かれた学校づくりの一環として、表4のような様々な取り組みをしている。教育相談もその一つである。できるだけ多くの人に養護学校や障害のある人々に関心をもってもらうために、養護学校が持っている情報や資源を提供し、地域の人々と共に活動できる機会を積極的に企画していこうとするものである。5年間の取り組みを通して、企画への参加者や利用者は年々増加し、多くの人や機関と協働する関係も築かれているが、地域の教育環境や、障害児者の暮らしに対する効果はどのように評価すればよいか、検討課題である。

表3 学校訪問相談を行った学校数推移

単位：校

	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
小学校	3	6	10	11	13
中学校	0	0	3	3	2

*茅ヶ崎市立小学校 全18校

中学校 全13校

*学校訪問の回数は前出の表2参照

表4 開かれた学校づくりの方法と企画

開かれた学校づくりの方法	企画名
地域の情報やニーズを共有し、関係機関どうしのネットワークを形成する機会をつくる	進路連絡協議会、障害児の地域生活を支える会、学校公開（授業公開・実践研究会）、評議委員会
地域の人々が養護学校を訪れる機会をつくる	きらめき祭、学校へ行こう週間、ふれあいの日
地域に養護学校の資源を提供する	教育相談、夏季公開研修会、夏季プール開放、学校施設開放、ボランティア養成講座
養護学校の教育活動に地域の資源を活用する	交流学习、職業体験実習、校外学習
養護学校をPRする	作品展、学校便り、ホームページ

表5 H14年度 各企画の利用者・参加者

(延べ人数)

教育相談	ボランティア講座	プール開放	学校施設開放	学校公開	公開研修会	計
603	27	593	633	58	142	2056

開かれた学校づくりに取り組むためには、職員の仕事分担や仕事の進め方を工夫する必要がある。本校は、次のような工夫をしている。

- 1) 8つの窓口からなる支援推進部を置き、全職員の半数を配置している
- 2) 分掌所属は、個々の職員の希望を基に、適材適所や人材育成の観点から校長が配置する。学部代表ではないので、担当者は学校全体を視野に入れて業務を遂行する
- 3) 一つの企画は一人が責任を持ってコーディネートする
- 4) 専任を配置（教育相談部・進路推進部）し、校内・校外との連絡を取りやすくする
- 5) 学校全体の取り組みを推進し調整するコーディネーターとして、教務部、支援推進部、総務部に主任を配置

本校は、在校生の教育に関するケース会や保護者との懇談会を重視しており、分掌会議等にかかる時間を極力抑えた会議日程にしている。少ない会議時間を有効に活用するためには、企画担当者が責任をもって調査・調整・連絡を進めなければならない。また、多彩な企画を展開しているが、一人ひとりの仕事量のバランスを図るために、業務の多い分掌には人を多く配置し、仕事を分担できるようにしている。企画を通して地域や校内の人々との関係を持つ職員が多いほど、開かれた学校づくりへの職員全体の認識が進むのではないだろうか。

また、本校では、校外との窓口業務が多い進路推進部、教育相談部に専任担当を配置しているが、県内には地域支援担当（教育相談担当が主）として専任を配置する養護学校が増えてきている。いずれも、地域との関係づくりの必要性が認識され、専任を捻出する形での配置である。専任制による各校の取り組みが始まったばかりなので評価しにくい、専任者は、教育相談活動のように地域のニーズに直接応える業務も担うが、様々な情報の集まりやすさも含め、養護学校の地域でのあり方を見通しやすい立場にあり、地域に根ざした各校独自の取り組みの推進役・コーディネーターとして機能していくのではないかとと思われる。

（3）開かれた学校づくりが、養護学校自体に及ぼす影響

開かれた学校づくりは、障害のある人々の学びや生活を支援する地域風土づくりが目的であり、本校に在籍する児童生徒一人ひとりに深く関係することである。開かれた学校づくりに関わる校務は、個別的教育支援計画に基づく教育活動と関連づけて考えられなければならない。

教育相談で小学校に出かけると、そこで学ぶ障害のある子に出会う。同じ程度の障害があり養護学校で学ぶ子の学びとは、教室環境、学習時間、大人からの働きかけ、子ども同士のかかわり、地域生活などが大きく異なり、同じ地域に生活する同じ年代の子ども同士ではあるが、全く別の文化圏で学んでいるようでもある。養護学校は、施設も整えられ人手をかけて、個々の子どもの興味に沿った教材を工夫し、学習時間も個々の体力や気力にあわせた、いわゆる手厚く、きめ細かい教育活動を行っているが、子どもたちの地域での生活を見通した視野の中に学校での学びを位置づけて、個別的教育支援計画を作成し実践できているだろうか。

開かれた学校づくりは、「養護学校にニーズを寄せてください」と保護者や地域に働きかけ続けることであり、養護学校教員は、地域で暮らす障害児者やその家族が抱えるさまざまなニーズに触れ、視野が開かれる。ニーズは常に変化する、学校は提供できる教育サービスのメニューを固定的に用意しておくのではなく、自らも柔軟に変わりながらニーズに応じる教師のあり方、学校のあり方を問い続けることが可能になる。

地域における特殊教育諸学校のセンター的機能に関する 開発的研究

長野県稲荷山養護学校
久保田 純・山岡 勝則

はじめに

本校は、社会福祉法人稲荷山医療福祉センター^{*1}（以下、稲荷山医療福祉センター）と隣接する肢体不自由養護学校である。長野県には2校の肢体不自由養護学校があり、本校は長野県の半分、北東部の児童生徒が在籍している。児童生徒数は、平成15（2003）年5月現在、小学部49名、中学部33名、高等部35名の計117名である。そのうち48名が稲荷山医療福祉センターに入院しており、19名が通院している。

校舎の老朽化に伴い、平成18（2006）年4月の完成を目指し、改築計画が進んでいる。それに伴って、学校周辺に居住する知的障害のある児童生徒を受け入れ、肢体不自由養護学校から知的障害、肢体不自由、重複障害、教育相談を中心とした特別支援学校（仮称）へと移行する予定である。また、改築に向け、施設設備、教育課程、地域に根ざした取り組み等様々な面において検討が重ねられている。

平成13（2001）年1月に文部科学省より示された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告において、①盲・聾・養護学校は、その専門性や障害に対応した施設・設備を生かして、早期からの教育相談を実施したり、幼稚園等の障害のある幼児を指導するなど、地域の特殊教育に関する教育相談センターとしての役割を果たすこと、②地域の小・中学校や幼稚園等に対して、求めに応じて教材・教具や情報機器等を貸し出すこと、③盲・聾・養護学校の教員が小・中学校等の教員に対して情報提供すること、④小・中学校等の教員が盲・聾・養護学校を訪問して研修することなど、小・中学校や幼稚園等への支援センターとしての役割を果たすことが示された。

本稿では、地域が本校に求めるセンター的機能とはどのようなことなのかについて、地域の特別支援教育への支援ニーズを聞き取り調査し、より地域に根ざした実践的なセンター的機能をどのように具現化し構築していけばよいかについて、試行錯誤しながら取り組んだ実践の経過や地域の医療・福祉・教育の各相談支援機関と連携した相談支援体制作りの足がかり及び到達点について報告する。「1」では、平成13（2001）年度、14年（2002）度の取り組みを中心に、センター的機能に関する校内体制の構築について、「2」では、平成15（2003）年度の取り組みの中心となった教育相談機能の充実と地域との連携・協働について報告する。また、「3」では、本校のセンター的機能の開発を振り返って、センター的機能開発の原動力となったものはなにかについて考察を加える。

1 センター的機能に関する校内体制の構築

（1）センター的機能開発の出発点

平成12（2000）年頃から、郡市の小中学校長から、特別なニーズを持つ子どもたちの対応等に関する相談の要請を受けることが多くなった。また、就学指導委員会や特殊学級担当者会、知的障害者育成会、小学校等から、研修会の講師や研究会の助言者として本校職員が要請されるケースが増えてきていた。これらの相談や研修会等の講師及び助言者は、主に本校教諭が校長からの指示を受け、個人レベルで対応してきた経緯があった。しかしながら、電話相談や訪問相談、来校相談などの件数が増え始め、地域からの特別支援教育に対するニーズの高まりを感じてきた。このような背景から、医療・福祉・労働・教育のネットワーク作りを目的とした同好会組織である研究会の発足へと展開した。したがって、本校のセンター的機能の出発点は、本校の教職員や保護者らが同好会として平成12（2000）年に設立した更埴地区特別支援教育研究会にあるといえる。

この研究会は、更埴地区の幼稚園・小中学校・高等学校及び保育所の職員や保護者を対象として実施してきた。本研究会の開催回数は、平成15（2003）年12月現在で11回を数え、常に20名以上の参加者があり、本校の教職員を

*1 社会福祉法人稲荷山医療福祉センターは、児童福祉法に基づく肢体不自由施設であるとともに、医療法による病院でもある。

はじめ特殊学級の担任や保育士，民生委員，保護者等が，それぞれの立場で苦戦している状況について情報交換を行ってきた。この研究会活動を通して，地域の保護者や関係者等の特別支援教育の支援ニーズを知り得たことが，本校のセンター的機能開発に取り組む契機となった。

（２）特別支援教育相談部の設置

表１に本校で行ってきたセンター的機能の歩みを簡単に示した。更埴地区特別支援教育研究会の活動が契機となり，平成13（2001）年度に校務分掌として教務主任，研究主任，部長ら10名で組織する特殊教育支援委員会が設置された。この委員会の活動内容は主に，全国の盲・ろう・養護学校が先駆けて実践しているセンター的機能に関する情報を収集し，本校のセンター的機能を構築することを目的としていた。また，更埴市教育相談センターの相談員や稲荷山医療福祉センターのコーディネーター，独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」研究代表者らとで特別支援教育協議会を開催し，今後の連携の在り方について検討してきた。

平成14（2002）年度は，センター的機能を実際的に運営するための部として，特殊教育支援委員会から特別支援教育相談部へと名称を変更し，校務分掌の位置付けや相談部内の組織体制をより明確化させた。

表１ センター的機能の歩み

年・月	主な活動内容
平成12年度	
12月	・更埴地区特別支援教育研究会発足
平成13年度	
4月	・校務分掌に特殊教育支援委員会を設置
6月	・独立行政法人国立特殊教育総合研究所の「プロジェクト研究」研究協力校に指定
9月	・第1回特別支援教育協議会の開催 (更埴市教育相談センター，稲荷山医療福祉センター，特別支援教育委員会，独立行政法人国立特殊教育総合研究所)
11月	・相談支援チームでの巡回教育相談の開始
	・文部科学省 障害のある子どものための教育相談体系化推進事業連絡会に参加
2月	・第2回特別支援教育協議会の開催 ・本校センター的機能の構築 ・校務分掌に特別支援教育相談部を設置
平成14年度	
4月	・相談室の設置・センター的機能の試行
6月	・更埴地区の保育所・幼稚園・小中学校を訪問（ニーズ予備調査の実施）
7月	・第3回特別支援教育協議会の開催
2月	・第4回特別支援教育協議会の開催
平成15年度	
4月	・相談室・相談準備室の設置 ・教育相談専任教諭の位置付け ・更埴地区相談支援チームの発足
7月	・更埴地区相談支援関係者連絡会議開催

（３）地域の支援ニーズに関する聞き取り調査－地域が本校に求めるセンター的機能とは何か－

1) 目的

本校では、平成14年度（2002）４月に特別支援教育相談部を設置し、地域における教育相談を試行的に開始した。その際、特別支援教育相談部において、本校が地域のセンター的役割を果たしていくためには、まず地域の支援ニーズを把握することが重要であると考えた。そこで、地域の関係諸機関を訪問し、支援ニーズについての聞き取り調査を実施することで、関係諸機関がどのような支援を求めているのかを明らかにしたいと考えた。

2) 方法

① 調査の対象

本校の所在地を含む２郡１市の全ての保育園21機関、幼稚園２機関、小学校13機関、中学校６機関の計42機関を対象とした。

② 調査期間及び回答率

平成14（2002）年５月から10月までの期間。回答率は100％であった。

③ 調査の手続き

各関係諸機関を訪問し、施設長または学校長を対象に支援ニーズについての聞き取り調査及び本校の相談部の説明を行った。聞き取り調査を実施するにあたり、特別支援教育相談部長（教務主任）が主に各関係諸機関を訪問した。聞き取りの時間は、1件につき１時間程であった。

④ 分類の方法

聞き取り調査から得られた聴取内容を各関係諸機関別に、具体的な支援方法、職員の研修、相談システム、関係諸機関との連携、保護者との連携・体制づくりに分類整理した。

3) 結果及び考察

① 各関係諸機関の訪問を通して聴取した支援ニーズ

調査で得た聞き取り事項を、具体的な支援方法、職員の研修、相談システム、関係諸機関との連携、保護者との連携、体制づくりに分類し、図１に示した。

ア) 保育園及び幼稚園

保育園及び幼稚園での聞き取り事項は、具体的な支援方法が最も多く、次いで保護者との連携、関係諸機関との連携となっている。具体的な支援方法の中身は、集団からはずれてしまう子どもの支援、ADHD等の子どもの支援、知的障害が境界領域にある子どもの支援、カウンセリング等であり、保育士や幼稚園教諭がこれらの子どもたちに対して、どのような支援をしていけばよいのかについて悩んでいることが明らかとなった。また、保護者との連携では、担当者がいないことを誰がいうのか、保護者に理解してもらうのに時間がかかる、保育所の子どもに対する対応を保護者にどのように説明するのか等、保護者に現在の子どもの発達状況について説明することの難しさや、保護者との信頼関係を損なわないようにしながら障害があるということをどのような方法で伝えていけばよいのかという悩みがあることが分かった。

関係諸機関との連携では、教育・医療・福祉からの支援が必要ではないか、それぞれの機関でデータを共有化することが必要ではないか等、保育園及び幼稚園での悩みを他の諸機関と連携しながら解決していく方法を望んでいることが明らかとなった。さらに、関係諸機関との連携がスムーズに行えるように情報を共有することや各関係諸機関の相談システムの整備を行うことが求められていることが明らかとなった。

このようなことから、軽度発達障害が推測される子どもへの現場での具体的支援が求められていることから、保育士や幼稚園教諭が苦戦している状況を援助するための相談機能が必要となると考えた。また、保護者と円滑に連携することや、保育士や幼稚園教諭が現在行っている活動の意義について保護者に説明すること等の支援ニーズを援助する事例検討会や基礎的な特別支援教育に関わる研修が必要であると考えた。関係諸機関との連携においては、福祉関係機関、教育機関、医療機関等のコーディネーター的役割の必要性が求められていると考える（図１）。

イ) 小学校及び中学校

小中学校の聞き取り事項では、ニーズが最も多かったのは体制づくりであり、次いで相談システムとなっている。体制づくりに関して、通常学級・特殊学級・学校全体の関係等、校内の連携の在り方についての悩みがあり、特殊学級に在籍している子どもたちの学校全体での支援体制の在り方について苦戦していることが分かった。相談システムでは、相談によって生じる保護者の困惑や就学指導に関すること等、相談に対する信頼性やシステムについての意見や要望があった。このことは、相談をしたいという思いはあるが校内体

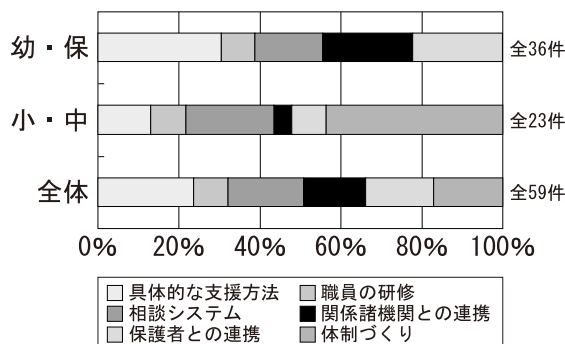


図1 聞き取り事項の分類

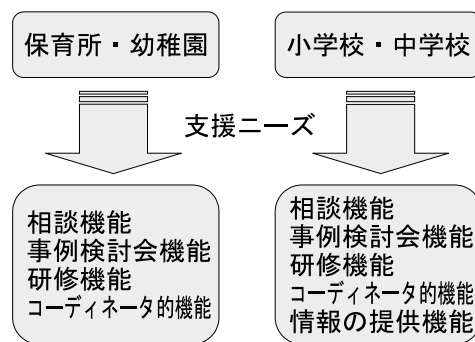


図2 求められている支援ニーズ

制でできるだけ対応していきたいとの現れであるように推測することができる。

このような、小学校及び中学校の聞き取り事項から、特殊学級の教職員に対する研修や情報の提供機能、相談機能、体制づくりのための事例検討会機能、コーディネーター機能等を提供することが求められているのではないかと推察した。このことを具現化するためには、学校という目に見えないバリアを解き放せるような相互の信頼関係を築いていくことが不可欠であると考えた。また、実際に学校へ足を運び悩みや要望を傾聴する中で、教育相談や教職員に対する研修などに発展させていくことが小・中学校との連携を図る上で重要であると考えた（図2）。

② まとめ

保育園及び幼稚園の支援ニーズは、具体的な支援方法が最も多いが、体制作りは0件であった。一方、小・中学校の支援ニーズは、体制作りが約半分近くを占めた。このことは、保育園及び幼稚園では、保育や教育の場が同じであり、体制作りには視点を当てる必然性がないものと思われる。小・中学校では、特殊学級と通常学級の2つの教育の場があり、連携協力に際して体制作りで苦戦していることが理由の1つではないかと推測する。つまり、保育園及び幼稚園全体として、子どもの具体的な支援方法をどのように考えていけばよいのかについて焦点化しやすい環境と特殊学級と通常学級の関係者が共通の問題意識を持ちにくいために、外部からの援助を求めることが難しい環境との違いにあると考えられる。

（4）特別支援教育相談部における各機能の活動内容に関する経過と課題

特別支援教育相談部は、国立特殊総合教育研究所及び同教育相談センターの持つ教育相談の機能（国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校、1998）、「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議（最終報告）」（文部科学省、2001）の内容、本校独自に行った地域の小・中学校、保育所・幼稚園等を対象とした地域の支援ニーズに関する聞き取り調査（以下地域ニーズ調査）

の結果をもとに検討を重ね、活動の柱として、「特別支援教育に関する研究」「教育相談」「研修」「情報の提供」の4つを据えた（図3）。

図3に特別支援教育相談部における各機能と活動内容を示した。地域ニーズ調査において示された、「コーディネーター的機能」（図1）については、教育相談でその役割を担うこととした。以下では、各活動の柱毎に活動経過と現在の課題について示す。

1）特別支援教育相談部の構成

平成14（2002）年には、教育相談室として校内の更衣室を改良し開設した。設備については、電話、書棚、テーブル等を特別支援教育相談部員及び関係職員らで工面した。特別支援教育相談部員の構成は、教務主任を部長

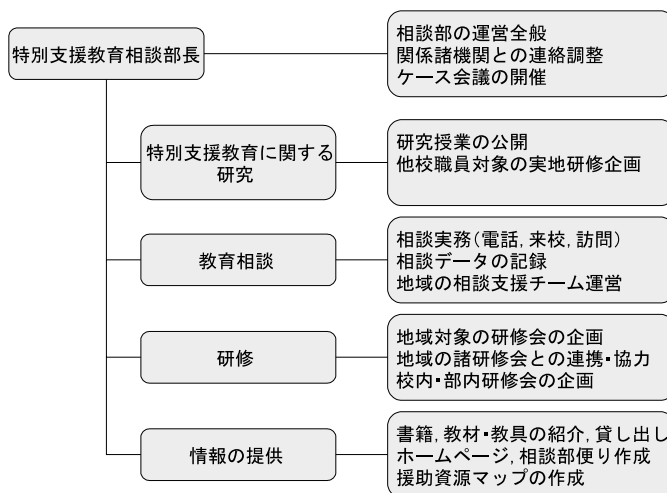


図3 特別支援教育相談部の活動の柱と活動内容

とし、各部長、研究主任、自立活動担当教諭等の10名で組織したが、教務主任と教育相談担当を兼務していた。平成15（2003）年度は、平成14（2002）年度における相談件数等の実績を受けて、教育相談担当教員が1名配置された。相談部員の構成は、校内の8名のメンバーで構成され、主任である特別支援教育相談部長を中心に、各柱の内容を分担・連携し活動を実施した。また、相談室と執務室の2部屋を設置した。

2) 特別支援教育に関する研究

教育研究部と連携し、肢体不自由教育の中核校として情報を発信する立場から、研究授業の公開という形で、本校が取り組んでいる研究に関する情報を地域の小・中学校及び盲・ろう・養護学校を対象に提供した。また、後に参加者に対して感想や意見及び要望についてのアンケートを実施した。盲学校やろう学校の参加者からは、「肢体不自由養護学校に視覚障害のある子どもが何名かいることに気づいた。主体的な活動の基本を見せていただいた」等があった。情報の提供の方法や共同研究の在り方については、「車椅子を使って生活をしている子どもがいる。稲荷山養護学校から学習方法・手だて・自立活動、日常生活の指導等についてたくさん学ばなければならないことがある。」「特殊教育諸学校同士の連携が必要だと強く感じている」等があった。小中学校の参加者からは、「養護学校の授業を見させていただく機会がなかなかないので、とても勉強になった」「就労ということで様々にご苦労されていることを知った」等の感想があった。

このように、研究授業を公開することには、案内状発送の準備等が必要ではあるが、負担が少なく、すぐに取り組める良さがある。また、情報発信の機会としては有効であり、本校の教育活動について知る機会ともなっている。参加する側からすると、事前の情報が不足しがちであるので、日程や内容の確認をして公開授業と授業研究会の他に、校内参観や相談部事業の紹介などの計画を詰めておくことで、深く本校への理解を深めることができるのではないかと考える。そのためには、一日の日程を通して対応できる本校相談部員がコーディネートする必要があると考え、現在、試行段階にある。

盲・ろう・養護学校職員を対象とした肢体不自由教育実地研修は、本校相談部職員がコーディネートして対応したことで、参加者（知的障害養護学校職員1名）にとっては、大いに有意義であったようだ。実施時期や期間等、現実面で計画が難しい面があり、年度当初にアピールし、計画的に参加者をあげていただくなど工夫が今後、必要であると考え。また、東北信地区の盲・ろう・養護学校の教職員を対象に研修ニーズに応じた研修プログラムを作成し、肢体不自由教育実地研修の実施、研修に対するアンケート調査の実施などの活動を行っていくことが今後の課題となる。

3) 研修

本校が考える研修機能には、教育相談担当者が相談に応じる力量を高めるための研修と地域のニーズに応じた実践的研修の2つの方向を考えた。地域のニーズに応じた研修機能は、主に先述した更埴地区特別支援教育研究会が担っており、校内の教育相談担当者が相談に応じる力量を高めるための研修機能は、現在のところ実施していない現状にある。このことは、相談部内の組織で対応していくには困難であり、校務分掌にある研修係と連携していかなければ実現することが難しいと考えている。平成16（2004）年度へ向けての校務分掌編成により解決していきたい課題である。

4) 情報の提供

本校が今まで蓄積してきた特別支援教育に関する情報を保護者や教職員、保育士等に提供することを目的としている。情報の提供機能は、インターネットや新聞等による情報提供活動と教材教具の貸し出しの2つに大別できるのではないかと考えた。そこで、ホームページの作成、更埴地区特別支援教育研究会と共催しての教材教具展の開催、相談部活動内容についての校内新聞の発行、資源マップの作成、教育相談室の書籍の貸し出しを試みた。これらの情報の提供機能のなかで、特に有効であったのは、教育相談室書籍の貸し出しである。書籍は、相談部員の書籍を集め相談室書棚に整理した。その冊数は、350冊以上であり、自由に貸し出しできるようにした。利用者は、本校職員や本校保護者、隣接する稲荷山医療福祉センターの療法士、地域の関係者等であり、利用冊数は、平成15（2003）年度1月現在で、84冊であった。

このように、相談部書籍の貸し出しは、地域のセンター的役割を果たすだけでなく、本校の教育活動の充実の一助となっている。しかし、相談部書籍の殆どが相談部員の私物であるため、今後、相談部所有の書籍として拡充していかなければならないと考えている。また、校内新聞の発行、資源マップの作成については、相談部内の分担で活動を展開していくことが困難であるため、平成16（2004）年度の校務分掌編成において、機能を明確にし取り組んでいかなければならない課題である。

5) 教育相談

平成15（2003）年以降の教育相談については、「2」で詳しく記すため、ここでは平成14（2002）年の経過について述べる。

教育相談は、電話相談、来校相談、訪問相談の3つの方法で実施した。電話相談は、毎週月曜日と水曜日の午前10時から12時までと午後2時から4時までの時間帯を設定した。来校相談は、毎週火曜日木曜日の午前10時から正午までの曜日及び時間帯を設定した。訪問相談は、毎週金曜日の午前9時から正午までの曜日及び時間帯に設定した。

また、電話相談や来校相談、訪問相談のそれぞれについての手続きを作成した。来校相談の手続きの特徴は、スタッフ受理会議を経て支援スタッフの選出、支援スタッフチームの編成そして来校相談の実施とした。訪問相談の手続きの特徴は、保護者、子ども、担当等で訪問相談依頼書に相談内容を記入し、施設長、学校長から相談室へ依頼し、訪問相談の実施とした。これらは、平成14（2002）年度、教育相談を始めるに当たり、相談部で考えた教育相談の手続きであった。このように考えた背景として、教育相談の専任教員が確保できないことにより、相談部員全てで対応していく体制をとらざる終えなかったことによる。しかし、実際に教育相談が始まると、教育相談として設定した曜日や時間帯に関係なく、電話相談や来校相談、訪問相談があり、スタッフ受理会議や支援スタッフの選出を行う時間が確保できないばかりか、相談担当が兼務しているために対応できない状況に陥っていった。また、平成14（2002）年度の相談件数は145件であり、地域の保護者及び学校、保育所、幼稚園関係者等に相談部が認知されはじめ、さらに相談件数が増加する傾向が予測された。このような背景を受け、相談部の働きかけ及び校長をはじめとする全校職員の理解により、平成15（2003）年度より教育相談専任が配置されることとなった。

隣接する稲荷山医療福祉センターでは、国からの指定を受け、地域の障害児（者）を対象に障害児（者）地域療育等支援事業に取り組んでいる。本事業は、稲荷山医療福祉センターの医療スタッフである理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による障害児（者）への相談や支援といった医療面でのサービスが中核となっている。本事業の中のひとつ、施設支援一般事業は、地域の幼稚園、保育所、小中学校を巡回し、障害児に関わる職員に対する支援を行うものである。巡回の中では、その中心である医療面の相談のほか、必然的に保育所の次年度小学校入学児の学校生活の問題、学校内の支援体制の問題等のような教育に関する相談を受ける機会がある。このような状況に対し、隣接する教育機関として本校の役割が徐々に明確化し、本校相談員による情報提供、さらに巡回訪問時の本校相談員の同行といった形で連携が発展した。

また、平成13（2001）年度から平成14（2002）年度に、地元の更埴市教育委員会は、文部科学省から教育相談体系化推進事業のモデル地域として指定を受けた。この事業は、障害のある子ども及びその保護者に対し、幼児期から学校卒業後にわたって、教育・福祉・保健・医療等の諸機関が一体となった相談支援体制を整備することを趣旨とするものであった。この時期は、本校がセンター的機能充実を目指して取り組み、地域の諸機関との連携を模索し始めた時期であった。本校の相談部は、相談部長が運営会議や連絡会議のメンバーとして参加する機会を得、本事業の実質的な運営の中では、これまでの地域での教育相談活動や個々の連携実績を生かし、地域の保育所、幼稚園、小中学校や隣接する稲荷山医療福祉センター等の相互間をつなげるパイプ的な役割を果たした。また、本事業の運営会議や連絡会議を通し、更埴市の福祉課、保健課等とのつながりがもたらされた（図4）。

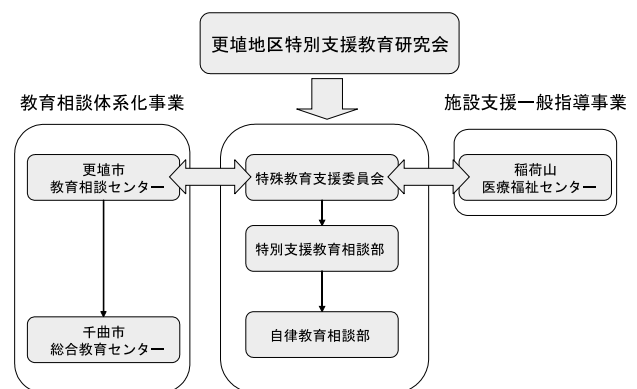


図4 関係諸機関との連携

（5）センター的機能に関する校内体制の構築についてのまとめ

平成13（2001）年度から15（2003）年度の校内体制の取り組みを振り返ると、平成13（2001）年度の特教育支援委員会は、学校全体の立場で考えることのできる構成員で組織されていたことにより、本校職員のコンセンサスを得る近道となったと考えられる。また、平成14（2002）年度の委員会から部へと名称を変更し、部として位置づいたことは、平成15（2003）年度における学校重点目標の一つとして反映される基盤となっていった。さらに、平

成14（2002）年度の相談件数等を校内外に数字で示したことにより、相談部の重要性が校内をはじめ関係諸機関において認識され、センター的機能開発に向けて加速度的に展開していくことにつながってきたと考えられる。

設備面に関しては、限られた人的及び物的資源の中で工面し、地道に活動を展開していく中で、相談部の重要性が高まり充実してきた経緯があった。このように、なにもないところからはじめていくという産みの苦しみがあるが、委員会から部へ、相談員兼務から専任へという、将来的なビジョンが相談部員の中で共通理解できていたことが、これまでの活動を展開していく礎となっていたのではないかと考える。特に、地域子どもたちや保護者、関係者等が苦戦している状況を地域の養護学校として一緒に考えていこうというスタンスに立てたことが重要であったように推測する。そして、これらを具体的に校内体制に反映していこうという相談部員一人一人のマンパワーによるものが大きかったのではないかと考える。

地域のニーズに関する聞き取り調査を基盤に、校内の既存の係と連携協力し、本校のセンター的機能を構築してきた。また、地域の諸機関との連携が今日の段階に至る経緯は、隣接する稲荷山医療福祉センターの相談員との施設訪問相談や教育委員会と連携した地域の就学相談のような身近な機関との連携作り、また、本校の職員や保護者が中心となった研究会活動への協力等、既存のものを生かしながらの取り組みといった、日常的な地道な活動が基盤となった。このように、タイムリーな出来事の中で、地域の養護学校としての役割を果たしたことが、地域の医療・福祉・教育等の機関との連携を促進的に進める一要素となったと考える。

しかしながら、それぞれのセンター的機能は、試行錯誤しながら改善している現状であり、解決しなければならない課題も多い。現在、平成16（2004）年度に向けて、センター的機能や特別支援教育コーディネーター（仮称）の視点から校務分掌組織の編成に取り組んでいる。相談部の枠組みを超えた学校全体としての取り組みへとさらに進化し始めてきている。委員会から部へ、そして学校全体としての取り組みへと歩みは遅いが、限られた資源を生かし、地域の支援ニーズに耳を傾けながら歩んでいくことが本校の実情に応じた方法であると考えている。

2 教育相談機能の充実と地域との連携・協働ー平成15（2003）年度の取り組み

（1）学校心理学のアプローチからの教育相談の現状

平成15（2003）年度、本校では、教育相談専任が配置された。このことにより、センター的機能の柱、「研究」「教育相談」「研修」「情報の提供」の各機能を統括しながらも、教育相談に力点を置いたセンター的機能の推進が図られた。以降教育相談を中心に平成15（2003）年度の取り組みについて報告する。

1）校務分掌としての教育相談専任

① 教育相談専任配置の背景

先述したように、本校相談室のシステムの整備、地域の連携作り、地域のニーズの高まり等の中、平成14（2002）年度以来、本校相談室に対し、日常的・コンスタントに相談が求められるようになった。平成14（2002）年度は、各学期順調に相談を受け、対応する機会が増え、1年間で145件の相談実績をあげた。地域の保護者及び学校、保育園、幼稚園関係者に本校相談室が認知され、広まる傾向を示した。相談件数の伸びとともに、従来のような他分掌兼務による相談対応に限界がみえてきた。このような背景を受け、教育相談部の働きかけ及び校長をはじめ全校職員の理解により、平成15（2003）年度より教育相談専任が配置されることとなった。

② 教育相談専任の位置づけ

本校で配置した、教育相談専任は、従来の小・中・高等部といった部会に属さず独立した立場にある。担当の児童生徒を持たず、文字通り学校内外の相談に、校内体制の制約を受けることなく柔軟かつ機動的に対応することができる。校外に出向いての訪問相談や地域の他の機関との連携をとる上で、大きなメリットとなると考えられた。

2）学校心理学を基盤とした教育相談体制作り

本校教育相談は、特別支援教育のセンターとして発達障害等のような特別な教育的ニーズに対する専門性ととともに、教育相談に対する専門性として学校心理学を基盤に置き、教育相談の質的な向上を目指した。学校心理学とは、「学校教育における一人ひとりの児童生徒が学習面、心理・社会面、進路面における課題への取り組みの過程で出会う問題状況を解決するよう援助し、成長することを促進する心理教育的援助サービスの理論と実践を支える学問体系である（石隈、1999）。」と定義されている。

学校心理学は、養護学校のセンター的機能について実践する上で、大変有用な学問体系であり、センター的機能の先進県である神奈川県においても10年程前から学校心理学を基盤にした教育相談担当教員の養成が行われて

いる（中田，2003；瀬戸，2003）。また，長野県では本校の教員が事務局となって，県内の盲・ろう・養護学校教員の有志が集まり，本平成14（2002）年5月より「地域特殊教育センター担当教員専門研究会」という名称で，県内の盲・ろう・養護学校教員対象の研究会を立ち上げ，大学の専門的な教官を講師として招き同様の教員養成研修を行っている。

本校の教育相談においては上記の研修に加え，すでに大学院長期研修において学校心理学について研究し，専門的な資格としての学校心理士の認定を受けた者を専任に据えた。また，大学の専門的な教官2名を教育相談室のスーパーバイザーとして正式に依頼し，連携の体制を整えた。

3）教育相談の現状

教育相談専任の配置，教育相談の質的な向上を目指した取り組みを受け，本校教育相談の現状がどのようなものになったか，相談記録をもとに報告する。

① 相談種別の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した訪問相談，来校相談，電話相談件数の内訳を図5に示した。総数は420件であった。

要請を受けて保育園，学校等を訪問しての相談が，62%と最も高い割合を占めた。訪問相談の内容は，個々違いはあるが，2時間，半日，終日といった比較的時間をかけたものが大半であった。また，訪問する施設に関しては，1回の訪問で終結するものから，10回以上のコンサルテーションを重ねたもの，月1回程度のペースで巡回訪問的な形になったものまで様々であった。

② 相談者の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談における相談者の内訳を図6に示した。1件の相談に複数の相談者がいた場合もあり，総数は610名であった。内訳は，保育士の割合が最も高く，以下保護者，小学校教員の順であった。

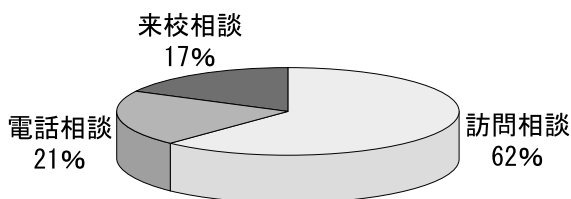


図5 相談種別ごとの内訳 総件数=420

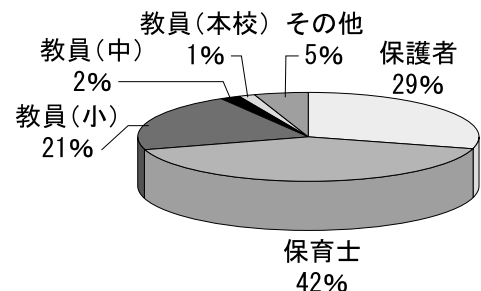


図6 相談者の内訳 総人数=610

③ 相談対象児（者）の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談において対象となった相談対象児（者）の内訳を図7に示した。

同一の対象児（者）に対し複数回の相談が行われたケースがあったため，総数は581人であった。幼稚園・保育園児の割合が最も高く，次いで小学生の順であった。就園前のお子さんから小学生までの比較的低年齢の子どもが対象となったケースが全体の91%を占めた。

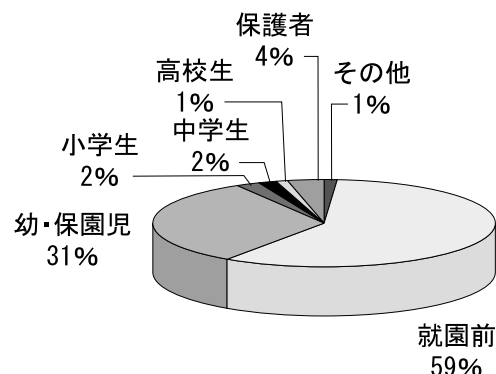


図7 相談対象者の内訳 総人数=581

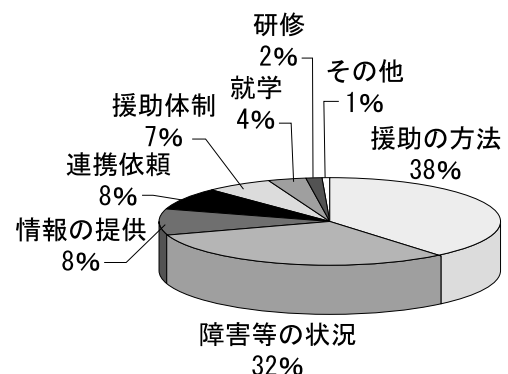


図8 主訴の内訳 総件数=661

④ 主訴の内容

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談における、主訴の内容及び割合を図8に示した。1つのケースに複数の主訴が含まれるものがあったため総数は661件であった。

援助の方法に関する主訴の割合が最も高く、次いで障害等の状況に対するアセスメントの割合が高かった。

4）学校心理学のアプローチからの教育相談の現状についてのまとめ

本校の教育相談の特色として、訪問相談の形態を多くとっていることがあげられる。このことは、佐藤、涌井（2004）による調査における、相談を要請する幼・保、小中学校が、デリバリー型（訪問相談の形態）の相談に対し高いニーズを示したという結果との関連を示唆するものであった。機動性と柔軟性を持った教育相談専任の配置が、相談要請者のニーズと合致し、相談者の時間的な制約の軽減、相談者及び相談対象児（者）が慣れ親しんだ場＝サポート活動の場という現実的なメリットを提供できたと考えられる。

相談者の内訳と相談対象児（者）の内訳から、保育園や幼稚園の場を中心に、保護者や保育士の皆さんからの比較的低年齢層のお子さんを対象にした相談を多く受けている傾向が示されている。保育園・幼稚園の外部機関活用の定着化と保護者の関心やニーズの高さを裏付けていると考えられる。また、主訴の内訳としては、援助の方法に関する主訴の割合が最も高く、次いで障害等の状況に対するアセスメントの割合が高かった。

教育相談を行う上で有効な、学校心理学の内容のひとつとして、「コンサルテーション」があげられる。コンサルテーションは、「異なった専門性や役割をもつ者同士が子どもの問題状況について検討し今後の援助のあり方について話し合うプロセス（作戦会議）」と言える。このような「コンサルテーション」では、場当たりに、専門的な見地から意見を述べるのが避けられ、援助を受ける者コンサルティの専門性を尊重しながら、現実的かつ具体的な援助の方法を検討する（石隈、1999）。このような学校心理学を基盤とした教育相談の取り組みは、主訴と一致しており、本校の相談において、相談者のニーズにあった質的に安定したサービスを提供することができたと考えられる。

学校心理学は、本校の教育相談において、相談者がどのようなサポートを求めているのか、教育相談専任が提供するものが、どのようなサポートであるか検討し、整理する枠組みとなり、相談者のニーズにあったサポートを提供する上で有効であった。教育相談を行う上で、有効な学校心理学の内容として、提供するサポートの質の視点が考えられる。石隈（1999）は、コミュニティ心理学における4種類のサポート分類として、情動的サポート、道具的サポート、評価的サポート、情緒的サポートをあげている。情動的サポートは、課題への取り組みや問題解決に役立つ情報、示唆、アドバイス、支持等を提供することとされている。道具的サポートは、具体的で実際的なサポートであり、物品、金銭、労力、時間、環境調整による助力を提供することとされている。評価的サポートは、課題への取り組みに対して、評価（肯定、意見、基準との比較等）をフィードバックすることであり、その評価によって現在の行動や力量を確認、修正、発展できるとされている。情緒的サポートは、関心、信頼、傾聴、支持等の情緒的な働きかけを提供し、安心させ勇気づけることとされている。情緒的サポートは、情動的サポート、道具的サポート、評価的サポートの提供が前提となってもたらされるという視点（久保田、2003）は、相談者の安心や満足を求めるあまり陥る恐れのある、安易な同調や賛同等をさけ、具体的に役立つ教育相談の機能を果たす上で有効であったと考えられる。

このような各要素が、平成14（2002）年145件から平成15（2003）年（12月末）420件という相談件数の大幅な伸びにつながったと推察できる。本校の教育相談の質的向上を考えると、特別支援教育とともに学校心理学は欠かすことのできない、重要な部分を占める専門性であるといえる。今後の課題として、訪問相談のメリットを生かしながら、保育園や幼稚園だけでなく、小・中学校においても、より利用のしやすい相談の形態・方法について検討していきたいと考えている。

（2）地域との連携・協働

本校、教育相談室では、教育相談を中心としたセンター的機能の取り組みの中で地域の相談支援体制作りを重点とし、その中心的なテーマを「実践的な組織作り」に置いた。実践的とは、文書上の組織図や委嘱にとどまらず、他機関との連絡、情報の共有、事例に対する協働等が日常的に行われること捉えた。そのような観点から、平成15（2003）年度、実践した地域の相談支援体制作りについて報告する。

1）地区相談支援チームの結成

平成15（2003）年度、前年度までの稲荷山医療福祉センターとの隣接という地の利を生かした日常的な連携や市の教育相談体系化事業の実績を受けて、本校教育相談室、稲荷山医療福祉センター及び市教育委員会が新設し

た教育相談センターに所属する相談員の三者が連携した地区相談支援チームが結成された。

実際の活動としては、市内の幼稚園・保育所・小中学校に三者が一緒に訪問し、相談業務の説明や援助ニーズの把握をすること、それぞれの持つ情報の交換、共有を行うこと、援助事例と一緒に検討し、チームとしての援助サービスを提供すること等を日常的に実践してきた。

2) 千曲市相談支援関係者連絡会議の開催

地区相談支援チームは、前年度までの教育相談体系化推進事業の実績を生かして、地域の相談支援の関係者を包括した、より実践的な組織の立ち上げを計画した。本会は、千曲市相談支援関係者連絡会議と命名された。構成については、教育相談体系化推進事業における連絡会議のメンバーであった市福祉課、保健課、幼稚園、保育園、子育て支援センター、市内言語障害児学級等をもとに検討し、実際の連携機会やニーズの高さ及び横山（1998）、石隈（1999）、上月（2003）を参考に、市内の特別支援学級、適応指導（不登校生に対する支援）担当者、生徒指導担当者、養護教諭の代表者、児童館スタッフをメンバーとして補った。また、会の運営や事例検討等に対するスーパーバイザーや必要に応じて参加し助言等をするアドバイザーとして、市内スクールカウンセラー、信州大学教育学部、国立特殊教育総合研究所、長野県中央児童相談所のスタッフのメンバーを加えた。本会の計画・運営の中心となる事務局は、市教育委員会及び地区相談支援チームとした（図9）。

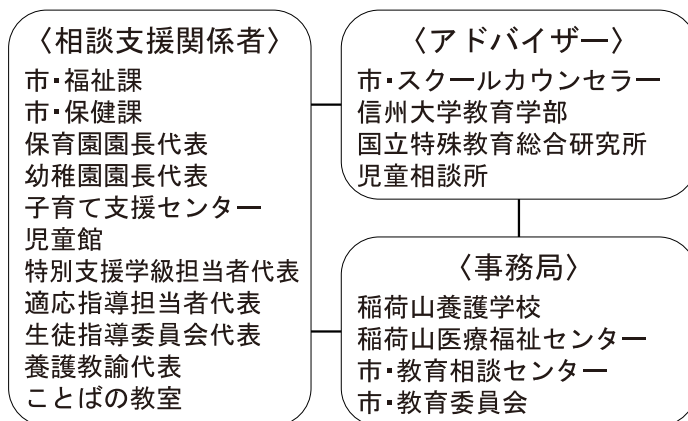


図9 千曲市相談支援関係者連絡会議の構成

地区相談支援チームを中心に立案した、本会の目的及び連会の内容は以下の通りである。

① 目的

地域の障害等特別な教育的ニーズを持つ子ども、その保護者、関係者について、乳幼児期から学校卒業後にわたって、教育・福祉・保健・医療・労働等の機関が連携、協力して相談支援を行う一貫した体制を整備する必要がある。そこで関係諸機関の連絡調整及び協働的な取り組みを促進することを目的に本連絡会議を設置する。

② 連携の内容

ア) 当面更埴市教育相談センターが事務局を務め、連絡会議の構成メンバーの連絡調整及び連絡会議運営の中心的役割を担う。

イ) 定期的に連絡会を開催し、情報の交換、ケースの検討等を行う。

ウ) 機関の連絡方法、担当者、相談支援に関する専門性を明確にし、相互の理解を図る。

エ) 日常的に情報の交換を行い、連携の機会を整え、支援にあたる。

オ) 連携の必要が生じた場合、連絡調整のうえ、コーディネーターを選定し、支援チームを結成する。

カ) 支援チームにより、情報収集、援助案の策定、援助実践、援助の評価、記録を行う。

キ) 連絡会において支援チームの実践について共通理解を図るとともに、記録をファイルとして残し、追跡的な支援を行えるようにする。

ク) 各分野の専門性を理解し、それぞれの資質の向上を図るため研修活動を行う。

上記をもとに、平成15（2003）年度7月、11月、2月の3回、連絡会議が開催され、事例検討、各機関の機能の確認等を通じて地域の相談支援機関間の情報交換やチーム支援の実践等の統括を目指す組織の基礎が形作られた。

3) 本校の地域連携事例の現状

地域の相談支援体制の整備や教育相談専任の機動性を生かした相談室の取り組みが地域に認知されるに従い、本校の相談事例における地域連携事例の占める割合が高まった。平成15（2003）年4月から12月までの地域連携事例件数は170件で、事例総数420件の40%を占めた。

月ごとの地域連携事例件数の推移を図10に示した。8月は夏期休業が入り、事例自体が少なかったために連携事例件数が伸びていないが、4月の段階では6事例であったものが、月ごとに数が増え、最近の11月、12月では32事例という結果であった。

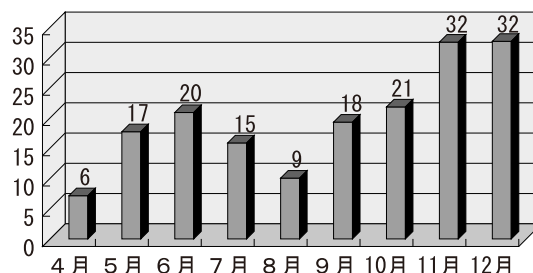


図10 月別の連携事例件数

4) 地域の連携機関の広がり

連携事例において支援チームを構成した機関及びスタッフを図11に示した。隣接する稲荷山医療福祉センターを中心に市・福祉課、保健課、児童相談所、市・教育相談センター、適応指導教室等とチームを組んで、市内の学校、保育園、保護者に対し支援を行ってきた。また、長野県の北部、東部の広い地域での連携もいくつかあり、長野市・福祉課、長野市保健所、戸隠村等の機関とともに支援を行った。隣接地域の長野養護学校・相談室との連携も開始し、長野養護学校入学を希望する、地域の子どもを中心とともに支援を行った。

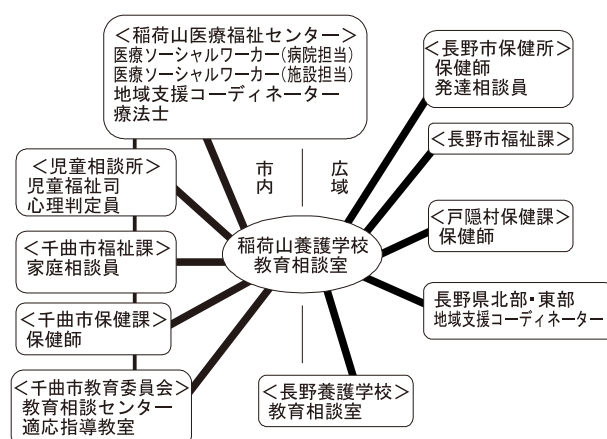


図11 連携事例において
支援チームを構成した機関及びスタッフ

5) 支援チームの構成

連携事例における支援チームの構成は、対象事例により異なり文字通りケースバイケースではあるが、基本的には支援の要請を受けた、または事例に出会った機関が必要性和必然性をもとに関係機関の輪を広げることにより出来上がってきた。チームのコーディネート役は事例によって異なっていた。図12に示した機関及びスタッフの組み合わせにより、多くの支援チームが作られ、また、事例の進行により変化したこともあったため、すべてのチームを取り上げることは出来ないが、代表的な支援チームの構成と支援内容の概略を紹介する。

① 【稲荷山医療福祉センター・地域支援コーディネーター（以下C o）と療法士と本校相談員】

本校相談員が、稲荷山医療福祉センターの施設支援一般事業と協働する形で構成されたチームであり、センターC oのコーディネートにより、市内及び広域の保育園中心に支援を行った。療法士は、医学的な専門性を生かして個に寄り添った情報や支援の方法を提供する役割を持つ。本校相談員は、療法士の専門的な助言を保育園の現場や集団の中でどのように生かすかという専門性と日常性の橋渡しの役割を持つ。それらをセンターC oがニーズに応じて組み合わせることにより幅広い主訴に対して的確な対応を可能にしたと考える。

② 【稲荷山医療福祉センター・医療ソーシャルワーカー（以下MSW）と本校相談員】

稲荷山医療福祉センターを受診した子どもや保護者のアフター・フォローを目的として構成されたチームである。保育園、学校、家庭を訪問して支援を行った。センター受診をきっかけに始まった事例だけでなく、本校相談が受診へとつなげた事例もあった。必要によって、療法士や市保健課がチームに加わることがあった。センターMSWは、従来から行っていた受診のスケジュールリング等のサービスに加え保護者への受診後の相談窓口としての役割をより明確化した。本校相談員は、センターMSWの動きと帯同しながら、必要に応じて本人の在籍する保育園・学校等と連携を進める役割を担った。また、センターMSW、本校相談員それぞれの持つネットワークを結びつけ支援会議を組織することもあった。以上のように医療機関を受診した子ども及び保護者に対して継続性や関係機関を結びつけながらの広がりを持った支援を行っていく上で有効なチームとなったと考える。

③ 【児童相談所・児童福祉司／心理判定員と市福祉課・家庭相談員と稲荷山医療福祉センター・MSWと本校相

談員】

家庭生活、学校生活、心身の健康面、施設入所等の措置の可能性等、幅広い問題を抱えている事例に対して構成されたチームである。各機関の専門性を生かしながら、家庭、学校を訪問して継続的な支援を行った。柔軟に構成を変え（すべての訪問等に全スタッフが帯同するわけではない）、情報交換やケース会議を重ね共通理解を図ってきた。児童相談所は、子ども及び保護者への相談支援を通じた長期的な関わりや保護・指導といった具体的な措置を選択、執行する等の役割を持つ。家庭相談員は、家庭からの相談の直接的な窓口であり、援助の必要性のある家庭に対し、家庭訪問等を通し最前線で支援をする役割を持つ。センターMSWは、必要があれば速やかに医療機関とのパイプを結ぶ役割を持つ。本校相談員は、保育園、学校との連携を図ったり、心理教育的援助サービスの立場から、保育士や教員に対し、子どもや保護者への対応等のコンサルテーションを中心となって行う役割を持つ。それぞれ違った立場・役割の機関が協働することにより、各機関の孤立や支援の膠着を防ぎ、効果的な支援を継続できたり、それぞれの機関の援助力が向上するようなメリットを生むことが出来たと考える。

④ 【市教育相談センター＝稲荷山医療福祉センター（C o）と本校相談員】

先述した地区相談支援チームであり、地域への相談のPR、幼稚園・保育園・学校等のニーズの把握、千曲市相談支援関係者連絡会議の運営等を協働して行ってきた。

6）地域との連携・協働についてのまとめ

地区相談支援チームの結成を皮切りに、より実践的な組織作りをテーマに地域との連携を図ってきた。換言すると、組織図に線を引くことでなく、実際の事例を通してながら、地域の機関とのパイプや信頼関係を作っていくことであった。平成15（2003）年度の地域連携事例件数を見ると、月ごとに数が増えており、この取り組みは、教育相談専任の機動性を生かし確実に成果を上げることができたと考えられる。

地域との連携を広げる上で、お互いが顔を合わせながら協働することはもちろんであるが、その中で、お互いがそれぞれの持ち味（専門性）を理解し、活かし合っていけることが重要なポイントであった。また、お互いが違った持ち味を持ちながらも、支え合っていけることも同様に重要なポイントであった。支援チームの構成と内容を見ると、稲荷山医療福祉センターは医療の専門性やネットワークを生かす役割を担うことが多く、本校は保育園・学校等の場、年齢における子どものアセスメントや支援、保育士や教員への支援、ネットワーク作りの役割を担うことが多いことがわかる。また、児童相談所は長期的な支援、措置等具体的な方策を駆使し問題解決や事例の展開を進める役割、市の福祉課は、子どもや家庭に対し直接的かつ幅広い相談支援を行う役割とそれぞれの持ち味が明確となっている。このようなそれぞれの機関の持ち味を生かした相談体制は、事例の抱えている問題が複雑であればあるほど問題の解決に重要な役割を果たした。このような姿勢を大切にした支援が地域の保護者、学校、保育園等に広く受け入れられてきたと考えられる。

養護学校の相談室は、地域の相談支援機関の中で考えたとき、まだまだ歴史が浅い、新規参入機関である。「つながれ上手、つなぎ上手」（石隈、2003）の大切さが唱われる今日、地域の中で広く認知され、活用されるようになるためには、まず、相手が活用しやすい姿勢を作ること、次に、つながれたときにより有効なサポートを提供する努力を惜しまないこと、そして、つながれたネットワークを生かして必要なつなぎをしていくことを常に念頭に置き、実践を重ねていく必要がある。また、その姿に近づけるための研修やシステム作りを続けていかなければならないと考える。

（3）教育相談機能の充実と地域との連携・協働についてのまとめ

教育相談機能の充実と地域との連携・協働について、本校での平成15（2003）年度の教育相談の取り組みを概観した。本校の教育相談の特色は、教育相談専任による訪問相談の形態を多くとっていることである。これは、相談者のニーズにもあっているものである。また、実際の事例を通してながら、地域の機関とのパイプや信頼関係を作っていくことという方法では、相談担当者にニーズに対応するための機動性が求められる。教育相談専任による訪問相談は、このような地域のニーズに対応することが可能であり、地域連携を促進するための重要な要因となったと考えられる。しかし、幼稚園、保育園、学校や地域の関係諸機関等は、定期的な人事異動があり流動的な組織と成らざる終えない状況にある。個人間の繋がりがや身近な連携に依存することのない、「システム・オーガナイズ」（黒沢・森、1999）を重視した地域全体の相談体制の構築が重要であると考えられる。

地域の相談支援体制の整備とともに重要な視点として、外部の支援をより有効に生かすための幼稚園・保育園・小中学校内の体制作りがあげられる。これに対する指針のひとつとして、「今後の特別支援教育の在り方について

（最終報告）」（文部科学省，2003）で提唱されている特別支援教育コーディネーターの配置がある。学校を例に挙げると，特別支援教育コーディネーターの役割は，地域の支援チームと学校内を結ぶパイプ役となるとともに，外部の相談支援の資源をより有効に生かすための校内体制作りのキーパーソンとなることである。

今後，地域の相談支援体制充実に向けた取り組みの中で，特別支援教育コーディネーターの養成や研修も含めて，本校が地域の中で果たすべき役割について検討することが必要である。

3 本校のセンター的機能の開発を振り返ってーセンター的機能開発の原動力ー

センター的機能を開発していく過程には，様々な乗り越えなければならぬ課題があった。例えば，教育相談を担当する人材の確保，教育相談に関する専門性及び養成，校務分掌の位置付け，学校全体としてのセンター的役割，教職員のコンセンサス，関係諸機関との連携等である。これらの課題を解決していく原動力の一つは，地域の研究大会で本校の特別支援教育相談部の説明を行ったときに出された保護者の発言であった。その内容は，「早期に相談することがなく，私たち家族はどこに相談すればよいのかのところで悩んでしまった。もっと早く，このような相談をするとこができていればよかったのと思う。（特別支援学級保護者）」「いろいろと相談するところがある方がよいと思う。特殊教育を専門とする相談員だとよく話を聞いてくれ，気持ちを受け止めてくれるような気がする。是非相談したい。（特別支援学級保護者）。」等である。また，電話相談，来校相談に，勇気を振り絞り電話相談や来校相談に来る保護者の姿は，本校がセンター的役割を果たす重要性和責任を感じ取ることができた。

このように，保護者が本校のセンター的機能を求めている発言や姿が，現時点においても様々な乗り越えなければならぬ課題に挑戦し続けている原動力となっている。

校内体制では，校務分掌として平成13（2001）年度に特殊教育委員会，平成14（2002）年度には特別支援教育相談部，そして，平成16（2004）年度に向けて，センター的機能や特別支援教育コーディネーター（仮称）の視点から校務分掌組織の編成へと繋がり，センター的機能を有する学校へと変貌を遂げようとしている。この背景には，学校長をはじめとした全職員のセンター的機能に対する理解と協力がなければ不可能であった。このような本校教職員の支えも，センター的機能開発を推進する上で重要な原動力となったと考える。

参考・引用文献

- 1) 平松清志 1998 学校教育相談の組織づくり 明治図書
- 2) 石隈利紀 1999 学校心理学ー教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス 誠信書房
- 3) 石隈利紀 2003 援助のコーディネーション 日本学校心理学会会報，8，1ー2
- 4) 上月正博 2003 今後の養護学校とセンター的役割 養護学校の教育と展望，129，4ー9
- 5) 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校
1998 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校要覧
- 6) 久保田純 2003 通常学級における発達障害児への援助組織に関する研究ー教師に対する協働的援助体制の有効性の分析 平成14年度信州大学大学院教育学研究科修士論文 未刊行
- 7) 久保田純・林直樹・上村恵津子・永松裕希
2002 中学校の通常学級における特別な教育的ニーズのある生徒への援助 日本教育心理学会第44回総会発表論文集，553
- 8) 黒沢幸子・森俊夫
1999 外部関係機関との連携 吉川悟（編）システム論からみた学校臨床 金剛出版，174-176
- 9) 文部科学省 2001 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議（最終報告）
- 10) 文部科学省 2003 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
- 11) 中田正敏 2003 盲・ろう・養護学校地域支援担当教員の養成システムへの視点 養護学校の教育と展望，129，38ー41
- 12) 佐藤克敏・涌井恵
2004 更埴市における相談への要望に関する研究ー保育所，幼稚園への調査結果よりー 平成15年度独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書

「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能の開発的研究」

- 13) 瀬戸ひとみ 2003 養護学校の教育相談活動 養護学校の教育と展望, 129, 26-29
- 14) 横山岑夫 1998 特殊教育から教育改革への発信 多賀出版

センター的機能の開発への試行

～全分掌部での機能分担，地域の関係機関との協力関係づくり～

熊本県立松橋養護学校

松本 英雄

はじめに

本校の所在地である熊本県下益城郡松橋町は、旧来から「福祉の町」づくりを推進してきており、肢体不自由養護学校である本校の他にも、知的障害養護学校1校と療育センター併設の肢体不自由養護学校1校の計3校が設置されるとともに、療育センターや知的障害者授産施設、身体障害者更生施設等の社会的資源を有している。このような地域性からか、本校に寄せられる相談は従来就学相談が主であり、本校がより広範なセンター的機能を果たすには、独自性を持った取り組みを行う必要があった。また、関係機関が多数設置されてはいるものの、それぞれの機関間の連携が十分に図られているとは言えない状況にあった。

本校は、平成10年度から3ヶ年に渡り、文部省（当時）実験学校として「コンピュータ等情報機器活用に関する研究」を行い、ITを仲立ちとした地域貢献として授業の中での生徒による地域の人々に対してのパソコン講習会等に取り組んだ。さらに平成12年度からは「スクールパークまつよう」構想を立ち上げ、地域の人々が集う開かれた学校づくりを目指してきた。

そのような中、独立行政法人国立特殊教育総合研究所より本プロジェクト研究の公募があった。それまでに培ったノウハウ等を地域に還元し、より一層地域に貢献したいと考えていた本校のニーズと重なる場所であったため、これに応募し取り組むことにした。これからの時代に求められる養護学校の在り方について職員の意識向上を図るとともに、本校なりのセンター的機能を模索しながら様々な可能性を探っていきたいとの願いを持って、本研究の取り組みが始まった。

1 職員の共通理解と取り組みの整理

初年度には主に、センター的機能の概念について職員研修を重ね、職員間の共通理解を図っていった。実質1年間をかけて丁寧にこのことを行った理由は、その時点では本校にとってセンター的機能は全く新しい概念であったため、職員の認識を広げ、何を行うべきか、何が必要か等の見通しを持ちたかったからである。まず、国立特殊教育総合研究所プロジェクト担当者から「センター的機能の展望」について説明を聞いた。その後、感想や今後の展望についてアンケートを実施したところ、これまでの養護学校の役割が変わっていくことへの意識改革が必要だという意見や、専門性について捉え直すべきとの意見が多く見られた。またセンター的機能として、教育相談や情報提供、研修の企画、教材・教具の貸し出しといった取り組みをイメージできたものの、仕事量が必然的に増えることから、職員の負担増を懸念する意見や、共通理解が不足している現状への不安等も多く見られた。しかしこれらのことは、実際の学校現場におけるセンター的機能の開発に関する現実的スタートラインと捉えることができる。

さらにそれを受けて「本校の役割と課題」について研修を開き、協議を行った。校内での研修に他校の職員が参加できるようにしたらどうかという意見や、松橋町の養護学校3校がセンター的機能を果たしていくのなら本校なりの取り組みを行う必要があるとの意見、本校が果たせる役割等について整理をし、関係機関と連携を図りながら、地域の方々に強くアピールする必要があるといった意見等、徐々に課題解決に向けた具体的な意見が多く見られるようになっていった。これ

表1 平成13年度の取組として整理した事柄

機能	名 称 等	内 容
専門性 向上	サポーター会議 まつようゼミ	ボランティアや専門家の授業支援 時間外の研修会（大学教授）
理解 啓発	ふれあい交流会 文化祭への参加 年賀状作成	地域全体の交流行事運営 地域の方の行事参加 地域の方への生徒による講習
研修 機能	療護施設職員研修 各種研修	新設施設職員の研修受託 地区の初任者研修等受託
教育 相談等	継続した相談 地域療育事業参加	H. 12から1ケース継続相談 学習会への参加

からの養護学校に求められる役割を意識したことで、自分たちに何ができるのかということを現実的に検討することができるようになったと思われる。

また共通理解を図ることと並行して、運営委員を中心とした「プロジェクト研究検討会」を計4回実施し、方向性の検討を重ねるとともに、取り組んできた事柄の中でセンター的機能として捉えられるものにはどのようなことがあるかの整理を行った(表1)。この検討会では様々な意見が出され、本校なりの取り組みとしてどのような方向性を持つべきか、意見の統一を図ることが難しかったが、次年度に各分掌部でセンター的機能に関わることについて整理をしていくことを確認した。

2 センター的機能を果たすための校務分掌組織再構築

(1) 校務分掌組織の再構築

平成13年度当初に校務分掌組織の見直しと再構築を図った。それまでの「いわゆる学校運営に関する内容の組織的分担」という色彩の枠組みから、「子どもの生活にとって必要な学校機能の位置づけ、割り振り」という視点に立ち、分掌部名を変更するとともに各機能を再編成した(図1)。分掌部名にはその部が果たすべき役割を象徴化した呼称を用い、各部が校内においてその役割に精通したスーパーバイザーとしての役割を果たすことを目指した。この見直しは、各分掌部で取り組む事柄への目的意識と専門性を高める意識づけとなったと考える。また、例えば自立サポート部では労働機関や福祉施設、健康安全・いのち部では医療・療育機関、生活支援部では居住地校等、役割に対応した学校外の各機関とのつなぎ役として、在籍児童生徒のニーズに対する連絡・調整役となることが一層明確になった。

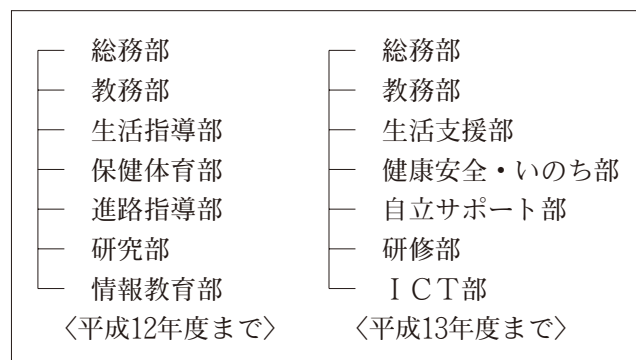


図1 子どものニーズに即した分掌組織再編

(2) 概念図の作成

取り組み2年目に当たる平成14年度には、本校のセンター的機能の取り組みを概念図(図2)として表すとともに、各分掌部の特性を活かしたセンター的機能の学校組織への位置づけを明確化した。具体的な取り組みの構造は、まず適切な教育課程や授業における高い指導力、環境整備、地域とのふれあいといった学校内部の充実があり、その校内での取り組みを支える学校外部の専門的機関との関わりがあり、それをもって在籍児童生徒以外の子どもたちや保護者、あるいは障害児教育に携わる人々へのサポートを行うことにした。

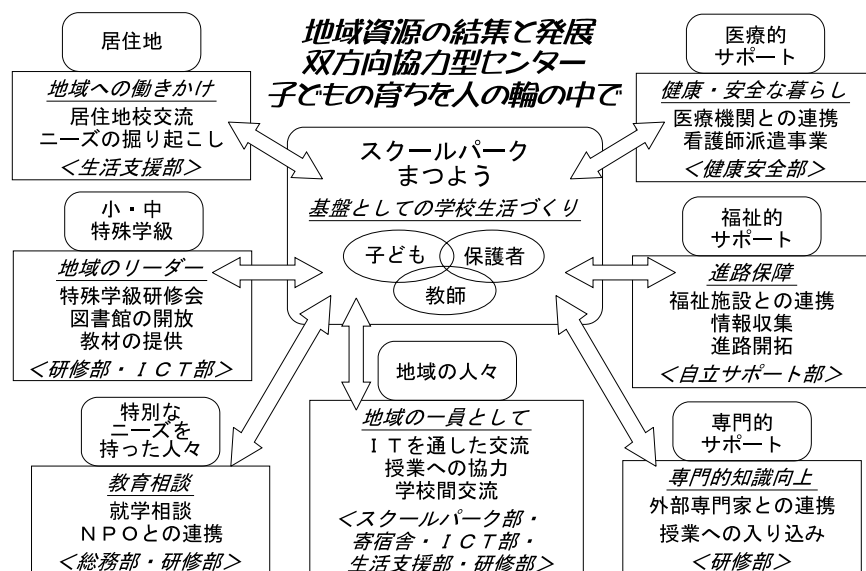


図2 本校のセンター的機能概念図(平成14年度)

（３）各分掌部の特性を活かしたセンター的機能の分担

本校の取り組みの特色と言えるものが、この「センター的機能の分掌部による分担」である。表２にあるように、各分掌部が特性を活かしたそれぞれの機能を担うものとし、「センター的機能は一部署によるものではなく学校全体で組織的に果たしていくべき」という本校なりの考えを具体化した。また、このことを通じて本校職員一人一人がセンター的機能を担っていくことを目指した。ともすれば、センター的機能は一部の職員が果たすものになりがちなのではないだろうか。窓口は一つに限られるものではなく、職員一人一人が地域に貢献する立場であることを自覚し、実際にアクションを起こしていけることが望ましいと考える。そのために本校では、本プロジェクト研究の校内担当でありセンター的機能推進役となった研修部が中心となり、全分掌部で分担して取り組んできた。これは最大限効果的に新たな取り組みを進めていく本校なりの工夫だった。

そのような考え方を浸透させるため、年度初めの研修で図２を使って取り組みの方向性を明らかにし、夏季休業中に全分掌部の具体的な取り組み予定について、また、冬季休業中にその結果や課題についての報告会を行った。報告会においては、若手職員が中心となって報告内容を検討し、センター的機能の在り方等について各分掌部長と相談し合う姿が見られる等、これらの取り組みを行ったことによって、センター的機能としての分掌部の役割を意識する職員の姿が多く見られるようになった。初年度に感じられた職員の負担感も、日常の業務とセンター的機能を結びつけて考えていったことによって、かなり軽減されてきたのではないかと考えられ、一定の成果を上げたと言える。

センター的機能を各分掌部で分担する取り組みは平成15年度も継続して行ったが、今後は一層、学校外の多様な機関や人との濃密なパートナーシップが必要となり、校内においてもその推進・調整役が重要になってくると考えられる。本校の特色である機能分担を継続し、それをさらに活用するために、分掌部長を中心とする調整委員会等を新たに設置する必要性を感じている。

表２ 平成14年度の取り組み概要（各分掌部の取り組み）

	分掌部と役割	主な取り組みと成果等
学校内部の充実	教務部 (教育力向上)	新学習指導要領に基づいた適切な教育課程編成と、「総合的な学習の時間」の本校なりの取り組み姿勢や観点、評価等の検討を行い、個性ある学校づくりに努めた。
	生活支援部 (交流)	学校間交流と居住地校交流の展開。「児童生徒の暮らしシート」の作成。居住地校交流連絡会の実施。地教委へも理解を求めた。居住地校からの教育相談があった。
	スクールパーク部 (地域との連携)	徹底的な環境整備とポニーの飼育を通しての「スクールパークまつよう」づくり。保育園生が遠足に訪れた。また花苗栽培と配布を通じた地域貢献を目指した。
	寄宿舎 (地域との連携)	夏祭りや映画会、もちつき大会で地域との交流を行った。また動作法キャンプに舎室提供を行った。寄宿舎の避難訓練に消防団の参加を得た。
専門的サポート	自立サポート部 (福祉との連携)	福祉施設に足を運んでの情報収集とそこからの相談受け付けを計画した。また職安、障害者職業センター、身障者福祉センターとの就職ケース研修会を実施した。
	健康安全部 (医療との連携)	「ほほえみライフサポート事業」(看護師派遣事業)初年度の取り組みを行い、医療的ケアについて本校なりの解決を得た。他県養護学校より事業の視察を受けた。
	研修部 (サポーター)	「まつよう熱烈サポーター」(大学教授および動作法スーパーバイザー)の定期的な授業への参加とアドバイスを得ることにより、指導力の向上を図った。
対外的働きかけ	ICT部 (アピール)	HPの充実を図った結果、メールでの教育相談があった。ITを活用しての地域交流(年賀状やHP作成)による生涯教育の場の提供を行った。図書館の特殊学級職員への開放を行った。
	研修部 (他校との連携)	地域の特殊学級の研修会へ会場と研修内容の提供を行い、そこから発展して養護学校三校、特殊学級、療育センターの合同学習会を実施することになった。
	研修部 (NPOと連携)	NPOとの連携を図り、活動を展開する準備は整ったが、現在のところ外部のニーズの掘り起こしが十分でなく、今年度は活動できなかった。

3 地域の教育・医療・福祉機関との連携「うき・コネット」

平成14年7月、宇城地区（松橋町を含む近隣の地区）の小・中学校の特殊学級からの申し出により、宇城特殊学級夏季研修会が本校で開催されたことから、本校と特殊学級との連携が始まった。研修会の内容は特殊学級担任の要望により、IT活用に関することと個別の指導計画に関すること、いずれも本校の特色として挙げられる事柄だった。

その研修会をきっかけとして、特殊学級担任・養護学校職員の有志による学習会を月1回行っていくことになった。校内に専門的内容での相談相手が少ない特殊学級担任のニーズを受け、共に学び合い、縁を広げる機会を持つことを願いとした。まずは特殊学級授業研究会に向け、3ヶ月に渡って対象となる特殊学級児童の個別の指導計画や指導案の検討を行っていったが、その中に療育センターの医師や心理士、加えて他の2校の養護学校職員の参加を得ることができた。授業研究会後に開いた講座には保育園・幼稚園からも参加を得るようになった。これらの縁は参加者それぞれが声を掛け合いながら草の根的に広がっていったものである。そこには、専門機関からアドバイスがほしいという特殊学級や幼稚園・保育園のニーズ、特殊学級との縁を広げたいという養護学校のニーズ、就学前に関わっていた子どもたちの入学後の様子が知りたいという療育センターのニーズ、それぞれのニーズの重なりがあった。

学習会は主に本校と松橋西養護学校を会場として、勤務時間外に行っている。月に一度という頻度では勤務時間内に行くことは非常に困難であるが、毎回40名近くの参加者があり、特殊学級や幼稚園・保育園担任の高いニーズが窺われる。

平成15年度からは、名称を「こどものための宇城教育・医療・福祉ネットワーク（通称「うき・コネット」）」とし、宇城地区特殊学級設置校校長会と養護学校3校校長の協力を得て、継続して学習会を行っている。

表3 学習会の内容

回	時 期	内 容	講 師 等
1	H14. 9	授業研究会準備	
2	10	授業研究会準備	
3	11	授業研究会準備	
4	12	「自閉症についての基礎概念」	療育センターDr.
5	H15. 1	「TEEACHについて」	特殊学級担任
6	2	「自閉症児の評価」	療育センター心理士
7	3	「自閉症の特性とは」	療育センター心理士
8	5	「松橋西養護学校の紹介」	松橋西養護学校教諭
9	7	「個別の指導計画について」	熊本大学教授
10	7	ケース検討会（小グループ）	
11	8	ケース検討会（小グループ）	
12	9	ケース検討会（小グループ）	
13	10	ケース報告会（全体）	療育センター心理士
14	11	「自閉症の理解と支援」	他地域養護学校教諭

4 「松養参観日」の実施

平成15年9月に、本校の取り組みをより多くの方々に知ってもらう機会として、地域住民や関係機関を対象とした「松養参観日」を新たに実施した。これは、地域に対する本校の授業づくりや教育理念、またセンター的機能として学校外部からの教育相談等に応じていくことのアピールである。前述のとおり、県立の療育センターが設置されている松橋町では、養護学校に対する教育相談件数が少ないという現状から、本校を気軽に見学できる機会を設け、併せて教育相談会を実施することにした。

参加呼びかけは、夏季休業中に地域の小・中学校や幼稚園・保育園、役場福祉課、民生委員、福祉施設等に案内状を郵送または持参して行った。当日は午前中を授業参観及び児童生徒・保護者の意見発表とし、午後は「個別相談会」として就学前保護者や保育園・小学校職員からの教育相談を受けた。地域の民生委員の方々や保育園・幼稚園職員、学校職員、就学前の保護者の方々を含め100名を超える参加者があり、とても熱心に授業を参観いただいた。初めて本校を訪れたという方から「子どもや先生たちの姿に感動した」「来年も実施してほしい」という声もあり、ぜひ今後も継続して実施していきたいと考える。

本校での普段の教育相談は、総務部が中心となって随時申し込みに応じている。「松養参観日」での「個別相談会」には7件の申込があったため、総務部に加えて、医療的ケアに関する相談に健康安全・いのち部長、保育園からの相談に「うき・コネット」に参加している職員等、校内においてその役割に精通した職員で対応した。本校では、それまでは就学に関する相談が中心だったが、この時は、特殊学級職員や、他校や就学前の保護者から、学習

面や生活面に関することなど、多岐にわたる相談があった。

5 地域や関係機関との連携強化

平成15年度から、県福祉総合相談所が主催する「宇城地域在宅障害児指導事業（通称：うきうきなかま）」が始まった。これは月1回、保育士を中心的スタッフとして、松橋町保健福祉センターを会場に、就学前の子どもたちに対する集団・個別療育を行うものである。本校にもボランティアとしての参加呼びかけがあり、前任校でも同様の事業に参加していた職員1名が参加するようにした。

この事業への参加は、就学前の子どもたちと継続的に関わりを持つ機会、また関係する保育士や保健師、関係機関職員と協力して就学前療育に関わる機会となっている。また、スタッフの保育士が本校を見学し、活動を行っていく上での工夫等についての相談を受けたり、養護学校の教育について会の中で研修として採り上げたりすることもあり、その事業における本校なりの役割を果たすことができている。県や町が主体となる事業に本校のセンター的機能を絡めていくことで、学校が主体となってリードする形以外での、ニーズと資源を共有する連携のあり方が見えてきた。

本校では、センター的機能の最終的なゴールを、地域全体のノーマライゼーションの実現であると捉えて進めてきた。その立場からは、就学前・学齢期・卒業後の生活に関わる幾多の関係機関との連携は必須である。この「うきうきなかま」にも見られるように、行政・医療・福祉機関等から連携を求める動きが多くなってきている。本校が関わりを持つ療育機関や福祉施設の担当者から「個別の支援計画」の言葉を耳にすることも多くなった。しかし、それぞれの立場からお互いに連携を求めながらも、具体的な動きに結びつく事例は県内ではまだ少ない。

そこで今後、学校における「個別の教育支援計画」と、他機関で作成する「個別の支援計画」とを有機的に絡めていくことで、地域に暮らす障害児・者の支援体制づくりに寄与できる大きな可能性を秘めていると思われる。現時点では、どの機関がそれをリードしていくかという課題があるが、例えば、学校における「特別支援教育コーディネーター」と地域支援事業におけるコーディネーターが協力して「個別の教育支援計画」を作成する等、具体的な動きを起こしていくことが、新たな連携・協力関係、支援体制づくりにつながると思われる。

6 今後の取り組み

新たな取り組みとして、同町に設置された養護学校3校が連携してセンター的機能に取り組むことについての検討を始めている。知的障害養護学校である松橋西養護学校では、平成15年度から「地域部」を立ち上げ、地域の特殊学級のニーズ調査や、それに基づいた学級への授業参加を行っている。また療育センター併設の松橋東養護学校では、療育センターからの要請に基づき、退院後に小・中学校へ転学した児童生徒に、放課後の学習指導を行っている。本校を含め3校それぞれの形で地域貢献を目指している現状から、各学校の特性等を活かした形で連携し、地域の障害児や保護者、担任等を支援する具体的方法を検討している。3校の校長が新たな取り組みを始めるべく共通理解を図り、それを受けて各校の担当者が具体的な案を持ち寄り、月1回協議を行っている。現在、来年度の夏季休業中に地域の小・中学校の特殊学級・一般学級担任と3校養護学校職員を対象とした合同学習会を実施する計画を立てているところである。前述の「うき・コネット」はインフォーマルな活動であるが、これとは別にフォーマルなものとして、地区特殊学級の「特別支援教育研究会」の活動に位置づけていけたらと願っている。将来的には活動の幅を広げ、様々な地域支援と各機関連携の可能性を探っていきたいと考える。

また校内において「個別の教育支援計画」に関するプロジェクトをスタートさせ、居住地域での暮らしを含めた生活全般に渡る支援のあり方や、そのための各関係機関とのより有機的な連携のあり方について検討を始めた。平成14年度の概念図から一貫して提案してきたことだが、本校在籍児童生徒のために形づくる関係機関との連携は、本校の専門性とコーディネート機能を高めていく営みである。このプロジェクトでは「個別の教育支援計画」と「特別支援教育コーディネーター」の検討を同時に進めており、本校在籍以外の児童生徒への対応も含めたところでのあり方を検討している。

7 3年間の取り組みを振り返って

これまでの取り組みを振り返ると、センター的機能といういわば新たな考え方に対して、いかに有効な位置づけを行い、有機的に機能させるかという工夫を重ねてきたと言える。学校は従来、在籍する児童生徒のための取り組みを行うことがその存在意義であった。そのために在籍する児童生徒に対する教育そのものの徹底的な充実を図るべきであり、その結果として、またその取り組みを広げていくことによってセンター的機能を果たしていくべきだという捉え方は当然のものと言える。担当となる職員の加配等がなく、授業をやりくりして対外的な働きかけを行わなければならない現状の中、各学校に委ねられた課題は非常に大きい。それに対する工夫の一つが共通理解による意識向上であり、もう一つが分掌部での機能分担であった。前述のとおり、各分掌部が専任的役割を果たすことで、関係機関との連携を深め、それをもって学校内部への、あるいは発展して学校外部からのニーズに対応するコーディネート機能を果たせる意義は大きい。これまでは本プロジェクト研究担当の研修部（初年度はICT部）がそのまとめ役としての役割を担ってきたが、今後は専任部署等を新たに設置することで、より有機的に機能できる体制をつくっていきたい。

大きな反省点としては、センター的機能を果たしていくうえで、地域の人々が何を求めているのかというニーズを十分に把握しないまま取り組みを進めてしまったことが挙げられる。この反省を活かし、地区の養護学校3校が連携した取り組みの中では、まずニーズ調査を行っていきたいと考えている。今後は小・中学校通常学級担任の要望に応えていくことが重要である。

また、地域全体を視野に入れた障害児の生活や学習に対する支援を行っていく上での課題として、牽引役を設ける必要性を強く感じた。これらの取り組みを着実に推進していくためには、牽引役が不可欠である。形式的なものとしてその役割の設置を進めるのではなく、理念として何のためにそれを行おうとするのかを問いかけ導く立場が必要である。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「広域特別支援連携協議会等」の必要性が指摘されている。つまり、障害のある子どものニーズに応じて必要な指導・支援に向け、県または一定の地域をユニットとして、盲・聾・養護学校や小学校・中学校、医療・福祉・労働等の専門機関が連携・協力するためのネットワークづくりが急務の課題となっていることを強く感じている。

コ ラ ム

◆ 開かれた学校づくり ～「スクールパークまつよう」～

人々の集う学校でありたい、子どもたちと優しい気持ちを重ね合いながら共に育みあう「暖かい潮流」すなわち「心の文化」を社会に広げていきたいという願いが「スクールパークまつよう」構想である。その象徴は、徹底的に整備された学校環境と、校庭で自由に草を食むポニーの「ハッピー」であり、このハッピーに会いに地元の保育園の子どもたちが遠足で訪ねてくれることもある。人の集う学校にしたいという願いは、地域の方々との縁を強く深くすることにつながった。また、地元消防団の方々が避難訓練に参加くださったり、地域の方々に運動会や文化祭に出演いただいたり、農家の方から収穫に招待いただいたり、そのお返しとしての出荷のお手伝いをさせてもらったりといったやりとりが、日常的に行われるようになった。

3. 市立養護学校の事例

市立養護学校からの地域支援の推進

―市立養護学校センター校化と障害児教育ネットワーク計画―

神奈川県 藤沢市立白浜養護学校
秋田 晃

はじめに

市立養護学校のセンター校化と障害児教育ネットワークに関するこの計画（案）は、養護学校から地域支援を推進するため、白浜養護学校内のプロジェクトにより立案された。本校では以前から児童生徒の障害の重度化が進み、それに対応するための専門性の向上が求められてきた。加えて、市内小・中学校や就学前の保護者からも支援を必要とする子ども達への対応に関する相談が多くなってきている。これらについては、養護学校が単独に取り組んで解決できる問題ではなく、市全体としての取り組み（本校のセンター校化と市内資源のネットワーク形成）が早急に必要である。これまで校内における研究体制は必ずしも十分とは言えなかったが、この度一応の案をまとめることができた。この計画を具現化するにあたり、藤沢市教育委員会、市内小・中学校校長会・教頭会に3年後の実現に向けた構想を提示し、今後の藤沢市内の障害児教育に対する連携と質的な向上を計るための理解と協力を求めている。

白浜養護学校センター校化プロジェクト（2003年度）

2001（平成13）年度 プロジェクト立ち上げ
2001～2003年度 国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究
「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」に参加

構成 ・校長、教頭（2名）
・教務：（小学部）（2名）、（中学部）（2名）、（高等部）（1名）
<校務分掌代表>
進路（1名）、教育相談（1名）保健健康（1名）
情報（1名）、研究・研修（1名）地域連携（2名）
生活指導（1名）、事務室（1名） 合計16名

1 計画立案の背景

2002年に40周年を迎えた本校は養護学校義務化からさかのぼること17年、神奈川県下では他市にさきがけ1962（昭和37）年に開校した。市立の養護学校としては全国的にも早期の設置であり、先進的な取り組みであった。

これとは別に1950年代後半から県内で特殊学級設置の機運が高まり、55年には市内小学校に初の特殊学級（1973年「特別指導学級」と改称）が開設された。また、1975年には、市の障害者福祉センター「太陽の家」が開設され、就学前と学校卒業後の障害児（者）の支援をおこなって現在に至っている。

白浜養護学校はこれまで40年の歴史の中で、教育の形態が幾多の変転をしてきた。開校当初は軽度の知的障害児が対象であり、将来の就労に向けて、作業学習に力を入れていた。その後、徐々に障害の重い児童生徒が増え、教育内容も変化を余儀無くされた。児童・生徒個々に応じた対応を目指していたが、障害の重度化、多様化に対応するには、施設や人材の面で解決しなければならない課題が多かった。

1980年代半ばからインテグレーション（統合教育）の推進が盛んとなり、特に当市では通常学級に在籍する障害のある児童生徒が多くなった。しかし、理想とされる教育環境ではなく、支援の体制も充分ではなかったため、「ただ教室にいる」という状態が多く、その後の大きな反省点となった。

市に就学指導委員会が設置されたのは1978年であった。ここで初めて障害のある児童の就学時における処遇が検

討されることとなった。就学にあたっては児童の処遇について保護者との話し合いが深められ、望ましい方向付けがされた。しかし、保護者の意見を尊重する結果、特別指導学級の児童の方が養護学校在籍児より障害の状態が重いケースも見られた。

白浜養護学校を市の障害児教育センターとする構想は、過去に市の障害児教育協議会（市の障害児教育についての諮問機関）や市教育委員会では必要なシステムとして考えられていた。しかし、前述したように障害児に対する特別な教育体制には批判的な考えが主流を占めるなかで、市に積極的にこれに取り組む姿勢はなく具体化はされなかった。1996年に市内の保護者にとって懸案だった高等部の開設と校舎全面改築が行われた際にも、このセンター校化は一部の声だけで終わってしまった経過がある。これまで藤沢市における障害児に対する支援と教育は、通常の学級、特別指導学級、養護学校、福祉施設等が個々別々に行ってきた。しかし、昨今のように、様々な支援を必要とする児童生徒が増加している状況を考えると、市内の障害児教育に関するネットワーク化が必要であり、その推進役として本校のセンター校化が、今、求められているのである。

本校では3年前から、独立行政法人 国立特殊教育総合研究所の行うプロジェクト研究の協力機関としてセンター校化プロジェクトを設置し、校内組織等の検討を重ねてきた。現在、教育相談や進路指導などいくつかの分掌ではセンター校化が具体化がされ、地域に向けて対応がなされている。また、障害児支援に関する市内関係機関のネットワークプランも構想することができた。

これまで、障害児に対する教育は通常の教育に対して「特殊な教育」との位置づけがされていた。様々な障害のため通常の教育の中では対応が困難な子どもに対して行われる、文字通り特殊な場での教育であった。しかし、世界規模で社会におけるインクルージョン（実質的統合）の考え方を目指す現在において、障害のある子どもだけでなく個々に課題のあるすべての子どもに対しての支援が求められている。

現在の段階では、本稿で示す計画はあくまでも一つの試案としての提示である。しかし本校では、今後校内組織の活性化と地域との連携、専門性を向上させるための研究組織の充実等の具体化に向け取り組みを推進させていく。また、行政との連携を密にし、ネットワークの実現に向け検討を進めたい。

2 計画の位置づけ

適切な教育的支援を効果的に行うためには、これまで、藤沢市内において個々に実施されてきた施策や関係機関の働きをネットワーク化し、相互の連携・協力を推進する必要がある。その中で中心的な役割を持つセンターとして、白浜養護学校の位置を明確にする必要がある。

3 計画の期間

2003（平成15）年度、研究も3年目を迎え、校内のプロジェクトの活動により地域支援の連携等具体的な目標設定も進行してきた。このなかで実施可能な内容については順次取り組みを進めている。この計画は校内の教育内容、支援体制を充実させるのと同時に市内の諸機関、学校等とのネットワークを構築することが大きな目的である。今後は市教育委員会の指導助言のもとに検討を進め、計画の具体化を図っていきたい。

なお、本格的な計画実施の期間については、特別支援教育への移行も鑑み、2004年（平成16）年度から2006年（平成18）年度までの3ヶ年間とする。

今後想定される推進の内容については表1の通りである。また今後この表には市内小中学校や行政との取り組み、特別支援教育との関連があわせて記載されることになるであろう。

表1 今後想定される推進の内容

年度	藤沢市立白浜養護学校
2003年 (平成15)	・藤沢市教育委員会，市内小中学校，関係機関へ「白浜養護学校センター校化ネットワーク計画」(案)を提示 ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所(特総研)「センター的機能に関する開発研究会」プロジェクトのまとめを提出 ・白浜養護学校センター校化に向けた校内組織(今年度より実施)の総括 ・「個別の指導計画」の改善
2004年 (平成16)	・藤沢市障害児教育関係組織に計画案を提示し，ネットワークに位置づける(市障害児教育協議会，障害児教育担当者会，養護学校特別指導学級等連絡会他) ・白浜養護学校センター校化プロジェクトへ市指導主事の参加 ・白浜での教育・療育相談の実施 ・「個別の指導計画」の改善・充実 ・市内における特別支援教育(移行)準備組織(未定)に支援・協力 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校(平成16年～18年)研究開始
2005年 (平成17)	・特別支援教育(移行)準備組織に支援・協力 ・ネットワーク内の協力，連携の推進 ・白浜での教育・療育相談の充実 ・「個別指導計画」の活用と充実 ・「個別の教育支援計画」の検討 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校としての研究の充実
2006年 (平成18)	・白浜特別支援学校(仮称)への移行 ・白浜養護学校センター校化ネットワークの完成 ・「個別の教育支援計画」の実施と推進 ・「個別の移行支援計画」の検討 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校
研究最終年度(まとめと発表)	

4 計画の目標

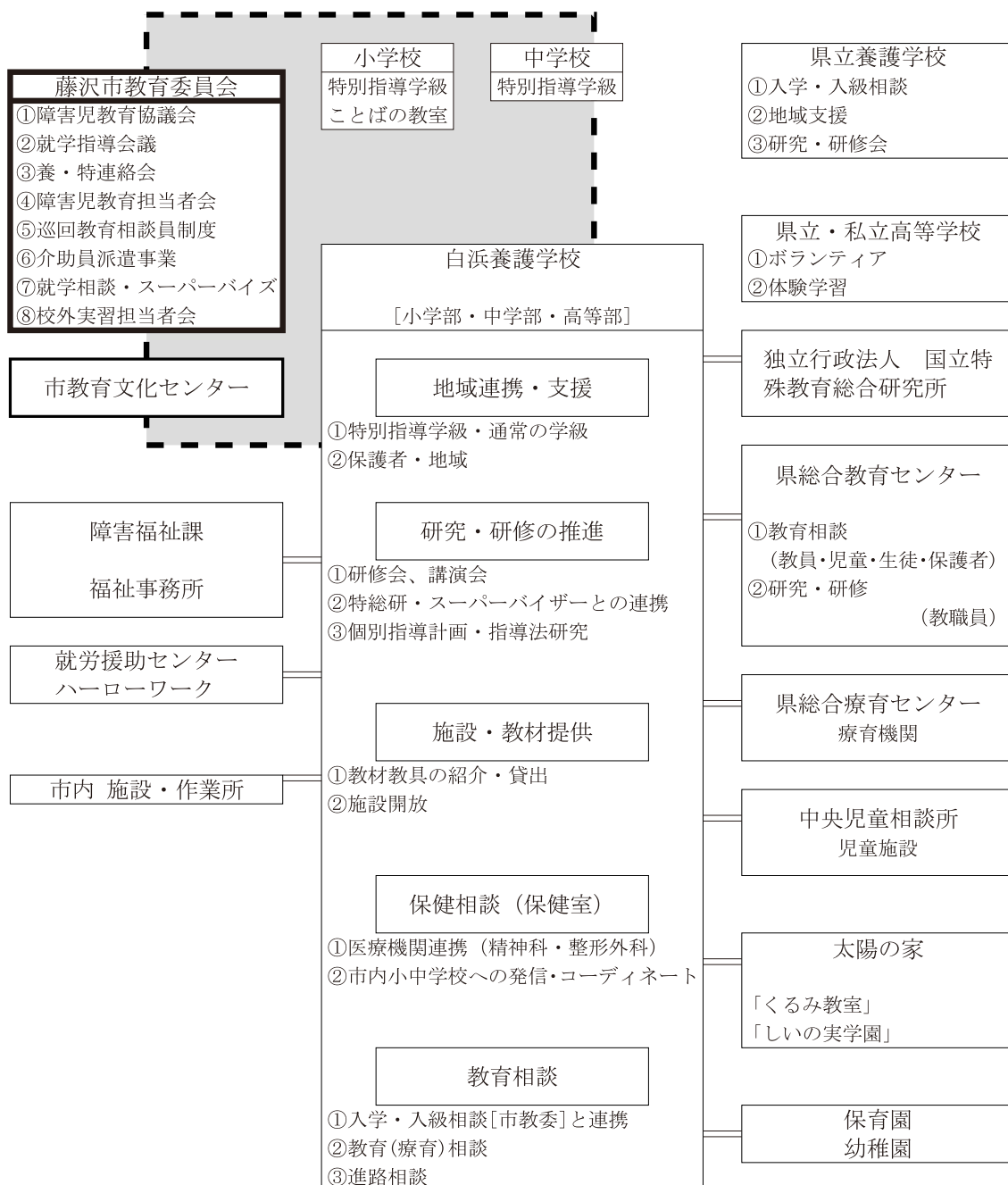
- 1) 課題のある児童・生徒一人ひとりがそれぞれのニーズに応じた教育や支援をうけることができる体制をつくる。
- 2) 市内に開かれた養護学校を目指し，地域における支援を推進する。
- 3) 障害児教育に携わる教員の資質を高め人的資源の充実を図る。
- 4) 各機関間のネットワーク形成を図り，連携と協力体制を深める。

5 計画の体系

想定するセンター校構想と市内のネットワークについては表2に示した通りである。現在、それぞれの機関とは個別の連携はあるが、組織としての対応については、確認が十分にされていない。機関会議等の中でネットワーク形成を念頭においた具体的な関係づくりを進める必要がある。

- 1) これまでそれぞれの場で行われていた市内における障害児に対する支援と教育について相互の連携を強化しネットワーク化を図る。
- 2) 白浜養護学校は市教育委員会と連携し、ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う。
- 3) 特別支援教育への移行を受け、市内の組織作り推進のため、資源の提供と協力を行う。
- 4) 障害児教育（特別支援教育）のための人材育成を進める。
- 5) 障害児支援のための研究を推進し、情報の発信をする。

表2 センター構想と市内のネットワーク



6 具体的な取り組み

現状では、校内組織を中心とした取り組みが主となっている。対外的なものを進めていくためには、市行政レベルで関係機関と検討を進めなければならない。内容については表1を想定している。

(1) 校内組織の検討

資料1に示したように校務分掌を地域支援の窓口となるように改編した。

(2) 現在推進している支援・協力・提携

2003(平成15)年度に行った外部支援、協力、提携した主な活動は以下の通りである

1) 学校開放

長期休業・週休日のアリーナ・プール等の開放(対象:市内福祉施設・小中学校特別指導学級在籍の児童生徒)

2) 地域連携

教職員及び地域ボランティアによる学校支援

・夏休み中の水泳指導:サマースクール(5日間)

3) 教育相談

- ① 保護者対象(担当:教育相談担当, 外部からの相談員)
- ② 小・中学部就学希望者対象(担当:教育相談担当+市教育委員会指導主事)
- ③ 県教育センターの相談機関への紹介
- ④ 藤沢市障害児教育スーパーバイザーのコーディネート
・保護者への相談, 市内小中学校特別指導学校からの相談調整
- ⑤ 藤沢市教育文化センターの相談機関への紹介

4) 保健相談

- ① 本校精神科校医カンファレンス(希望保護者+担任教師)
- ② 本校養護教諭による情報提供とアドバイス
・市内小中学校教育研究会, 市内養護教諭会への助言

5) 進路指導

- ① 本校高等部卒業後の進路選択に関する説明会
・市内養護学校, 中学校在籍生徒保護者を対象とした進路説明会)
- ② 研修会(保護者向けの支援費制度の説明)
- ③ 施設見学(生徒・保護者・市内教職員による施設研修)
- ④ 情報提供(県立養護学校との連携及び市の福祉課, 作業所との情報交換)

6) 研究・研修

- ① 校内研究:学部単位でテーマ設定し外部講師の助言で実施
- ② 市内小中学校教育研究会への支援
・自閉症スペクトラム障害の子ども達の理解についての研修・支援費制度についての理解(学童期の課題)
・通常の学級に在籍する生徒への支援のあり方
- ③ 県教育センター研修への参加:スクールサイコロジスト^(注1)(学校, 地域コーディネーター)養成講座, 他
- ④ 藤沢市教育文化センターとの共催による障害児教育関係の研究と研修
・LD, ADHD, 高機能自閉症児の理解と対応
・障害児者の人権問題についての研修
- ⑤ 国立特殊教育総合研究所への研究協力

7) ホームページの開設

市内学校イントラネットにホームページを開設し学校教材等の紹介を行う

8) 事務室の組織検討 センター校化に向け, 組織と業務内容の検討

9) 居住地交流

居住地の通常の学級と定期的に交流をする

※注1, スクールサイコロジスト：支援教育のコーディネーターの役割を担う教員
(神奈川県総合教育センターで養成)

(3) 今後想定できる取り組み

- 1) 市研究推進校(平成16～18年)として市内小中学校への発信と障害児教育のネットワーク化に向け研究を推進する
 - 2) 市教育委員会と協力し、白浜養護学校からの地域支援推進の組織づくりを考える。
 - 3) 市の障害児教育関係会議や事業との連携強化
 - ① 障害児教育協議会・就学指導委員会・障害児教育担当者会
 - ② 特別指導学級設置校校長会(小中養校長会)
 - ③ 養護学校・特別指導学級等連絡会
 - ④ 市巡回教育相談活動(巡回教育相談)
 - ⑤ 市介助員派遣事業
 - ⑥ 特別指導学級及び白浜養護学校に在籍する児童のための土曜休業日体育館開校(月2回, 2校)に伴う指導員配置
- ※上記に対し、1) 検討委員会の意向や白浜養護学校の現状とプランを紹介し、協力を得る
- 4) 市内にある県立総合教育センター・県立総合療育相談センターとの連携
講師要請・アセスメント依頼・医療相談を積極的に行う
 - 5) 市教育文化センターとの連携
今後は特別支援教育も視野に入れた研修会の企画、運営において協力関係を推進する。
 - 6) 福祉・就労関係との連携協力
 - ① 藤沢市中心身障害福祉センター「太陽の家」との連携
「太陽の家」の「しいの実学園」(就学前)と「藤の実学園」(卒業後)との連携を強め、特に肢体の障害を持つ児童・生徒への継続した支援を推進する。
 - ② 藤沢市児童育成計画(ふじさわ2020)を受けた施設への協力
～学童保育等の放課後児童生徒対策事業
 - ③ 校外実習打ち合わせ会への協力
 - 7) 市障害児教育スーパーバイザー、国立特殊教育総合研究所研究員との連携の強化
現在スーパーバイザーは3名(自閉症関連)で、白浜との連携もさらに深めていきたい。
 - 8) 市相談指導教育(不登校児童生徒対応)との情報交換
相談指導教室は現在は障害児を対象としていないが、特別支援教育の意向に従い対応が変化する可能性がある。
 - 9) 市内にある県中央児童相談所との情報交換
これまで児童の措置で養護学校に入学するケースも少なくない。
養護学校での教育内容を明確にし、連携をとることが大切である。
 - 10) 校内におけるスクールサイコロジスト有資格者の活用
高等部開校以来、毎年1名が研修に参加している。初年度以降もフォローアップ研修が用意されているが、現在、校内でこれを活用する場が設定できていない。今後の学校コーディネーターの基盤となる人材であり活用を検討したい。
 - 11) 市所有備品・教材(主に障害児教育関係)の保管と運用(貸し出し等)
 - 12) 市内小中学校の特別指導学級、市内にある県立養護学校との連携を推進する。

7 今後の課題

本校は、3年間のプロジェクト研究の中でこれまでの学校体制全体を見直し、藤沢市における保護者や地域からの障害児教育のニーズに応えるため、研究と検討を進めてきた。校内における研究の充実と教育に対する前向きな姿勢をつくる面においては、校内研究の推進等で一定の成果が見られている。しかし、学校だけでできる取り組みには限界があり、これを無視して推進していった場合、研修や支援に係わる時間が職員の負担となってしまうことも考えられる。

センター校化を実現していくためには、市としてのこれからの障害児教育の方向性を改めて明確にする必要があり、その上で具体的なネットワークの全体像を設定しなければならない。特別支援教育への移行も間近にあることを考えると、市としての今後の対応が重要な問題となるだろう。

障害児教育が大きく変化しようとしている現在でも、市民の障害児教育に対する認識は完全とは言えず、関係者の中にも旧態依然とした考えが存在する。このような状態を脱却し、様々な児童生徒に対応できるよう、教育内容の充実と組織づくりをすすめていかなければならない。

資料 1 2003年度白浜養護学校 校務分掌

本校の市内での障害児教育のセンター校的役割を考え、校務分掌を地域支援の窓口となるように改編した。

＊（注2～7）は改編した箇所

学校長 教頭	職員会議 学部会	センター校化プロジェクト（注2） （校長，教頭，教務，進路，教育相談，保健健康研究，生活指導，地域連携，事務室）
		総務部 教務，個別指導計画・授業推進，教科書・図書，学籍
		教育相談部（注3） 教育相談，入学選抜，進路相談，卒業者支援活動
		研究・研修部（注4） 校内研究，スーパーバイザー関係研修，教材教具開発
		保健・健康部（注5） 保健指導，給食指導
		生活指導部 児童生徒指導，安全指導
		情報教育部（注6） 視聴覚教育，教育情報機器教育
		地域連携部（注7） 交流教育・学校開放日，学校間連携，人権・ふれあい
		学校管理部 施設・備品，予算，美化，学校園，飼育，特別教室
		渉外，委員会，庶務・会計

注2：白浜養護学校の市内での障害児教育のセンター校的な役割を推進するための企画・計画・連絡調整を行う。

注3：小学部入学から高等部卒業・卒業後を見通した相談活動を行うため，進路担当とも連携を取りながら，市内の未就学児から学齢期までの教育相談を行う。

注4：市障害児教育スーパーバイザーの指導助言等をもとに，指導内容・方法について研修を深め，その情報を市内の障害児教育に

役立てる。特に個別の指導計画について具体的な取り組み方法を示す。教材・教具を開発し、市内のイントラネット等で情報として提供し活用を図る。

注5：特別な教育的配慮の必要な児童生徒の保健・医療面からの理解と配慮について市内の教職員（特に養護教諭）・保護者に情報を提供する。必要に応じ、保護者・教職員と医療機関との連絡調整を行う。

注6：各部と連携し、市内のイントラネットで、教育・福祉・医療面等特別支援教育に必要なさまざまな情報を提供する。

注7：居住地交流（本来校区の学校との交流）や地域への学校施設の開放を進める。人権やふれあい教育に配慮した情報を発信するとともに、地域における障害児教育の啓発に努める。

資料2 国・県・市段階における施策（抜粋）

（国）

「21世紀の特殊教育の在り方について」より（平成13年1月）

地域の特設教育センターとしての盲・聾・養護学校の機能の充実

1. 盲・聾・養護学校は、その専門性や障害に対応した施設・設備を生かして、早期からの教育相談を実地したり、幼稚園などの障害のある幼児を指導するなど、地域の特設教育に関する教育相談センターとしての役割を果たすこと。
2. 盲・聾・養護学校は、その専門性や施設・設備等を生かして、地域の小・中学校や幼稚園に対して、求めに応じて教材・教具や情報機器等を貸し出したり、盲・聾・養護学校の教員が小・中学校等の教員に対して情報提供しており、小・中学校などの教員が盲・聾・養護学校を訪問して研修するなど、小・中学校や幼稚園などへの支援センターとしての役割を果たすこと。

「障害者基本計画」より（平成14年12月閣議決定）

盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒などへの教育や指導に加えて、地域の保護者などへの教育支援や小・中学校などにおける障害のある児童生徒などへの計画的な教育支援などを行う地域の障害のある子どもの教育センター的な役割も果たす学校へ転換を図る。

学校外の専門家などの人材の活用、組織として一体的な取り組みを可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築などにより、一人一人の教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。

（県）

「かながわ障害者計画（仮称）」より（平成15年7月）

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）などこれまで障害認定基準だけでは対応できない人々の自立生活力を高めるための支援が求められています。そのため、これからの支援教育のあり方検討協議会による『小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校という学校種別を問わず、子どもたち一人ひとりを適正に評価し生きていく上で必要な学習を、個別に支援していくため、「個」に着目した教育を展開する』等の報告をふまえた支援策や地域生活支援のあり方を検討します。

障害のある幼児への障害特性を踏まえた早期治療の体制整備を図り、障害の軽減・削除を図るとともに、障害（児）者の教育ニーズに適切に対応するための体制を整備します。

〔施策例〕

- ・障害児の学習形態に応じた、教育内容・方法の検討や指導力の向上
- ・適切な治療、訓練等をおこなうことにより心身のよりよい発達を促し、社会参加できるよう、住宅施策、施設施策が連携した総合的な施策の推進

（市）

「藤沢市障害者福祉長期行動計画より（平成10年9月）」

保育・教育の充実

障害のある子ども達が、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・

教育体制の整備に努めます。

障害の早期発見・早期訓練のための療育体制の充実に努めます。

また、障害のある児童・生徒やその家族、学校に対する相談・援助の体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。

- 障害児の様々な状況に応じた教育的配慮という視点から、一人ひとりの能力や特性に対応できる多様な教育の場を整え、多様な教育を推進します。
- 障害児教育を、生涯教育の観点からとらえ、社会参加への力を養い、自立を可能にするための教育を推進します。
- とともに学び、ともに育つ学校教育を推進するため、きめ細かな教育をすすめます。
- 障害のある児童生徒に関わる教育相談について、さらに充実を図ります。
- 適切な相談・援助が行えるよう、教育相談員による教育相談活動の一層の充実を図り、児童生徒に直接関わりながら、担任と協力して支援・援助に努めます。
- 就学予定の子どもの保護者との相談等については、きめ細やかな対応を図っていきます。
- 教育相談に関する研修については、教育文化センター等での取り組みを、さらに充実に努めます。

社会資源ネットワークによる「地域支援システム」をめざして

福西 隆弘

兵庫県 篠山市立篠山養護学校

1 はじめに

本校は幼稚部から高等部までを有する篠山市立の肢体不自由養護学校で、昭和49年に創立（創立当時、篠山町立）された。現在、篠山市内にある唯一の養護学校として、肢体不自由児を主に約40名の様々な障害のある子ども達が市内全域から通学している。

本校が所在する篠山市は、平成11年4月に市制を布き、兵庫県下22市のうち、神戸市に次ぐ広い面積を有する一方、人口約4万7千人と過疎対策が課題となっており、障害児・者に対するサービス機関も、まだまだ十分とはいえない状況にある。病院や健康福祉事務所の乳幼児健康診査で、発達に遅れがあると指摘された子どもの保護者から、「今後どのような対応をしていけばよいのかを知りたい」、また、「継続した理学療法を受けたい」という要望があるが、近くにそういった要望に対応できる病院や施設が少ないために、十分な支援が受けられないといった現状がある。また、特別な支援を必要とする子ども達にどのように関わっていけばよいかわかりたいという小・中学校の教員から養護学校への要望もある。

本校は、こうした地域のニーズを踏まえ、広く地域の特別支援教育に携わっていくという視点に立って、就学前から学齢期及び卒業後の就労等の進路指導までの支援を目指した教育相談活動を中心に取組みを進めている。

本稿では、その取組みの一環として、学校単独での支援から地域の社会資源とのネットワークのもとでの支援へ移行させていった経過を中心に述べてい。

2 学校単独での教育相談から「地域支援システム」へ

（1）これまでの教育相談の経過と教育相談体制

本校が創立される以前から、旧篠山町を含む多紀郡内には障害のある子どもをどのように育てていったらよいかわについて相談できるところがほしいという切実な要望があった。しかし、この地域にはそういった相談機関等がなく、保護者は遠く離れた神戸・阪神間の都市部まで、1日ばかりで病院や相談機関を訪ねなければならないという状況にあった。本校創立後3年目の昭和51年に幼稚部が設置されるに至った背景には、こうした状況に少しでも郡内で日常的な対応ができるようにするねらいが含まれている。幼稚部設置後は、障害のある幼児に対する家庭での対応の仕方や今後の手だてについて、相談に訪れる事例が相次ぐようになってきた。そして、当時は教育相談部という体制はなかったものの、地域の要望にこたえながら実質的な相談活動を行っていた。

しかし、教育相談件数が増えるにつれ、相談活動にあたる職員の確保と、人材の育成が大きな課題であった。また、相談時間を設定して確保することも必要になってきた。こうした課題を解決するために、平成9年度から校務分掌に教育相談部を位置づけた。当初、教育相談部には、養護・訓練部（現在の自立活動部）専任の教師及び養護教諭、校長、教頭が属し、相談活動にあたっていた。しかし、平成12年度、教職員全員で子ども達の自立活動を考えていくとの方針の転換を行い、養護・訓練部専任制をなくすことになったことから、幼稚部～高等部のそれぞれ1～2名ずつの教員及び養護教諭、校長、教頭が教育相談部に属して相談活動にあたってきた。また、平成13年度には、幼稚部の保育時間について見直しを行い、幼稚部の保育時間を子どもの発達段階に応じて午前中の4時間保育とした。これに伴い、幼稚部の担当教員を中心に小学部・中学部・高等部から各1名ずつの教員、そして、養護教諭及び校長、教頭によって教育相談部を構成することができた。そうすることで、それまでより早い時間から相談活動にあたることができるようになった。図1は現在の教育相談体制を示したものである。

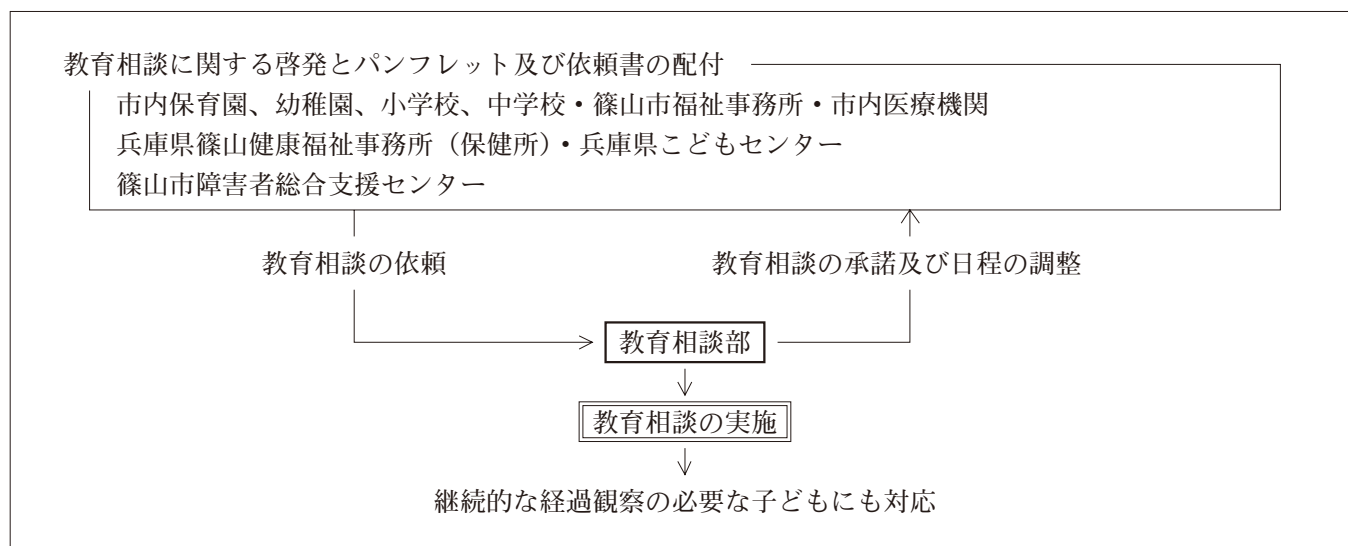


図1 教育相談の体制

なお、教育相談活動の中で扱われる主な内容は、①発達検査・心理検査、②早期からの教育相談、③市内の保育園、幼稚園、小・中学校及び高等学校への教育的支援、である。

（２）教育相談体制の見直しの必要性

相談活動を行う中で、次のような新たな課題が浮かび上がってきた。

市民から寄せられる支援ニーズに、本校の教育相談だけで相談内容が結結するケースばかりではないという現実である。市立学校である篠山養護学校は、主に市内の小・中学校との間で人事異動を行っている。このことによって、本校で特別支援教育について実践を積んだ教職員が、各小・中学校で特別支援教育の中核となり支援体制の充実を図ることができる。しかし一方では、本校教職員の専門性の維持・充実と、地域からの多岐にわたる支援要請の内容にこたえるために、その対策を考える必要が出てきたのである。

あわせて市内全域の状況として、篠山市障害者福祉プランの策定と支援費制度の導入を契機に、市内の子ども達の中には、学校教育だけでなく、市内に整備され始めた医療機関や障害者総合支援センター、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等の支援やサービスを選択し、複合的な支援を希望する子どもが増えてきた。それにともない、各機関から、医療や教育の場での療育や支援に関する情報を共有し、福祉サービスにもいかしていきたいという要望が出てきた。それぞれが単独でそれぞれの視点での支援を行っていたのでは、その子どもや保護者がとまどいを感じたり、思ったような効果があがらないという事例も現実に出てきた。一人の子どもに関わる教育・医療・福祉の各機関がそれぞれの支援を行うだけでなく、その子どもを総合的にとらえ、生活全体に対する支援を考えていくために、関係する機関やスタッフが集まり、子どものよりよい発達を願って、子ども一人一人に対する個別の支援計画を作成し、一貫した支援体制を図っていかねばならない必要性が認識されるようになってきたのである。

兵庫県篠山健康福祉事務所（保健所、以下、篠山健康福祉事務所と表記）が、障害のある0歳から7歳児の子どもの保護者を対象に行った「篠山市における地域療育に関するニーズ」というアンケート結果からも、乳幼児期から訓練や指導をしてほしいという願いがあるが、『誰に相談にいけばよいかわからなかった』『頻繁に相談や訓練に通えるところが不足している』等の保護者の声が浮かび上がってきた。

すなわち、市内の医療機関や療育施設等の関連機関との協力体制が必要になってきたのである。これらの課題や要望を解決し、よりよい支援を行っていくために、本校の教育相談担当者が中心となって作成したのが、図2に示した「地域支援システム」である。このことについて、以下に詳しく述べたい。

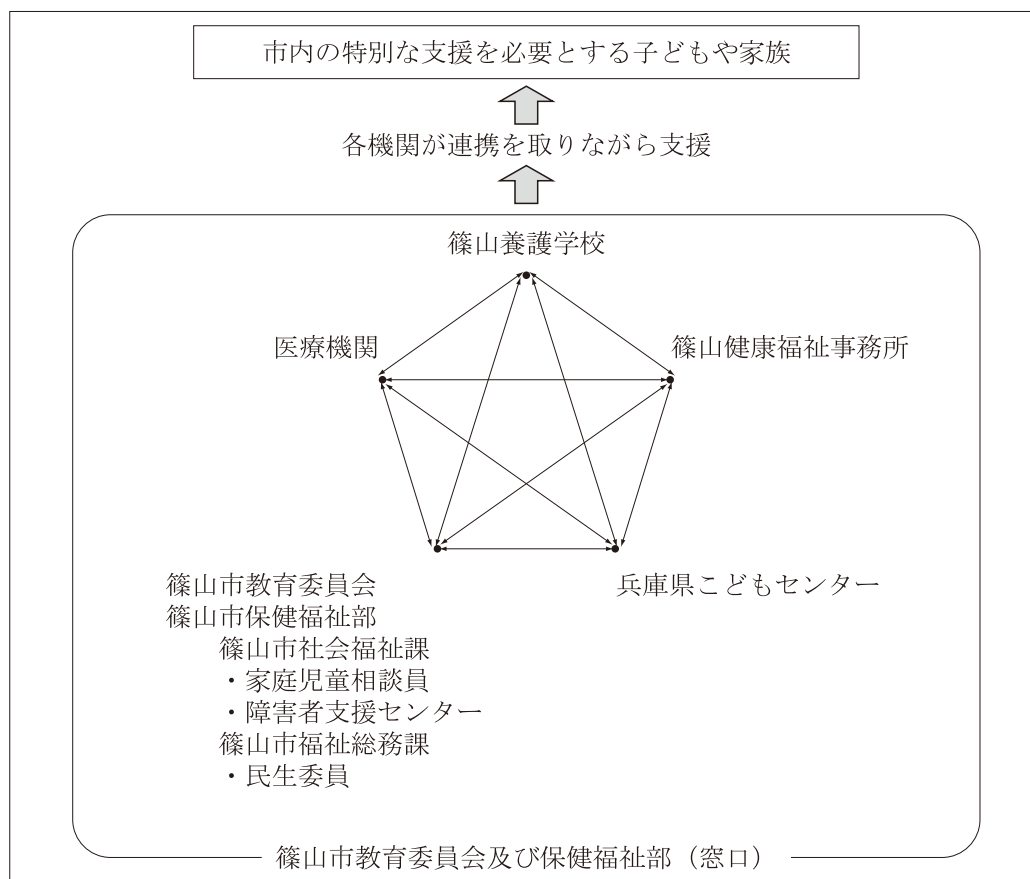


図2 篠山市地域支援システム

3 養護学校を含めた「地域支援システム」の構築

今、市内の特別な支援を必要とする子どもや家族が求めていることは、生涯にわたって適切な支援が受けられ、地域社会の中でよりよい生活が送れるようになることである。そのためには、教育機関、医療機関、福祉関係機関がそれぞれ独立して支援を行っていくこれまでの篠山市内の体制では、総合的に支援していくことは難しく、要望にこたえられない。この課題を解消するために作成した「地域支援システム」の概要と取り組みについて以下に述べる。

(1) 「地域支援システム」のめざすもの

保護者が子どもの発達の遅れや障害に気づいたときあるいは不安を感じたとき、どうすればよいのか。篠山健康福祉事務所の行ったアンケート結果にも見られるように、『どこに相談すればよいか』『どこに行けば情報が得られるのか』がわからず、不安をもち続けている場合が多い。これに対応するためには、篠山市のどこかに情報を提供する窓口を設け市民に相談窓口の存在を知らせていくことが必要である。

そのような子ども達は、医療機関を受診し、PT・OT・STのいる療育機関で療育を受けていたり、保育園や幼稚園、小・中学校や養護学校等に在籍していたり、福祉サービス機関でもある篠山市障害者総合支援センターで児童デイケアサービスを受けていたり、篠山市在宅介護支援センターのサービスを受けていたり、と様々な機関と関わりを持っている。そのような子ども達や家族に対し、各機関がネットワークを組み、情報の共有化を図りながら相互に関連しあい、必要に応じてチームアプローチを行えるシステムを構築することが必要である。これにより、各機関が作成したプログラムを相互に活用し、支援を総合化し充実させようというのが、図2に示す「篠山市地域支援システム」である。

本校は篠山市の設置する学校であることから、市教育委員会をはじめ、市の関連機関との連携を緊密に図りやすいという利点がある。したがって、本校が単独でセンター的機能を果たそうとするのではなく、「地域支援システム」の一端を担いながら活動することを通して、本校としてのセンター的機能を果たすことが重要であると考えて

いる。それぞれがそれぞれの立場で支援を充実させ、各々のもつ機能を十分に発揮しながら、さらにネットワークを組むことで、より総合的で生涯にわたった支援が可能になると考える。

（２）「地域支援システム」の進化に向けての取組み

この「地域支援システム」のなかで本校に求められることは、教育相談の充実と質的な向上を図ることである。教育相談に訪れる子どもや保護者の相談内容が複雑で多岐になるにしたいが、研修等により本校教職員の専門性の向上が図られることが重要となってきた。

同時に重要なのが、地域社会資源ネットワークを活用した、機関及びスタッフが協力して行う、新しい教育相談の体制への転換である。そして、これを具体化するために本校として次のような３つの取組みを行った。

- 1) 篠山市教育委員会に働きかけ、篠山市の行政機関に入っている機関には、必要に応じて教育相談の場への参加を要請し、それが可能となる体制を整えた。これを通じ、たとえば家庭児童相談員と共同で相談に応じることに、保育所・幼稚園や学校での支援と家庭での支援に一貫性をもたせ、生活全般に亘った支援を考えることができるようになる等、より充実した相談を行えるようになった。(図３)

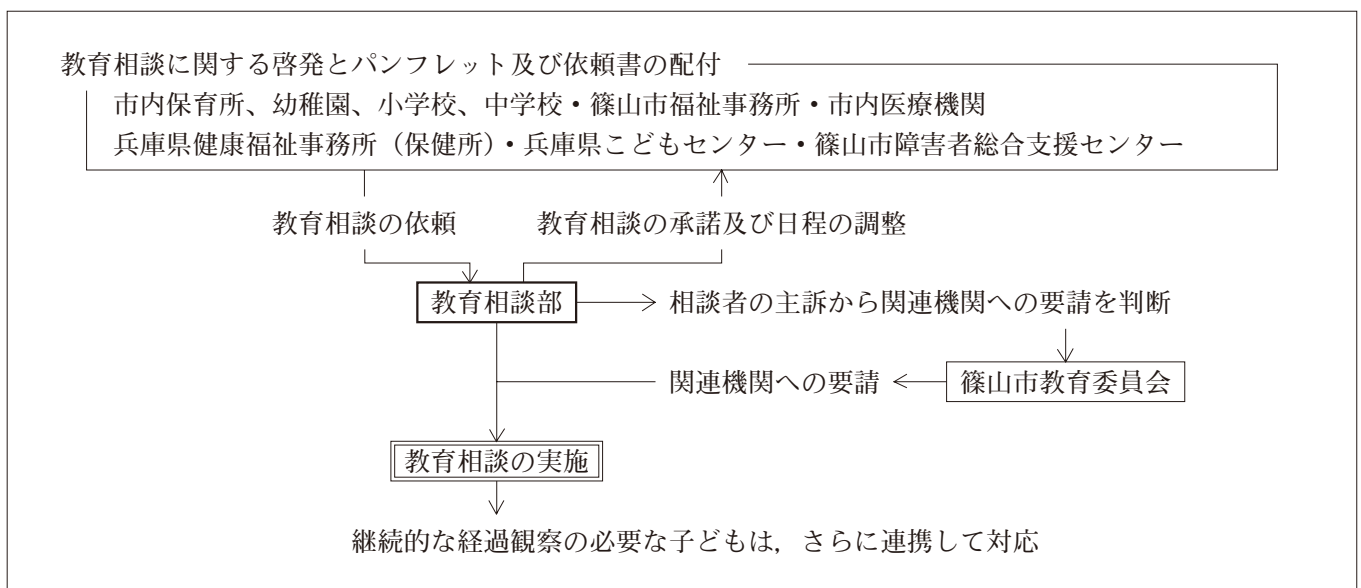


図３ 新しい教育相談の体制

- 2) 本校において障害児を専門とする整形外科医及びPT・OT等による総合相談を行い、具体的な助言を受けるという取組みを始めた。これまでも、肢体不自由養護学校として年に１回程度の整形外科医による在校生に対する健康診断は行われていた。しかし、整形外科的な現状や留意点を聞くだけでなく、どのような動きや作業の学習をしていけばよいのかといった総合的で具体的な支援の仕方を助言してもらうことが必要であるという自立活動部での話し合いを契機に、まず本校の子ども達の様子を整形外科医及びPT・OTにみてもらうことを始めた。加えて、兵庫県教育委員会による「社会人活用を図る特別非常勤講師招聘事業」を活用し、年間に20時間程度ではあるが、PT・OTによる継続的な指導を始めている。今後、教育相談で関わっている子どもについても、医療スタッフと養護学校教員合同のケースカンファレンス等で情報交換を行っていくようにしたいと考えている。
- 3) 本校の教育相談体制の充実と質的な向上を図るとともに、教育と医療と福祉のネットワークづくりを開始した。まず、教育相談に関する啓発とパンフレット及び依頼書を配布する際に、本校から提供できる情報や施設及び教具等があれば協力していくという趣旨を話した。さらに、前述した「地域支援システム」構築の必要性の説明と協力の要請を行った。その結果、地域で重要な役割を果たしている篠山健康福祉事務所と話し合いの機会をもつことができた。そこでは、『医療や教育の場でどんな療育や支援がなされているのかという情報が得たい』ということや、『それぞれの機関からの課題解決にあたって、障害児の教育という面からの共同アプローチを期待している』という意見が出された。そのことに対応するため、篠山健康福祉事務所主催の、支援実務担当者が参加する「障害児の育児支援に関する実務担当者連絡会議」に本校の教育相談部も地域支援システムの視点から、参加す

ることになった。この会議には、障害者総合支援センターでの言語支援の担当者及び障害児通園デイサービスセンターの保育士、篠山市保健福祉部健康課で主に乳幼児に対する子育て支援にあたっている保健師、そして、兵庫県下丹波地区（篠山市・氷上郡）をエリアとして平成11年10月に始まった「障害児・者地域療育等支援事業」により、障害児・者のある家庭を支援しているコーディネーター、篠山市社会福祉課障害福祉係の担当者が、それぞれの機関の実務担当者として参加している。

ここでは、それぞれから出された課題を整理し、優先すべき課題や緊急度の高い課題等について洗い出す作業を行っており、ア）それぞれの専門性を高めていくための研修会等の開催に関する情報の交換の場が必要であるという意見、イ）子ども達が地域でどのような支援を受けていけるのかを明確にし、関係の機関がその子どもに関する統一した支援プログラム（個別の支援計画）を考えて役割分担を行う必要がある、といった意見が出された。その具体的な取組みとして、本校に在籍し、障害児通園デイサービスセンターも利用している子どもについて、統一した個別支援プランを策定することを始めつつある。

さらに、支援費制度の導入にともない、「保健・福祉サービス調整推進会議」（篠山健康福祉事務所主催）に、本校の教育相談部も参加し、中途障害により医療・福祉・教育にわたる支援を必要とするようになった子どもに対する事例検討を行っている。以下、本会議の取組みについて、関係機関同士の関わり方を中心に報告する。

【「保健・福祉サービス調整推進会議」における事例】

<対象者>

高等部1年（16歳）男

事故による頭部外傷後脳挫傷、意識障害有

平成13年 退院、在宅ケア開始

平成15年 篠山養護学校入学

<経 過>

○篠山健康福祉事務所より、教育・医療・福祉の各関連機関による複合的な支援開始に関わって、本校での教育的な支援についてききたいという連絡があり、篠山市社会福祉課障害福祉係担当者を含めて話し合いをもつ。

○医療機関によるリハビリ等の療育の場面や医療的ケアについての支援の在り方を含めた、関連各機関からの現在の状況や課題の報告及び連携に関する課題解決の必要性が指摘され、篠山健康福祉事務所により「保健・福祉サービス調整推進会議」を開催することとなる。

○「保健・福祉サービス調整推進会議」を開催

参加者

リハビリテーション科医師（市内大学病院）

ケアマネジャー（篠山市東地区在宅介護支援センター）

担当看護師（篠山市訪問看護ステーション）

看護師・介助員（篠山市障害者総合支援センター内の身体障害者デイサービスセンター）

看護師・介助員（西紀デイサービスセンター）

ヘルパー（社会福祉協議会）

担当者（篠山市社会福祉課障害福祉係）

教育相談担当者・対象者担任・養護教諭・看護師（篠山養護学校）

会議内容

①ケース紹介

②各関係機関からの報告

③意見交換・検討

成果と課題

・緊急時の対応等が必要であるということから、情報収集や提供の窓口となるコーディネート機関が必要であるとし、参加者の協議のもと設置することになった。

・医療的ケアにおける共通理解を図る必要性が認識された。

○本会議を受けて、「保健・福祉サービス調整推進会議に基づく看護師連絡会」を開催。

参加者

ケアマネジャー（篠山市東地区在宅介護支援センター）
所長・担当看護師（篠山市訪問看護ステーション）
看護師・介助員（篠山市障害者総合支援センター内の身体障害者デイサービスセンター）
看護師・介助員（西紀デイサービスセンター）
ヘルパー（社会福祉協議会）
担当者（篠山市社会福祉課障害福祉係）
看護師（篠山養護学校）

協議結果

- ・主治医との連携を訪問看護ステーションが行う。
- ・看護師の連携を図るため、一週間単位の基本シートの作成をしていくことになった。
- ・健康状態の確認と共通理解を行うことになった。
- ・緊急時の対応の確認を行うことになった。

<全体を通して>

各職種や保護者との間で連絡ノートを作成し、緊密な連絡を取り合うことができるようになった。そのことによって本事例に関する共通理解が図られ、それに基づいた適切且つ迅速な対応が図られるようになった。その結果、本事例の体調もより安定し、保護者も安心感を得ることができた。

（３）これまでの成果と今後の展望

篠山市教育委員会等の要請によって、市の各機関から必要に応じて教育相談の場にスタッフが参加できる体制ができ、本校の教育相談の充実を図ることができるようになった。教育相談を通して連携をとりたいという提案を市内の福祉機関や医療機関に行っていくなかで、篠山健康福祉事務所との間によりパートナーシップが形成されつつある。そして、事例を通して地域の教育・医療・福祉の各機関がネットワークを組み、支援を必要とする子ども達に対する個別の支援計画を作成したり、「保健・福祉サービス調整推進会議」を行ったりする等、その子どもの生活全般に亘る支援が具体的に検討され工夫されるようになってきた。しかし、まだこの取組みは、ようやく実務者レベルでその大切さが確認されつつある段階であり、「篠山市地域支援システム」を確立・進化させるためには、今後、実務担当者会議や連絡調整会議の定例化と拡大化、及び、それにともなったシステムの管理機構の形成が必要である。今後、各機関の実務担当者の異動等にも左右されることのないよう、定期的な連携に関する会議の開催と、その事例検討会議に必要な機関及び人材等が柔軟に集まれるような体制整備が望まれる。

４ これまでの取組みを振り返って

当初、本校では、「地域の養護学校として、篠山養護学校が地域の特別支援教育のセンター的機能をどのように展開するか」ということを命題としていた。しかし、市教育委員会をはじめ、市の関連機関との連携が緊密に図れるという市立養護学校であることによるメリットと、本校教職員の専門性に関する課題解決への検討から、特別な支援を必要とする子どもをとりまく関係諸機関それぞれが機能を充実させるとともに、相互に連携したネットワーク自体がセンター的な機能を果たすという考えに方向転換を行った。そして現在、これを具体化する「篠山市地域支援システム」の構想について篠山健康福祉事務所をはじめとする福祉機関への啓発を図った結果、具現化に向けての第一歩が始まりつつある。

トップダウン型で形式的なネットワークをつくっていくだけではなく、実際の子どもを見つめた事例をもとにした、実務者による具体的な話し合いから出発したボトムアップ型ネットワークをリンクさせることこそ、市民のニーズに即したより充実した機能を果たせるものである。今後さらに、開かれた地域の養護学校として質の向上を図り、篠山市の子ども全体をみつめた教育活動および相談活動のさらなる充実を目指して他機関との連携を行い、生涯に亘る総合的な支援を行っていくための社会資源ネットワークによる「地域支援システム」の構築を目指したい。

Ⅳ. 県をあげた取組みの事例

1. 神奈川県における養護学校等の支援機能の展開と 支援資源の開発

神奈川県における養護学校等の支援機能の展開と支援資源の開発 ～新たな支援資源・支援資源システムの創出の具体的なプロセス～

中田 正敏
(神奈川県立総合教育センター)

はじめに

養護学校等の支援機能の開発というテーマは、あるプロセスのひとつとして正確に位置づけられる必要がある。養護学校等の支援機能の開発によって新たに創出される支援も含め、支援とは、支援のニーズがある個人のためのものである。この開発というテーマも、その限りでは、小・中・高等学校や盲・ろう・養護学校の在籍を問わずにすべての子どものための支援資源の充実化という大きなプロセスのひとつとして位置づける必要がある。

本稿では、神奈川県において支援資源が創出されてきたプロセスを、やや長期にわたる史的展開の中で述べてみたい。別冊〈総説編〉の「支援論」で詳しく展開しているが、盲・ろう・養護学校はそのプロセスの中で蓄積されてきた資源（以下、資源Aとする）があり、小中高等学校でもその中で蓄積されてきたノウハウなどの資源（以下、資源Bとする）があるが、これらを組み合わせる資源（以下、資源Cとする）が創出されることによって、新たな資源（以下、資源Xとする）が開発される可能性がある。個別の支援のための資源がどれだけ個々のニーズに応じて開発され、実際に提供され、機能してきたか、に注目する必要がある。実際の具体的展開の中では、資源は単独で存在するよりもむしろ多様な組み合わせの中で機能を発揮する。そこで、様々な資源が創出され、それらの組み合わせの方式が刻々と変化して展開していくプロセスとして表現することを試みた。

支援資源の在り方や機能の仕方は時期によりいろいろな展開をみせている。時期によって諸資源の存在の有無やそれらの結合様式が異なっている。諸資源が個々分散的にあるだけで何の結びつきもないことによってシステムとしては機能していないことがある。同じ資源が多様な結びつきの中で新たな資源に転化する時期もある。新たな結合の様式が何を契機として展開し、資源と資源を結びつける資源はどのような経過で創出されてきたのか、についても注目して述べていきたい。

特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する支援資源については、どの時期にあっても、資源が創出されるプロセスについては普遍的な枠組みがある。その枠組みについても、「支援論」でその基本的なものは示しているが、各時期における諸資源の結合様式がどう移り変わっていくか、をみていく方法論をとった。扱う時期は1979年から2003年の25年間とし、その時期独自の結合様式に着目した結果、それは4度変化していることが明らかになった。したがって4つの時期に区分をしての叙述をする。それぞれの時期は、ある時期にはある結合様式で資源が結び付き新たな資源が創出され、次の時期に生まれるものの前提としての資源が確実につくられてきたというようにつながりをもっている。

1 第Ⅰ期：1979年～1984年～1992年

場によるサービスの充実と通常級における特別支援の模索 ～養護学校の義務化と総合福祉政策委員会の提言～

教育の場の充実と通常級における特別支援の模索の時期である。養護学校の義務化に始まり、盲・ろう・養護学校と小・中・高等学校等の二重システムの中で次第にそれぞれの資源の充実化が図られるが、総合福祉政策委員会の提言を受けて、「共に学び共に育つ教育」という基本路線が設定され、通常教育の領域で多様な教育形態が追究された。

昭和54年に養護学校の義務制が実施され、神奈川県において昭和49年にスタートしていた養護学校17校計画が昭和55年に終了した。その直後の昭和57年4月に知事の委嘱を受けて発足した神奈川県総合福祉政策委員会の総合福祉政策部会は、昭和59年1月に「総合福祉政策の推進のために」と題する提言をおこなっている。この提言では、これまでの教育を「全体として効率を重視し、機能的な分化を促進する方向で進められることが多かった」と批判し、また「すべての障害児を学校で受け入れるという体制が確立され、拡充された養護学校の義務化は大きな前進」とした上で、神奈川県の進むべき方向を、ノーマライゼーションの立場に立って、「統合教育、すなわち障害を持っ

た子どもたちを完全に普通学級で教育するという考え方は、今後の教育の基本的方向性として重視されなければならない」としている。しかし、同時に「統合教育の考え方を、単純に機械的に理解し、形式的に推進することには賛成できない。」として、また、「統合教育も教育関係者たちの様々な努力と創意によって可能性を追求していくべき方向であり、そのための基本思想である。」と、段階的な実践への取り組みを呼びかけている。

この提言を受け、県教育委員会では、本県の障害児教育の進むべき方向を「共に学び共に育つ教育」とし、その実現に向けた研究を開始した。

本論のテーマである盲・ろう・養護学校の地域センター機能の開発もまた、こうした段階的な実践への取り組みのひとつとして位置づけられるであろう。この意味で養護学校のセンター化あるいは支援機能の開発については、それ自体としては目標とはなりえない。あくまでもプロセスのひとつとしてみなす必要があり、問題はそれによって何がどのくらい前進するかである。

その意味で注目すべき先行的な動きがある。大きなプロセスの中での段階的な実践の方途を探るために、昭和61年・62年度には、「神奈川県心身障害児の多様な教育形態あり方研究協議会」を設置して具体的な研究に着手した。この研究の目的は、より多くの障害児が、より多くの時間「通常の学級」でいわゆる健常児とともに生活できるようにするために、現行の学校教育制度の枠の中でどのような教育形態で対応したらよいかを明らかにすることであった。63年3月に出された報告書では、①通常の学級を中心とした指導 ②通常の学級と「特別指導室」での指導（教師等の巡回による指導）③通常の学級と「特別指導室」での指導（児童生徒の通級による指導）④通常の学級と特殊学級の協力による指導 ⑤特殊学級を中心とした指導、の5つの教育形態が報告されている。②、③にある「特別指導室」とは、その児童生徒にとって必要な教育を、必要な時間のみ実施するための通級制の教室であるが、こうした形態については実験校を設けて実践的な研究を進めた。

この時期、小・中学校内における通常級の資源と特殊学級の資源を結びつける方向性で実践的な研究は進められたが、盲・ろう・養護学校の資源と小・中・高等学校の資源が結びつきをもつという枠組みは提示されなかった。

2 第Ⅱ期：1993年～1998年

盲・ろう・養護学校と小・中・高等学校の関係性の模索

～方向性の提示と人材養成による地域資源の創出～

この時期、養護学校等の支援機能に関する方向性が具体的に示された。また、国際的な動向を踏まえた研究が課題を明確にしつつ持続して推進される一方で、盲・ろう・養護学校や地域の小・中・高等学校における支援に関連する人材養成により、地域資源が創出され始めた時期である。

具体的には、「インクルージョンに関する研究事業」の継続的实施により継続的な骨格部が成立し、盲・ろう・養護学校としては「スクールサイコロジスト養成講座」、小・中学校等としては「教育カウンセラー研修会（現、「教育相談コーディネーター養成講座）」という教育相談人材養成系の事業が展開され、個人的な水準ではあるが、資源が研修を通して継続的に創出された。

なお、教育相談人材養成系の事業がこの時期に開始されている背景には、教育相談の分野で通常級に在籍する多様な支援を必要とする児童生徒の相談が増加しつつあり、それに対応して要請訪問相談も含めて多岐にわたる相談体制を組み始めていた状況がある。県センターの機能では限界があり、地域の小・中・高等学校の教育相談体制の整備と地域での教育相談体制の整備が必要になるという展望があった。

この時期には、盲・ろう・養護学校の資源と小・中・高等学校の資源の養成が進むのであるが、これらを組み合わせる資源によって新たな資源を生み出す可能性を示す先駆的な例も生まれた。

<1993年（平成5年）>

国のレベルで、通級による指導が制度化されて、通常級に在籍したままで特別な支援が得られる体制が整った。

この年、神奈川県教育委員会では、神奈川県養護学校再編整備検討委員会報告書「養護学校の再編整備について」を発表し、今後の養護学校の役割について、「障害児教育における専門教育機関としての役割」とともに、「地域障害児教育支援センターとしての役割」を果たすことを提唱している。養護学校等のセンター機能の展開についての方向性が明確となり、具体的な方略が示された。

同年、県立第二教育センターでは学校心理学を基調とする「個別教育指導教員養成講座」（平成7年度より「ス

クールサイコロジスト養成講座」に名称を変更)を開始している。アセスメントを基にした個別教育計画の作成に関する助言や具体的なケースに対する相談において学内で専門的な役割を果たすとともに、地域の保護者や小・中・高等学校への教育相談についてカウンセリングやコンサルテーションの専門性を活かせる人材を養成することも目的にしていた。盲・ろう・養護学校の教員を対象としたこの研修会は、開設当初は3年をかけて計30回の研修を行うものであったが、学校心理学の知見を学校の現場に活用するためには、これ以降多くの試行錯誤を要した。また、当初は、個別教育計画の作成ということに重点が置かれていたが、次第に支援機能にもその重点を移していくという経緯があった。そして、修了生の多くは、現在の養護学校の支援部や学部、学年のリーダーとして活躍しているなど多くの研修成果をおさめている。

この講座は、神奈川県養護学校の支援機能に関連した人材養成という観点で、以後欠くことのできない機能を発揮することになる。しかし、これが本格的に機能すること、例えば支援部というシステム資源の中で一定の役割を示すまでには今後の展開の中で諸条件が整うことを待つ必要があった。

<1994年(平成6年)>

「特別なニーズ教育の原則、政策、実践に関するサマランカ宣言」がユネスコより出された。

<1995年(平成7年)>

理念的な意味でもこの宣言に大きな影響を受ける形で、宣言の翌年、「教育上配慮を必要とする子どもたちの教育在り方研究委員会」がセンターの研究として開始された。

この研究はテーマをインクルージョンとしており、現在に至るまで神奈川県の先進的な研究のひとつである。研究会の委員の構成であるが、小・中学校の校長、教員、盲・ろう・養護学校の校長、教員、教育事務所や市町村の教育委員会の指導主事、県教育委員会の指導主事などによって当初から構成されており、こうしたメンバー構成は県と市町村の結びつきという点で今後の展開に相当の影響を与えるものとなった。この多様な資源をネットワーク化する資源としてこの研究委員会が発揮した機能に注目する必要があるが、このようなメンバー構成としたことによりこの研究委員会がネットワークの基点となったことにも注目したい。

また、インクルージョンという理念を具現化していくための方策をさぐる方向性を設定したこの研究は、これ以降、「第一次研究」(平成7, 8, 9年度)、「第二次研究」(10, 11年度)、「第三次研究」(12, 13年度)、「第四次研究」(14, 15年度)というように、以下詳しく述べるように時期ごとにサブテーマを設定しながら、校内外の支援資源の活用や支援組織・支援機能についての研究を進めていくことになる。その中で、多くの養護学校や地域の小・中学校等がこの実践研究に参加して、この研究の枠組みを活用して多くの実践的な成果をあげることができており、研究という枠組みを設定することで先進的な実践の可能性を高めることにもなることを明らかにしてきた。神奈川の支援機能の開発に関して、この研究は一定の位置を占めている。

研修の領域では、小・中学校の教員を対象として「教育カウンセラー養成講座」が開始された。この講座では、小・中学校における支援のための資源の活用に関わる人材養成という視点がはじめて打ち出された。この講座は、教育上、特別な配慮の必要な子どもたちに対して、そのニーズを把握し、学校内・外の資源を積極的に活用することによって、適切な学習活動を支える役割を担う教育カウンセラーの養成を図るという目的をもっていった。センターにおいて、通常級の児童生徒に関する教育相談を担当している職員が、研修の講師や事例研究の助言者を担っており、その意味で実践的な関心からさまざまな見直しを図り、これ以降、さまざまな観点で試みを重ねた結果、現在の「教育相談コーディネーター養成講座」に至っている。この講座は、少人数による事例検討を軸としてチームアプローチの実践についての研修を展開し、小・中・高等学校における資源の組織化について一定の役割を確実に果たしてきた。

<1996年(平成8年)>

「教育上配慮を必要とする子どもたちの教育在り方研究委員会」が二年目を迎えて、インクルージョンの理念に関する具体的な方略の検討がすすめられた。

また、研究の成果をできるだけ早い機会に研修に反映させ、インクルージョンという理念に関する理解啓発を図る意図で「インクルージョン研修会」が始まった。これは、研究と研修を結びつける手法の端緒となった。

センターの研究事業としては「個別的教育ニーズに対応する教育相談研究委員会」が開始され、特に通常級でさまざまな支援が必要な児童生徒に関して個別の支援ニーズと教育相談という実践的な視点での研究が進められた。

また、センターの相談事業としても、「教育相談活動支援事業」が、養護学校等に対して地域障害児教育のセンターとしての機能を充実させるための支援という観点で開始され、実際に、県立相模原養護学校のスクールサイコロジスト養成講座修了生の教育相談担当者と連携しての地域の小・中学校等を対象とする教育相談が試行的に開始された。養護学校の人的資源がセンターとの連携によって小・中学校の資源と結びついた例である。

<1997年（平成9年）>

研究分野では、「教育上配慮を必要とする子どもたちの教育在り方研究委員会」（第一次研究）が3年目を迎えて報告書「インクルージョンをめざした学校教育の改革」を作成した。「子どもの側の多様なニーズに学校システムが追いつけていない。すべての子どもが個に応じた教育を受けられるように。学校教育全体の質的な転換を図るべきである」との基本認識に立ったこの報告書は、3つの仮説として、①従来の学校像からの発想の転換、②障害児教育のもつ教育力の活用、③学校内外の教育システムの改革、5つの提言として、①義務教育段階における改革、②高等学校段階における改革、③養護学校の機能に関する改革、④全県的な支援体制に関する改革、⑤教育行政のあり方に関する改革、の広範な改革を提唱している。

課題を整理する段階で、県の指導主事、市町村の指導主事、県立学校の教員、市町村の小中学校の校長、教員などの広範なメンバーの異なる視点により検討されたことは大きな意義があったことを確認したい。

この研究と並んで、前年度に始まった「個別の教育ニーズに対応する教育相談研究委員会」も2年目を迎えて、一人ひとりの子どものニーズに応えること、一人ひとりの教育をシステムで支えること、豊かな人間関係を結ぶことを提唱して、具体的な事例研究を重ねて、それを基盤とした成果を発表している。（報告書「一人ひとりの教育ニーズに応じる教育相談をめざして」平成10年3月）

これは、教育相談からみえる支援のあり方を示した点で、あるいは教育ニーズというコンセプトと教育相談を結びつけた点で、教育相談と多様な支援を関係づけたものとして先進性に富む内容をもっている。現在、神奈川県は「教育相談コーディネーター」という形で特別支援教育の推進を図る方向性を示しているが、その原点を形成したものとして位置づけることができる。

この教育相談に関する研究の進展と結び付き、2年前に開始されていた「教育カウンセラー養成講座」も、その研修目的を、「児童生徒が学校生活を送る過程で出会うであろう諸問題の解決を援助するために、アセスメント、カウンセリング、コンサルテーション等の活動について研修する。特に教育上、個別に配慮を要する児童生徒に関わる諸問題について理解を深める」としている。個々の子どもの問題解決への支援という支援論的な観点が明確されている点に注目したい。

<1998年（平成10年）>

「教育上配慮を必要とする子どもたちの教育在り方研究委員会」（第一次研究）の広範なメンバーによって構成されたことも継承し、センターの研究事業として「インクルージョンの展開に向けた調査研究委員会」（第二次研究）が開始された。第一次研究が理念的な整理を行い方向性について提言したことを受けて、第二次研究では、地域の小・中学校等の支援ニーズについて具体的に把握をする目的で学校を訪問して予備的な調査を実施した。訪問先は特殊学級が中心となっていたが、実際に地域の小・中学校を訪問して行うこのテーマでの聞き取り調査の有効性が明らかとなった。

この年、県の教育委員会としても研究事業として「養護学校等の地域障害児教育支援機能のあり方に関する研究委員会」を立ち上げて、実際に支援機能を発揮するための諸条件に関する研究に着手した。この委員会では研究の際、どのような支援ニーズが小・中学校にあるのかをアンケート調査によって把握する方法をとった。

この年に開始された両研究の方法に共通なのは、県立学校の校長、教員と市町村立学校の校長、教員などを含む広範な研究委員で構成をしていること、そして、養護学校等の資源を活用する側の当事者である小・中学校等の状況の把握及びニーズの把握をすることを基盤とした研究方針である。

これと軌を一にして、研修の分野でも、「教育カウンセラー養成講座」を「学校カウンセリング講座」に名称変更した。「学校」というシステムの中でどのように資源を活用するかという単位が明確になった。また、この講座とスクールサイコロジスト養成講座との合同の講義が試行的に実施された。この2つの講座の組み合わせは、盲・ろう・養護学校の人的資源と小・中・高等学校の人的資源の接点をつくることに始まったのであるが、後の展開の中で、研究協議を共有することを経て、実際の相談に結びつくことになる。

この時期には養護学校等の地域支援などの具体的な展開をさぐる研究が、聞き取り調査やアンケートという形態

の違いはあるとしても、いずれも利用者側の状況を踏まえつつ、さまざまな視点をもつメンバーによって検討をすすめる方法で実施された。また、盲・ろう・養護学校の人的資源と小・中学校等の人的資源の養成が両方の人的資源の接点を設定することも含めた形で推進された。また、研究や研修において、教育相談、教育ニーズ、支援というコンセプトが次第に明確な結びつきを持ち始めた。そして、地域の教育相談において、養護学校の人的資源がセンターの支援によって小・中学校の資源と結びつき、問題解決のために諸資源が融合して、新たな資源を生み出す原型が生まれた。

この平成10年には次の時期に機能を発揮する資源が出揃い、展開を遂げる基盤が整備された。

3 第Ⅲ期：1999年～2001年

地域支援の始動期

～茅ヶ崎養護学校等による小中学校等との先駆的な資源の結びつき～

支援機能の始動期である。研究の成果としても、地域のニーズが明確となる一方で、県立茅ヶ崎養護学校等による先駆的な試みが進む。各小・中学校等や盲・ろう・養護学校の様々な試みを前提とした組織横断的な連絡協議会や先進モデルを提供する研究、研修会の機会などを通じて、地域の特性に合わせて地域支援のさまざまなモデルが創出され、他の養護学校等も独自の活動を開始し始める。盲・ろう・養護学校の諸資源と小・中・高等学校の諸資源を結びつける「資源C」もいろいろな形でその機能を拡充させた。

<1999年（平成11年）>

養護学校のセンター機能という分野では、再編整備委員会で提言されたこれからの養護学校という新しいコンセプトをもった茅ヶ崎養護学校が開校した。当初から校内における各組織が動きやすいように推進を図るという位置づけで「支援推進部」を設置し、計画的な地域支援を開始した。

また、「養護学校等の地域障害児教育支援機能のあり方に関する研究委員会」も2年目を迎え、茅ヶ崎養護学校の1年目の成果も踏まえて実践的な内容の報告書をまとめた。児童生徒への直接支援、間接支援という形で支援の重層性に着目し、支援の活用側の視点を重視したこの報告書は支援論の観点でも注目したい。（報告書「養護学校等の地域障害児教育支援機能のあり方に関する研究委員会報告書」平成12年3月）

これと平行して、「インクルージョンの展開に向けた調査研究委員会」（第二次研究）も2年目を迎え、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の18校を対象に聞き取り調査の実施した結果、学校のシステム類型として学級、学年、学校という枠組みを縦軸に、自己完結でニーズの未把握型、ニーズを把握した上での組織内の資源活用型、組織内外の資源の活用型という横軸を設定して、その組み合わせから、9つの学校システム類型を析出する一方で、校内外の資源の活用の可能性と校内外のさまざまな資源のコーディネーターとしてのキーパーソンの役割の意義を確認するなどの成果をおさめることができた。（報告書「学校教育改革のための試み～インクルージョンをめざす学校教育の課題と工夫について～」平成12年3月）この学校システム類型モデルについては、別冊の「支援論」で詳しく述べる。

両研究によって、地域の小・中学校の支援ニーズへの対応の具体的な到達点が、直接的支援（児童生徒への支援）と間接的支援（教員への支援）という支援の関係性の視点や学校によって開放されているレベルが学級単位のものであるか、学年単位のものであるか、学校単位のものであるか、など学校システム類型などに関連しての視点から具体的に浮き彫りになった。

人材の養成については、センターの研修分野では「学校カウンセリング研修会」が、焦点を通常の学級にあてて、「通常の学級にあって、特別な配慮を要する児童生徒が出会う諸問題の解決を援助するために、アセスメント、カウンセリング、コンサルテーション等の基礎能力の養成を図る」という目標を設定した。

また、「インクルージョン（地域支援に向けて）研修会」が開始され、研究成果に関する理解啓発と結び付けて先進的な学校の地域支援の実践をテーマとして取り上げた。

<2000年（平成12年）>

国の「学習障害児に対する指導法等に関する実践研究事業」が開始された。

県では、研究の推進・協議のための「学習障害児調査研究運営会議」、3つの専門家チーム、5つの研究協力校を設

定し、巡回相談員を派遣する形態をとった。

センターの研究分野としては、「インクルージョンの展開に向けた地域教育資源ネットワークシステムのあり方研究委員会（第三次インクル研究）」が立ち上がり、第二次の研究で先進的な試みを開始していた学校を中心にして2つの教育事務所管内の特定の市をモデルとしての研究が設定され、支援を必要とする児童生徒に対応するための校内組織や地域の様々な資源の活用をめぐる問題等をテーマとして研究が開始された。

研修の分野では、「学校カウンセリング研修会」も「通常の学級にあって、教育的配慮を要する児童生徒が会う諸問題の解決を援助するために、アセスメント、カウンセリング、コンサルテーション等の基礎的知識を持ち適切な援助に向けてコーディネートできる教員の養成をはかる。」という視点から改良が加えられ、インクルージョンの研究の成果を生かす形で、コーディネーションに重点をおいた研修として構成される。

「スクールサイコロジスト養成講座」にも新しい要素として、「同養成講座」修了生が助言者等の役割をもって入り始めた。また、すでに第Ⅱ期に始まった「スクールサイコロジスト養成講座」と「学校カウンセリング研修会」の共通研修もさらに軌道にのった。こうした動きは、例えば、学校が隣にあって情報交換の機会があまりなかった養護学校の教員と小中学校の教員が、ひとつのテーマをめぐる協議することを通じてネットワーク化の基盤がつけられたり、また学んだ内容が実践の中で手ごたえを感じられるという意味で大きな意味をもった。

この年、県教育委員会の県立養護学校地域支援機能整備事業として、モデル校二校に検査器具が予算化され整備された。基盤の整備という点で画期的なものとなる。

茅ヶ崎養護学校の支援推進部の教育相談では、個別のケースの相談から校内支援体制づくりの支援も含めた学校コンサルテーション型へ移行し始める。

この時期、茅ヶ崎養護学校以外の県立養護学校等でも支援部の創設の動きがすすみつつあり、実際の活動も地域のニーズや資源に応じて、さまざまな独自の動きがみられた。例えば、この年、センターと伊勢原養護学校支援部との連携のもとで地域の小学校の特殊学級への支援が始まっている。伊勢原養護学校ではすでに独自に地域支援の試みを始めていたが、こうした機会を活用して地域の小・中学校への支援の領域で大きな役割を果たしつつある。

<2001年（平成13年）>

国の「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」（名称変更）が2年目を迎えた。その研究の成果として、学習につまずきのある子どもの指導は、担任の学級の指導や授業の工夫で改善される場合もあるが、学習障害の場合は、学習のつまずきが大きく、また、他の行動上の問題と重複している場合もあるので気づきにくい場合があるというように現状を捉えた上で、適切な実態把握と子どもの認知特性に応じた指導が必要になることから、学年会を情報交換の場、校内委員会を検討の場にすることなどを通して校内支援体制を整え、必要に応じて専門機関との連携を密にすることを提案している。また、通常級での指導の支援機能を発揮する人的資源として巡回相談員についてはその役割の大きさに注目している。（平成14年3月「平成12・13年度 学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究～最終報告～」）

この研究の成果をまとめたリーフレット「学習につまずきのある子どもたちへの校内支援に向けて」では、学校内部資源の工夫と外部資源の活用を呼びかけているが、「子どもの指導に対して支援になりえるもの、例えば、人、時間、場など」の資源を活用するためには、子どもの状況の共通理解が重要であることを強調し、そのための「気づきのシート」「チェックリスト」「学習達成基準」等を参考にすることを提案している。人的資源だけではなく、教材やシートなどの物的資源、あるいは、それらを結びつけたシステム資源などの多様な資源の活用が方法論として提出された。

センター内でも研修・研究の担当者が緻密な情報交換をして企画に反映することができるよう所内ネットワークを結成し、相談・研修・研究の一体化を図る動きが始まった。

研究分野としては、「インクルージョンの展開に向けた地域教育資源ネットワークシステムのあり方研究委員会」（第三次研究）で、茅ヶ崎市、秦野市のモデル校の実践が進み、コーディネーターの役割が一段と明確になった。こうしたモデル校の実践的な研究においてコーディネーターとして活躍し始めていた教員が研修会の講師として、その活動内容を報告するなどをして各方面に影響を与えた。（報告書「インクルージョンの展開に向けた地域教育資源ネットワークシステムのあり方研究報告～教育上配慮の必要な児童生徒のためのチームアプローチ等の具体的支援に関する研究～」平成14年3月）

「学校カウンセリング研修会」も、「教育相談コーディネーター養成講座」と名称を変更して、教育相談におけるコーディネーター養成の視点をさらに明確にし、講座の内容も、「スクールサイコロジスト養成講座」との共通研修

として研究協議の内容も充実を図る段階に入った。研修会の研究協議を基点としてのネットワーク化を図るなどの構想も生まれ、また実際に地域で連携して問題解決にあたる動きも始まった。

養護学校支援部自体の動きも活発となり、茅ヶ崎養護学校支援推進部が茅ヶ崎市立の小学校のケース会議に定期的に参加するなどの動きが始まる。センターもこうした動向に対応して研究の一環として茅ヶ崎市内の別の小学校に養護学校の教員を定期的に派遣し教育相談、特に教員相談を受ける形をとって小学校への有効な支援を模索する研究も実施した。また、伊勢原養護学校も地域の小・中学校の教員支援を中心に活動を展開し、秦野養護学校の教育相談を秦野市内の小学校や市教委と連携して積極的に進める動きをしている。

県の教育委員会でも、物的資源の整備として、県立養護学校地域支援機能整備事業を引き続き実施して検査器具整備を実施した。

その一方で、県教育委員会はすべての県立養護学校を対象として「養護学校等の地域支援センター準備連絡協議会」が発足させた。この協議会において、県の事業として展開していた障害児の地域参加のための仕組みづくり等の様々な方法に関する情報交換や各養護学校等の取り組みの原案作りの支援が進む。翌年、「養護学校等の地域支援センター連絡協議会」に引き継がれることになるが、この県教育委員会主催の連絡協議会は盲・ろう・養護学校の支援部等の機能の促進に果たす役割には大きなものがある。地域における支援機能をコーディネートする機能を果たすシステム資源が機能し始めた。

この時期には、第Ⅱ期からすすめられていた人的資源の養成に加えて、養護学校等の支援システムとしての枠組みが本格的に成立し始めたことによって、支援機能の発揮が本格的に開始されるようになった。今まで分散的であったさまざまな資源が結びつけられることが加速度的に進行するようになった。支援機能の充実とともに、小・中学校等でも諸資源のコーディネート機能が注目されつつあった。

4 第Ⅳ期：2002年～2003年～

養護学校等の支援機能の展開期

～資源結合から資源ネットワークの形成へ～

すべての県立養護学校等において様々なセンター機能が発揮され始めた時期である。また、盲・ろう・養護学校で創出された資源である「資源A」と小・中・高等学校の資源である「資源B」を組み合わせる「資源C」が連携した形で機能する動きも加速化して、「資源C」のネットワーク化や相互活用も始まっている。例えば、通常教育の資源のセンターと障害児教育の資源のセンターが総合化されることにより、新たな資源の組み合わせの可能性が大きく広がったり、「養護学校等の地域支援センター連絡協議会」の動きが活発化して、諸資源を組み合わせる諸資源である側面をもつ養護学校の支援部を組み合わせる資源としての連絡協議会の動きが本格的に機能し始めたりするなど、今までにない動きがみられる。

<2002年（平成14年）>

国の「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」が3年目を迎える。この事業では、市町村における専門チームを立ち上げ、これをバック・アップする体制のあり方等に関する研究を開始した。この研究では、平塚市をモデル地区としたが、地域の人的資源を中心に「相談支援チーム」を編成するなど新たな視点での取り組みを図り、巡回相談員の学校訪問等で一定の取り組みのノウハウをある程度身に着けた学校については、必要に応じて柔軟に相談・支援チームが対応し支援していく体制作り等を今後の取り組むべき課題としている。

また、もうひとつの国の事業であるが、「平成13・14年度神奈川県障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」が横須賀市をモデル地区として研究をすすめていたが、相談支援チームに養護学校の教員が入り、特に、進路・就労に関する情報を提供することによって地域の相談支援チーム全体にとって見通しを得ることができるようになったことなど多くの成果をおさめている。

この年、県立教育センターと県立第二教育センターを統合する形で神奈川県総合教育センター（カリキュラムセンター・教育相談センター）が成立する。これまで通常教育のセンターと障害児教育のセンターが様々な資源を蓄積してきたが、このことにより、双方の資源を柔軟に組み合わせる基盤が整備されたことになる。こうした組織が生まれたことにより、組み合わせることができる資源の範囲は大幅に拡充したと言える。

統合の初年度から、総合教育センターにおける研修の内容に、小学校の教員を対象とする教科研修に学習障害児

への対応の視点が導入されるなど新局面が展開する。また、これまでも行なわれていたのであるが、学校経営研修の中に、特別支援教育の動向を踏まえた学校づくりなどをテーマとした研修が本格的に盛り込まれ、支援資源や支援機能に関するチームアプローチ論が神奈川の実践を踏まえた形で展開されるようになった。

研究の分野では、「インクルージョンの展開に向けた支援ネットワークシステムのあり方研究委員会」（第四次研究）もこれまでの2地区から地区を拡大して、茅ヶ崎市・秦野市・小田原市・津久井郡（4町）の4つの地区で展開するとともに高等学校部会も設置され、すべての学校種を含む形になった。多くの高等学校でも新たな教育相談体制づくりを準備している状況もあり、今後の問題解決のための視点が提供される必要がある。学校種が広がることはこれまでに接点のなかった資源が結びつく可能性があり、地区部会の成果を全体会でどのように示すともっとも有効なものとなるか、が課題となっている。

各地域のネットワークを基盤とする資源の活用をめざして、養護学校と小・中・高等学校の各資源の多様な組み合わせに関する研究をすすめたが、「第三次研究」で実績をあげている地域が「四次研究」から新たに加わった地域と接することで次の展開を見せ始めているなど、地域ごとの課題と成果が地域の資源の差異を基盤とする比較対照によって各地域の可能性と方向性が明確になりつつある。また、研究の一環として、小田原市の小学校に養護学校の教員が定期的に派遣されて校内のシステムの支援に関わった。この研究とも関係して、小田原養護学校と相模原養護学校の相談のネットワークが地域の小・中学校に次第に広がりつつある。

さらに、この年にはセンターの新たな「相談ネットワーク事業」として、津久井、足柄下地区で教員グループ相談が開始されて、センターの職員が地域を訪問してグループ相談を開始したが、その中に小田原養護学校や相模原養護学校の支援部が参加する形をとっている。センター資源と養護学校資源と小中学校資源の結合の例である。前年度の「養護学校等の地域支援センター準備連絡協議会」を継承して、すべての盲・ろう・養護学校の担当者を対象者として「養護学校等の地域支援センター連絡協議会」が開催される。「教育相談部会」、「研修・交流・資源部会」の2つの部会があり、各学校の支援部担当教員だけではなく、養護学校内のシステムに関係して教頭も参加する形を取り、情報交換を活発に行った。協議会の中では、小学校で学習障害児等の支援を行っている教師を招いての研修等を開くなど地域を射程に入れた試みがすすめられた。単に横並びの養護学校のための連絡協議会に終わらず、地域の小・中・高等学校の資源を含みこむ構えがつけられている。

この年には、「県立養護学校地域支援機能整備事業」等予算化により全校に検査器具が整備され、全部の盲・ろう・養護学校の地域支援事業に関するパンフレットの印刷、公開研修会等の支援が進められた。このため、盲・ろう・養護学校主催の地域における研修会が一齐に開始され、養護学校を会場として小・中学校の教員を含めた研修会が数多く進められた。これは、研修会を基点として相談のネットワーク形成に結びつく可能性がある。

<2003年（平成15年）>

県教育委員会主催の「養護学校等の地域センター連絡協議会」が2年目を迎えた。「相談分科会」と「相互資源活用分科会」として名称を変更した2つの部会によって成り立つ協議会は、教育相談については、この年に予算化されたコンピューターを活用しての統計資料を作成する一方、国のモデル事業の成果も取り込む形で多様な資源の結びつきに関する情報が盛り込まれた研究協議を実施するなどして、前年度よりも密度の濃い情報交換や次の展開に結びつく動きの紹介などが行われ、さらに充実した形で展開された。

養護学校の支援部として大きく前進している側面としては、養護学校等における地域支援部等の校務分掌化、専任化がさらに進展していること、養護学校等の地域センター機能における相談統計が全校共通のフォーマットで整理され始めていることなどが挙げられる。地域による違いはあるものの、その中で教育相談や研修会など実施できるところから着手する構えが明確になっていると思われる。

センターの研修分野でも新しい動きがいくつかあった。基本研修講座に、教育相談に関連する演習講座をいくつか設定し、その助言者として「スクールサイコロジス養成研修講座」、「教育相談コーディネーター養成研修講座」の修了生が活躍する設定をした。こうした機会に助言者としての力量がつくことが確認されるとともに、こうした基本研修の機会に事例に関する演習を経験した教員が、個々の学校で実施される研修会では助言者的な役割を果たしたり、スクールカウンセラーとの接点作りに活躍したりしていることなども報告されており、数年を経過するとかなりの成果が期待されることが予測できる。

小・中学校の校内システムの進行の度合いに差があるという状況があったことから、モデル校の実践をひろく示すことが重要であるとの判断があった。そのため、「支援ネットワーク研修講座」を県域の6会場で実施し、特別支援教育の動向や地域の先進モデル校の実践発表などを中心に行った。

また、「教育相談コーディネーター養成研修講座」も引き続いて実施されているが、研修の効果を広げるために、校内での展開をより推進するための環境を整えることを目的として、「教育相談コーディネーター養成講座」の「ニュースレター（CAN）」の発行を開始した。受講する側にも、積極的な面が新たにあらわれつつある。例えば、ある市は「教育相談コーディネーター養成講座」の受講生が市での研究会を活用して、その内容を広める形で伝達講習的な設定をしている。その際に、センターがコーディネートして、それを養護学校の支援部の人的資源も活用する形で進行しつつある。ひとりの受講生の研修に終わらずに大きな動きが作り出されている。センターはこうした動きを機敏に捉え次の動きを作り出す資源としても機能する必要性が明らかとなった。センター自体のコーディネーション機能の柔軟な発揮が求められるところである。

研究分野では「インクルージョンの展開に向けた支援ネットワークシステムのあり方研究委員会」(第四次研究)が、茅ヶ崎市・秦野市・小田原市・津久井町において引き続き行われた。実践研究の中で、養護学校が小学校や中学校の受け継ぎを養護学校がコーディネートするなどこれまでにない新たな成果をあげ、資源の多様な組み合わせの可能性が明らかとなった。

特に特筆すべきは茅ヶ崎地区の動向である。この地区では、養護教諭のネットワークを通して校内組織化に向けての動きがおこる一方、小学校の研究会のネットワークを通して同様な動きが浸透している。研究における作業部会の位置づけで市内のすべての小中学校全校からコーディネーター的な役割を担うと思われる教員を集めて横断的な組織による協議に成功している。今後の動きを示すものとして注目に値する。また、養護学校が約半数の学校とはすでに教育相談などで関係を結んでおり、こうした機会を通じて、その他の学校もそうした方向性ですすむものと思われる。

次に、2年目を迎えたセンター事業の津久井、足柄下地区で展開されていた教員グループ相談は軌道に乗り、養護学校との連携も円滑にすすみつつあったが、特に小田原市では特別支援教育相談室が小田原市内に設置され、その担当者もグループ相談に参加するなど進展がみられた。

県立21校の盲・ろう・養護学校が地域で開催する研修会は本格的な展開をみせているが、茅ヶ崎養護学校の地域研修会では3日間にわたり24講座を実施するなど、高津養護学校の地域研修会でも100名を越える受講者が集まるなど、各養護学校等が研修センター的役割を果たし始めている。これと並行して、小・中学校、高等学校からの各養護学校等への相談件数の増加がみられた。

県の教育委員会も「特別支援教育実践校連絡協議会」を設置して、新たな校内支援システムについて、先進的な実践をすすめている小・中学校と市町村の指導主事を構成員とし、これまでの様々の資源を活用しての到達点に関する最新情報を交換をすることにより、諸資源の多様な組み合わせによる成果が明らかになっている。

今後の動きに関連して、すでに平成15年度から国の「特別支援教育体制推進モデル事業」が、平塚市・綾瀬市・大和市・海老名市で開始されている。これらの地域は、今後の展開の中で新たにその地域の養護学校等の支援機能と連携して事業が推進されつつある。

また、同事業との関連もあるが、「今後の特別支援教育の在り方について」と「今後の不登校への対応のあり方について」の2つの報告書を踏まえて、平成7年から実施している「教育相談コーディネーター養成講座」を拡大・充実して、3年間で政令市・中核市を除く全県の小・中学校473校毎に教育相談コーディネーターを養成し、校務として位置づけるという事業が予定されている。

その際、事例研究的なものについては、できるだけ地域の資源の活用をめざすことが有効であることから、センターでの4日間の共通の概論を中心とした研修と共に、地域においても7地区6会場で5日間の研修会をもち、地域のさまざまな機関の人的資源を活用して実践的な事例研究を実施する計画がある。そこでは、これまで「スクールサイコロジスト養成講座」や「教育相談コーディネーター養成講座」を修了した教員や実際に小・中・高等学校内でコーディネーター的な役割を果たしている教員、養護学校等の支援部で相談を展開している教員、さらには地域の関係機関の職員も加える中で地域における研修が実施され、地域で実際に支援の役割を果たしている人定資源が講師や助言者を担うことにより、地域の支援チームが実際的に機能することが可能であると考えている。

この点については、地域における人的資源の養成という観点をも踏まえて、「地域相談・支援チーム研修講座」を新たに設定して、実際に養護学校等の支援部や小中学校等の校内でコーディネーターとして役割を果たしている人を対象として実践的な力量を高めて、今後の地域における研修会の人材養成を図るということも企画されている。こうした様々な設定によって、これまでにない資源の組み合わせが成立する可能性がある。

おわりに

本論では神奈川県における小・中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校や関係諸機関における動きのごく一部をとりあげて、支援論、資源の組み合わせ論を視点から史的な展開過程の叙述を試みた。より包括的な資料に基づいて諸資源の新たな組み合わせの現実性と可能性を検討していく必要を痛感しているが、それは今後の課題としたい。

【参考・引用文献】

- 1) 神奈川県総合福祉政策委員会総合福祉政策部会：総合福祉政策の推進のために，1984. 12
- 2) 神奈川県立第二教育センター：神奈川県心身障害児の多様な教育形態あり方研究協議会報告書「心身障害児の多様な教育形態あり方」，1988. 3
- 3) 神奈川県養護学校再編整備検討委員会：報告書「養護学校の再編整備について」，1993
- 4) 神奈川県立第二教育センター：教育上配慮を必要とする子どもたちの教育在り方研究委員会報告書「インクルージョンをめざした学校教育の改革」1997. 3
- 5) 神奈川県立第二教育センター：インクルージョンの展開に向けた調査研究委員会報告書「学校教育改革のための試み～インクルージョンをめざす学校教育の課題と工夫について～」，2000. 3
- 6) 神奈川県教育委員会：養護学校等の地域障害児教育支援機能のあり方に関する研究委員会報告書，2000. 3
- 7) 神奈川県立第二教育センター：学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究最終報告書「学習につまずきのある子どもたちへの校内支援に向けて」，2002. 3
- 8) 神奈川県立第二教育センター：インクルージョンの展開に向けた地域教育資源ネットワークシステムのあり方研究委員会報告「教育上配慮の必要な児童生徒のためのチームアプローチ等の具体的支援に関する研究」，2002. 3

2. 福井県における県ぐるみで取り組む特殊教育諸学校の センター的機能の開発

「県ぐるみで取り組む特殊教育諸学校のセンター的機能の開発」

1 はじめに

福井県は、人口約83万人、特殊教育諸学校は国立を含めて全部で10校（盲・ろう学校各1校、知的障害養護学校4校、肢体不自由養護学校1校、病弱・肢体不自由養護学校1校、総合養護学校2校）という県で、その10校の特殊教育諸学校も、下図のように、主に福井市周辺部に集中して設置されているなど、特殊教育が十分に整備されているとはいえない状況である。また、特殊教育の現状としては、特殊教育諸学校に在籍している児童生徒は812名（平成15／4／1現在、国立を含む）、特殊学級では、156学級に522名の児童生徒が在籍しており（平成15／4／1現在）、通級指導教室はろう学校への他校通級を含めて24校で実施している。その他、担当教員の免許保有率は、特殊教育諸学校で約46％、特殊学級で約54％（平成15／4／1現在）である。

このような福井県の特殊教育の状況により、昭和58年に、全国でも数少ない独立機関としての特殊教育センターが設置された。

今回の研究を進めるに当たって、特殊教育センターの役割は極めて大きいものであった。特殊教育センターには、開設当初から3つの基本的な業務と研修や研究という事業などが設けられていた。3つの業務とは、就学相談を含めた教育相談（教育相談の機能）、就学前幼児を中心としたお子さんへの指導とその保護者への教育相談（直接指導の機能、早期からの教育相談の機能）、そして、通常の学級に在籍する気がかりな点のあるお子さんへの学校巡回指導（特別支援教育の機能）である。また、研修事業では、教員を中心としながらも、障害のあるお子さんにかかわるあらゆる立場の人を対象とした、専門性の向上や教育相談の資質向上など幅広い内容の研修を企画していた。更に、研究としては、ちょうど平成12年度から「特殊教育諸学校の教育相談体制づくりに関する開発的研究」というテーマのグループ研究が行われていた。

こうした現状を踏まえて、今回の研究をスタートさせることになった。つまり、特殊教育センターにおける平成12年度からのこの研究の成果やその研究組織、連携体制などを中心に据え、また前述した特殊教育センターの実践や経験を推進力として、本研究に取り組んだと言えよう。このことにより、本研究には「県ぐるみ（全ての特殊教育諸学校が何らかの形で研究に参加したこと）」という要素と共に、始めから研究の「核」となるものを備えたスタートとなったことは幸いであった。

研究に当たっては、その成果によって予算増や人員配置などを旨とするのではなく、それぞれの立場における現状の中で工夫することによって、センター的機能の開発を目指すものと考えた。

（文責 小八木 隆）



2 研究の概要

（1）研究目的

福井県は、県内の特殊教育諸学校（全10校中9校）とその取り組みを支える特殊教育センターとがこのプロジェクト研究に参加することによって、「県ぐるみで取り組む」センター的機能の開発をめざした。この研究の主役は、あくまでも、地域に対して実質的なセンター的機能を提供していく『特殊教育諸学校』であるが、このセンター的機能の開発を後方支援的に支えるものとして、4名の研究推進委員と特殊教育センターがあるという構図になる。（次項の（2）研究組織を参照）

この研究では、各研究協力校が、それぞれの学校規模や周辺地域の状況にあったセンター的機能を探り、その過程にはどのような工夫と苦労があるのか、また、特殊教育諸学校は実際にどのような機能をもつことができるのかを具体的に提示していく。一方、これらの機能開発を支えるための取り組みとして、各調査（近隣の小・中学校や幼稚園・保育所等の関係者についてのニーズ調査、医療・福祉関係機関との連携の在り方についての意見聴取、保護者等家族の求めるセンター的な機能への要望調査）を実施することによって、地域のユーザー側のニーズを捉えるとともに、この機能開発に際して、県の教育機関である特殊教育センターが果たす役割についても明らかにして

いく。さらに、特殊教育諸学校で実際に教育活動を行っている教員自身のセンター的機能の開発についての意識調査等から、空理空論にならない、現実的で応用の可能性を含む「福井県独自のセンター的な機能」のグラウンド・デザインを描きながら、各特殊教育諸学校がセンター的機能を開発推進するための整備条件（校務分掌の再構成、求められる専門性等）について整理・考察していきたい。

本研究では、特殊教育諸学校の地域におけるセンター的な機能について、実際的なモデルを呈示することを目指す。大切なことは、そこに至るプロセスを明らかにすることでもある。また、この研究に関わった関係者が、相互に連絡等が取り合える「ネットワークづくり」と、必要に応じて行き来できる「フットワーク」と「チームワーク」が用意できることも、大切なことがらと捉えている。

（２）研究組織

最終目標は、福井県全域を包含するセンター的な機能を示すことであるが、その第一歩として、特殊教育諸学校が各学校単位で進める独自の研究を掘り下げ、のちにそれらを連携させていく経過をたどりたいと考えた。そのため、研究テーマが拡散しないように、次の二つの研究組織を構成し、事務局を福井県特殊教育センターに置いた。

一つは「研究推進会議」で、座長のもとに学識経験者・各研究協力校校長・教育委員会・研究推進委員で構成する。この会議は、年度はじめと年度末の２回開催し、研究の全体調整および成果を確認することによって、県全体での研究推進を図る役割を持たせた。また、研究推進委員は、独立行政法人・国立特殊教育総合研究所（以下、特総研と略す）の本プロジェクト研究との連絡係も務めた。もう一つは、「研究推進会議」を受けて組織した「研究連絡会」である。これは、研究推進委員で構成する「地域ネットワーク研究部会」と、各研究協力校の研究員で構成する「センター的機能開発研究部会」（はじめの２年間は、教育相談機能研究部、地域支援機能研究部の２つに分けていたが、３年目には一本化した）があり、それぞれが、定期的に集まることで研究協議と情報交換をすすめ、福井県の現状に応じた実践的な研究を展開した。

研究組織については下記に示したとおりである。

Ⅰ 研究推進会議 ○座 長 : 氏家 靖浩（福井大学） ○学 識 経 験 者 : 滝坂 信一（特総研）※、特殊教育諸学校長会長、特殊教育センター所長 ○学 校 関 係 者 : 研究協力校校長、各研究協力校研究員 ○教 育 委 員 会 : 県教育委員会、嶺南教育事務所 ○研究推進委員 : 氏家 靖浩（福井大学）、小八木 隆（県教育委員会） 上田 康彦（福井南養護学校）、吉田弥恵子（特殊教育センター） ○事 務 局 : 特殊教育センター ※所属は、平成16年1月現在	・研究内容の全体調整および協議を行なう。 ・研究成果の報告を行なう。
Ⅱ 研究連絡会 研究連絡会は、「地域ネットワーク研究会」と「センター的機能開発研究部会」から成り、後者の「センター的機能開発研究部会」には「地域ネットワーク研究部会」も加わって、研究を推進した。 地域ネットワーク研究部会（月1回開催） 氏家 靖浩（福井大学）、小八木 隆（県教育委員会） 上田 康彦（福井南養護学校）、吉田弥恵子（特殊教育センター） 福井県特殊教育センター（教育相談グループ） センター的機能開発研究部会（隔月1回開催） 福井県立清水養護学校（笠島真須美） 福井県立嶺北養護学校（高橋 敏恵・山田 摂雄） 福井県立福井南養護学校（原口 典子・上田 康彦） 福井大学附属養護学校（松田 啓子・林 紀江） 福井県立盲学校（荒木 良子・寺脇 理香）	・各研究部の協議および情報交換を行なう。 ・各研究の成果のとりまとめを行なう。

福井県立ろう学校（島田 郁子）
福井県立嶺南東養護学校（長谷川直子・高木 薫）
福井県立福井養護学校（田邊みちよ・小松ひろ子）
福井県立嶺南西養護学校（大橋 導子・栗谷紀美代）

事務局：福井県特殊教育センター

（３）研究内容

『福井県』が一つの単位となって取り組む「センター的な機能の開発」であるゆえ、総合的になればなるほど方向性が多様化し、ポイントが絞れなくなるおそれがあった。そこで、福井グループでは、研究内容として、大きなふたつの柱を立てて研究の骨格を確かなものにした。

まず、一つ目の柱は、『各研究協力校の自主的な取り組みによるセンター的機能開発』であり、もう一つの柱は、『その機能開発を支える取り組み』である。

後者は、地域ネットワーク研究部会が主導して行った「県内全域対象の各種調査」であり、「特殊教育センターの取り組み」である。各種調査からは、福井県全体が求めているセンター的な機能に関するニーズを明確なものにできた。また、特殊教育センターは、事務局として各研究部会を開催しながら研究の推進を図り、一方では、研修企画等の運営と研究の推進によって、各研究協力校の支援を行った。

前者の『各研究協力校のセンター的機能の開発』については、各校の校種や規模、地域特性、そして各校の教員自身が考える現状の問題点から各校独自に課題を設定しながら、具体的な取り組みを展開した。このような方法は、自由度が高いという利点がある一方、自ずと似通った課題が設定されたり、研究の進行に伴い、当初の目的と成果との間にズレが見られたりする場合がある。

そこで、特殊教育諸学校がセンター的機能を開発していくための手法として、研究推進委員は、次の三つの段階を追いながら、研究を推進した。

第一段階は、既に各学校が実践として行っているものの中から、センター的な機能として抽出できるものを、できうる限り正確に実践記録として取り出す作業を行なった。まったく新しい活動を立ち上げるという視点ではなく、「これまで、それぞれの学校が取り組んできている活動をセンター的機能として再整理する」のである。この作業によって、各校とも「センター的な機能とは何か」を考えたり、すでに果たしている役割を再認識したりしながら、モチベーションの高揚を図ることができた。

第二段階は、今回の研究期間の中で、各校が捉える教員のニーズや地域のニーズをもとに、「新しいセンター的な機能を開発し、試行すること」である。各研究協力校が、それぞれの校種や規模、教員の意識、近郊の地域性、課題など整理しながら、独自に新しい機能を付加していく試みで、ここには、各校の研究員の、まさに産みの苦しみとも言えるような工夫と苦勞の展開が数多くある。

第三段階は、本研究を契機として、今後のセンター的な機能の円滑な実施を保障する条件の検討を行った。学校内における条件整備としては、校務分掌の再構成をはじめ、将来的に、どうしても必要となる人員配置の再検討等を、また、学校のセンター的機能を支える外的な条件についても、この研究を通してセンター的な機能のシミュレーションを行いたいと考える。

以上のような柱と段階に関しては、実際の研究成果において、それぞれが大きく入り組んでおり、明確に区分して概観することはできないが、それぞれの報告を見る際のフレームとして役立つことであろう。

（４）本研究で「センター（的）機能」として想定するもの

センター的な機能として想定するものについて、大まかにでも共通理解を図っておきたい。ここでは、滝坂(2002)が指摘する内容を列挙し、センター的な機能をイメージする助けとしたい。

１）教育相談機能

保護者や本人からの要請によって、障害や発達に関し教育の観点から相談に応じる。

２）指導機能

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校もしくは施設等の要請に応じて訪問・巡回によって子どもを直接に指導する。

3) 機関コンサルテーション

幼稚園・保育所，小・中学校，高等学校もしくは施設等の要請に応じて訪問し，障害のある子どもの指導や学級・学校経営等に関する相談に応じたりアドバイスをを行う。

4) 研修機能

幼稚園・保育所，小・中学校，高等学校もしくは施設等の職員を対象に，研修の機会を提供する。

5) 実践研究機能

幼稚園・保育所，小・中学校，高等学校もしくは施設等の職員を対象に実践研究の機会を提供する。

6) 情報提供機能

幼稚園・保育所，小・中学校，高等学校もしくは施設等の職員に対して，多様な教育的ニーズに応じるための情報を集積し，提供を行う。このなかには，教育内容や教育方法に関するソフトウェア提供，教材・教具のデータベース化や実物の貸し出しや文献，福祉情報も含まれる。

7) 施設・設備提供機能

この機能は，結果として地域の人々が「心のバリア」を解消していく場や機会を提供していく，すなわち地域におけるインクルージョンを促進する側面を持っている。また，障害のある人々の生涯学習に寄与する機能でもある。

以上が，今後，用いられるセンター的な機能という用語の内容として，指標となるものであることを確認しておきたい。ただ，これらの内容が，センター的な機能を表現し尽くしているかどうかは，まだ十分な議論がなされておらず，むしろ，これらの内容以外のところにこそ，センター的な機能の核心があるかもしれないということを強調しておきたい。

また，福井県の各特殊教育諸学校のセンター的な機能を検討した際の分類も，名目と実質的な内容に，多少の差異があることも予想されるし，前に述べたように，これら以外のセンター的な機能も含めて，实际的に探索を行い，センター的な機能の概念を生み出した実践研究のプロセスが，本報告であると理解してもらうのが適切かもしれない。

(文責 吉田弥恵子，氏家 靖浩)

<文献>

滝坂 信一 2002 盲・聾・養護学校の「センター化」その背景と課題—日本型「万人のための教育」，「万人のための学校」の模索—，『SNEジャーナル』8

3 研究協力校の取り組み

本県にある特殊教育諸学校10校中9校が，本プロジェクトに参加している。各校の研究テーマは，下記のとおりである。9校の取り組みは，各校の特色を生かして，どのようなセンター的機能が展開できるかという視点でまとめられている。

各校のテーマを概観すると，「地域」「ネットワーク」という言葉がキーワードになっている。「地域」ということで，学校に在籍していない児童生徒への支援の取り組みが紹介されている。また，「ネットワーク」ということで，学校と関係機関とのパイプづくりの取り組みが紹介されている。(詳細は，本プロジェクト報告書〈事例編〉参照)

研究協力校	種別	各校の研究テーマ
福井県立盲学校	視覚	当事者や地域と共に歩む教育相談を目指して
福井県立ろう学校	聴覚	ろう学校の組織としての通級指導教室を目指して (小学校・保護者・児童のニーズに応じた通級指導教室を目指して)
福井県立 福井養護学校	病弱 肢体	地域に活用してもらえる専門性のある学校づくりをめざして (はじめの一步 ～校外を知る～)
福井県立 嶺北養護学校	知的	地域からの求めに応える学校づくりをめざして (地域の保育士・教員と共に学ぶ研修センターとしての取り組み)
福井県立 福井南養護学校	知的	地域とのネットワークづくりをめざして (教育相談部の活動を通したセンター的機能の開発と課題)

福井県立 清水養護学校	知的	障害児のライフステージを支える地域ネットワークづくり (気がかりな子が在籍する園や学校を訪問して行う教育相談)
福井大学 附属養護学校	知的	地域との連携を深め情報の収集・提供を中心に展開するセンター的機能の開発をめざして (附属学校として大学と連携して取り組む通常学級での気がかりな子どもの教育相談学習会)
福井県立 嶺南東養護学校	総合	自閉症の特性理解を広め協力体制を築くために (養護学校の持つ自閉症についての専門性の具体的な生かし方)
福井県立 嶺南西養護学校	総合	地域の関係機関とのネットワークの中で進めるセンター的機能の開発 (地域の関係機関とのネットワークで進める地域支援) *教育相談体系化推進事業(平成13年度～15年度)

*本県には、上記9校以外に病弱養護学校の福井県立福井東養護学校がある。

福井東養護学校は、平成13年度は本研究に参加していたが、平成14年度からは参加していない。しかし、文部科学省の専門性向上推進事業の委託を受けて「専門性向上」の研修に取り組んでいる。

4 センター化を支える取り組み

(1) 推進委員の果たしてきた役割

1) 研究推進委員について

本県の構成メンバーは、下記の4名である。この4名は、本県におけるセンター的機能に関する先行研究である福井県特殊教育センターの調査研究(吉田ら 2000, 2001, 2002)に携わった経緯もあり、特総研本プロジェクト研究協力者と本県研究推進委員を兼ねた。4名は、それぞれの所属部署での活動をもとに、福井グループの研究について下記のような役割を担っていった。

氏 名	所 属	主な役割
氏家 靖浩	福井大学教育地域科学部	座長 保健医療関係の視点 教員養成大学の視点
吉田弥恵子	福井県特殊教育センター	事務局 特セと特殊教育諸学校
小八木 隆	福井県教育委員会	福井県教委とのパイプ役
上田 康彦	福井県立福井南養護学校	教育現場の視点

※所属は、平成16年1月現在である。

2) 研究推進委員として心がけたこと

① 主役は「特殊教育諸学校」とであるという視点

特総研のプロジェクト研究というと、とすると研究の大枠が特総研から指示されて研究の歯車の一つと捉えがちになり、学校の研究員の立場からすると指示があったことをすればいいという受け身的な研究姿勢になりがちである。

しかし、今回のプロジェクト研究は、プロジェクトのテーマにもあるように『特殊教育諸学校』の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究である。そこで、特殊教育諸学校でしかできない実践研究という視点に立って、各校が主体的に、各校の特色を生かした取り組みを求めた。

② 場・情報の提供という視点

複数の学校による特殊教育諸学校でしかできない実践研究を組んでいくために、下記の6点の場面設定を試みた。

- ・各校が定期的(年6回)に集まり、情報交換する場を設定する。
- ・各校の研究協力者は、2名出してもらう。
- ・上記の場に年2回は、学校長に参加してもらい管理職に経過報告を聞いてもらう。

- ・管理職が参加する会合には、特総研からプロジェクト研究代表者に参加してもらい、全国情報を提供してもらう。（9校中5校に滝坂氏来校）
- ・各校の要請に応じて、特総研の研究協議会に参加している15教育・療育機関の情報を提供する。
- ・各校の研究経過に応じて、各校の研究協力者と研究推進委員が個別に話し合う。

③ センターの機能開発の行方をどう話し合っていたか

平成15年5月23日に特総研でおこなわれた平成15年度第1回研究協議会では、研究代表者から、「盲・ろう・養護学校のセンター的な役割をどう考えるかという視点について、今までの養護学校の機能に付加的にセンター的機能を付け加えるのではなく、これまでの学校機能を見直す方向で・・・」という提案があった。この話しを6月2日に行われた福井グループの研究推進会議にしたところ、参加者からは「付加的にセンター的機能を付け加えるのではなく」という点について質問が相次いだ。センター的機能開発という研究テーマからすると付加的に付け加えることが研究目的ととらえがちであるが、あくまでも機能開発は手段の一つであるという滝坂氏の話に戸惑いを覚えつつ、実践に取り組んできたのが現状である。

（２）特殊教育諸学校に求めるニーズ調査

福井グループでは、特殊教育諸学校が「センター的機能」としてどのような内容を構想し、それをどのように展開していったらよいのかについてのデータベースを得るために、4名の推進委員と特殊教育センターによって、下記の5つの調査を行った。

1) 保護者のニーズ調査

対 象：福井県特殊教育諸学校の幼稚部・小学部在籍の保護者 300名

方 法：質問紙記述方式 回収率：79%（238／300件）

実施時期：平成13年11月～12月

<結果>

保護者が特殊教育諸学校に対して、センター的機能として望むことを調査した結果が、図1である。この調査は、12項目のセンター的機能から期待する一つの機能を選んでもらう方法で行った。その結果、「専門性の向上」や「相談体制の充実」を望む意見が多くみられた。専門的知識を持った教員による専門的指導や校内相談体制の充実等の保護者ニーズが明らかになった。ハード面では、「学校の整備」、「交流」や「放課後保育」の意見が多数出されていた。児童の地域での生活をより豊かにするためのニーズの表れであると思われる。この調査から、今後の特殊教育諸学校の役割として、児童生徒の地域での生活支援に対する専門的かつ総合的施設への転換ニーズがあることが明らかになった。

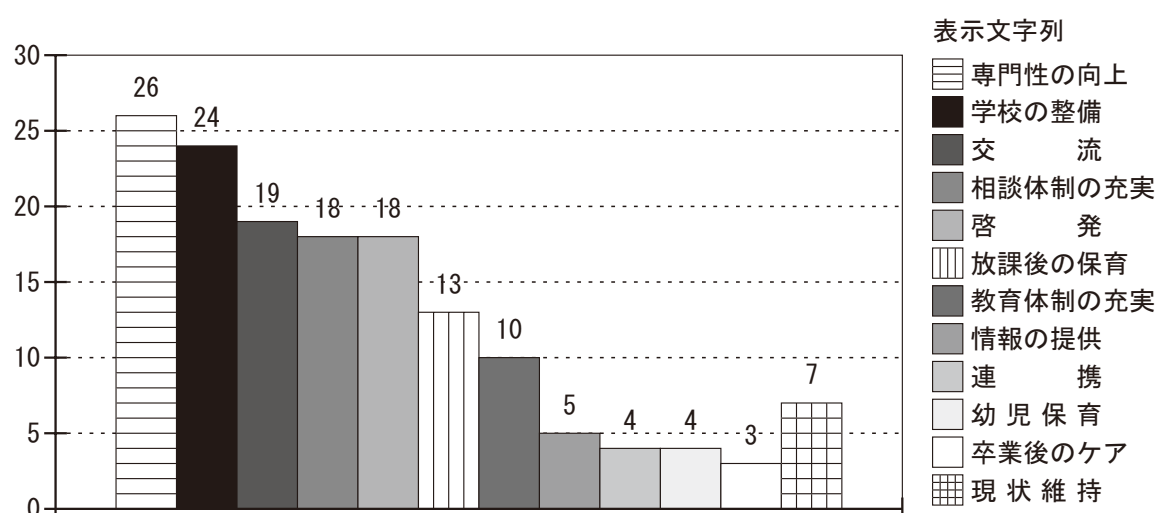


図1 センターの機能として望むこと

2) 幼稚園・保育所のニーズ

対 象：福井県下すべての幼稚園・保育所

方 法：質問紙選択方式

回 収 率：78% (335/427園)

実施時期：平成13年11月～12月

<結果>

幼稚園や保育所の現場で、気がかりな幼児について外部機関への相談状況を調査したものが、図2である。「よく相談する」と「たまに相談する」を合わせると82%の割合で外部機関へ相談している実情が明らかになった。その相談内容は、「子どもへの日頃の対応」と「子どもの行動理解」が合計で74%、また「保護者への対応」は18%あった(図3)。

また、養護学校の教育の話を聞いてみたいという声は、98%ある(図4)。しかし、現実には養護学校へ教育相談を依頼するケースは少ないのが現状である。養護学校の教員の専門性に対するニーズの高さが伺われるが、養護学校の教育相談活動の啓発活動が今後の課題として浮かび上がった。

嶺南東養護学校では、保育所訪問の際にこのアンケート結果を持参し、養護学校の教育相談の説明に活用したという報告がある。(嶺南東養護学校報告書参照)

3) 医療機関等のニーズ

対 象：福井市内の医療・療育機関

方 法：質問紙記述方式

回 収 率：20% (31/154件)

実施時期：平成13年11月～12月

<結果>

医療機関や保健機関に対して、地域にセンター的機能を果たそうとする特殊教育諸学校とその教員に望むことがら等について調査した結果が、表1～表4である。

医療機関がセンター的機能として特殊教育諸学校に望むことは、「障害の原因となる疾病の病態の十分な理解」等である。一方、保健機関は、「就学期間限定でなく、一生を通してのかかわり」を求めるといった意見があった。この調査から、特殊教育諸学校教員としての力量向上ならびに校内の校務分掌見直しを迫るニーズが示唆された。

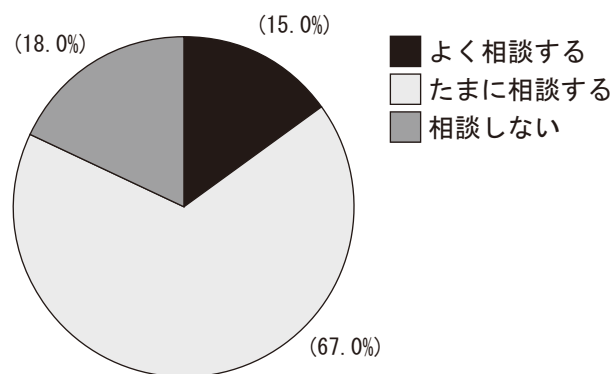


図2 外部の相談機関への相談状況 n=427

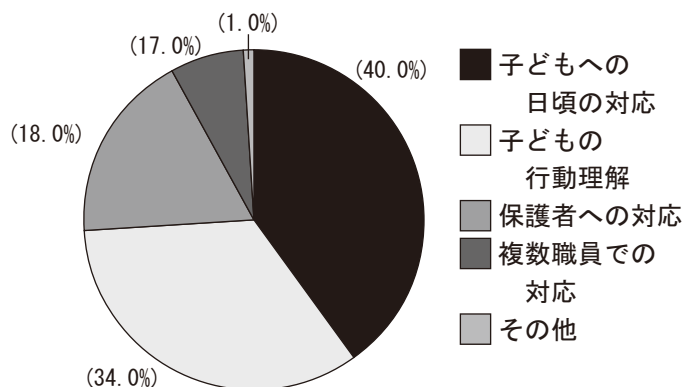


図3 相談機関への主な相談内容 n=427

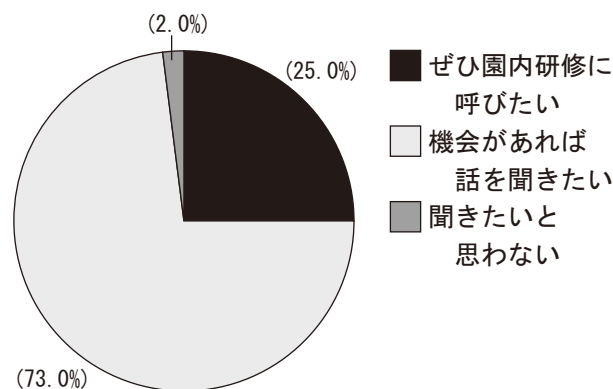


図4 特殊教育諸学校の先生に話を聞きたいと思うか n=427

表1 医療機関との連携で学校に配慮してほしいこと

- ・医学的知識の向上
- ・入院児への教育体制
- ・細分化し専門を明確に
- ・C P児等の身体面の対処法の理解

表2 医療機関が学校に提供できるサービス

- ・疾患に関する情報
- ・相談業務，専門機関への紹介
- ・医学的知識の伝達
- ・専門領域の情報提供
- ・保健室との連絡
- ・定期的検診
- ・家族を含めたミーティングの開催
- ・健康教室の開催

表3 医療機関が「センター的機能」として学校に望むこと

- ・療育技法等の普及、教育
- ・障害の原因となる疾病の病態の十分な理解
- ・教育活動もしっかり身体面の対処もしっかり

表4 保健機関が「センター的機能」として学校に望むこと

- ・就学期間限定でなく一生を通してのかかわり
- ・担任教師により子どもの接し方が違い，そのために子どもが困惑した。
このようなケースでの学校との仲介役になってほしい。

4) 教職員の意識調査

対 象：福井県下10校の特殊教育諸学校の教職員

方 法：質問紙記述方式

回 収 率：87% (650/751件)

実施時期：平成13年11月～12月

<結果>

福井県内の特殊教育諸学校全教員を対象に、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」を読んだことがあるかという調査を行った結果が図5である。読んだことがある人は28%，「知っていたが、読んでいない」人が32%であった。

センター的機能として「自分自身が具体的にできること」を調査した結果が，図6である。「学校施設等を生かした子どもへの係わり」が35%，「子どもへの直接的な指導」が32%で，子どもに対しての直接的な指導や学校の設備を使ったかかわりができるという回答が57%あった。

また，「センター的役割を担うために必要なこと」を調査した結果が図7である。「専門性の向上・研修」が29%と最も高かった。その他，「必要な人員増」や「他機関の情報収集」，「校内職員の意識改革」等があげられていた。

今後の特殊教育諸学校のセンター的機能の促進に向けて，校内での研修活動を中核とした教職員の意識改革の必要性が示唆された。

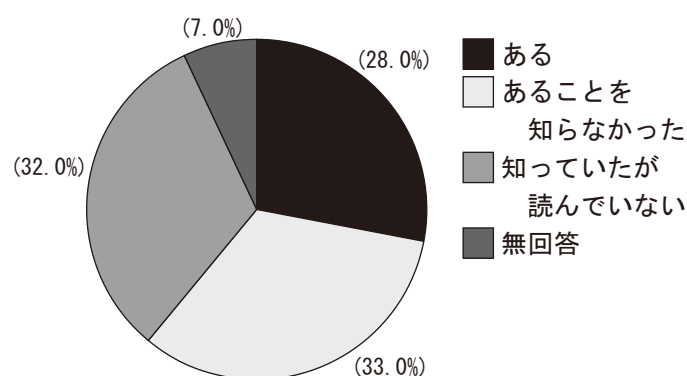


図5 最終報告を読んだことがありますか n=650

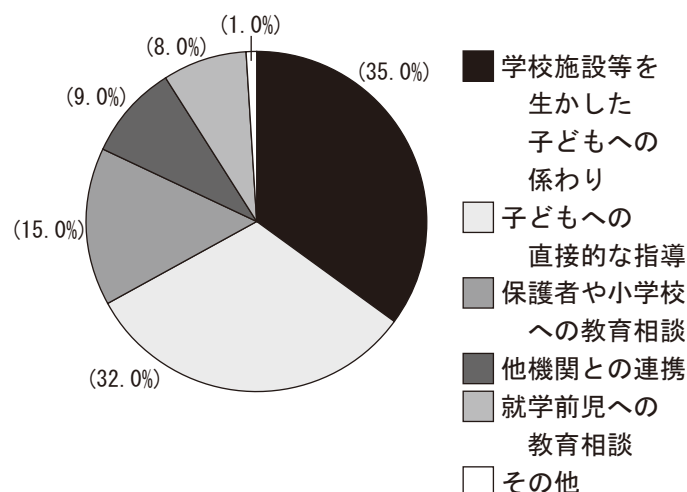


図6 自分自身が具体的にできること n=650

5) 特殊教育諸学校に在籍する子どもの保護者が学校に求めるニーズとそのニーズに対する特殊教育諸学校の対応状況

対 象：福井県下10校の特殊教育諸学校
方 法：質問紙選択方式 回収率：100%
実施時期：平成14年12月から15年1月

<結果>

平成13年11月に実施した保護者のニーズ調査をもとに、具体的なニーズを11区分・47項目に整理して、各項目（ニーズ）についての各学校の対応状況や今後の見通し等について、7段階評価による調査を行った。

この結果、各校とも、「専門性」・「卒業後のケア」・「相談」・「情報」・「啓発」・「交流」・「連携」については、少しずつ動き出す気配が感じられた。一方、「教育体制」・「整備」・「幼児保育」・「放課後保育」についてはユーザー（保護者）の意識と学校側の意識に、現在の時点では「ずれ」があることがうかがわれた。この「ずれ」については、学校独自で対応できない課題もあると思われる。

なお、この調査の詳細については、福井県特殊教育センター平成14年度研究紀要第20号調査研究『特殊教育諸学校在籍の子をもつ保護者のニーズと特殊教育諸学校が果たせる役割・機能についてー特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能の開発に関する調査研究ー』（P28～33）に記載されている。

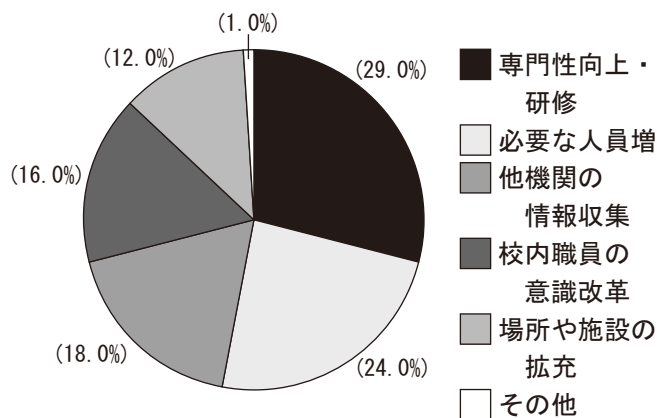


図7 センターの役割を担うために必要なこと n=650

(3) 特殊教育センターの取り組み

福井県が、県ぐるみの取り組みとして「特殊教育諸学校のセンター的機能開発」を推進してくることができた要因の一つに、後方支援的な役割を果たしてきた「特殊教育センター」の存在がある。福井県は「特殊教育センター」という独立した特殊教育の教育機関があるというメリットを生かし、昭和58年度の開所以来、特殊教育の視点で地域や保護者・学校のニーズをしっかりとつかみながら、そのニーズに即した業務・事業の在り方（相談の在り方、研修の在り方など）を福井県のスタイル（福井方式）で取り組んでいる。近年、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」や「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が続けて出され、そこに『特殊教育から特別支援教育への転換』が示された。この具体的な施策については各自治体の地域性に合わせた展開が期待されているところであるが、福井県では、特殊教育センターが本県の実態に即した研究実践的、具体的な取り組みを展開している。

1) センター業務と地域支援

福井県特殊教育センターは、昭和58年4月に特殊教育の教育機関として県立病院内に設置されて以来、県内の障害のある子どもたちに関わる相談・指導、研修、研究、啓発などを行ってきた。

当センターには、地域支援に関連して「教育相談」・「教育指導」・「巡回指導」の3つの業務がある。「教育相談」業務では、障害のある子どもの相談について、相談対象児・者の居住地区別（福井市、坂井奥越地区、丹南地区、二州地区、若狭地区）に相談窓口があり対応しているが、実はこのことが、地域別にニーズを把握したり、関わったりするのに非常に役立っている。定期的な関わりが必要とされるケースについては、「教育指導」業務により（就学前児は通所指導児全体の約70%を占める）子どもと保護者が当センターに通う形で指導と相談の支援をしている。また、小・中学校に就学している子ども（通常の学級在籍児童生徒）については、「巡回指導」業務により、センター所員が学校に出掛けて個別指導したり、学校体制づくりのための支援・相談などを行ったりしている。この20年間の取り組みを振り返ると、開所からの10年間は、主に就学に関わる指導・相談の充実を図ってきたが、現在に至るその後の10年は、時のうねりと共に変化してきた地域・保護者・学校現場等のニーズに応じながら、センターの果たすべき役割を模索していると言える。

近年は、「学習障害児の理解と指導」「早期からの教育相談体制の在り方」「通所指導による子ども理解と子育て支援」「学校巡回指導とコンサルテーション機能」「特殊教育諸学校の教育相談体制づくり」「特別支援教育と研修の在り方」など、センターは取り組むべき課題を調査研究で探り、実際の各業務や各事業等によって具体的な実践を進めてきている。

ところで、特殊教育センターに寄せられる相談・指導等のニーズは年々増加の一途を辿っている。当センターでは、様々なニーズに応じることによって、近年、急増している軽度発達障害児の対応および特別支援教育体制づくりを念頭においたこれからのセンターの取り組みを模索しているところであるが、現在のセンターの在り方だけでは、県内各地において平等なサービスの提供は難しいであろう現状がみえはじめている。そこで、当センターは、地域には地域の障害児・者の諸問題について支援できる資源と体制づくり（地域支援体制）が必要であるという「地域支援」の視点で、特殊教育諸学校の専門性を活かした取り組み（特殊教育諸学校のセンター的機能）を研究と研修の両面から探ることにした。

2) 地域支援推進者の育成

① 地域支援教員研修の新設

特殊教育諸学校が、地域における特殊教育のセンター的な役割を果たしていくためには、その中心を担う教員養成が必要である。そこで、特殊教育センターは、平成13年度から盲・聾・養護学校教員を対象に「地域の教育相談担当者育成」をめざす目的で、『地域支援教員研修』を開始した。この研修は2年間セットの通年研修で、基礎研修と専門研修を履修するとセンター認定の「地域支援教員認定者」となる。基礎研修は講義中心の8回、専門研修は実習中心の20回を実施し、定員は（研修者を派遣する学校側への負担考慮と2年目の実習中心の研修者を受け入れる特殊教育センター側の対応の関係から）、基礎研修10名、専門研修5名である。地域支援教員研修の概要等は、以下に示す通りである。

<地域支援教員研修（基礎研修）の概要>

- 目的：特殊教育諸学校教員が地域の中で生活し教育を受けている障害のある子どもや気がかりな子どもおよびその保護者、園・学校等を支援していくために必要な基礎知識を習得する。
- 対象：特殊教育諸学校教員
- 定員：10名（特殊教育諸学校各1名）
- 実施内容 年間を通じて8日間研修を実施する

	研 修 名	研 修 内 容
第1研修	これからの地域支援の在り方	講義「地域支援教員に期待されるもの」 研究協議「地域における課題について」
第2研修	講座「相談Ⅰ－関係に気づき、関係を作る相談－」	講義・研究協議
第3研修	講座「気がかりな幼児とのかかわり」	講義・研究協議
第4研修	講座「相談Ⅱ－気がかりな子の校内支援体制づくりとその活動－」	講義・研究協議
第5研修	講座「通常の学級における気がかりな子への支援－ADHD・LD等周辺の子の支援の実例－」	講義・研究協議
第6研修	講座「発達検査の理論と実習－田中ビネー・WISCⅢ－」	講義・研究協議
第7研修	福井県における特別支援教育の実例 学校巡回指導実施校研究協議会	研究協議
第8研修	地域支援教育の実例	地域支援教員研修（専門研修）研究協議会 参加

<地域支援教員研修（専門研修）の概要>

- 目的：特殊教育諸学校教員が地域の中で生活し教育を受けている障害のある子どもや気がかりな子どもおよびその保護者、園・学校等への指導や相談に応じるために必要とされる知識・技能を実践的な実習を通して学び、教育相談担当者としての資質向上を図る。
- 対象：特殊教育諸学校教員で、地域支援教員研修（基礎研修）を終了した者
- 定員：5名

○ 実施内容 年間を通じて20日間研修を実習する

(1) 事例研究・研究協議 (4日間)

	研 修 内 容
第1回	講 義 「地域の相談活動について」 研究協議 「地域における課題について」
第2回	研究協議 「小中学校における巡回指導について」(コンサルテーション実習のまとめ)
第3回	研究協議 「地域支援ネットワークの状況報告」(夏季レポートをもとに)
第4回	研究協議 「事例研究－研修者の事例から－」(カウンセリング実習事例報告)

(2) 教育相談会体験実習 (2日間)

- ① 巡回教育相談会実習 (1日間):スタッフとして参加し、学識経験者等の行う面接相談の補助をしながら相談の実際を学ぶ。
- ② 学校ガイダンス実習 (1日間):所属校の学校概要を保護者に説明したり質問等に応える等して、就学前の保護者の悩みを知る。

(3) コンサルテーション実習 (5～8日間)

特殊教育センターが実施している学校巡回指導に参加することで、小中学校の通常学級に在籍する気がかかりな児童生徒の状況とその指導を知るとともに、学校支援体制づくりへのコンサルテーション支援についても学ぶ。

(4) カウンセリング実習 (5～8日間)

特殊教育センターが実施している就学前または既就学の幼児・児童と保護者の面接相談ならびに指導を経験することで、気がかかりな幼児・児童を抱える保護者に対するカウンセリング等の教育相談の実際を学ぶ

基礎研修では、地域のなかで生活し教育を受けている障害のある子どもや気がかかりな子どもおよびその保護者、園・学校等を支援していくために必要な基礎知識を習得し、2年目の専門研修では、地域の障害のある子ども等の相談に応じていくために必要とされる知識・技能を実践的な実習を通して学ぶ。そして、この研修で教育相談担当者としての資質向上を図る。この研修では、特殊教育センターが実際に行っている相談・指導の業務や事業を直接に体験したり、地域の調査を行ったりしながら、これまで、特殊教育センターが蓄積してきたノウハウを、実習を通して学んでもらう。

② 教育相談担当者会議の新設

平成12年度特殊教育センター調査研究「福井県における特殊教育諸学校の教育相談体制づくりに関する開発的研究」の取り組みとして、福井県特殊教育センターが、初めて特殊教育諸学校の教育相談担当者研修会を実施した。研修会の目的は、“各校の教育相談担当者が相互の教育相談体制についての情報交換や教育相談研修の機会をもつことで、地域における特殊教育相談体制の充実とネットワークづくりに資する”として、平成12年度は、5月と2月の2回、実施した。

1回目は、保護者への情報提供の場として特殊教育センター主催で企画実施した『特殊教育諸学校に関する学校ガイダンス』の様子とその後の教育相談担当者研修会を、テレビ会議システムで特総研につなぎ、研究代表者から「教育相談の在り方について」の話題提供や各校の取り組みについての助言を交えながら、研究協議を行った。2回目の研修会についても、助言は特総研の研究代表者に依頼し、調査研究の研究協力校(清水養護学校、附属養護学校)の取り組みの報告および各校にセンターが実施依頼した事前アンケート(次年度の教育相談の取り組み状況と相談事例)結果について、情報交換と研究協議を行った。

1回目の研修会では、「特殊教育諸学校に地域の教育相談ができるのか」「特殊教育諸学校が相談機能をもつ必要性はあるのか」等、各校に教育相談部を立ち上げるといふことの意味や疑問が多くあげられた。しかし、

2回目の研修会では、どの学校も従来の教育相談体制を見直しながら、積極的に模索しようという姿勢がみられた。

平成13年度には、特総研の3年計画のプロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」に福井県グループとして加わったので、研究を推進していく研究部会（研究推進会議および連絡研究部会）を新たに立ちあげ、教育相談担当者会議は発展的に解消された。

③ 調査研究による教育相談体制づくりについての取り組み

福井県での特殊教育諸学校のセンター的機能開発の取り組みは、特殊教育センターの調査研究『福井県における特殊教育諸学校の教育相談体制づくりに関する開発的研究』（吉田ら、2000、2001、2002）に始まる。この研究は、1996年7月の中央教育審議会第1次答申から始まる教育改革および1981年国際障害者年から始まり、1995年12月に出された障害者プランで示された障害者施策の流れのなかで国が平成11年3月に告示した盲・聾・養護学校の学習指導要領（1999年3月）に「盲・聾・養護学校の地域の教育相談センターの役割」が明記されたことを契機に、福井県でも取り組もうと、研究に位置づけたことによる。当センターの調査研究は、毎年、全所員が個人あるいはグループで、特殊教育に関する興味関心のあるテーマを決めて取り組むもので、そこで得られた研究成果は、福井県の特殊教育の推進や啓蒙等に役立っている。つまり、今回のプロジェクト研究の先行研究となったのは、特殊教育センターの調査研究であり、この研究が発端となり、福井県内の特殊教育諸学校がセンター的機能の開発に向けて動き出したのである。

先行研究となった特殊教育センター調査研究は、12・13年度の2年間の取り組みであった。この研究では、各校の教育相談体制と実績等について調査で実態を把握し、研究協力校（2校）によって、教育相談体制のモデルを開発した。また、特殊教育センターが企画・実施主体となって、県内の特殊教育諸学校間の情報交換と連携のために教育相談担当者会議を開催したり、学校と地域との連携協力につなげるために研修会を開催したりした。この研究によって、地域や学校に対しては、「特殊教育諸学校はこれから地域に開かれた存在になっていく方向性が求められている」ということを、また、特殊教育諸学校の教員に対しては「特殊教育諸学校には地域の相談センターとしての役割も必要とされている」とことを伝えることができた。このことは、特殊教育諸学校という学校現場に一石を投じることになった。

3) 特殊教育諸学校間のネットワーク推進 — 研究体制の仕組みと研究経過から —

平成13年1月に『21世紀の特殊教育の在り方について ～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）』が出され、ここでさらに「盲・聾・養護学校が地域の特殊教育のセンターとしての役割を果たす」という点が強調された。学習指導要領では「地域の教育相談センター」であったものが、最終報告では「地域の特殊教育のセンター」や「地域の障害者に対する情報教育センター」そして「生涯学習支援センター」にまで拡大され、学校という施設・機能を生涯学習という視点から、また、地域社会の共有財産という視点から見直すという内容が示された。ちょうどその直後の平成13年4月に、特総研のプロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」に福井県も加わるという機会を、得たのである。

プロジェクト研究が3年計画のスタートをきる時点で、福井県には次のような研究基盤が整っていた。福井県は、人口約83万人の小さな県で特殊教育諸学校は全県下に10校しかないこと、また、独立機関としての特殊教育センターがあり、当センターは特殊教育に関する相談・指導・研修・研究等についてのノウハウを持つとともに地域や学校のニーズをつかんだ取り組みをしていること、さらに、前年度から特殊教育諸学校の教育相談体制づくりを目指した先行研究に取り組んできていること、の3点である。これらの研究基盤を生かして、福井県らしい取り組みにしていきたいという思いがあり、福井グループとしては、「特殊教育諸学校を研究の主役とした県ぐるみでの取り組みを探る」ことを目的に、プロジェクト研究に加わることにした。

研究体制として、まず、本研究の（福井グループ）事務局を特殊教育センターに置いた。特総研のプロジェクト研究には、福井県として加わるので、特総研の研究代表者と特殊教育センター所長の両者が、県教育委員会および特殊教育諸学校長会に研究の主旨および研究協力について説明し、研究協力機関としての研究参加の有無については、“研究では意欲にまさる推進力はない”という考えから、敢えて研究協力校の意志に任せることとした。センター的な機能の開発をしていくのは、あくまでも学校現場である特殊教育諸学校である。主役を担う各研究協力校の研究員（各校1～2名）は、隔月で実際的な現場での取り組みについて情報交換しながら、センター的機能の開発を具体的に探ることに努めた。そして、この研究の事務局である特殊教育センターは、プロジェクト研究の総括的な役割を果たしながら、一方では、特殊教育諸学校がセンター的機能を支えるための調査（地域についてのニーズ調査）や地域支援をしていく教員養成のための研修の実施、また、各研究協力校の実情に併せた

個別的な支援（研修会への参加・相談ケースの紹介・関係機関への紹介等）を積極的に行った。

福井グループのこの3年間の取り組みを一言で表現すれば、「歩みながら考え進めてきた研究」と言える。研究を始めた頃は、各研究協力校の研究員間の話し合いでは、「センター的機能とは何か」「センター的機能を持つことのメリットは何か」「なぜセンター化すべきなのか」等、どのような方向性で学校が取り組みばよいのかがつかめずに、迷い悩む声が多く聞かれたり、「福井県には特殊教育センターがあるのに学校はセンターの仕事を担うことになっていくのか」「特殊教育諸学校がセンターの業務を地域で担うことになっていくとセンターは要らなくなるのか」といったセンター不要論等も話題になった。そのためか、1年目は、センター的機能の開発のために校内理解を得る研修会を開催したり、県外の先進校視察に出掛けたりする学校が多く、まさに、他力本願的な動きで研究に臨んでいた傾向にあった。しかし、1年目の研究報告の席で、特総研から「研究費を消化する研究ではなく、実質的な研究成果をあげる研究にしてほしい」という助言を受けてから、福井グループの研究協力校の取り組みに変化が生じ始めた。2年目、3年目に入ってから、学校種別や学校規模、研究員の考え方などが色濃く特色として出るようになり、各校の研究員が研究の実践自体を楽しむようになった。

こうして、各校が研究の実践自体を楽しむようになると、研究部会で話す内容も必然的に変わってきた。「とにかく足で稼ぐこと、地域に出掛けて話をすることが大事だ」「地域と接すると求められる部分がわかり求めに応じられる自分に気付く」「校長の立場で働きかけられるところはだいに利用することも大切だと校長が言ってくれた」等の前向きな発言となり、「学校単位で働きかけるよりは、県単位で地域に呼びかけてくれると、もっと地域理解が広がる」「地域資源マップをつくるなら、県としての活用度の高いものをつくるとよい」等、各研究員の取り組みが学校間を超えた取り組みへの提案へと変化していった。

3年間の継続的な研究部会の積み重ねにより、福井県の特殊教育諸学校の研究員が横につながり、気軽に相談したり、連携したりできる仲間づくり（学校間ネットワーク）となった。嶺南地区と嶺北地区の教員が、年に1回開催される養護学校等の研究大会で出会って話すことだけでは得られないつながりを、この研究がもたらしてくれたことを研究員のメンバーは語ってくれた。

「校内での理解はまだまだであるが、何とか校務分掌の見直しを進めたい」「学校の指導体制を大きく見直して、地域支援をする人と時間の捻出が必要である」「研究が終わっても学校間のつながりと県としてのセンター化推進を継続してほしい」「地域の小・中学校の支援ができるような資質向上のための機会を設けてほしい」「小・中学校への特別支援教育コーディネーター配置を含めた特別支援教育推進体制モデル事業と特殊教育諸学校のセンター化をつなげていく方向性はあるのか」といった研究員の生の意見は、これからの福井県の取り組みにつながるものであり、特殊教育センターの果たす役割を示唆するものでもある。

「研究活動は、取り組む人を育てて元気にしてくれるもの」「研究活動は、前向きな活動を生み出し先を見つめる力を与えてくれるもの」ということを、今回の研究経過を辿りながら実感している。

4) 専門性向上と仲間づくりのためにー研究と研修をリンクさせながらー

研究の1年目に、地域ネットワーク研究部会（福井グループの研究推進員と特殊教育センター）は、地域ニーズを把握するために先述したように「保護者のニーズ」「幼稚園・保育園のニーズ」「医療・保健等の関係機関のニーズ」を調査し、また、地域にセンター的な機能を発揮していく特殊教育諸学校の教職員に対しては、「センター的機能開発に関する意識」の調査を行った。これらの調査から、保護者が特殊教育諸学校のセンター化について一番望むことは「専門性の向上」で、また、特殊教育諸学校の教職員がセンター的機能の開発を進める上で最も大切だと思うことも「専門性の向上」であるという結果が得られた。

これまで学校は、在籍する子どもたちの指導について学校生活の在り方を中心に研究実践してきたが、これからは、在籍する子どもたちの住む地域（居住地）や学校の位置する地域に対しても、広くサービスを提供することが求められるようになる。地域の障害（児）者支援センターとして、学校が地域を支援できる資源の一つになっていくためには、地域のことを知らねばならないし、地域に学校としてできるサービスの提示もしなければならない。では、何ができるのか？地域支援できるサービスとはいったい何なのか？学校がもつ専門性とは何か？等、今までの視点とは違った学校の在り方を考える必要がある。

そこで、これから学校が、地域の障害（児）者支援センターとして「できること探し」をする支援として特殊教育センターが組んだ研修が、「地域支援教員研修」である。先述したとおり、この研修は、地域支援をしていくための資質（スキル）を高めたり、従来から特殊教育諸学校の教員が持っている専門性に気付いたり、これからの学校の在り方について協議しあったり、また不安や悩みなどについても相談したりできる場としての役割も持つ。

今回の研究は、人も時間も現状のままの中で、学校が工夫し捻出してセンター的機能を開発するというものなので、それを支援する特殊教育センターは、学校への負担も考慮して、研究協力校の研究員が、この地域支援教員研修を履修することによってスキルアップしながら、プロジェクト研究の推進もしていくという仕掛けを行った。平成15年度の研修を終了すると、研究協力校9校すべてに「地域支援教員研修履修者」がいることになり、研究員16名中7名がその教員である。この他、福井県においては、特殊教育センターの業務経験のある者が、特殊教育諸学校教員として現場に戻っているということもあり、人的資源の活用は、この研修に頼るだけではない部分も持ち合わせている。今後、本県においてこれらの人的資源の有効活用が望まれる。

特殊教育センターが、意図的に仕掛けた研究（2ヶ月に1回の研究部会開催）と研修（基礎8回、専門20回の通年研修）の双方に関わるということが、研究員に大きな負担となることも心配したが、実際には“案ずるよりは産むが易し”で、研究員は専門研修を進めていくうちに地域との関わり方の必要性を実感し、そのことと併せて本音で語れる仲間づくりができたようである。

5) これからの取り組みとその方向性 — 特別支援教育体制づくりに絡ませて —

平成15年3月に『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』が出され、それを各自治体で具体化する事業として、文部科学省は、平成15年度から2年計画で進める「特別支援教育推進体制モデル事業」を全国47都道府県に委嘱した。この事業は、『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』に示されているように、平成19年度までに全国の小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育体制づくりを推進しようとするための国の自治体に対する段階的施策である。国は、次年度にはこの事業予算額を73.5%増とし、特別支援連絡協議会の設置、個別の教育支援計画策定検討委員会の設置、特殊教育諸学校のセンター的機能の強化などを行う予定である。福井県は、大野市（小学校12校、中学校6校）をモデル地域に指定してこの事業をスタートさせた。この事業についても特殊教育センターは大きく関与している。

福井県特殊教育センターでは、学校に出掛けて通常の学級に在籍する児童生徒の指導・相談に応じる巡回指導業務を通して、小・中学校が抱える諸問題や軽度発達障害の子どもたちに出会いながら、小・中学校内における支援体制づくりや、学校外部の関係機関との連携などを行う「コンサルテーション」の必要性和重要性をつかんできた。そこで、平成13年度には、小中学校教員を対象とする「特別支援教員研修」を立ち上げた。先に述べた特殊教育諸学校教員対象の地域支援教員研修を立ち上げたのも同年度である。

この「特別支援教員研修」は、通常学級に在籍する障害のある児童生徒や気がかりな児童生徒を支援するとともに、学校全体で取り組む特別な教育的支援をコーディネートする教員としての資質、および指導力の向上を図るための通年研修である。障害のある子どもや気がかりなことがらのある子どもの理解や支援は、担任だけの問題ではなく、学校全体の理解と支援が必要であることを、この研修で一年間かけて、研修者だけでなく管理職を含めた校内の全教員にも理解してもらい、さらには、研修者である教員は、各学校の特別支援教育コーディネーターとしての役割を果たせるよう資質を磨く。学校との丁寧な関わりを目的とした研修なので、定員10名の地道な養成研修であるが、特別支援教育体制をつくっていく人的資源は数さえ揃えばよいのではなく、質の高いスキルのある人材に委ねていきたいという、特殊教育センターの熱き思いもある。

研修を企画・実施したり、県として、研究や事業等を実践的に進めたりできる特殊教育センターには、地域の支援をしていく方向性を探り出している特殊教育諸学校と、軽度発達障害の子どもをはじめとして地域で学ぶ障害のある子どもたちの教育的な関わり方について諸課題を抱える小・中学校とを、如何につなぎ、如何に絡ませていくのか、の仕掛けをしていかねばならないし、また、その仕掛けができるところでもある。このプロジェクト研究で、じっくりと育んだ特殊教育諸学校のセンター的機能の開発に向けた取り組みの力（芽）を、これからさらに地域ネットワークづくり推進へとつなげるためにも、特殊教育センターの果たす役割はまだ多く残されている。

（文責 吉田弥恵子）

<福井県の特殊教育の現状と課題>

- ・福井県人口 約83万人
- ・特殊教育諸学校は、国立を含めて10校（盲・ろう学校各1校、知的障害児養護学校4校、肢体不自由児養護学校1校、病弱・肢体不自由児養護学校1校、総合養護学校2校）。嶺北地区は福井市周辺部に集中して設置されている。嶺南地区は平成10年度に総合養護学校として、地区を考慮した設置となった。特殊教育諸学校の地域の適在配置を推進している（丹南地域に1校、奥越地域に1校）。

- ・特殊教育諸学校の在籍児童生徒 812名（H15／4／1）

特殊学級156学級（知的障害 小62, 中32 計94）

（言語障害 小8 計8）

（情緒障害 小42, 中12 計54）

小学校 59+8+40=107校 49%（全小学校数218校）

中学校 29+12=41校 50.6%（全中学校数81校）

通級指導教室18校

平成13年度から県立ろう学校に通級指導教室を設置、聾学校への通級（13年度）のみから、地域の小学校への他校通級を実施

- ・担当教員の免許保有率は、特殊教育諸学校で約46％，特殊学級で約54％
- ・特殊教育センター 昭和58年度に設置，特殊教育に関する独立した教育機関（全特セ9機関のみ）
業務（教育相談・教育指導・巡回指導）
事業（研修事業・巡回教育相談会事業・研究啓発事業）

教育現場のニーズと保護者のニーズと地域のニーズを業務の中から把握しやすく，研究したり，相談会事業に具体化したり，教員研修に具体化したり，啓発したりできる教育相談業務では，小・中学校からの相談ニーズが年々増加。軽度発達障害児の理解・指導のための相談が多く，現職教育の依頼も増加。教育指導業務では，低年齢化。就学を迎えて来談するケースが多いが，早期相談も増加している。巡回指導業務では，子どもの指導から，学校体制づくりのためのコンサルテーションの役割が大きくなってきている。

- ・調査研究から，「盲・聾・養護学校の地域におけるセンター的機能開発の取り組み」を開始。平成12年度からの2年間実施の特殊教育センターの調査研究「福井県における特殊教育諸学校の教育相談体制づくりに関する開発的研究」に始まる。

<成果>

- ・特殊教育諸学校間のネットワークができあがった。次は，地域間とのネットワークづくり

<課題>

- ・特別支援教育コーディネーター研修を終えた人材が，特殊教育諸学校9校に1名ずついることになったが，小学校・中学校には24名（10，4，10）
- ・研修の主旨を理解して，受講する人が続かない。
地支研（基礎）…今年度5名（福井南・清水・盲・嶺南西・嶺南東）
特支研 …今年度10名
- ・特殊教育諸学校の地域支援員は専任でないため，時間と人の捻出は学校任せになっている。
地支研を受講した人がうまく活用されない。研究が終わるとなおさら・・・。
- ・県教委としての（行政サイドの）グランドデザインがない状況で草の根運動的な取り組みを特殊教育センターがしている。

5 研究のまとめと考察

（1）各校のセンター的機能の現状

福井グループでは，センター的機能を「教育相談」「コンサルテーション」「指導機能」「研修」「研究」「情報提供」「施設開放」の7つの機能に絞り，実践を振り返ってみた。なお，この7つの機能については，2研究の概要（4）本研究で「センター（的）機能」として想定するものに記述してある。

表5は，各校の機能開発の現状をまとめたものである。

表 5 各校のセンター的機能の開発状況

	教育相談	コンサルテーション	指導	研修	実践研究	情報提供	施設開放
盲学校	★	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ろう学校	☆	☆	★	☆		☆	☆
福井養護	★	☆		☆	☆	☆	☆
嶺北	☆	☆		★	☆	☆	
福井南	☆			☆		☆	
清水	★	☆	☆	☆	☆	☆	☆
附属	☆	☆		★	☆	☆	☆
嶺南東	☆	☆		☆	★	☆	
嶺南西	★	☆		☆		☆	☆

★は、各校の本研究の推進母体が中心行的に行ってきた機能開発。

☆は、各校の従来からの校務分掌の中で行われてきた機能

福井グループの各校では、この３年間の研究で、「教育相談」「研修」「情報提供」という機能については、どの学校にも備えようとする動きが出てきたことが伺える。

特に、感覚障害系の学校では、学校の持っている感覚障害に関する専門的資源を活用した「教育相談」機能の推進が行われ、近年では、専門家同士の調整といった「コンサルテーション」機能へと広がり始めている。感覚障害系の学校では、従来から教育相談活動がなされていたことやその教育相談における専門性と外部が求める専門性に開きがないことが教育相談機能の推進の一因であると思われる。

「研修」機能では、各校が開催する校内研修会を地域の小・中学校や幼稚園・保育所、関係機関にも呼びかけて、公開するようになってきた。特殊教育諸学校には、従来から校内研修のシステムがある。そのシステムを公開する形で、できることを活用した機能開発が進められてきた。

また、特殊教育諸学校が地域へのサービス提供機能を持っていることを知らせる啓発活動も各校毎に行われ、プール、体育館などの「施設開放」機能や障害理解のある人材としてのボランティア派遣など、地域へのハード・ソフト両面についての開放・提供意識が進んできていると思われる。

現段階では、機能を提供する学校側が「今あるものを使って何ができるか」という視点で、センター的機能をめざしてきたところである。今後は、ユーザー側のニーズに合わせた機能開発の在り方が課題になると思われる。

(2) 特殊教育諸学校におけるセンター的機能（役割）を促進する校内の要件

1) 教育相談部（係）設置の動き

表 6 福井県の動き

プロジェクト研究開始									
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
もう学校	*進路部相談係として活動				相談部独立				
ろう学校	*昭和46年頃より 2歳児の乳幼児相談が定着 平成7年度に教育相談部設置				通級指導開始（平成14より巡回指導開始）				
福井養護学校					相談係設置				
清水養護学校					特セと合同 相談係設置	研究			
附属養護学校					特セと合同 相談係設置	研究			
福井南養護学校					相談部設置				
嶺北養護学校					相談部設置				
嶺南東養護学校					校務分掌見直し委員会				
嶺南西養護学校					教育相談体系化事業（文科省） 相談部設置				
福井東養護学校					相談係設置 専門性推進事業				
特殊教育センター					学校ガイダンス開始（相談担当者会議） 地域支援研修開始				
福井県教委の動き					免許の認定講習				
福井県校長会の動き									
国の動き									

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」
中教審第一次答申 平成8年7月

福井県下10校の特殊教育諸学校では、このプロジェクト研究が開始された平成13年4月現在で、教育相談部や相談係が設置されていた学校は4校であった。それが平成14年4月には、未設置校6校中5校に教育相談係や教育相談部が設置された。

平成13年度に開始された本プロジェクトにおいて、初年度から毎年2回研究推進会議を開催し、各校の校長に参加を呼びかけ、研究の今日的課題についての必要性についても提案してきた。また、13年度には福井県特殊教育諸学校長会の冬期研修会として、「特殊教育諸学校のセンター的機能」についての講演開催をするなど、センター的機能開発に向けての校長会の動きがみられた。これらの動きが各学校長の新年度の校務分掌見直しにも影響し、平成14年度に教育相談部新設へと繋がったことが推察される。

2) 特殊教育諸学校におけるセンター的機能（役割）を促進する要件

研究推進委員は、センター的機能を促進する要件を右表の8つとして、各要件における各校の取り組み状況を3段階で自校評価する機会を設定した。（平成15年1月実施）調査事項の詳細は、資料を参考にさせていただきたいが、推進する要件の8つについて簡単に述べる。①推進方法とは、センター的機能の推進方法についてで、担当者一任なのか、研究チーム体制なのか、管理職のリーダーシップなのかをたずねた。②校内理解は、教職員の理解者の割合で示し、全職員の30%程度、30～70%、70%以上の3段階でたずねた。③校内体制は、校務分掌上の位置づけと機能状況についてを④専門性の向上は、各校が専門性向上のための取り組みをしたか否かとその効果についてをたずねた。⑤学校開放Aは、研修会・学習会の開催や施設開放など校内でできる学校開放についての取り組み状況を、⑥学校開放Bは、地域に出かける活動サービスについての取り組み状況をたずねた。⑦他機関との連携とは、連携ができたかできなかったかとその効果を、⑧ニーズの把握とは、各校独自にニーズの把握や調査がされているかについてをたずねた。

その結果、感覚障害系の学校では、従来から教育相談が実施されニーズの把握や他機関との連携はなされてい

推進する要件
①推進方法
②校内理解
③校内体制
④専門性の向上
⑤学校開放A
⑥学校開放B
⑦他機関との連携
⑧ニーズの把握

るが校内体制が不十分であることが示唆された（Aパターン）。教職員数が150名近くの大規模校では、校内体制はできても学校開放や他機関との連携がとれない現状が示唆された（Bパターン）。生徒数が30名程度の小規模校では、校内体制はできていないが、学校開放などが進んでいるという現状が浮かび上がった（Cパターン）。

Aパターンの学校では、通常学校への教育相談に教科指導の教員を巻き込む形での校内理解の拡大をはかっている。みんなの専門性を教育相談に活用しようという視点で取り組んでいった。Bパターンの学校では、学校開放の一つとして公開講座を取り上げたところが多い。地域の小・中学校の先生方が養護学校にやってきたことで、養護学校の教育相談以外の教員が「養護学校が変わってきた」という意識を持ち始めたようである。Cパターンの学校では、地域のニーズを学校教育の中に取り入れる資質は出来上がっているようである。その学校の特色を生かして機能開発を進めている現状が浮かび上がった。

3) 校内理解の手だて

嶺北養護学校や嶺南東養護学校では、プロジェクト研究が研究部の取り組みとして実践された。このうち、嶺南東養護学校では「自閉症の特性理解を広め協力体制を築くために」というテーマの元に、日頃の教育活動と連動させて、教職員の「専門性の向上」を一つの柱にセンター的機能の開発に取り組んだ。

また、嶺北養護学校や嶺南西養護学校では、特総研プロジェクト研究の研究代表者を講師に招き「センター的機能について」の公開講座を設定している。校内理解の推進にも役立つと共に、校外に公開することで研修機能を果たすことになった。この3年間で、特総研の研究代表者は、9校中5校に講師として来校している。

福井大学附属養護学校や清水養護学校では、在籍児童生徒が利用している施設等を「社会資源マップ」としてまとめた（図7、8）。特に、附属養護学校では、担任が自分の担当児童生徒が利用している社会資源を見学もしくはボランティアとして訪問し、その体験を全職員にレポートすることを通して、地域社会と学校教育との関係について共通理解を深めるきっかけになったと報告している。

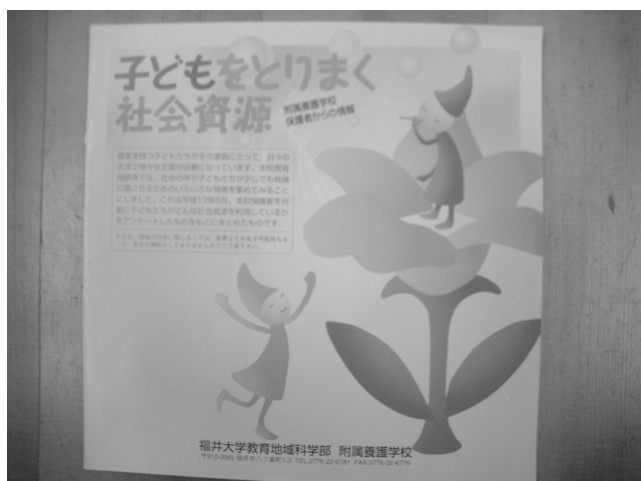


図7 「子どもをとりまく社会資源」
附属養護学校 平成14年3月20日発行

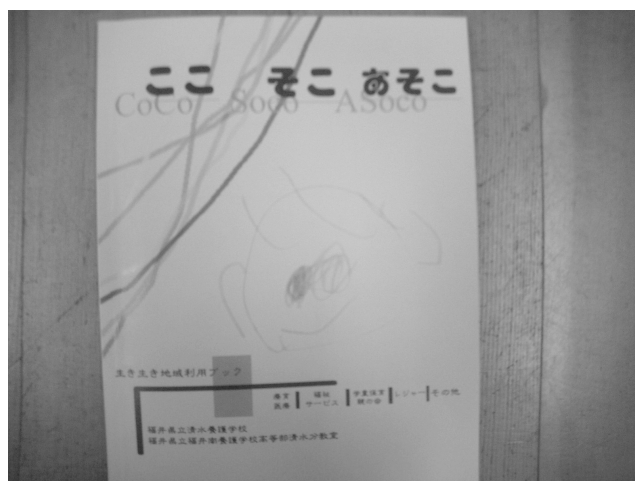


図8 「ここ そこ あそこ」
清水養護学校 平成15年2月28日

4) 校内体制の見直し

① 校務分掌の再編の動き

福井県下10校の特殊教育諸学校では、平成15年度現在10校中9校に教育相談係や教育相談部が設置されている。表5にあるような7つのセンター的機能は、従来からある他の校務分掌の中で行われていることもある。特に地域支援に関する機能は、進路指導部や図書研究部や渉外部等との業務関連が見られる。そのため、教育相談部が設置されたために、従来の業務内容の再編の必要性を感じている学校が見られる。

プロジェクト研究を研究部で始めた嶺南東養護学校では、平成14年度に校務分掌見直し委員会を開設し、平成16年度に向けて検討を重ねている。平成14年度に教務部に教育相談係を新設した福井養護学校では、14年4月～15年7月までの実践を通して、校務分掌見直しの必要性を福井県養護学校教育研究会（平成15年8月）で報告している（図9）。各校とも、センター的機能の開発と同時に「障害者基本計画」や「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」で提唱されている特別支援学校への移行を視野に入れた取り組みが少しずつ進んでい

ると推察される。

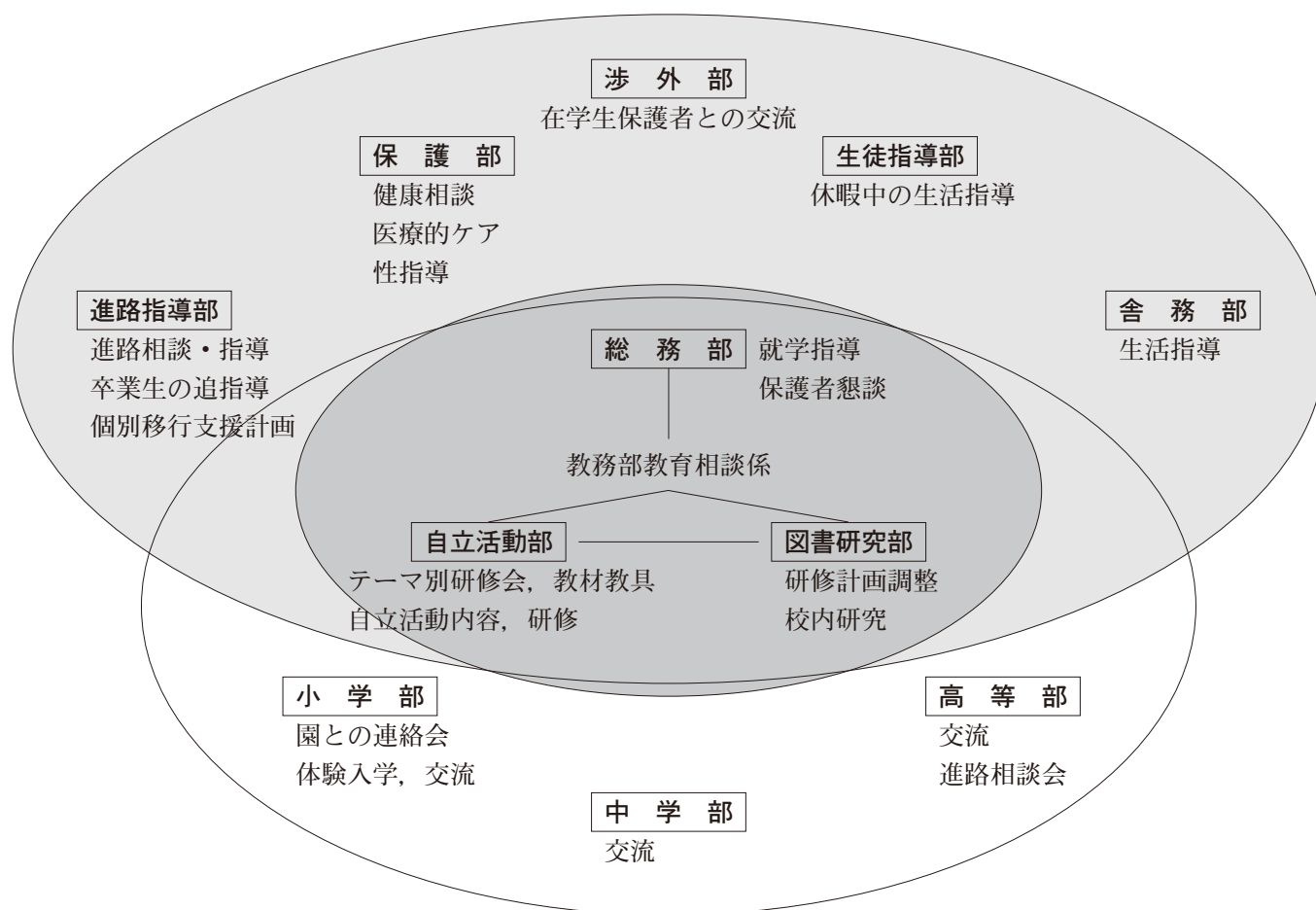


図9 福井養護学校の校務分掌見直し案 養護学校教育研究会発表資料

② 教育相談の専任制と日頃の教育活動の見直し

福井グループでは、教育相談担当者が専任制をとっているところは皆無である。福井南養護学校では、教育相談部長の授業時間数は16時間である。この時間を他の教員で補うことはできないのか。日常生活の指導や生活単元学習において、生徒の課題とそれを達成する場面設定としての教員数は現在のままでいいのだろうか。日頃の教育活動を見直し、児童生徒にとっては間接的な教育となるセンター的機能（地域支援）を行う専任教員をおくことについて、人員配置の再検討の必要があると思われる。

表7は、ある養護学校中学部の普通クラス（4クラス）と重複クラス（6クラス）の各教科・領域毎の生徒数と教員数を表したものである。常時個別的な支援が必要な生徒の数や学習グループの形態によって、必要な教員数は変わってくると思われるが、「手厚くきめ細かい教育」から「可能な限り自らの意思及び力で社会や地域の中で生活していくための教育」への転換を視野に入れた、校内における人員配置も含めた教育内容の再検討が必要になってきていると思われる。

表 7 各教科・領域毎の生徒数と教員数

普通クラス			重複クラス		
教科・領域	生徒数	教員数	教科・領域	生徒数	教員数
国語	19	6			
数学	〃	6			
音楽	〃	6	音楽	19	8
体育	〃	5	体育	〃	9
美術	〃	6	美術	〃	9
日生	〃	8	日生	〃	9～12
生単	〃	6	生単	〃	9
作業	〃	6	作業	〃	9
			自立活動	〃	10

（３）特殊教育諸学校がセンター的機能を開発することが持ちうる意味

福井グループでは、この３年間、各校の特色を生かしたセンター的機能の開発に取り組んできた。その取り組みが、地域社会や学校自体にとって現在どのような影響を及ぼしているのか、地域の特殊学級担任や生活支援コーディネーターの方、養護学校に勤務する教員にヒアリングする形で声を聞いてみた。なお、ヒアリングの対象は、県内一円で行ったのではないために、意見に偏りがあると思われるが、外部からの見え方という点では貴重な意見である。

１）地域社会にとっての意味

地域社会にとっても、児童生徒が生活支援を受ける社会資源の選択肢が増えるという意味で、社会的にも期待されていると思われる。しかし、地域社会が学校に対して求めているものは、特殊学級担任の意見にあるように「研修機能の充実」であったり、生活支援コーディネーターの意見のように「特別支援教育コーディネーターの役割の明確化」というように多岐にわたっている。それに対しては、これまでの各校の教育で培ってきた人的財産、物理的財産、システム財産を活用したその学校独自のセンター的機能の開発が今後より一層大切になると思われる。学校の特色が明確になることが、地域社会にとっても選択肢の拡大に繋がると思われる。

回答者	地域社会の声
特殊学級担任	特殊教育諸学校がセンター的機能を果たそうと努力し始めていることは感じられるが、学校全体で取り組んでいるようには見られない。 平成19年度の特別支援教育コーディネーター養成に向けて特殊教育諸学校の研修システムを公開して、コーディネーター養成に乗り出してほしい。
生活支援アドバイザー	センター的機能といっても具体的なイメージがわからない。学校を開放しようとしている様子はいかがえる。教育相談部と進路部の関係がよく分からない。外部に対して、窓口が一つであってほしい。特別支援教育コーディネーターは、何をするのか。私たちの役割と何が違うのか。
保護者	なし
市教委関係者	なし

2) 学校自体にとっての意味

回答者	学校内部の声
保護者	なし
採用3年以内の教員	自分以外の校務分掌について目を向ける余裕がない。 地域とのつながりは大切だと思うので、体育祭などに地域の人を気楽に案内できると良い。
採用10年の教員	なし
採用20年以上の教員	センター的機能といってもピンとこない。在籍児の地域生活での支援ということならピンとくる。現状では、一部の人がやっているという感じである。

(4) 校外からの支援の促進要件（センター的機能を促進するコツ）

1) 複数での取り組み

『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』の中でも、特別支援教育体制に関するイメージ図をはじめ、方向性がいくつか示されてはいるものの、現実には実際にその教育活動を担う者が主体的にグランド・デザインの作成に参加できるシステムが構築されていなければならず、それが困難であれば示されている方向性は、単なる机上の空論に過ぎないものであろう。

本プロジェクトにおいては、各校独自のセンター的な機能に関する提案と、引き続き県内全域の連携を視野に入れた議論を、常に特殊教育諸学校に勤務する教員が主体となり研究を進められたことにより、教員一人一人の当事者意識が高まりをみせ、現状と将来を見据えた、責任のある開発的な研究がなされたものであると考える。

しかも、この議論のプロセスに必ず各学校が（可能な限り校長ら管理職も含めて）複数で参加を継続したことが、大きな意味を持っていたと考えられる。すなわち、突出した教員個人のスタンドプレーではなく、長期的に持続可能な変革を促す素地を作り上げたものと考えられる。

そうした展開が土台となり、自らの現場について知り、現場を変えていくにあたってのフィールドワーク（佐藤、2002）を複数の教員によって、内部・外部の両方の視点から日常的に行えたことになり、理想的な集団の意思決定過程（沼上、2003）を体験できたことも有意義であった。そして、それらを持ち寄り、他校の教員と交流するというグループ体験を持つことができたことが、後述するところの「研究」としての質を維持する機能を果たしたと評価されよう。

一言で言えば、地域が学校に求めるものを、教員が的確に気づき、一人のみが慌てるのではなく、複数の教員が、微妙に異なるスタンスでありながらも、同じ方向へ向けて動き出したことが、センター的な機能を促進する大きな力となったと言えるのではないだろうか。

各校が独自のセンター的な機能の開発を模索する中で、地域によっては、児童生徒の通学区域が重なるところがあった。そうした地区では、ふたつの学校からセンター的な機能についての啓蒙活動が試みられ、結果として、特殊教育そのものの理解推進に一役買ったと評価できるエピソードがあった。例として挙げれば、ある地区でA養護学校が教育相談活動のポスターを貼ったところ、その地区にB養護学校の通学者がいることを知る住民には、B養護学校で教育相談活動がされていると認識していた。つまり、住民がA、Bの両養護学校をそれぞれ別な養護学校とは思わず、「養護学校は教育相談活動をしている」と認識したのであり、一枚のポスターによって、A、B両校の教育相談活動の機能が伝えられたことになる。

このように各学校のセンター的機能開発に向けた地域への働きかけ自体は、個々のものであったが、複数の学校が同時期に地域に向けて動き出したことによって、その伝播効果をより高めることができたと考えられる。

また、特殊教育諸学校がセンター的機能を開発していくにあたり、それを支えてきた複数機関・メンバーがいたことを忘れてはならない。次の項の“推進の「核」があること”でも述べているとおり、このプロジェクト研究の福井グループ事務局を務めた特殊教育センターの役割・機能、そして、研究推進の舵取りをしてきた推進委員4名の役割・機能が、各学校のセンター的機能開発を、複数の視点と働きかけによって、しっかり支えてきたと捉えられる。

2) 推進の「核」があること

近年、特に注目を集めるコラボレーション（Collaboration、協働）であるが、それを通して得られる知見が的確なものであることと、その重要性（亀口、2002）は認められつつも、それぞれの立場に固執するあまりそ

の機会が作れなかったり、仮に作れたとしても実りが少ないという指摘があった（K. A. Bruffee, 1999）。

しかし、本プロジェクトでは福井県特殊教育センターの事務局体制が堅実であり、同時に柔軟性も備わっていた。さらに、これとは別に、本プロジェクトを緩やかに束ねる「推進委員」が組織され、この複合的な意味合いを持つ二つの「核」が、本プロジェクトの研究推進にあたっては、研究の方向性がぶれるのを未然に防ぎ、終始一貫した開発的な研究を遂行できたことにつながったことは、高く評価されてよいものと思われる。つまり、この研究において、この二つの「核」があったことにより、時にまったく同じ視線で、時に異なる角度から、研究の全体像を見わたすことができたのである。

まず、特殊教育センターの事務局機能が、特殊教育諸学校への情報伝達を円滑にしたのは当然のことであり、さらに県教育庁高校教育課特殊教育グループや福井大学教育地域科学部附属教育実践総合センター、その他の関係する諸機関との連携においても確実な情報の相互交流が行なわれた。対話の継続によって、互いの職域の特性理解を深めながら、センター的な機能について具体的・建設的に議論が深められたことは、Collaborative Learning（対等の立場で、ひとつの事柄について取り組みを継続し、意見交換する中から互いに学びを深め合い、より新たな展開を創出できる活動）の実践そのものであり、意義深いことであったと考えられる。

さらに、「核」となった推進委員の、もうひとつの役割についても触れてみたい。特殊教育センターによる事務局体制が、本プロジェクトの「ハード」の側面であったとすれば、その「ソフト」の側面として先にも述べたように、複合機関の、多人数による、長期的なプロジェクトを支えるのにふさわしい、小回りの利く基盤組織が「推進委員」であったと思われる。推進委員それぞれは、立場や現在の置かれた職域は異なるが、しかし、方向性をひとつにして本プロジェクトを円滑に進めて行くにあたっては、この推進委員そのものも、小さな複合体のひとつであったということが重要であると思われる。例えば、教育行政関係者のみが占有したり、大学等のベテラン研究者ばかりが集っていたりしたのでは、柔軟な思考と実践への細かな助言は生まれなかったのではないかとと思われる。

もし、行政側あるいはベテラン研究者によって収束された研究であったとすれば、例えそこに多様な思考や、様々な助言の機会が設定されたとしても、実践や研究を実際に進めていく研究協力校の側からすれば、上部からの一方向的なものとして、それなりの結果は残せても現実的には課題の処理を行っただけ、といったような空虚感が伴ったかもしれない。そういう意味では、今回のプロジェクト研究の福井県体制は、研究目的にそった明確な成果を得たとは言えないかもしれないが、多少なりとも読む側に響かせる何かがあるとすれば、それは、推進委員同士での議論、そして、推進委員と主体的な関わりを持った各研究協力校との議論の一端が現れたものと理解して頂いて差し支えないと思われる。

具体的に言えば、推進委員で企画・構成した研究推進会議、研究連絡会によって、推進委員が各研究協力校に対して大きな方向性を示す一方、必要に応じて、推進委員は学校毎の研究上の諸問題について個別に対応したり、また、研究の節目には、各校の研究の進捗状況や研究の方向性について、密な意見交換を行ってきたりした。

こうした研究の推進方法は、当初から予定されていたわけではない。しかし、研究協力校にとっても、推進委員にとっても、この研究が必要かつ意義ある研究であるという認識が深まるにつれ、研究システムの在り方そのものも変革しながら進めることになった。そして結果的に、全体会の議論による大きな流れと、それを補う形で設定される個別の意見交換という相互補完のシステムが構築された。こうした研究情報のスパイラルが、単に研究を進める上で役に立っただけでなく、今後にも必要に応じて連絡を取り合える素地として、足場が築かれたことも確かであろう。

以上のことから、福井グループが、こうした機能を有することができたのは、研究を推進する「核」をもって、研究を進めてきたことに大きな意義があったと捉えている。しかも、その「核」自体は、複合的な側面を持ち、かつ柔軟性を持つものであったことに注目したい。そうした「核」だからこそ、基本的に意見交換をするチャンスがない可能性が高かった者同士（研究協力校や立場の違う推進委員）による交流を活発にさせ、一つのテーマで研究を継続することができたと言えよう。これまで、学校現場の教員は、各自の真摯な実践をしつつも、限られた交流の場しかない状況にあったが、今回の研究では、県内のすべての特殊教育諸学校が、それぞれに進めている実践と課題を持ち寄りながら、定期的に他校の教員や関係機関の者と議論する機会を設けてきた。そして、この機会によって、新たな実践の交流と共同研究の萌芽が見られたことは、本プロジェクトの本来の目的を超越した最大の成果とも言えるであろう。

3) 「研究」という手法

本県において、特殊教育諸学校のセンター的機能の開発を「全県での特殊教育諸学校ネットワーク形成」にま

で萌芽させることができたのは、「研究」という手法を基本軸に置いた前向きな取り組みによるものと捉えている。これは、近年よく耳にする「実践的なアプローチ」や、無責任に語る「臨床の知」と言われるものとは一線を画しており、以下のプロセスを踏んでいるからだと解釈したい。

各研究分担者は、まず自らの構想に基づき、各学校において実践したり、あるいは目的を持って調査したりする。そして、それぞれがそれらの結果を持ち寄り、研究協力者同士の激しい意見交換を行うのである。これは、議論といったレベルのものではなく、研究分担者個人の意志と、それぞれの学校が抱える今日的な課題のぶつけ合いというべきものであったと言える。そして、そのぶつけ合いの中から選び抜かれた調査と実践について考察を加えたものが、ここで提示しているセンター的な機能なのである。

学校や教員が、上部機関より一方的に指定を受けた研究や調査といったものではなく、必要性を認識し、そのために自らが組織化を図り、前述のとおり、常に多くの他機関とのCollaborative Learningを維持してきたプロセスこそが、無理のない形で研究を進めるところの普遍性、客観性、論理性を備えさせ、単なる偶発的な実践の紹介ではなく、リアリティを持つ科学的な実証研究としての質を保つ（下山、2000）ことになったと言えるであろう。

4) 話題をつかんだタイムリーな仕掛けづくり

福井県が、県ぐるみでしかも継続的に「特殊教育諸学校のセンター的機能の開発」に取り組んでこられた大切な要因に、その時どきの『話題』を上手くつかみながら、タイムリーな仕掛けをしてきたことがある。もちろん、その仕掛けは、推進委員一人一人の所属やポジションを活用して行なったこともあれば、事務局の特殊教育センターが仕組んだこともある。また、特総研のプロジェクト研究の一環であることを利用したこともある。そして、その仕掛けは、ある時は学校現場に対して、ある時は学校長に対して、ある時は地域に対して、機会を捉えては、タイムリーな働きかけとなるよう心がけてきたのである。

具体的にその経過を追ってみたい。まず、文部省が学習指導要領に「特殊教育諸学校のセンター的な役割」と「教育相談機能の充実」について明記したことを受けて、平成12年度に、特殊教育センターは「福井県における特殊教育諸学校の教育相談体制づくりに関する開発的研究」というテーマで調査研究に着手した。この調査研究では、県立清水養護学校と福井大学附属養護学校の2校のみが研究協力校だったが、翌年の平成13年1月に「21世紀における特殊教育の在り方について（最終報告）」が出されてすぐ、特総研から、プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能の開発的研究」への共同参画の誘いを受け、これを機に、福井県は、研究を一気に県ぐるみの取り組みへと転換することとした。

特殊教育センターは、「県の特殊教育機関である」という立場で県下の特殊教育諸学校に対して平等均等な機会提供をするところである。そこで、特殊教育センター所長は、特殊教育諸学校長会で県下全10校の特殊教育諸学校長にプロジェクト研究の趣旨を説明し、この研究への積極的な参加を呼びかけた。また、特総研の研究代表者は、県教育委員会と特殊教育諸学校長会長に、同様にプロジェクト研究について説明した。このことによって、福井県は「特殊教育諸学校のセンター的機能開発」について、研究という形で、しかも県ぐるみで取り組むベースを整えて、スタートを切ったのである。

プロジェクト研究の研究協力校は、1年目が8校、2年目・3年目は9校となり、プロジェクト研究の3年間では、県下全10校が揃って参加する形にはならなかった。しかし、毎年度末に開催した、プロジェクト研究の研究成果を報告し合う「研究推進会議」には、全10校が参加しながら、各学校が取り組んでいるセンター的機能についての情報交換の場を設けることができた。このような仕掛けができたのも、特殊教育センターが事務局を担ったからこそできたことであろう。

また、今回のプロジェクト研究のように、学校現場自体を変革しながら、研究を推進していくためには、学校長の理解と推進は不可欠のものである。そこで、各研究協力校の校長には、自校の研究内容、研究成果についてはもちろんのこと、他校の取り組み、さらには県としての取り組み、他県の取り組みについても知ってもらいながら、学校長自らが研究推進に一役買ってもらおうと、研究組織の一員に各校の校長を組み入れたことも仕掛けの一つである。（2 研究の概要（2）研究組織を参照のこと）

さらに、各研究協力校が研究の一環で、各校独自に研修会や研究成果報告会を開催するときは、どの学校も地域の関係者や他校にも参加を呼びかけ、自校自体の教員の意識を高めるだけでなく、外部（地域や他校）への啓発・理解を促したり、意見を聞いたりすることも目的としながら、次第にオープンな在り方へと変わっていった経過などが見られた。

一方で、特殊教育諸学校が地域におけるセンター的な機能開発を目指して取り組んでいることを、県内に広め

る努力もしてきた。特殊教育センターは、教育相談や巡回指導の業務を通して、個々に関わるケースにおいて特殊教育諸学校に紹介したり、連携した取り組みをしたりした。また、県下の指導主事会議や各市町村の就学指導委員会で「特殊教育諸学校のセンター的機能」について紹介したり、さらに、県特殊教育教育課程研究集会の全体講演において、プロジェクト研究の概要を紹介したりするなどして、広く、県内の教員に周知、活用して貰えるよう努めた。

文部科学省は、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を受けて、全国47都道府県に対して「特別支援教育推進体制モデル事業」を2年計画で委嘱した。福井県は、この事業を特殊教育センターの存在とその機能活用によって進めており、文部科学省が示したプラン（平成19年度までに特別支援教育支援体制づくりのための特別支援教育コーディネーターを配置する）に向けて取り組んでいる。できれば、この研究の次年度には、特殊教育諸学校が「特別支援学校」として地域のセンター的機能を発揮していけるような研究内容を盛り込みながら、今回の研究で進めてきた「特殊教育諸学校のセンター的機能」をより強化した取り組みへとつないでいく仕掛けをしていきたいと思っている。

（文責 氏家 靖浩、吉田弥恵子）

<文献>

- 佐藤 郁哉 （2002）組織と経営について知るための実践フィールドワーク入門. 1～12, 有斐閣.
沼上 幹 （2003）組織戦略の考え方 ―企業経営の健全性のために. 55, ちくま新書.
亀口憲治編集（2002）コラボレーション 協働する臨床の知を求めて 現代のエスプリ, 419, 5～19, 至文堂.
K. A. Bruffee (1999) Collaborative Learning Second Edition x Johns Hopkins
下山晴彦編著（2000）臨床心理学研究の技法 福村出版

6 これからに向けて

（1）研究から得られたもの

1）「おいで、おいで」の教育相談からの脱皮

- ・各研究協力校でもそれぞれに教育相談の窓口を開いたが、実際には思っていた以上に相談が少なかった。ほとんどの学校では、来校もしくは電話による相談の窓口開設が精一杯で、自ら学校外へ出かけていくという形を取ることは難しかった。しかし、相談のニーズは、むしろ「子どもがいる現場」にこそあったようである。そのため、「おいで、おいで」と言って窓口を開設しただけでは、ニーズに応えることが十分にできなかったものと思われる。学校としては、職務としての取扱いの在り方や責任の所在、予算（旅費）の捻出など難しい課題が多いが、学校外へいかに出かけていく形を工夫できるか、が一つの課題となった。

2）軽度発達障害児への支援への広がり

- ・これまで特殊教育諸学校は、障害の程度が比較的重い児童生徒への指導に、その全精力を注いできたと言っても過言ではない。そのような状況の中に居続けた特殊教育諸学校の教職員にとって、障害の程度が軽い児童生徒への支援は、思いもよらないことであった。そのことも、教職員の意識作りを難しくしている一つの要因になっていると思われる。
- ・しかし、今学校の中を見渡してみると、実は特殊教育諸学校の中にも、いわゆる軽度発達障害児があちらこちらに見られるのである。特に、高等部あたりになると、それまで普通教育の範疇で何とか頑張ってきたが、限界が見えたりしたため、特殊教育諸学校に入学したという生徒もだんだん増えてきているのが現状である。
- ・そういう視点で見ると、「本業」ではないと言いながら、実は軽度発達障害児（者）の指導を、意識していないながらも日々行っているという実状も見えてきたのである。
- ・そのノウハウを活かせば、軽度発達障害児への支援は案外容易に広がって行く可能性も見えてくるのではないだろうか。

3）教員研修の在り方

- ・校内の教職員の理解推進や意識作りが大きな課題であることはこれまでも述べたが、それらを解決する一つの方法として教員研修の在り方を考えることが必要である。中でも特に、校内研修や現職教育などの仕組みを工夫することは、校内の教職員の理解推進や意識作りにとって不可欠と言えるものである。
- ・校内研修に際しては、単に講義を聴くなどの受動的な研修にとどまらず、できれば体験的な内容を取り入れる

など、能動的な内容になるようにするなどの仕組み作りの工夫が必要である。

4) 今後のセンター的機能の展開

- ・方法としては、学校側が外に出かけるような形を取るなどの検討が必要である。
- ・また、内容としては、ユーザー側のニーズを十分に把握した上で、他機関との連携なども視野に入れながら求められていることに適切に応えられるようにすることが必要である。そのためには、体制作りや資質の向上を図るなど対応の準備を進めることが、同時に必要である。

(2) 今後の取組と課題

1) 研究体制の継続

- ・県下全体で、特殊教育諸学校が10校という少数であることを活かし、各学校が連携した形での研究体制の継続を検討、実施する。
- ・本研究で築かれたセンター的機能に関するネットワークを維持発展させることで、県下全体でのセンター的機能の充実が図られる。

2) 特別支援教育につなぐ

- ・今後、特殊教育諸学校が特別支援学校として変わっていくことに伴い、特殊教育諸学校のセンター的機能の充実は、特別支援学校としての在り方に直結して行くものである。
- ・本研究で得られた、地域の小中学校等外部への支援のノウハウや学校公開、軽度発達障害等様々なテーマの研修会の開催などの具体的な取り組みの一つひとつを継続、発展させることが特別支援教育への転換に大きな力となる。

3) 「学校」としての取り組み

- ・本研究のテーマは「特殊教育諸学校のセンター的機能の開発」である。学校内の一部の担当者や組織、また個人的な取り組みに留まらず、「学校」として考えていくことが重要である。担当者が外の機関へ出かけて行くために、校内の他の担当者が、その人の担当する児童生徒を「教室に鍵をかけて見なければならぬ」というような声があることに対して、学校全体としてどう対応するかという視点を全ての教職員が持てるようになることが必要である。つまり、これまでの特殊教育諸学校としての「構造の転換」や「教職員の意識の転換」が必要不可欠である。
- ・それらのことを、各地域、各学校の特色を考慮して、どう計画しどう実践していくかは、それぞれの地域や学校でしか考えられないことである。他の例を見ながら、どう自分たちの方向を作るか、本研究がその一助になれば幸いである

4) 課題

- ・本研究によって、本県におけるセンター的機能の開発には一定の方向性が見いだされたものと考えているが、いずれも緒についたばかりである。示された方向性に沿っての実践は、まさにこれからが本番である。新たな方向性の開発を含めて、センター的機能の実践・展開そのものがまず第一の課題である。
- ・本研究の特色の一つは、各学校の特色を基にした独自の実践を活かした事にある。今後も、各学校が創意工夫を凝らして更に実践を続けたい。

(文責 小八木 隆)

V. 訪問等による調査校の取組み

(特色) 校区における視覚障害幼児児童に対する専門的指導を「通級による指導」及び「幼児教室」という位置づけて試行している。	
学校名（学校種）：大阪市立盲学校（視覚障害）	学校長：高田 能子
(特色ある取組みの背景) 1980年代の後半から小学校に在籍しながら盲学校での専門的指導をうけたいという申し出があり、1992年度より小学生の弱視児2名の通級指導を開始した。また、幼児についても継続的な相談が必要と考え定期的な幼児相談（こぐま教室）を開始した。この取組は、早くから盲学校のセンター的機能として位置づけ、校区における視覚障害幼児・児童に対して専門的指導をニーズに応じて提供していくこととなった。	
(校務分掌への位置づけと担当者数) 学部別の相談組織となっており、学校全体での特別支援教育部などの組織はない。小学区部では通級指導担当が4名（兼任）と教育相談担当2名（通級指導を兼任）、幼稚部では教育相談担当は2名、幼児教室の運営は幼稚部全員で実施している。	
(活動の実際) 小学部通級指導：弱視児童は盲学校への校外通級として実施し、マンツーマン指導ではなく3名程度で指導を実施している。集団の効果もあり成果を挙げている。全盲児は担当者が在籍校へ出向く巡回指導を実施。通級指導の在籍校の担当者を対象として研修会等を開催し視覚障害教育の理解に努めている。 幼稚部こぐま教室：週1回実施。「お母さんと遊ぼう」「先生と遊ぼう」そして「お母さん教室」の3本立ての親子教室。母親がわが子の笑顔のすばらしさを感じ、子育ての自信と見通しをもてるような支援ができるように努めている。 その他の活動：その他、視覚障害教育のセンターとして、大阪医科大学眼科との連携によるロービジョンケアの相談、視覚障害教育公開講座、理解教育研修会の講師派遣及び情報提供などを+している。	
(実績) ー平成15年度ー (1) 通級による指導 ① 校外指導 弱視児 6名 隔週月曜日（月2回）：弱視レンズ指導等 弱視児 3名 隔週金曜日（月2回）：弱視レンズ指導等 ① 巡回指導 全盲児 4名 月1回火曜日：点字指導、触察指導等、教科指導に付随する指導等および全盲字への指導に関するアドバイス (2) 幼稚部こぐま教室 幼 児 18名（参加延べ人数440名、開室日数29日）	
(センター的役割に関する今後の活動予定) (1) 在籍児童・生徒との交流活動（以前、土曜日に集団遊びを実施していた） (2) 理科・体育・家庭科・図工等の実技教科のスクーリング 等 (3) 中学部での通級指導の実施 (4) 盲学校教育実践の発信	
所在地：〒533-0013 大阪市東淀川区豊里7-8-26 (Tel：06-6328-7000)	
設置学部（在籍数）：幼（15名）・小（16名）・中（13名）・高（82名）	教職員数：140名 （平成15年度）

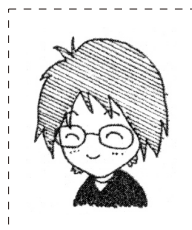
（担当者からの一言）

（大前 俊夫）

在籍校の先生方や保護者の方への視覚障害及び視覚障害教育の理解が最も大切だと考えます。そのため、様々な機会を通じて情報提供や研修会等を実施しています。子どもたちの笑顔が私たちの実践の確かさの証明だと考えています。

(特色) 学校内での教育相談中心の地域支援から、地域へ出向く、関係諸機関とのネットワークのもとでの地域支援へ。	
学校名（学校種）：熊本県立黒石原養護学校（病弱）	学校長：阪元 俊弘
(特色ある取組みの背景) 本校は、国立療養所再春荘病院に隣接した県内唯一の病弱養護学校であることから、以前から隣接病院や他の病院から紹介を経た教育相談を行ってきた。近年、不登校を中心とした相談件数が増える一方、相談内容に多様化が見られるようになってきた。以前は教頭を窓口として学部長が相談業務に当たっていたが、学校全体で取り組む必要が出てきたため、平成14年度に、教育相談運営委員会を新設し、教育相談体制の再編に着手した。	
(校務分掌への位置づけと担当者数) 教育相談運営委員会を各種委員会の中に位置づけ、校長、教頭2名、事務長、各学部長4名と教育相談担当者1名の計8名で編成している。定例の学期に1度の開催に加え、必要に応じて開催し、教育相談について検討を行っている。	
(活動の実際) 教育相談の中でも最も多い主訴は、学校や家庭、病気等種々の要因から不登校になったという相談である。全相談件数が年間60件ほどある中で、約6割は不登校に関する内容である。また、近年LDやADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等軽度発達障害のある児童生徒の相談件数が増加していることもあり、教育相談担当者及びその他の教職員による軽度発達障害の対応に関する研修も行っている。 一方、平成14年度には、病弱教育に関する専門性向上研修として国立療養所再春荘病院はじめ医療機関と連携し、地域の小・中学校、盲・聾・養護学校にも案内した医学講話研修を実施した。また、「黒養セミナー」と題して夜間（夕方5時から7時）県内外の専門家や保護者による講演会を開催し、地域の教職員やその他に関心のある人たちとの懇談等も行っている。 さらに平成15年度は、地域の小学校からの要望があり、小学校に出向いての研修会や教育相談を始めた。また、教育相談に関するパンフレットを作成し、地域への啓発活動も併せて行っている。	
(実績) ー平成14年度ー (1) 就学に関する相談……幼児（3～6歳）：2件、小学生：1件、中学生：1件 計4件 (2) 就学以外の教育相談…小学生：11件、中学生：48件、高校生：2件 計66件 (3) 研修会の実施（医学講話、黒養セミナー） 計8回 (4) 啓発活動の取組み……学校公開、行事への案内、学校評議委員会、老人会との年間を通じた交流。	
(センター的役割に関する今後の活動予定) (1) 地域支援に携わる校務分掌の新設。 (2) 地域の保育所、幼稚園、小学校・中学校の特殊学級とのネットワーク形成。 (3) (2)の特殊学級も含めた教育機関全般及び医療機関、福祉機関との連携	
所在地：〒861-1102 熊本県菊池郡西合志町大字須屋2659番地 (Tel：096-242-0156)	
設置学部（在籍数）：病弱部（小9名、中27名）、筋ジストロフィー部（小2名、中1名）、重症心身症外部（小5名、中4名）、高等部（31名）、（学部ではないが）訪問教育（小1名、中1名、高3名）	教職員数：85名

(担当者からの一言)



(甲斐 純代)

相談体制を整備し、地域に密着した活動を展開していきたいと整備を進めています。
 また、病弱教育としての専門性を地域で大いに活用していただくために専門性向上研修にも取り組みます。

(特色) 開校時から地域の社会資源として乳幼児健康診査や就学前相談で役割を果たしてきた。今、新たなステージへ。	
学校名（学校種）：青森県立森田養護学校（知的障害）	学校長：増田 達男
(特色ある取組みの背景) 本校は、昭和42年に設置されたが、地域に障害のある子どもに対応する社会資源が十分ではなく、近隣に在住する乳幼児の保護者がもつ支援ニーズが高かった。これに応えるために、昭和56年以来「発達相談」というかたちで就学前の子どもの指導と保護者への対応を行ってきた。近年は近隣3町の保健センターからの委嘱で乳幼児健康診査時の相談を担当している。昨年度から校務分掌に教育相談部を設け、外部へのサービス提供を位置づけた。一昨年度までは委員会組織で担当者がいなかった。	
(校務分掌への位置づけと担当者数) 教育相談部の設置（平成14年度から） 担当者数：7名（小学部3名、中学部3名、高等部1名） なお、このうち主任は授業の持ち時間数を減らしている。	
(活動の実際) 平成15年度は特に、(1)早期教育相談の充実、(2)「教育相談体系化推進事業」の実施、(3)関連機関、各種研究会への講師派遣に力を入れて取り組んでいる。 「早期教育相談」のうち乳幼児健康診査時の相談については3町の保健センターから依頼を受け、平成8年度頃を開始している。この場合、旅費は相手先負担。校内で行う乳幼児の教育相談は昭和56年から行ってきており、継続相談も可能である。 「教育相談体系化推進事業」は、国が事業委託を開始した平成14年度から始まった。このなかで、保育所等からの依頼を受け訪問による相談を行っている。この場合、旅費は校内予算から支出される。	
(実 績) ー平成14年度ー (1) 来校による教育相談（就学に関する窓口業務を除く） 乳児（0～2歳）：18件、幼児（3～6歳）：22件、小学生：8件 計48件 教育相談実施回数：延べ76回 (2) 乳幼児健康診査への派遣による相談実施 乳児（0～2歳）：17件、幼児（3～6歳）：17件 計34件	
(センター的役割に関する今後の活動予定) (1) 教育相談体系化推進事業の構想づくり (2) 各市町村関連機関へのプレゼンテーション (3) 西北地区教育相談連絡協議会の開催	
所在地：〒038-2817 青森県西津軽郡森田村大字床舞字鶴喰104-5 (Tel：0173-26-2610)	
設置学部（在籍数）：小（18名）・中（20名）・高（16名）	教職員数：38名

（担当者からの一言）



（森山 里美）

始めは不安そうな顔が帰りにはにこにこ顔になっていく。
そんな相談を心がけています。
「せんせいまたね」の笑顔にほっとする日々です。

（特色） 社会資源の少ない地域で、地域からの強い要望によって養護学校が開設された。教育相談が学校経営の重要な柱として展開されている。	
学校名（学校種）： 和歌山県立みくまの養護学校（知的障害）	学校長： 辻本 雄一
（特色ある取組みの背景） 同校が位置する東牟婁地域には、障害のある子供やその家族を支える社会資源がほとんどなかったことから、地域からの強い要望によって、県立はまゆう養護学校の分教室が開設され（昭和56年）、その後、同校が開校されることとなった（平成2年）。そのため、同校には開校当初から、校内に「教育相談委員会」を組織して、教育相談を学校運営の重要な柱として位置づけ、幼児の早期教育相談と学童期の相談を行ってきた。	
（校務分掌への位置づけと担当者数） 以前は、小学部主事と養護・訓練担当者のみが担当していたが、現在は、各学部主事と自立活動担当者、小学部低学年担任（合計9名）で対応している。また、教育相談委員会を設置し、窓口、実際の相談、統計等の業務を行っている。	
（活動の実際） 地域からの高いニーズに応える形で、教育相談、直接的な指導、コンサルテーション等を中心に活動を展開してきた。現在は、通園施設等の地域の社会資源が、少しずつ整備されてきており、それらや他の地域にある盲学校や聾学校とも連携を深めながら活動を展開している。原則として月曜日と水曜日を活動日としているが、ニーズが高く、それだけでは対応できないため、他の曜日の空いた時間等も利用しながら活動している。 同校では、開校以来、地域支援が校務の一つとして職員に認識されてきた。また、教育相談にかかわる職員の人事異動がほとんどないため、職員自体も地域に密着しており、地域にしっかりと根を下ろした形で活動が展開されているのが特徴的である。	
（実績）ー平成14年度ー (1) 就学に関する相談……幼児（3～6歳）：40件、小学生：6件 計 46件 (2) 就学以外の教育相談…幼児（0～2歳）：13件、幼児：164件、小学生：41件、中学生：2件 計220件 この内、コンサルテーション…幼稚園・保育所：18件、小・中学校の特殊学級：10件、 小・中学校の通常学級：2件 計 30件 (3) 他機関へ出向き、直接指導を実施…幼児：19件、小学生：13件 計 32件 (4) 研修援助（講演講師、現職教育講師、助言等） 計 7件 (5) 他機関と合同で行った実践研究 計 2件	
（センター的役割に関する今後の活動予定） (1) 小・中学校特殊学級教員との交流 (2) 関係機関とのケース検討会 等	
所在地： 〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏13-26 (Tel：0735-31-6101)	
設置学部（在籍数）： 小（33名）・中（18名）・高（29名）	教職員数： 80名

（担当者からの一言）



（河原 京子）

ST・PTを含む、子どもが大好きなスタッフが

お待ちしております。

（特色）
一校単独での地域支援から、聾学校・養護学校・教育事務所が協力し合っでの地域支援へ。

学校名（学校種）：島根県立江津清和養護学校（肢体不自由）	学校長：藤井 恭郎
------------------------------	-----------

(特色ある取組みの背景)

平成13～14年度、江津市が教育相談体系化事業の指定を受け、江津市内での教育相談の在り方を検討した。その一環として、江津市を含む島根県西部地区の教育相談の必要性について保育所・幼稚園を大正に調査を実施したところ、約60%の保育所、幼稚園に発達や行動の気になる乳幼児が在籍していることが明らかになった。また、在籍保育所や幼稚園のほとんどが医療や福祉に関わる他機関と何らかの連携を取り合っているが、特殊教育諸学校を含めた教育機関と連携しているところはほとんどなく、乳幼児段階からの教育的支援の必要性が確認されると同時に、同地域の保育研究会等からも支援の要望が出された。

一方、同地域では、同校を含めた養護学校、聾学校がそれぞれ単独で地域支援に取り組んでいたが、支援の対象となる地域が広範囲に及ぶために単独での展開に難しさがあった。

(校務分掌への位置づけと担当者数)
現在は教務部の中に位置づけているが、校務分掌を再編し、新たに支援部を設置予定。現在の担当者数は、3名(小学部、中学部、高等部から各1名ずつ)。週のうち1日半を共通に活動できる時間として確保している。

（活動の実際）

前述の調査「島根県西部（石見部）における教育相談の必要性について～石東・石央地域について～」の結果に基づき、本校、県立浜田聾学校、県立石見養護学校、県立浜田養護学校で「4校教育相談連絡協議会」を設置し、各校それぞれの活動から、教育事務所所属の管内特殊学級担当者代表も含めたネットワークの中での活動へ転換し、取り組みを始めている。同協議会ではパンフレット「クローバー通信」を作成して地域に配布し、理解啓発を図っている。

同校の事業としては、保育所への巡回相談や親子教室「とんとん教室」を中心に取り組んでいる。また、活動に当たっては、島根県独自で設けている特殊教育諸学校のセンター的機能に関する予算を利用している。

(実 績) ー平成14年度ー

(1) 就学に関する相談……幼児（3～6歳）：1件、中学生：1件	計3件
(2) 就学以外の教育相談…幼児：7件	計7件
この内、他機関（保育所）へのコンサルテーション…5件	
(3) 他機関へ出向き、直接指導を実施…幼児：3件	計3件
(4) 研修情報の提供	計3件
(5) 理解啓発の取り組み…パンフレットの配布、学校公開、作品展、学校評議会、地域老人会との合同行事 等	

(センター的役割に関する今後の活動予定)

- (1) 4校教育相談連絡協議会を中心としたネットワークの取り組み強化
- (2) 校務分掌組織の再編
- (3) 幼稚園、保育所、小・中学校特殊学級との合同研修会の実施
- (4) 個別の支援計画や個人情報管理の在り方についての検討

所在地：〒695-0001 島根県江津市渡津町772 (Tel : 0855-52-2614)

設置学部（在籍数）：小（3名）・中（12名）・高（9名）	教職員数：48名
------------------------------	----------

– 175 –

VI. 資料：研究協力機関紹介

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井県立盲学校（盲）	
	設置年月日／校長	大正 2 年 6 月 10 日 校長 小谷正典（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（ 1 名）、小（ 6 名）、中（ 8 名）、高（ 20 名）	
	教職員数（職種）	79 名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、講師、寄宿舎指導員、事務長、主任、主事、栄養職員、校務員、調理員、自動車運転手、汽かん士）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒910-0825 福井県福井市原目町39-8 Tel. : 0776-54-5280 Fax. : 0776-54-5289 http://www.ainet.ed.jp/fukumou-HP/top.html	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機 能の内容	1. 教育相談機能 (◎) 2. コンサルテーション機能 (○) 3. 指導機能 (◎) 4. 情報提供機能 (○) 5. 実践研究機能 (△) 6. 研修機能 (△) 7. 施設設備開放 (○) 8. その他 ()	
	本 校 の セ ン タ ー 的 機 能 の 特 色	ー学校全体で取り組むセンター的な動きー 本校は大正 2 年に創設され、平成15年度には創立90周年を迎えた。視覚障害児者の教育に取り組むのは自分たちであるという自負が伝統として受け継がれている。校内にセンター的機能を専門に担う機関はないが、各校務・学部において、様々な取り組みがなされている。地域に生活する障害のある幼児から成人に対する教育相談活動（個別指導、在籍園・校へのコンサルテーション、保護者の相談、ピアカウンセリングなど）、小中高校の総合学習などにおける理解教育への協力、卒業生の様々な活動への支援、ボランティアの養成などである。	
	校内組織とセ ンター的機能 に関する校務 分掌・機能分 担(担当者数)	センター的機能に関わる様々な活動は、要請される状況に応じて、各校務（図書研究部、教務部、進路指導部、生徒指導部、教育相談部）および学部（幼稚部、小学部、中学部、高等部）で適宜に対応している。 ○相談機能…教育相談、就学相談、入学相談 ○情報提供・理解啓発機能…学校公開、スクーリング、学校訪問受け入れ、研究協力、就学指導委員会等への協力、教職員への研修協力、理解啓発広報、交流活動、地域医療支援 ○教育支援機能…ゲスト・ティチャー派遣、学習指導支援、卒後技術生活支援、自立活動支援、スポーツ活動支援、文化活動支援、対外的研修支援、研修会の開催 ○施設設備提供機能…体育館など開放、教材教具・器具など貸し出し ○専門性向上機能…職員研修、教材教具・器具の整備充実、情報の集積	
	教育 相談	直通電話	ありません
		受付・ 時間等	月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く）、要予約 連絡先 教育相談部もしくは進路指導部
担 当 者 か ら の 一 言	センター機能 に関する公表 資料（過去 3 年間）	ありません	
		視覚障害を持つ人は、乳幼児も成人もそのライフステージに応じて、様々な支援が必要になります。本校では本人とご家族、関係する方々に対して、それぞれに応じた対応を、時宜を失しないよう臨機応変に行っています。よりよい支援が行えるように今後も校内の体制作り、教職員の指導力向上に努めていきたいと考えています。 （荒木 良子）	

学 校 概 要	学校名（学校種）		神奈川県立平塚盲学校（視覚障害）	
	設置年月日／校長		明治42年12月9日 鈴木文治（平成15年度）	
	幼児児童生徒数		幼（8名）、小（7名）、中（6名）、高（50名）	
	教職員数（職種）		92名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、看護師、介助員）	
	所在地 電話・ファックス URL		〒254-0047 神奈川県平塚市追分10-1 Tel.: 0463-31-0948 Fax.: 0463-31-5996 http://www.scn-net.ne.jp/~khm948/	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容		1. 教育相談機能（○） 2. コンサルテーション機能（○） 3. 指導機能（○） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（○） 6. 研修機能（○） 7. 施設設備開放（○） 8. その他（ ）	
	本校のセンター的機能の特色		乳幼児から成人まで幅広い相談があり、相談者や相談内容に応じて、学校全体で対応している。 視覚障害に対する支援においては、教育だけではなく、医療や福祉、労働に関する諸機関と緊密な連携をとるようにしている。	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)		相談支援委員会（平成13年度より設置）特別委員会に属する 各学部1名および関心のある職員で構成しており、人数は固定していない。平成15年度は16名。 校内組織 学部（幼、小、中、高） 部会（教務、生徒指導、給食、進路指導、保健安全、図書視聴覚） 委員会（学校評議員制度、研究研修、自立活動、寮務、自立活動） 特別委員会（事故防止、相談支援、防災対策、保健、衛生、校舎等整備） 研究会（教育課程、学部・学科、教科・領域）	
	教育相談	直通電話	なし	
		受付・時間等	随時	
センター機能に関する公表資料（過去3年間）		第22回 アジア・太平洋特殊教育国際セミナー 視覚障害支援センターとしての盲学校の役割 — 通常の学校で学ぶ視覚障害のある子どもに対する支援を中心に（神奈川県の事例） —		
担当者からの一言		今後とも、視覚障害に関する専門機関として、学校全体で相談支援に当たっていきたい。 (工藤 伸一)		

学校概要	学校名（学校種）	福井県立ろう学校（聴覚障害）		
	設置年月日／校長	大正4年3月11日 林 俊明（平成15年度）		
	幼児児童生徒数	幼（13名）、小（9名）、中（6名）、高（7名）		
	教職員数（職種）	64名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師、舎監、事務長、主任、栄養職員、校務員、給食員）		
	所在地 電話・ファックス URL	〒911-0014 福井県福井市幾久町2-22 Tel. : 0776-24-5190 Fax. : 0776-24-5207 info@fukui-sd.ed.jp		
センター的機能に関する取り組み	実施しているセンター的機能の内容	1. 教育相談機能（◎） 2. コンサルテーション機能（○） 3. 指導機能（◎） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（○） 6. 研修機能（◎） 7. 施設設備開放（○） 8. その他（ ）		
	本校のセンター的機能の特色	ー地域のろう教育のセンターを目指して 県内の聴覚に障害がある乳幼児、幼児、児童、生徒と保護者および卒業生や地域に対しての教育相談や情報提供等の地域支援の充実を目指しています。以前から、保護者のニーズに応じた教育相談や乳幼児教室、地域のニーズに応じた交流学习や研修などの地域支援を進めてきました。 近年、新生児用のAABR（自動聴性脳幹反応）検査装置の導入により、聴覚の障害が早期に発見されるようになり、最早期教育の場としての乳幼児教室の充実が望まれています。また、早期発見および早期教育の充実と補聴器の発達により、通常学級に在籍している聴覚障害の児童・生徒が増えています。そこで、小・中学校への通級指導教室や教育相談等の支援がますます必要になってくると思われます。また、卒業生や地域のニーズによる研修や相談等の充実も望まれています。ろう教育のセンターとして、それらの活動を充実させています。		
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	教育相談機能	・電話による教育相談 ・来校による教育相談 ・保育園、幼稚園、小・中学校の依頼で行う訪問相談	教育相談部
		コンサルテーション機能	・きこえとことばの教育相談（夏期休業中、本校と嶺南） ・教育機関、医療機関、保健所等との連携 ・インテグレート児補聴相談 ・卒業生補聴相談 ・卒業生の進路相談、労働関係機関との連携	
		指導機能	・乳幼児教室 ・通級指導教室	担当学部
研修機能		・乳幼児教室学習会 ・通級指導教室学習会 ・講演会 ・手話講習会 ・教育研究所や特殊教育センター等主催の研修協力 ・医療、福祉、教育関係機関からの依頼による授業参観や研修	図書部 教務部 関係学部 教育相談部	
実践研究機能		・交流学习（幼・小・中・高） ・居住地交流（幼・小） ・福祉施設や聴力障害者福祉協会青年部等との交流（高）	関係学部 指導部	
情報提供機能		・医療、福祉、教育関係機関への学校概要説明 ・学校見学会 ・補聴器展示会 ・研究紀要送付	教育相談部 教務部 図書部	
施設設備提供機能		・グラウンド、体育館、会議室（聴力障害者福祉協会、卒業生、地域）	事務部	
教育相談 直通電話 受付・時間等	なし 月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く） 相談して日時等を決めます。			
センター機能に関する公表資料（過去3年間）	特にありません。			
担当者からの一言	ろう教育のセンターとして、保護者や本人、地域と共に歩みながらニーズに応じた支援ができるように現在、準備を進めています。 （島田 郁子）			

学 校 概 要	学校名（学校種）	福島県立大笹生養護学校（知的障害）	
	設置年月日／校長	昭和54年4月1日 穴澤由美（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（ 名）、小（ 53名）、中（ 30名）、高（ 39名）	
	教職員数（職種）	91名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、看護師、介助員）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒960-0251 福島県福島市大笹生字俎板山182-2 Tel.: 024-558-8710 Fax.: 024-556-0416 http://www.ohzasou-sh.fks.ed.jp	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容	1. 教育相談機能 (◎) 2. コンサルテーション機能 (◎) 3. 指導機能 (○) 4. 情報提供機能 (◎) 5. 実践研究機能 (－) 6. 研修機能 (◎) 7. 施設設備開放 (○) 8. その他（交流教育・ボランティア）	
	本校のセンター的機能の特色	大笹生を中心とした地域社会に対して、可能な限り学校を開き、児童生徒と地域住民との交流を進め、知見を広め活気ある学校作りに努めると共に、特別支援教育に関するセンター的役割を果たすために設けたものである。 特に、平成14年度より実施している「ささっこ教室」は、まず親子がホッとできる場として機能することを目指したもので、現在もこの方針を変えずに実践している。相談者の住所、家族構成、しいては子どもの生育歴、障害名などを聞かないで、目の前にいる子どもだけを理解してかかわるこの実践は、利用者からも大変好評を得ている	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)		
	教育相談	直通電話	なし
		受付・時間等	月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く） 原則として予約制
担 当 者 か ら の 一 言	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	1 「地域の諸機関と連携して進める相談支援とコーディネート」 発達の違いと教育 8月号, No.552, 2003 2 「養護学校センター機能開発の試みー就学前教室「ささっこ教室」 養護学校の教育と展望 No.129, 2003	
	担当者からの一言	(高屋 隆男)	

学校概要	学校名（学校種）	福井県立清水養護学校（知的障害） 福井県立福井南養護学校高等部清水分教室（知的障害）併設																															
	設置年月日／校長	昭和52年1月1日 北野範子（平成15年度） （平成10年4月1日福井南養護学校高等部清水分教室設置）																															
	幼児児童生徒数	小（14名）、中（8名）、高（6名）																															
	教職員数（職種）	清水養護学校36名（校長、教頭、教諭、養護教諭、講師） 福井南養護学校高等部清水分教室10名（教諭、講師）																															
	所在地 電話・ファックス URL	〒910-3623 福井県丹生郡清水町島寺68－33－3 Tel.：0776－98－3650 Fax.：0776－98－3453 http://www.shimizu-sh.ed.jp/																															
センター的機能に関する取り組み	実施しているセンター的機能の内容	1. 教育相談機能（○） 2. コンサルテーション機能（○） 3. 指導機能（○） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（△） 6. 研修機能（◎） 7. 施設設備開放（○） 8. その他（なし）																															
	本校のセンター的機能の特色	「一人一人を見つめ個を大切にしたい教育」という教育方針のもとに実践を進めてきた結果、地域への働き掛けや、地域と結びついた教育活動が必然的に生まれてきました。こうした教育現場の中から生まれた活動を積極的に推し進めていくうちに、在籍児童生徒以外への支援要請の声が地域の方からも生まれ、現在は、「障害児のライフステージを支える地域ネットワークづくり」という、本校を中心にしたネットワークを構築するための研究を重ねています。その結果現在では、居住地校交流の推進、地域の園・小学校への教育相談、行政や福祉施設と連携した進路ネットワークづくり、地域の専門家を招いての授業実践、医療機関と連携した研修会、学校開放講座の実施など幅広く、積極的に活動を展開しています。																															
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	<table><tr><td rowspan="6">校務部</td><td>部・学部・人数</td><td>センター的機能の機能分担</td></tr><tr><td>教務部（8名）</td><td>1, 2, 3, 4, 6</td></tr><tr><td>指導部（7名）</td><td>7</td></tr><tr><td>保健部（7名）</td><td>4, 6</td></tr><tr><td>図書・研究部（9名）</td><td>5, 6, 7</td></tr><tr><td>進路部（6名）</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">学部</td><td>庶務部（7名）</td><td>4, 5, 6, 7</td></tr><tr><td>小学部（21名）</td><td>5, 6</td></tr><tr><td>中学部（12名）</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="3">各種委員会</td><td>高等部（10名）</td><td>5</td></tr><tr><td>交流委員会（8名）</td><td>4, 5, 6, 7</td></tr><tr><td>健康・医療検討委員会（11名）</td><td>4, 6</td></tr><tr><td>パワーアップ事業推進委員会（15名）</td><td>すべての総括、運営委員で構成</td></tr></table> 本校では、センター的機能に関する校務分掌は特設していません。従来から置かれている各部、学部が「地域ネットワークづくり」という目標のもと右表のような機能を担って活動を進めています。なお、15年度は教育相談係4名のうち3名は教務部に、1名は図書研究部に配属されています。			校務部	部・学部・人数	センター的機能の機能分担	教務部（8名）	1, 2, 3, 4, 6	指導部（7名）	7	保健部（7名）	4, 6	図書・研究部（9名）	5, 6, 7	進路部（6名）	6	学部	庶務部（7名）	4, 5, 6, 7	小学部（21名）	5, 6	中学部（12名）	5	各種委員会	高等部（10名）	5	交流委員会（8名）	4, 5, 6, 7	健康・医療検討委員会（11名）	4, 6	パワーアップ事業推進委員会（15名）	すべての総括、運営委員で構成
	校務部	部・学部・人数	センター的機能の機能分担																														
		教務部（8名）	1, 2, 3, 4, 6																														
指導部（7名）		7																															
保健部（7名）		4, 6																															
図書・研究部（9名）		5, 6, 7																															
進路部（6名）		6																															
学部	庶務部（7名）	4, 5, 6, 7																															
	小学部（21名）	5, 6																															
	中学部（12名）	5																															
各種委員会	高等部（10名）	5																															
	交流委員会（8名）	4, 5, 6, 7																															
	健康・医療検討委員会（11名）	4, 6																															
パワーアップ事業推進委員会（15名）	すべての総括、運営委員で構成																																
教育相談	直通電話	なし																															
	受付・時間等	木曜日13：00～16：00（土・日曜、祭日、年末年始を除く） 相談内容、状況に応じて随時対応																															
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	福井県特殊教育センター研究紀要第19号に福井県特殊教育センター研究発表会の発表内容の要約が記載。																															
担当者からの一言	個を大切にしたい教育から生まれてきた地域へのさまざまな働き掛けが、本校の特徴です。 （笠島真須美）																																

学 校 概 要	学校名（学校種）		福井県立嶺南東養護学校（知・肢・病）	
	設置年月日／校長		平成10年4月1日 福岡俊孝（平成10年度）	
	幼児児童生徒数		幼（ 2名）、小（ 30名）、中（ 17名）、高（ 40名）	
	教職員数（職種）		78名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、非常勤講師、看護師、介助員）	
	所在地 電話・ファックス URL		〒919-1147 福井県県三方郡美浜町気山106 Tel. : 0770-45-1255 Fax. : 0770-45-1256 Reinanhigahi-sh.ed.jp	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 す る 取 組 み	実施している センター的機 能の内容		1. 教育相談機能 （△） 2. コンサルテーション機能 （○） 3. 指導機能 （－） 4. 情報提供機能 （△） 5. 実践研究機能 （△） 6. 研修機能 （◎） 7. 施設設備開放 （○） 7. その他 （－）	
	本 校 の セ ン タ ー 的 機 能 の 特 色		ー養護学校の持つ自閉症についての専門性の生かし方ー 「自分たちにできることは何か」を改めて考え、本校の子どもたち、ひいては校外の子ども たちにかえるような実践をすすめている。総合養護学校の本校教員1人1人が全ての障害に ついての専門性をもつのは困難であり、自分の得意とする分野をそれぞれが学べるような体 制作りをめざし、学校全体で様々な障害のニーズに答えられればと考える。本校には校外に 出向いて教育相談を請け負うような部署はまだない。それぞれの仕事との関連性を含め、校 務分掌の再編を検討中である。 本校には自閉症を伴わせもつ（またはその行動特徴をもつ）子どもの数が多い。一方教師は、初 任者や特殊教育免許を持たない人もいて、自閉症の子どもたちへの対応を「学びたい」と思っ ている。研修の希望も自閉症に関する物が多い。本校の教師にあるこのような状況は、他の 学校や関連施設なども同じではないかとかんじたことや、保護者も同じように悩み、具体的 な手だてを必要としているのではないだろうかということから、過去3年間自閉症に関する 取り組みを中心に行っている。	
	校内組織とセ ンタ ー 的 機 能 に関する校務 分掌・機能分 担(担当者数)		図書研究部2名がこの研究に携わる。	
	教 育 相 談	直通電話	なし	
		受付・ 時間等	木曜日 pm13:30~17:00	
	センター機能 に関する公表 資料（過去3 年間）		なし	
担当者からの一言		なし （高木 薫・長谷川直子）		

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井県立嶺北養護学校（知）	
	設置年月日／校長	昭和53年10月 1日 中井孝夫（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	小（ 65名）、中（ 40名）、高（ 79名）、訪（ 4名）	
	教職員数（職種）	153名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、講師、非常勤助助手、寄宿舍指導員、校務、調理、その他）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒910-0347 福井県坂井郡丸岡町熊堂3-36 Tel.: 0776-67-0100 Fax.: 0776-67-0099	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機 能の内容	1. 教育相談機能 (○) 2. コンサルテーション機能 (○) 3. 指導機能 (－) 4. 情報提供機能 (○) 5. 実践研究機能 (○) 6. 研修機能 (◎) 7. 施設設備開放 (○) 8. その他 (－)	
	本 校 の セ ン タ ー 的 機 能 の 特 色	ー地域の保育士・教員と共に学ぶ研修センターとしての取り組みー 本校では、平成14年度に相談部が設置され、校外からの教育相談の窓口の役割を担っています。就学に伴う相談、体験入学、学校見学会などの他、地域からの求めに応じて保育園や小学校への訪問相談も開始しました。 また、平成13年度より、夏季休業中に県外から講師を招いて「合同研修会」を行い、校区内の保育園・幼稚園、小・中学校、療育機関に案内して地域の保育士、教師の方々と共に研修と交流を深めています。併せて本校教育資源の展示や貸し出しも行い、養護学校を知ってもらい、利用してもらう機会になっています。また、各学部ごとに行っている交流活動、ボランティア講座の開催などを通して地域とのつながりを深めています。	
	校内組織とセ ンター的機能 に関する校務 分掌・機能分 担(担当者数)	●校内組織 学校長 — 教頭 — 教務部・指導部・進路指導部・保健部・図書研究部・渉外部・相談部・舎務部 ●センター的機能に関する校務分掌・機能分担 1 教育相談機能－相談部が担当 (相談部8名のうち3名が教育相談担当) 2 コンサルテーション機能－相談部が担当。 4 情報提供機能－相談部、進路指導部が担当 5 実践研究機能－図書研究部、各学部が担当 6 研修機能－図書研究部が担当ですが、平成14、15年度の合同研修会に関しては相談部 が中心になって企画・運営しました。 7 施設設備開放機能－渉外部、その他。	
	教育 相談	直通電話	なし
		受付・ 時間等	月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く）
担 当 者 か ら の 一 言	センター機能 に関する公表 資料（過去3 年間）	なし	
		教育相談に関しては、まだまだ件数は少なく、養護学校が何ができるかを考えながら1件1件手探りでを行っています。地域からの“求めに応える”ことを基本姿勢とし、無理せず少しずつ前進できればと思います。 (山田 摂雄・高橋 敏恵)	

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井県立福井南養護学校（知）	
	設置年月日／校長	平成49年4月1日 青木礼三（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（ 0名）、小（ 46名）、中（ 38名）、高（ 89名）	
	教職員数（職種）	150名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、非常勤助手、寄宿舎指導員、舎監、栄養士、調理員等）	
	所在地 電話・ファックス URL	（本 校）〒918-8034 福井県福井市南居町82 Tel. : 0776-36-7631 Fax. : 0776-36-7147 （分教室）〒910-3623 福井県丹生郡清水町島寺68-33-3 Tel. : 0776-98-3650 Fax. : 0776-98-3453	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容	1. 教育相談機能（○） 2. コンサルテーション機能（○） 3. 指導機能（－） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（○） 6. 研修機能（◎） 7. 施設設備開放（－） 8. その他（ ）	
	本 校 の セ ン タ ー 的 機 能 の 特 色	ー地域とのネットワークづくりをめざした取り組みー 本校は校区が広く児童生徒の居住地から離れているため、まず地域の人たちに本校の教育活動に知ってもらい理解啓発に努め、地域でのニーズや課題を見つけ、本校の教育資源を生かした活動を行っていく。主な活動として教育相談窓口の開設、学校案内（学校の教育活動を紹介した冊子）学校参観等を行った。また公開講座の案内を地域の幼稚園・小中学校・福祉関係などに配付して広報を行った。学校紹介のパネル展や児童生徒の作品展と児童生徒の居住地の施設や行事を活用した交流会で、地域の人たちとかかわる場を設けた。校内の子どもと保護者への対応を通して、医療や福祉などの関係機関と連携を取るようになっている。	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	14年度から教育相談部が設置され、校務分掌は教務部、図書・研究部、指導部、保健部、進路指導部、渉外部、教育相談部、舎務部に分かれている。センター的機能に関する活動を推進する業務は主に教育相談部が行っており、12名で担当している。部長は授業担当時間が軽減されているので、校外からの相談、地域の保育所や小学校を訪問して担当者と子どもへのかかわり方などを一緒に考える活動、地域の関係機関との協議会や市の就学指導委員会などへの参加は、主に部長が行っている。学校参観、体験入学、地域交流会、公開講座、地域での学校紹介や児童生徒作品展などの活動は、各担当者で企画して教育相談部員で運営しているので、機能ごとに役割を分担していない。実施に当たっては各学部や他の校務部の協力を依頼して進めている。教育相談部内での役割分担と他の校務部との連携や業務の分け方など校内の組織については今後の課題である。	
	教育相談	直通電話	なし
		受付・時間等	月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く）
担 当 者 か ら の 一 言	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	なし	
	担当者からの一言	センター的機能を果たしていくために校内に組織を作り、できることからまず始めることは大切である。始めたことから活動が広がり、どのように展開していくかを考えて対応するようになる。進めていく上で教職員の理解は必要で、担当者が得た地域の情報や活動状況などを伝えたり意見を交換したりしていくことをしなければならない。 （原口 典子・上田 康彦）	

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井県立嶺南西養護学校（知・肢・病・訪）小浜分校（知）		
	設置年月日／校長	平成9年10月7日 杉左近孝夫（平成15年度）		
	幼児児童生徒数	幼（ 1名）、小（ 24名）、中（ 15名）、高（ 25名）		
	教職員数（職種）	62名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、実習助手、講師、非常勤講師、介助員）		
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	所在地 電話・ファックス URL	〒917-0017 福井県小浜市羽賀67-49-1 Tel.：0770-52-7716 Fax.：0770-52-7710 （分校）小浜市深谷12-1-4 Tel.Fax.：0770-58-0409		
	実施している センター的機能 の内容	1. 教育相談機能 （△） 2. コンサルテーション機能 （○） 3. 指導機能 （△） 4. 情報提供機能 （○） 5. 実践研究機能 （－） 6. 研修機能 （○） 7. 施設設備開放 （◎） 8. その他（ ）		
	本校のセン ター的機能の 特色	本校は、6年前に福井県の若狭地区における総合養護学校として開校して以来、知的障害の他、病弱、肢体不自由児も受け入れ、文字通り障害種を問わない「総合」の養護学校として歩んできました。また、幼稚部から高等部まで開設しており、さらに訪問教育も実施しているため、センター的機能を実施する上では、あらゆるニーズに対応できる有利な環境にあります。したがって、幼児期から青年期まで（特に本校の卒業生には卒業後も3年間）地域の関係機関との連携を図りながら、障害児者とその保護者による多様なニーズに応えられる体制を作ろうと目下取り組んでいるところです。		
	校内組織とセン ター的機能に 関する校務分 掌・機能分担 （担当者数）	校内体制 校長―教頭―相談部 教育相談機能 ― 相談部…電話・来校・出張による教育相談 相談検討委員会 〈考えられる各部の相談に関する内容〉 相談部… 障害児者全般 教務部… 就学に関すること 指導部… 生活指導に関すること 研究部… 障害児への関わりに関すること 進路部… 進路選択に関すること 保健部… 各種疾病等に関すること 庶務部… 地域との関わりに関すること 指導機能 ― 相談部 ― 幼稚園・保育所の子どもの指導 研究部 ― 特別な支援を必要とする子どもの担当者との相互の相談及び授業研修 コンサルテーション・実践研究機能 ― 相談部 ― 教育相談体系化推進事業連絡協議会参加 保健センター等の依頼による訪問教育相談（3才児健診） 進路部 ― 若狭地区障害者支援協議会共催 研修機能 ― 研究部 ― 講演会・研修会等の実施、および参加案内 情報提供機能 ― 相談部 ― 「教育相談だより」等の発行 保健部 ― 県内及び全国の教育・医療機関、各種施設等についての情報収集・公開 研究部 ― 専門図書や教材教具の貸し出し 情報委員会 ― ホームページの立ち上げ 設備提供機能 ― 庶務部 ― 校舎・体育館・校庭の開放 事務部		
教 育 相 談	直通電話	なし		
	受付・時間等	随時		
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	なし		
担当者からの一言		来年度から本格的に地域のセンター的機能を果たせるように、今年度ようやく校内体制を整えることができた。労働・福祉・医療・教育の各関係機関とのネットワークを活用して地域のニーズに応える実践をつみたい。 （大橋 導子）		

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井大学教育地域科学部附属養護学校（知）	
	設置年月日／校長	昭和46年4月1日 校長 荒井紀子（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（ 0名）、小（ 18名）、中（ 20名）、高（ 17名）	
	教職員数（職種）	30名（校長、副校長、副教頭、教諭、養護教諭、講師）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒910-0065 福井県福井市ハツ島町1-3 Tel.: 0776-22-6781 Fax.: 0776-22-6776	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容	1. 教育相談機能 (△) 2. コンサルテーション機能 (○) 3. 指導機能 (－) 4. 情報提供機能 (○) 5. 実践研究機能 (○) 6. 研修機能 (◎) 7. 施設設備開放 (◎) 8. その他 ()	
	本校のセンター的機能の特色	一地域の情報収集・提供を中心に展開する取り組み－ 教員数に余裕のない本校としては、本校の授業に差し支えない時間にできることとして、以下のような取り組みを中心に行っている。 ・本校は、福井大学の附属学校であり、大学と連携しやすい立場にあるため、「LD、ADHD、PDD」についての専門的な情報を地域に提供していく学習会を福井大学の教授とともに取り組んでいる。 ・地域の情報を在籍する児童・生徒の保護者にアンケートしたり、教員が地域に出向いたりして集め、それらをまとめ必要な人に情報として提供できるものを作成している。	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	教務部、教育相談係の3名が主に担当。しかし、3名ともセンター的機能に取り組むための空き時間等は一切ないため、長期休業中や放課後にできることで、センター的機能が果たせそうなことに取り組んでいる。また、教育相談係だけが関わるのではなく、本校の児童・生徒を軸にして、学校全体で、学校外の機関や団体との連携・情報収集に取り組むようにしている。	
	教育相談	直通電話	なし
		受付・時間等	特に時間等、決めていない。
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	特殊教育総合研究所プロジェクト 福井県グループ研究協力校 福井県特殊教育センター 研究発表（平成13年度） 子どもをとりまく社会資源マップ（平成13年度）	
担当者からの一言		本校では、今後も、教職員の増員が見込めず、センター的機能を果たすための状況は苦しい。ニーズに応じた機能を果たしていくには、人的な余裕が必要である。このような状況であるために、長期休業中や放課後等の時間を利用して出来ることに取り組みたい。その一つとして、外部からのニーズの高い教育相談学習会を継続していきたい。本校には通常学級での担任経験者が多く、本校の特徴として通常学級への支援がキーワードになるのではと考えている。その他、学校外の社会資源とつながり、情報を収集して、必要な人たちに提供できる体制を整えていきたいと思う。 (松田 啓子)	

学 校 概 要	学校名（学校種）	福井県立福井養護学校（肢）	
	設置年月日／校長	昭和42年1月1日 三田松一郎（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	小（28名）、中（18名）、高（19名）	
	教職員数（職種）	96名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、寄宿舍指導員、事務職員、栄養職員、調理、校務員、非常勤舎監、非常勤助手、医療的ケア支援員）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒910-0026 福井県福井市光陽3-2-33 Tel. : 0776-24-5194 Fax. : 0776-24-5198 http://www.fukui-sh.ed.jp	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機 能の内容	1. 教育相談機能（○） 2. コンサルテーション機能（△） 3. 指導機能（△） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（△） 6. 研修機能（○） 7. 施設設備開放（○） 8. その他（ ）	
	本校のセン ター的機能の 特色	一肢体に不自由のある人たちを支援する学校をめざした取り組みー 本校は、肢体不自由教育の専門校です。今まで培ってきた専門性を活かし、校内外の肢体に不自由のある人たちやその保護者、関係者たちへの支援を教育相談活動を中心に行っていきたいと考えています。また、専門校として外に向けての支援を行っていくためには、校内における教育活動を今後も一層充実させ、他機関とも積極的に連携しながら取り組んでいくことを大切にしたいと思っています。	
	校内組織とセン ター的機能に 関する校務 分掌・機能分 担(担当者数)	平成16年度より校務分掌見直し委員会が立ち上げられ、センター的機能を果たしていくための組織の再編成を図る予定です。平成17年度より新体制での学校運営を目指しています。現在は、教務部内に教育相談係が設けられています。担当者は、教務部長を含めて4人です(小学部低学年1名、高学年1名、中学部2名)。	
	教育 相談	直通電話	なし
		受付・ 時間等	随時 校外に出かける相談への対応日は主に火曜
担 当 者 か ら の 一 言	センター機能 に関する公表 資料（過去3 年間）	平成15年度福井県養護学校教育研究大会「教育相談」分科会にて発表	
		本校のセンター化を考えていく上で滝坂先生を招いての研修会を行いました。そのあとにこんな感想がありました。 「前衛で外に向けての取り組みをする教員と、その教員を支えるために後衛で校内の教育活動がんばる教員というように役割分担ができるといいですね。」 そんな教職員集団による学校作りをめざし、まずは教員一人一人が「自分はこれがしたい」（研修会での滝坂先生の言葉より）と積極的に自分の役割を意識できることを願っています。私は、他機関との連携による早期からの教育相談体制を充実させ、肢体に不自由のある子どもたち、その保護者を支えていくことができるようにしていきたいです。 （田辺みちよ）	

学校概要	学校名（学校種）	神奈川県立茅ヶ崎養護学校（知的障害・肢体不自由）	
	設置年月日／校長	平成11年4月1日 後藤誠一（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	小（ 48名）、中（ 32名）、高（ 67名）、施設訪問（ 5名）	
	教職員数（職種）	109名（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、講師、看護師）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒253-0083 神奈川県茅ヶ崎市西久保29-1 Tel. : 0467-57-5379 Fax. : 0467-57-5371 http://www4.ocn.ne.jp/~c-yougo/	
センター的機能に関する取り組み	実施しているセンター的機能の内容	① 教育相談機能（◎） ② コンサルテーション機能（◎） ③ 指導機能（－） ④ 情報提供機能（◎） ⑤ 実践研究機能（◎） ⑥ 研修機能（◎） ⑦ 施設設備開放（◎） ⑧ ボランティア養成 ⑨ 地域懇話会	
	本校のセンター的機能の特色	平成11年の開校時より、障害児・者の豊かな学びや暮らしを支える地域づくりを目的として、次の視点から活動を展開している。 ○地域の人々や関係機関と、共に考え協働する関係を作る ○養護学校や障害児教育をできるだけ多くの人に知ってもらう ○児童生徒・保護者・教職員および地域の人々が共に集う機会を設定する ○児童生徒の学習の場や機会を広く地域に求める ○本校の教育資源を地域に提供する ○本校の資源を生涯教育や余暇活動に提供する	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	①～⑨は、センター機能の内容	
	教育相談	直通電話	なし
センター機能に関する公表資料（過去3年間）	受付・時間等	月～金（土・日曜、祭日、年末年始を除く） 予約制：1こま75分	
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	・「地域における協働の試み」 肢体不自由教育159号（2003. 3月） ・「養護学校の教育相談活動」 養護学校の教育と展望129号（2003. 5月） ・「養護学校の教育相談室と小・中学校との協働」 文部科学時報（2003. 6月） ・「センター機能を促進する校内組織」 特別支援教育No.9（2003） ・「未来の養護学校を目指して」 発達障害研究25巻2号（2003. 8月）	
担当者からの一言		地域のニーズを積極的にキャッチし、できるだけニーズに応じようと努力する姿勢を持った学校が「開かれた学校」なのではないかと考えるに至った。5年間の取り組みを経て、様々な企画が展開し、数多くの地域の人々が本校の企画を利用している。ニーズは次のニーズを産んでいるが、ニーズの変化に対し柔軟性を保つことが今後の本校の課題かもしれない。 （瀬戸ひとみ）	

学 校 概 要	学校名（学校種）	長野県稲荷山養護学校（肢体不自由）	
	設置年月日／校長	昭和39年9月8日 一之瀬竹治（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（0名）、小（49名）、中（33名）、高（35名）計 117名	
	教職員数（職種）	98名（校長、教頭、舎監、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務長、事務、校用技師、介助技師、管理栄養士、給食技師）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒387-0022 長野県千曲市大字野高場1795 Tel.: 026-272-2068 Fax.: 026-261-3453 http://www.nagano-c.ed.jp/inayou/	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容	1. 教育相談機能（◎） 2. コンサルテーション機能（◎） 3. 指導機能（○） 4. 情報提供機能（○） 5. 実践研究機能（○） 6. 研修機能（○） 7. 施設設備開放（－） 8. その他（ ）	
	本校のセンター的機能の特色	専任相談員を中心としたスタッフの関係機関との連携による草の根的なきめ細かな訪問相談と支援	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	<pre> graph TD SC[学校評議員の会] --- SC1[校舎改築小委員会－校舎改築委員会] SC1 --- SC2[企画運営委員会] SC2 --- SC3[部会（小中高）] SC3 --- A[教育研究部] A --- A1["（研究推進委員会／研究担当者会）"] A --- A2["A指導部（国語・社会・生活／算数数学・理科／音楽／図工美術・技術家庭／保健体育・英語・道徳／自立活動／総合的な学習の時間）"] A --- B[B校務部] B --- B1[学校行事] B --- B2["保健・安全（保健／給食／安全・防災／施設・営繕・暖房・冷房／環境整備）"] B --- B3[生徒指導] B --- B4["各種教育（環境教育／就学指導／通学指導／人権・同和教育／交流教育／福祉・国際理解教育／視聴覚教育／情報教育／図書室教育／児童・生徒会活動）"] B --- B5[進路教育] B --- C[C庶務部（印刷・資料・記録／図書・教科書・文集）] B --- C1[舎務部－寮務主任・舎監－寄宿舎係－舎務会－舎職員会（事務部／指導部／研究部）] C1 --- SC4[諸委員会（入学選考委員会／入退舎検討委員会／就学指導委員会／医療的ケア検討委員会／学校自己評価委員会）] SC4 --- SC5[特別支援教育相談部 8（相談2／特別支援教育に関する研究2／研修2／情報の提供2）] SC5 --- SC6[学校衛生委員会／学校保健委員会／セクハラ相談窓口] SC6 --- SC7[事務長－事務部（庶務／会計／管財／栄養／介助）] SC7 --- SC8["PTA／同窓会／稲荷山医療福祉センター／教育会／長野県特殊教育連盟／教職員組合"] </pre>	
	教育相談 直通電話	なし（相談執務室内に内線及び外線可能の電話を設置）	
	受付・時間等	電話相談 月・水（土・日、祭日、年末年始を除く）午前10時～12時と午後2時～4時。 来校相談 火・木 午前10時～12時。 訪問相談 金 午前9時から12時。原則として上記の時間帯に実施。	
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	久保田 純（2003）：医療・福祉・教育が連携した相談支援体制を作る試み，発達障害研究第25巻，77-84	
担当者からの一言		平成16（2004）年度に向けて，上図の校内組織をセンター的機能と特別支援教育コーディネーター（仮称）の観点から再編成に取り組んでいる。（山岡・久保田）	

学 校 概 要	学校名（学校種）	熊本県立松橋養護学校（肢体不自由）	
	設置年月日／校長	昭和40年8月1日 桑原孝二（平成15年度）	
	幼児児童生徒数	幼（ ー名）、小（ 25名）、中（ 10名）、高（ 27名）	
	教職員数（職種）	98名（校長、教頭、事務長、教諭、養護教諭、実習教師、講師、非常勤講師、寄宿舎指導員、臨時寄宿舎指導員、事務職員、技師、栄養職員、非常勤調理員）	
	所在地 電話・ファックス URL	〒869-0543 熊本県下益城郡松橋町大字南豊崎252番地 Tel. : 0964-32-0729 Fax. : 0964-32-0565 http://www.edu-c-pref.kumamoto.jp/sh/matsuyo	
セ ン タ ー 的 機 能 に 関 する 取 り 組 み	実施している センター的機能の内容	1. 教育相談機能 (○) 2. コンサルテーション機能 (ー) 3. 指導機能 (○) 4. 情報提供機能 (○) 5. 実践研究機能 (ー) 6. 研修機能 (◎) 7. 施設設備開放 (◎) 8. その他 ()	
	本校のセンター的機能の特色	センター的機能の一つの部署で担うのではなく、学校全体で組織的に果たしていきたい、本校職員一人一人がセンター的機能を担っていききたいという本校なりの考えから、「センター的機能の分掌部による分担」を進めてきた。日常の業務とセンター的機能を結びつけて考えていったことによって、一定の成果を上げることができたと考える。 また本校の所在地である松橋町には、養護学校が3校設置されており、療育センターや授産施設・更生施設等の社会的資源を有している。それらの関係諸機関、あるいは地域の小・中学校等との連携を重視しながら、取り組みを進めてきた。	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)	本プロジェクト研究の担当であり、センター的機能の推進役となった研修部が中心となり、全分掌部で分担して取り組んだ。 <学校内部の充実> ○教務部；教育力向上を目指す役割 ○生活支援部；学校間交流と居住地校交流の推進 ○スクールパーク部；地域との連携 ○寄宿舎；寄宿舎行事等における地域との連携 <専門機関との連携> ○自立サポート部；福祉施設や就労関係機関との連携 ○健康安全部；医療・療育機関との連携 ○研修部；大学等の専門機関との連携 <対外的働きかけ> ○ICT部；HP等での本校の取り組みのアピール ○研修部；地域の小・中・養護学校等との連携	
	教育相談	直通電話	なし
		受付・時間等	随時受付
	センター機能に関する公表資料（過去3年間）	・「養護学校の教育と展望」第129号 ・平成15年度熊本県立松橋養護学校研究紀要	
担当者からの一言		本プロジェクト研究への参加は、本校の取り組みを見つめ直す大きな刺激となりました。ここで得た成果は、今後の「特別支援教育コーディネーター」の取り組み等と重ねながら、新たな時代の流れに対応する本校の歩みとして、さらに発展させていきたいと思っています。 (松本 英雄)	

学校概要	学校名（学校種）		兵庫県篠山市立篠山養護学校（肢体不自由）	
	設置年月日／校長		昭和49年4月1日 河南秀和（平成15年度）	
	幼児児童生徒数		幼（ 4名）、小（ 14名）、中（ 5名）、高（ 20名）	
	教職員数（職種）		65名（校長，教頭，教諭，養護教諭，臨時講師，事務職員，看護師，介助員，運転員，校務員）	
	所在地 電話・ファックス URL		〒669-2300 兵庫県篠山市沢田120番地の1 Tel.：079－552－5237 Fax.：079－552－6222 http://www.hyogo-c.ed.jp/~sasayama-yogo/	
センター的機能に関する取り組み	実施しているセンター的機能の内容		1. 教育相談機能（◎） 2. コンサルテーション機能（◎） 3. 指導機能（◎） 4. 情報提供機能（◎） 5. 実践研究機能（◎） 6. 研修機能（◎） 7. 施設設備開放（◎） 8. その他（ ）	
	本校のセンター的機能の特色		篠山市教育委員会との連携に基づき，市の関連機関や医療及び福祉機関と協力してチームアプローチによる教育相談ができる。また，市内の幼稚園及び小・中学校との教職員の人事交流によって，学校間の連携も密になり，研修への参加や情報の交換等を頻回に行っている。	
	校内組織とセンター的機能に関する校務分掌・機能分担(担当者数)		教育相談部（9人） 就学進路指導部（6人）	
	教育相談	直通電話	なし	
		受付・時間等	水・金（土・日曜，祭日，年末年始を除く） 予約制：1こま60分	
センター機能に関する公表資料（過去3年間）		なし		
担当者からの一言			地域の子ども達への支援を考えると，教育の分野からだけでなく，医療や福祉の分野も一緒になり，連携を深めながらの支援を行うことの必要性を強く感じる。このプロジェクト研究がその端緒となるよう，さらに取り組みをすすめていきたい。（福西 隆弘）	

ま と め

各機関による「センター的機能」への取り組みの成果と課題

このプロジェクト研究における実践的活動を通して明らかにしようとしたことは、本報告書の冒頭でも確認したように以下のような点にありました。

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理する。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について整理する。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズを整理する。
- (4) センター的機能を果たすための学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいかについて検討する。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件を検討・整理する。

これらの枠組みに基づいて、研究協力機関において、さまざまな取り組みをしてきたことが本報告書により確認することが出来ると思います。以下に、まとめて替えてこれらの研究の柱に基づいて、実践での成果と課題について整理しました。

(1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理すること

各研究機関の取り組みの中で、地域の社会資源を把握し、それらの資源の活用や連携協力を図っていくことはとくに重要なことですが、まずは、こうした社会資源の情報を収集し、整理しておかなければなりません。

こうした点について効率よく取り組めた例として、国や県、市などの事業に係わることにより社会資源を把握、整理した事例がありました。福祉や教育の分野では、障害児（者）の生活を支えていくために様々な事業が展開されています。例えば「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」は、文部科学省による委嘱事業ですが、「障害のある子どもに対する支援を行うためには、幼児期から学校卒業後にわたって、教育、福祉、保健、医療等が一体となって障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのための一貫した相談支援体制を整備することが必要である」という観点から、厚生労働省と緊密な連携を図り、平成13年度から実施されてきました。これは、文部科学省から委嘱を受けた教育委員会が福祉、保健、医療機関と連携して障害のある子どもの教育相談体系化の促進を図ることを目指して取り組まれてきたものですが、委嘱を受けた都道府県教育委員会は、本事業の実施事項等を検討するため運営会議を設置するとともに、複数の市町村をモデル地域として指定し事業の展開を図ることになっています。また、障害児（者）地域療育等支援事業は、施設の持つ専門機能を活用して、在宅の障害児（者）の生活を支えていくことを目的とし事業で、そこでは障害児の療育指導や、福祉に関するさまざまな相談に応じたり、各種福祉サービスを提供するための援助、調整が行われたりすることになっています。これは、昨年度に一般財源化されました。こうした事業にその一員として参加することにより、様々な社会資源を知ることができ、それを「センター的機能」の活動に役立てることができます。

長野県立稲荷山養護学校は、こうした教育相談体系化事業や障害児（者）地域療育等支援事業への関与を通して、学校としてのセンター的な機能の構築に取り組み、情報収集を進めることができました。福井県立嶺南西養護学校も、教育相談体系化事業を活用してセンター的機能を展開することができました。また、熊本県立松橋養護学校は、県地域事業の受託とセンター的機能の取り組みを結びつけて取り組んできました。大笹生養護学校も県の行う事業を積極的に活用してセンター的機能の拡充に努めました。このように国や県などの事業と連動することにより、地域にある社会資源を掘り起こし、関係を深めることが出来たという報告は、社会資源の整理という点で有効な方法であったことが理解できます。

(2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について

近年、教員の異動などにより、この専門性の維持発展が大きな課題となっていますし、盲学校では、児童生徒数の減少という側面からもこのことが大きな課題となっていますが、盲・聾・養護学校、特に盲学校、聾学校においては固有の専門性があり、学校にそのノウハウが蓄積されていました。こうした専門性は、学校内だけでなく、外部にも提供できるものがあります。こうした観点から、平塚盲学校では、相談支援委員会（必要に応じて設置される特別の委員会）を設置し、専任の担当者による校外支援を開始しました。福井ろう学校では、通常学級に在籍する聴覚障害の児童・生徒の増加に伴う支援ニーズの増大に着目し、聾学校のもつノウハウを小中学校に提供する取

り組みを展開してきました。また、嶺南東養護学校は、自閉症に特化した支援（コンサルテーション）の開発・実施をおこなってきました。こうした活動については、福井養護学校の展開が、特別なことを新たに開発するのではなく、「従来から行っている活動」を整理しなおすことで、「センター的機能」に十分に生かせるということを明らかにしてくれました。福井県立清水養護学校では、相談や指導のポイントを記録にして相手先に手渡すことでよりきめ細やかな対応をすることができました。また、茅ヶ崎養護学校は、ノウハウを直接提供するだけでなく、地域の小学校が個々に応じた対応を行うスキルと体制づくりができるよう支援をおこなうことができました。

このように特殊教育諸学校が、これまでの実践で培ってきた、障害児教育に係わるノウハウを学校として整理し蓄積して、責任を持って提供していくことは、センター的機能を認知し、この機能を信頼してもらうためにも大変大切なことだといえます。また、今後、多くの学校がセンター的機能を実践するようになってきますが、このノウハウの提供という点から考えると、それぞれの学校が持つノウハウを地域で効果的に生かしていくためには、それぞれの学校だけでセンター的機能を実施を考えるのではなく、近隣の特殊教育諸学校間がそれぞれが有するノウハウを提供し合って、役割分担して総合的に地域の支援に貢献できるように務めていくことが重要になってくるものと思われます。

（３）障害のある子どもや保護者、家族のもつ支援ニーズの整理

センター的機能で、地域で生活する障害のある子どもや保護者、家族を支援していくためには、当事者の持っているニーズを的確に把握する必要があります。とくに乳幼児期での対応は大切です。きちんとしたニーズを把握するためには、当事者を対象にニーズ調査を行ったり、ヒアリングを行ったりする必要があります。

早期から学齢期にいたる継続的な支援を通して就学期の保護者支援に取り組んだ事例（福井盲学校）や保健センターに出向いて、直接保護者の相談を受ける乳幼児相談会の実施によるニーズ把握を試みた事例（嶺南西養護学校、大笹生養護学校）などの報告がありました。

福井南養護学校では地域交流会を実施していますが、このように地域の子どもや保護者、家族などに接する機会を積極的に設けて、支援ニーズの把握、整理に努め、そのための支援体制作りを検討していくことが必要になってくるものと思われます。

（４）センター的機能を果たすための学校内システム、職員配置の検討について

研究協力機関においては、校内のシステムや職員配置などについても取り組んだ事例も報告されています。

平塚盲学校では、センター的機能を担当する目的で校内組織を整備し、小学部と高等部の教員が１名が週１日担当者として、相談支援活動に従事して取り組みました。大笹生養護学校では、センター的機能専任を２人配置するとともに必要に応じて全校職員資源を活用するという体制で取り組みました。茅ヶ崎養護学校では、専任の事業時数を軽減する対応を取りました。稲荷山養護学校では、特別支援教育相談専任を置き、部員１０名で対応する体制を整えました。嶺南西養護学校では、校務分掌の整理と部署間の関係を明確化することにより対応しました。また、清水養護学校では、対象児に合わせた担当者の選出等などにより全校的な対応を工夫しました。

地域のセンターとしての機能を果たしていくためには、外部へも柔軟に対応できる校内の組織の見直しが不可欠だといえます。上記に紹介した学校の取り組みなどが参考になるとおもわれます。

（５）他の社会資源とのネットワークの構築について

学校外の社会資源とのネットワークの構築については、十分な成果が得られた学校は少ないようです。その中でも、茅ヶ崎養護学校は地域ネットワークとしての役割を重視し、近隣の小学校、中学校と緊密な連携関係を築くことに努力した結果、他機関との連携を深めることが出来ました。大笹生養護学校では、「でかける相談」という形で保健センター等へ教員派遣するという形をとって、ネットワーク形成に努めました。市立養護学校は、設立母体と同じであることを活用して、市立関係機関と市内でのネットワークの形成を試みました。その他、教員だけでなく、地域の関係機関の職員などを対象とした研修会の開催を試みた学校も数校ありました。とくに清水養護学校では、研修会やボランティア養成講座などを利用することにより関係機関との連携に努めました。

高槻養護学校では、学校評議員制度を活用して地域の関係機関等との連携を深める努力をしました。福井大学附属養護学校は、大学の附属学校という立場から、センター的な機能の実践においても、大学の関係者や施設などの活用をはかりました。

（６）特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件について

これについては、研究協力機関ではさまざまな取り組みが展開されています。

とくに校務分掌を見直して、この機能を責任持って対応できるような部門を設けるようにした学校が多くありました。こうした学校では、「教育相談」の内容について整理し、「センター的機能」部門を明確に位置づけています。中には、「教育相談」の部門から「地域支援」などの名称でセンター的機能を担う部門を独立させた学校もありました（平塚盲学校、大笹生養護学校、松橋養護学校など）。

また、「専用スペース」を確保したり、専用の電話を設置した学校もありました。この機能を充実するためには、施設設備面での充実も無視できない点だと思われます。

さらに、センター的機能を支える活動として、従来からの在籍児童生徒だけを対象とした教育だけでなく、早期教育、乳幼児相談、通級指導教室など、在籍外の児童生徒への指導体制などが整備することに努力した学校もありました（旭川聾学校、大笹生養護学校など）。

管理職の果たす役割も大きいといえます。大笹生養護学校では、教員集団が主体的に機能を開発・実施するための側面からの支援を管理職が担うことで、この機能の充実を図ることが出来たと報告しています。

茅ヶ崎養護学校の実践では、日常の校内の活動に「センター的機能」を活かすという視点が大事だということを示してくれています。とくに、教材教具の紹介や貸し出しなどについては、日常的教育活動と連動して、その整備や整理に努めておくことが大変重要になってくるといえます。

地域の人々や関係者に、この機能を知ってもらうためには、宣伝活動も重要です。学校として、外部にアピールする取り組みも必要になってきます。福井養護学校ではホームページを利用しましたが、こうした活動も学校全体として取り組むことが不可欠なものと思われます。

その他に、各校の実践において、さまざまな工夫や配慮がなされていることの報告もありました。これらは、今後センター的な機能を本格的に実践しようとする学校にとって参考になる面が多くあると思われます。特徴的な工夫点について整理すると以下ようになります。

１）他の学校の実践やニーズの把握への努力

- 実践校視察等による情報収集（福井盲、嶺南西）
- 地域療育の実態調査実施によるニーズの把握（嶺南西）
- アンケートによるニーズ調査の実施（福井養護）
- 支援ニーズの聞き取り調査の実施（稲荷山）

２）地域での支援

- 子どもや家族が地域で自分たちのペースで暮らす援助（福井盲）
- 集団の中において適切な支援があれば個別の丁寧な関わりが可能である。（福井盲）
- 「私たちはこの子にっついて小学校に行くことはできません」（福井盲）

３）特殊性の排除

- 聴覚障害教育の特別な配慮事項のみ強調した子育てをしてしまうことを避ける（旭川聾）

４）教員の意識

- 学校教育に対する考え方を变える良い機会とする：ライフステージや地域という視点で考えなおすことの重要性（清水養護）
- 保護者からの居住地校交流の要望への対応、ボランティア活動への参加などを通して地域に出ていこうとする気持ちを育成（清水養護）

５）全校研修

- センター的機能の共通理解を図るための校内研修会の実施（松橋、嶺南西）

各校の実践における課題点

各学校の実践からは、センター的機能を本格的に実施していくにあたって検討していかなければならない課題点も多く示されました。校内の意識、学校全体としての取組、校内体制としての位置づけ、担当者の力量の向上、通級指導との関係、ネットワークの形成の観点からそれらを整理すると以下ようになります。

１）センター的機能への校内の反応

- 「在籍していない児童生徒の面倒を見るのか」という声。

○在籍している児童生徒に対する指導が教員としての本務であり、外部の相談や支援活動などは追加的なサービスと捉えられる。

○在籍児への教育活動がおろそかになってはいけないという不安の声が何回も話題にあがった。

2) 学校全体の対応の問題

○必要に応じて教科担当者や学部等と教育相談部と一緒に活動し、学校全体で対応が可能になるよう校内の理解を切望する。

○外部へのサービスの多くは組織的に対応するという姿勢が十分ではない。ニーズに応じてそれに関する専門的な知識を持った職員が分担する体制が必要になってくる。

○教育相談部の得た内容を学校全体の資源にすることが困難。

○分掌間のタイアップを図っていくこと。

○在籍外の児童生徒への指導機能を果たしていくためには、教育相談的対応では限界があり、制度としての通級指導教室が設置されスタッフが確保されることが必要になってくる。

3) 校内体制の位置づけ

○校内で位置づけ、地域に働きかけることをまだしていない。

○校務分掌に位置づけられていない。

4) 担当者の研修の必要性

○相談支援にあたる職員の研修機会が必要。

○教育相談を複数で担当することに拠る実践的な研修が必要。

○専門的な内容に関する研修の機会が必要である。とくにコンサルテーションの方法、カウンセリング技法についての研修機会が必要である。

5) 通級指導教室の位置づけ

○通級指導教室については、勤務体制、旅費・教材費、担当者の位置づけが不明確であり、整備が課題である。さらに、指導者の研修の機会、在籍校・市町村教委との連携も課題である。

○ネットワークの一員として気軽に相談できる存在として認識してもらう工夫。

○小中学校の支援にあたっては、市町村と県の垣根を低くする必要がある。

○心の拠り所としての通級指導教室の位置づけも大事ではないか。

6) ネットワークの形成

○個別あるいは個人的なネットワークからより確実な組織と組織のネットワークへといかに発展させていくか。

○教員全体の意識の向上が必要。

○養護学校間の連携・交流が必要。

○ネットワークの一員になること。

○センター的機能に関する活動評価が必要。

おわりに

研究協力校における「センター的機能」に関する実践について、各学校におけるセンター的機能への取組の特徴や障害種別の観点から見たときのセンター的機能への対応の特徴、さらには、「センター的機能」の各機能別にみた研究協力校の取組みの成果や課題点などについて整理しました。現在、多くの学校において、地域におけるセンター的機能の役割を果たすための体制作りが大きな課題になっていると思いますが、これから「センター的機能」を開発・実施しようとする盲・聾・養護学校において、あるいは既に様々な展開をしている学校において、本事例編で紹介した実践を参考にさせていただくことができれば幸いです。